

# 新潟県農林水産業総合振興事業

(補助金交付要綱・実施要領)

令和8年4月  
新潟県農林水産部



# 目次

## I 新潟県農林水産業総合振興事業費補助金交付要綱

1 要綱	3
2 別表	7
ア 別記 中山間地域の取り扱い	32
イ 付表	
付表1 地域振興関係法等に基づく地域指定の状況	33
付表2 特定農山村地域一覧	36
付表3 振興山村区域一覧	37

## II 交付要綱様式集

1 別記第1号様式 補助金交付申請書	39
別記第1号様式別紙	42
2 別記第1号様式の2 補助金変更交付申請書	43
3 別記第2号様式 補助金計画変更承認申請書	44
別記第2号様式別紙	47
4 別記第3号様式 事業中止（廃止）承認申請書	48
5 別記第4号様式 事業遂行状況報告書	49
別記第4号様式別表	50
6 別記第5号様式 事業実績報告書	51
別記第5号様式別紙	52
7 別記第6号様式 消費税等仕入控除税額報告書	55
8 別記第7号様式 補助金概算払請求書	57
別記第7号様式別表	58

## III 新潟県農林水産業総合振興事業実施要領

1 要領	61
2 別記	
ア 別記1 新規就農者育成促進	75
イ 別記2 中山間地域活性化対策	76
別表 中山間地域活性化対策事業対象地域一覧	78
ウ 別記3 リースの取扱いについて	81
3 別表1	
【I 経営体育成対策】	
(1) 農地所有適格法人育成促進	
ア 農地所有適格法人経営発展支援	84
イ 農地所有適格法人設立支援	88
(2) 新規就農者育成促進	90

<b>【Ⅱ 農林水産業の体質強化対策】</b>	
(1) 「新潟米」体質強化促進	94
(2) 優良種子生産体制整備支援	98
(3) 大豆・そば・麦生産促進	98
(4) 園芸生産促進	100
(5) 畜産振興促進	106
(6) 環境保全促進	
ア 水田土壌保全対策支援	110
イ 畜産環境美化支援	110
(7) 加工・直売促進	112
(8) 林業振興促進	114
(9) 水産振興促進	116
(10) 再生可能エネルギー利活用促進	118
<b>【Ⅲ 中山間地域活性化対策】</b>	
(1) 継続的農林業生産体制整備促進	
ア 小規模基盤整備支援	120
イ 地域農林業生産体制整備支援	122
(2) 地域資源型ビジネス促進	
ア 多面的機能増進活動支援	124
イ 地域資源活用支援	126
(3) 定住促進	128
<b>【Ⅳ 農山漁村活性化対策】</b>	
(1) ふれあい・グリーン・ツーリズム促進	130
(2) 森林総合利用促進	132
(3) 漁村環境整備促進	134
<b>【Ⅴ 特認】</b>	
(1) 多角化・複合化経営発展支援	136
(2) 多様な米づくり推進総合支援	
ア 非主食用米多収穫・コスト低減推進支援	138
イ 非主食用米作業受託体制整備支援	140
(3) 鳥獣被害対策・利活用促進	142
(4) みどりの飼料作物水田活用支援	144
(5) スマート技術導入加速化支援	
ア みどり園芸スマート産地形成支援	146
イ 中山間地域スマート技術導入支援	146
(6) 省エネルギー対応条件整備支援	
ア 省エネルギー対応農業生産条件整備支援	148
イ 水産施設等省エネルギー対策整備支援	148
(7) 環境保全型農業支援	150
(8) 酪農省力化機械の導入支援	152
4 別表2 対象機械・施設等一覧	154
5 別表3 事業費の範囲・該当様式・担当課	168

6	別表4 書類の提出先・提出部数及び事務処理系統	170
---	-------------------------	-----

#### IV 実施要領様式集

1	様式1号 事業実施申請書	172
	様式1号別記	173
2	様式2号 実施設計概要書	174
	<参考1、参考2>実施（変更又は出来高）設計概要書様式	175
3	様式3号 認定前着手届	178
4	様式4号 しゅん工報告書	179
5	様式5号 機械・施設等管理台帳	180
6	様式6号 推薦書	181
	様式6号別記	182
7	様式7号 新規就農者育成促進意見書（農業委員会長）	183
8	様式8号 新規就農者育成促進意見書（農業協同組合長）	184
9	様式9号 やるき農家支援型実施計画認定申請書	185
10	様式10号 リース事業主体の届出書	186
11	様式11号 概算事業費算定のための見積依頼書	187
	別紙見積書様式	188
12	様式12号 リース見積依頼書	189
13	事業計画書・事業達成状況報告書等様式	
	(1) 共通計画書	
	別記様式1号	190
	別記様式1号の2 共通計画書の添付資料	191
	(2) 個別表	
ア	別記様式2号 農地所有適格法人経営発展支援	196
	(参考様式1) 地域営農再編・強化計画	197
イ	別記様式3号 農地所有適格法人設立支援	199
ウ	別記様式4号 新規就農者育成促進	200
エ	別記様式5号 「新潟米」体質強化支援	202
	(参考様式2) コスト低減計画	204
	(参考様式3) 新潟米食味・品質基準ガイドライン に基づく地区産米の品質向上及び区分 集荷・販売実施計画書	205
	(参考様式4) 特色ある米生産販売拡大計画	206
オ	別記様式6号 優良種子生産体制整備支援	207
	(参考様式5) 種子場生産体制効率化等計画	208
カ	別記様式7号 大豆・そば・麦生産促進	209
キ	別記様式8号 園芸生産促進	210
	(参考様式6) 園芸生産促進（推進事業）	211
ク	別記様式9号 畜産振興促進	212
	(参考様式7) 飼料自給率向上計画	213

ケ	別記様式 10 号	水田土壌保全対策支援	214
コ	別記様式 11 号	畜産環境美化支援	215
サ	別記様式 12 号	加工・直売促進	216
シ	別記様式 13 号	林業振興促進	217
ス	別記様式 14 号	水産振興促進	218
セ	別記様式 15 号	再生可能エネルギー利活用促進	219
ソ	別記様式 16 号	小規模基盤整備支援	220
		(参考様式 8) 事業効果イメージ図	221
タ	別記様式 17 号	地域農林業生産体制整備支援	222
		(参考資料 9) 事業導入による生産組織の機械等の 利用及び農作業の変化	223
チ	別記様式 18 号	多面的機能増進活動支援	224
ツ	別記様式 19 号	地域資源活用支援	225
テ	別記様式 20 号	定住促進	227
ト	別記様式 21 号	やるき農家附表	229
ナ	別記様式 22 号	ふれあい・グリーン・ツーリズム促進	230
		(参考様式 10) 地域グリーン・ツーリズム構想	231
ニ	別記様式 23 号	森林総合利用促進	232
ヌ	別記様式 24 号	多角化・複合化経営発展支援	233
ネ	別記様式 25 号	多様な米づくり推進総合支援	234
		(参考様式 11) 非主食用米多収コスト低減実現計画	235
ノ	別記様式 26～27 号	鳥獣被害対策・利活用促進	236
		(参考様式 12) 鳥獣の捕獲・利活用・販売計画	238
ハ	別記様式 28 号	みどりの飼料作物水田活用支援	239
		(参考様式 13) 飼料作物水田活用計画	240
ヒ	別記様式 29 号	みどり園芸スマート産地形成支援	241
フ	別記様式 30 号	中山間地域スマート技術導入支援	242
ヘ	別記様式 31 号	省エネルギー対応農業生産条件整備支援	243
ホ	別記様式 32 号	水産施設等省エネルギー対策整備支援	244
マ	別記様式 33 号	環境保全型農業支援	245
ミ	別記様式 34 号	酪農省力化機械の導入支援	247
		(参考様式 14) 省力化機械の導入計画兼飼料自給率向 上計画	248

### (3) 共通添付資料

ア	共通添付資料 1	事業費積算内訳書	249
イ	共通添付資料 1-2	農業機械における補助対象事業費積算内訳書	250
ウ	共通添付資料 2	利用計画表	251
エ	共通添付資料 3	収支計画書(導入機械・施設名)	252
オ	共通添付資料 3-2	収支計画書(法人)	253
カ	共通添付資料 4	導入機械能力算出基礎表	254
キ	共通添付資料 5	機械・施設等の導入経緯	255

(4) 達成状況報告書

ア	別記様式 35 号 達成状況報告書	256
	(参考様式 15) 達成状況報告書に対する評価	258
イ	実績報告項目・達成率判断項目一覧	259



# I 新潟県農林水産業総合振興 事業費補助金交付要綱



# 新潟県農林水産業総合振興事業費補助金交付要綱

## (趣 旨)

第 1 知事は、農林水産業の総合的な振興を図るため、市町村若しくは知事が適当と認める団体等が行う別表に掲げる事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和 32 年新潟県規則第 7 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (交付基準)

第 2 この補助金は、別表に掲げる基準により交付するものとする。

## (交付条件)

第 3 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 経費の配分の変更（第 6 に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業の内容の変更（第 6 に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
- (5) 事業の完了により相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) この補助金により取得した資材・機材等を事業の完了によって処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (8) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、事業の完了後も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用又は運営を図らなければならないこと。
- (9) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の年度の翌年度から起算して 5 年間保管しておかなければならないこと。
- (10) 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。
- (11) 市町村は、事業主体に補助金を交付するときは、本要綱の規定に準ずる条件及び次に掲げる条件を付さなければならない。
  - ア 規則、本要綱、新潟県農林水産業総合振興事業実施要領に従うべきこと。
  - イ 事業により取得し又は効用の増加した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に

期間の定めが無い財産については期間の定めなく。)においては、知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国等が行っている制度融資から融資を受ける場合であつて、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により知事による補助金の交付の決定をもって知事の承認を受けたものとする。

(ア) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

(イ) 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと

ウ イによる知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

#### (交付申請書)

**第4** 規則第3条第1項の規定による交付申請書は、別記第1号様式のとおりとし、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

ただし、交付決定の変更を申請しようとする場合は、別記第1号様式の2の補助金変更交付申請書によるものとするが、第5の規定により補助金計画変更承認申請書を提出する場合は、これに代えることができるものとする。

2 前項の申請書を提出するに当たって、各事業主体において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合はこの限りではない。

#### (変更の承認申請)

**第5** 第3の(1)又は(2)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第2号様式による補助金計画変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

#### (軽微な変更の範囲)

**第6** 第3の(1)又は(2)に規定する軽微な変更は、別表に定めるとおりとする。

**（事業の中止又は廃止の承認申請）**

**第7** 第3の（3）の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式による事業中止（廃止）承認申請書を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の15日前までに知事に提出しなければならない。

**（事業が予定期間内に完了しない場合等の報告）**

**第8** 第3の（4）の規定により知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を、知事に提出しなければならない。

**（申請の取下げ）**

**第9** 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

**（状況報告）**

**第10** 規則第10条の規定による報告は、補助金の交付の決定に係る年度の11月30日現在において、別記第4号様式により事業遂行状況報告書を作成し、12月10日までに知事に提出して行うものとする。

ただし、第13の規定により概算払をする場合は、概算払請求書の提出をもって、代えることができるものとする。

**（実績報告書）**

**第11** 規則第12条の規定による実績報告書は、別記第5号様式のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出時期は、事業の完了の日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までとする。

ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

3 第4第2項ただし書きにより交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第4第2項ただし書きにより交付の申請を行い、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときには、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第6号様式による消費税等仕入控除税額報告書により、速やかに知事に報告するとともに、知事の納入通知を受けてこれを納付しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年5月31日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

**（取得財産の処分の制限）**

**第12** 規則第19条第4号に規定する財産は、事業により取得した価格が1件、500,000円以上の機械及び器具とする。

2 規則第19条第5号に規定する財産は、牛とする。

3 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間は、大蔵省令に定める耐用年数に相当する期間とする。

**（概算払）**

**第13** 概算払により補助金の交付を受けようとする場合は、別記第7号様式による概算払請求書を知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

**（書類の提出部数及び経由）**

**第14** この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、正副2部とする。

2 この要綱の規定により知事に提出する書類は、知事が別に定めるものを除き、所轄する地域振興局長を経由して提出しなければならない。

**（雑 則）**

**第15** この要綱に定めるもののほか、この補助金に関し必要な事項は別に定める。

**付 則**

この要綱は、令和8年4月1日し、令和8年4月1日から適用する。

別表  
I 経営体育成対策

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更	
			一般地域	中山間地域	経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 農地所有適格法人育成促進	(1) 農地所有適格法人経営発展支援	<p>・農地所有適格法人が、経営発展のための推進活動、機械整備及び施設整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・農業協同組合、民間リース会社及び第3セクターが、経営発展を行う農地所有適格法人に機械等のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の推進費等 5/10 以内</p> <p>機械整備 3/10 以内</p> <p>施設整備 4.5/10 以内 ※ うち機械 3/10 以内</p> <p>※直売及び地域食材活用飲食施設整備の場合は3/10以内</p>	<p>当該事業に要する経費の推進費等 5/10 以内</p> <p>機械整備 1/3 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内 ※ うち機械 1/3 以内</p> <p>※直売及び地域食材活用飲食施設整備の場合は1/3以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更</p> <p>2 リースにおける借受者の変更</p> <p>3 機械・施設等の新設又は廃止</p> <p>4 施行箇所の変更</p> <p>5 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更</p>
	(2) 農地所有適格法人設立支援	<p>・農業者等の組織する団体が、農地所有適格法人設立のための機械整備及び施設整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・設立1年以内の農地所有適格法人が、経営基盤の安定化を図るための機械整備及び施設整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 1/3 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内 ※ うち機械 1/3 以内 ※</p> <p>※直売及び地域食材活用飲食施設整備の場合は、一般地域3/10、中山間地域1/3以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更</p> <p>2 機械・施設等の新設又は廃止</p> <p>3 施行箇所の変更</p> <p>4 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更</p>	

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更	
			一般地域	中山間地域	経費の配分の変更	事業の内容の変更
2	新規就農者育成促進	<p>・市町村が、認定新規就農者における、事業主体及び支援対象者以外の者（以下、「第三者」という。）から継承する農業用機械・施設の取得、修繕、移設等の取組を推進するのに要する経費。</p> <p>・農業協同組合、民間リース会社及び第3セクターが、資本装備を行う認定新規就農者に機械等のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 1/3 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内</p> <p>うち機械 1/3 以内</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 5/10 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更</p> <p>2 リースにおける借受者の変更</p> <p>3 機械・施設等の新設又は廃止</p> <p>4 施行箇所の変更</p> <p>5 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更</p>

## Ⅱ 農林水産業の体質強化対策

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更	
			一般地域	中山間地域	経費の配分の変更	事業の内容の変更
1	「新潟米」体質強化促進	<p>・市町村が、「新潟米」のコスト低減に必要な機械、共同利用施設及び小規模な土地基盤の整備を行うのに要する経費。</p> <p>・農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合及び土地改良区が、「新潟米」のコスト低減に必要な機械、共同利用施設及び小規模な土地基盤の整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・農業協同組合が、「新潟米」コスト低減を行う認定農業者、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体及び第3セクターに機械のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・民間リース会社及び第3セクターが、「新潟米」コスト低減を行う認定農業者、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合及び第3セクターに機械のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・市町村が、消費者や実需者の求める食味・品質等を確保するために必要な機械・施設の整備を行うのに要する経費。</p> <p>・農地所有適格法人、農業者等の組織する団体及び農業協同組合が、消費者や実需者の求める食味・品質等を確保するために必要な機械・施設の整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・農業協同組合が、消費者や実需者の求める食味・品質等の確保を行う認定農業者、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体及び第3セクターに機械のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 3/10 以内</p> <p>施設整備 4.5/10 以内</p> <p>うち機械 3/10 以内</p> <p>基盤整備 4/10 以内</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 1/3 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内</p> <p>うち機械 1/3 以内</p> <p>基盤整備 4.5/10 以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更</p> <p>2 リースにおける借受者の変更</p> <p>3 機械・施設等の新設又は廃止</p> <p>4 施行箇所の変更</p> <p>5 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更</p>

		<p>・民間リース会社及び第3セクターが、消費者や実需者の求める食味・品質等の確保を行う認定農業者、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合及び第3セクターに機械のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>			
--	--	---	--	--	--

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更	
			一般地域	中山間地域	経費の配分の変更	事業の内容の変更
2 優良種子生産体制整備支援		<p>・全国農業協同組合連合会新潟県本部が、優良種子生産体制整備のための施設整備を行うのに要する経費。</p> <p>・採種組合及び種子場農業協同組合が、優良種子生産体制整備のための施設整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・農業協同組合が、優良種子生産体制整備を行う採種組合に機械のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・民間リース会社及び第3セクターが、優良種子生産体制整備を行う採種組合及び種子場農業協同組合に機械のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・民間リース会社及び第3セクターが、優良種子生産体制整備を行う全国農業協同組合連合会新潟県本部に機械のリースを行うのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 3/10 以内</p> <p>施設整備 4.5/10 以内</p> <p>うち機械 3/10 以内</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 1/3 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内</p> <p>うち機械 1/3 以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更</p> <p>2 リースにおける借受者の変更</p> <p>3 機械・施設等の新設又は廃止</p> <p>4 施行箇所の変更</p> <p>5 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更</p>

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更	
			一般地域	中山間地域	経費の配分の変更	事業の内容の変更
3	大豆・そば・麦生産促進	<p>・農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合及び第3セクターが、大豆・そば・麦生産のための施設整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・農業協同組合が、大豆・そば・麦生産を行う認定農業者、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体及び第3セクターに機械のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・民間リース会社及び第3セクターが、大豆・そば・麦生産を行う認定農業者、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合及び第3セクターに機械のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 3/10 以内</p> <p>施設整備 4.5/10 以内 うち機械 3/10 以内</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 1/3 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内 うち機械 1/3 以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更</p> <p>2 リースにおける借受者の変更</p> <p>3 機械・施設の新設又は廃止</p> <p>4 施行箇所の変更</p> <p>5 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更</p>

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更	
			一般地域	中山間地域	経費の配分の変更	事業の内容の変更
4	園芸生産促進	<p>・市町村が、園芸生産のための推進活動を行うのに要する経費。</p> <p>・農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合及び農業共済組合が、園芸生産のための推進活動を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・市町村が、園芸生産のための施設整備及び基盤整備を行うのに要する経費。</p> <p>・農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合、全国農業協同組合連合会新潟県本部、農業共済組合、土地改良区及び第3セクターが、園芸生産のための施設整備及び基盤整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費（鉄骨ハウス及びその附帯設備の整備は農地所有適格法人及び農業者等の組織する団体に限る。）。</p> <p>・農業協同組合が、園芸生産を行う認定農業者、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業共済組合及び第3セクターに機械等のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費（パイプハウス及びその附帯設備のリースは認定農業者、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体及び第3セクターに限る。）。</p> <p>・民間リース会社及び第3セクターが、園芸生産を行う認定農業者、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合、農業共済組合及び第3セクターに機械等のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費（パイプハウス及びその附帯設備のリースは認定農業者、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体及び農業協同組合に限る。）。</p>	<p>当該事業に要する経費の推進費等 5/10 以内</p> <p>機械整備 3/10 以内</p> <p>施設整備 4.5/10 以内 うち機械 3/10 以内</p> <p>基盤整備 4/10 以内</p>	<p>当該事業に要する経費の推進費等 5/10 以内</p> <p>機械整備 1/3 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内 うち機械 1/3 以内</p> <p>基盤整備 4.5/10 以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更</p> <p>2 リースにおける借受者の変更</p> <p>3 機械・施設等の新設又は廃止</p> <p>4 施行箇所の変更</p> <p>5 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更</p>

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更	
			一般地域	中山間地域	経費の配分の変更	事業の内容の変更
5	畜産振興促進	<p>・市町村、農業協同組合連合会、第3セクター及び畜産に係る事業協同組合が、畜産振興のための推進活動、施設整備及び基盤整備を行うのに要する経費。</p> <p>・農業法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合、土地改良区、第3セクター及び畜産に係る事業協同組合が、畜産振興のための推進活動、施設整備及び基盤整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・農業協同組合が、畜産振興を行う認定農業者、農業者等の組織する団体、農業共済組合及び第3セクターに機械等のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・民間リース会社及び第3セクターが、畜産振興を行う認定農業者、農業者等の組織する団体、農業協同組合、農業共済組合及び第3セクターに機械等のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・農業協同組合が、畜産振興を行う農業共済組合及び第3セクターに機械等のリースを行うのに要する経費。</p> <p>・民間リース会社及び第3セクターが、畜産振興を行う農業協同組合連合会、農業共済組合及び第3セクターに機械等のリースを行うのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の 推進費等 5/10 以内</p> <p>機械整備 3/10 以内</p> <p>施設整備 4.5/10 以内</p> <p>うち機械 3/10 以内</p> <p>基盤整備 4/10 以内</p>	<p>当該事業に要する経費の 推進費等 5/10 以内</p> <p>機械整備 1/3 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内</p> <p>うち機械 1/3 以内</p> <p>基盤整備 4.5/10 以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更</p> <p>2 リースにおける借受者の変更</p> <p>3 機械・施設等の新設又は廃止</p> <p>4 施行箇所の変更</p> <p>5 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更</p>

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更	
			一般地域	中山間地域	経費の配分の変更	事業の内容の変更
6 環境保全促進	(1) 水田土壌保全対策支援	<p>・農業協同組合が、水田土壌保全対策を行う認定農業者かつエコファーマー、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体に機械のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・民間リース会社及び第3セクターが、水田土壌保全対策を行う認定農業者かつエコファーマー、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体及び農業協同組合に機械のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の 機械整備 3/10 以内</p>	<p>当該事業に要する経費の 機械整備 1/3 以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更 2 リースにおける借受者の変更 3 機械・施設等の新設又は廃止 4 施行箇所の変更 5 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更</p>

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更	
			一般地域	中山間地域	経費の配分の変更	事業の内容の変更
6	(2) 畜産環境美化支援	<p>・市町村、第3セクター及び畜産に係る事業協同組合が、畜産環境美化のための推進活動及び施設整備を行うのに要する経費。</p> <p>・農業法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合及び第3セクターが、畜産環境美化のための推進活動及び施設整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・農業協同組合が、畜産環境美化を行う認定農業者、農業者等の組織する団体及び第3セクターに機械のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・民間リース会社及び第3セクターが、畜産環境美化を行う認定農業者、農業者等の組織する団体、農業協同組合及び第3セクターに機械のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・農業協同組合が、畜産環境美化を行う農業共済組合及び第3セクターに機械のリースを行うのに要する経費。</p> <p>・民間リース会社及び第3セクターが、畜産環境美化を行う農業協同組合連合会、農業共済組合及び第3セクターに機械のリースを行うのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の 推進費等 5/10 以内</p> <p>機械整備 3/10 以内</p> <p>施設整備 4.5/10 以内</p> <p>うち機械 3/10 以内</p>	<p>当該事業に要する経費の 推進費等 5/10 以内</p> <p>機械整備 1/3 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内</p> <p>うち機械 1/3 以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更</p> <p>2 リースにおける借受者の変更</p> <p>3 機械・施設等の新設又は廃止</p> <p>4 施行箇所の変更</p> <p>5 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更</p>

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更	
			一般地域	中山間地域	経費の配分の変更	事業の内容の変更
7	加工・直売促進	<p>・市町村、全国農業協同組合連合会新潟県本部、新潟県森林組合連合会、新潟県漁業協同組合連合会及び上記が主たる構成員となっている団体が、地場産販売促進のための機械整備及び施設整備等を行うのに要する経費。</p> <p>・農地所有適格法人、農林漁業者等の組織する団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、第3セクター及び上記が主たる構成員となっている団体が、地場産販売促進のための機械整備及び施設整備等を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の 推進費等 5/10 以内</p> <p>機械整備 3/10 以内</p> <p>施設整備 4.5/10 以内 ※ うち機械 3/10 以内</p> <p>※直売及び地域食 材活用飲 食施設整 備の場合 は3/10以 内</p>	<p>当該事業に要する経費の 推進費等 5/10 以内</p> <p>機械整備 1/3 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内 ※ うち機械 1/3 以内</p> <p>※直売及び地域食 材活用飲 食施設整 備の場合 は1/3以 内</p>	<p>次に掲げる変更 以外の変更</p> <p>事業費の30%を 超える増減 ただし、補助金 額に変更のない場 合は除く</p>	<p>次に掲げる変更 以外の変更</p> <p>1 事業主体の変 更</p> <p>2 機械・施設等 の新設又は廃止</p> <p>3 施行箇所の変 更</p> <p>4 機械・施設等 の設計単位ごと の事業量の30% を超える変更</p>

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更	
			一般地域	中山間地域	経費の配分の変更	事業の内容の変更
8	林業振興促進	<p>・市町村、新潟県森林組合連合会及び新潟県山林種苗協会が、林業振興のための施設整備及び基盤整備を行うのに要する経費。</p> <p>・林業者等の組織する団体、森林組合（特用林産物は農業協同組合を含む）、生産森林組合、認定事業主及び育成経営体が、林業振興のための施設整備及び基盤整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・農業協同組合が、林業振興を行う林業者等の組織する団体、森林組合、生産森林組合及び認定事業主に機械のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・民間リース会社及び第3セクターが、林業振興を行う林業者等の組織する団体、森林組合（特用林産物は農業協同組合を含む）、生産森林組合及び認定事業主に機械のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・農業協同組合、民間リース会社及び第3セクターが、林業振興を行う市町村及び新潟県森林組合連合会に機械のリースを行うのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 3/10 以内</p> <p>施設整備 4.5/10 以内 ※ うち機械 3/10 以内</p> <p>※直売施設整備の場合は3/10以内</p> <p>基盤整備 4/10 以内</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 1/3 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内 ※ うち機械 1/3 以内</p> <p>※直売施設整備の場合は1/3以内</p> <p>基盤整備 4.5/10 以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更</p> <p>2 リースにおける借受者の変更</p> <p>3 機械・施設等の新設又は廃止</p> <p>4 施行箇所の変更</p> <p>5 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更</p>

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更	
			一般地域	中山間地域	経費の配分の変更	事業の内容の変更
9	水産振興促進	<p>・市町村、新潟県漁業協同組合連合会、新潟県内水面漁業協同組合連合会、公益社団法人新潟県水産振興協会及び一般社団法人新潟県さけます増殖協会が、水産振興のための機械整備及び施設整備を行うのに要する経費。</p> <p>・漁業法人、漁業者等の組織する団体、農業協同組合、漁業協同組合及び第3セクターが、水産振興のための機械整備及び施設整備を行うのに要する経費に対して市町村が補助するのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 3/10 以内</p> <p>施設整備 4.5/10 以内 ※ うち機械 3/10 以内</p> <p>※直売及び地域食材活用飲食施設整備の場合は3/10以内</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 1/3 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内 ※ うち機械 1/3 以内</p> <p>※直売及び地域食材活用飲食施設整備の場合は1/3以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更</p> <p>2 機械・施設等の新設又は廃止</p> <p>3 施行箇所の変更</p> <p>4 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更</p>

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更	
			一般地域	中山間地域	経費の配分の変更	事業の内容の変更
10	再生可能エネルギー利活用促進	<p>・市町村、全国農業協同組合連合会新潟県本部、新潟県森林組合連合会、新潟県漁業協同組合連合会及び上記が主たる構成員となっている団体が、再生可能エネルギー利活用のための施設整備を行うのに要する経費。</p> <p>・農地所有適格法人、農林漁業者等の組織する団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、第3セクター、中山間地域担い手団体及び上記が主たる構成員となっている団体が、再生可能エネルギー利活用のための施設整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・農業協同組合が、再生可能エネルギー利活用を行う認定農業者、農地所有適格法人、農林漁業者等の組織する団体、森林組合、漁業協同組合及び第3セクターに機械のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・民間リース会社及び第3セクターが、再生可能エネルギー利活用を行う認定農業者、農地所有適格法人、農林漁業者等の組織する団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び第3セクターに機械のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・民間リース会社及び第3セクターが、再生可能エネルギー利活用を行う全国農業協同組合新潟県本部、新潟県森林組合連合会及び新潟県漁業協同組合連合会に機械のリースを行うのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 3/10 以内</p> <p>施設整備 4.5/10 以内 うち機械 3/10 以内</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 1/3 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内 うち機械 1/3 以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更</p> <p>2 リースにおける借受者の変更</p> <p>3 機械・施設等の新設又は廃止</p> <p>4 施行箇所の変更</p> <p>5 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更</p>

### Ⅲ 中山間地域活性化対策

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更	
			地区支援型	やるき農家支援型	経費の配分の変更	事業の内容の変更
1	(1) 継続的農林業生産体制整備促進	<p>・市町村が、小規模基盤整備を行うのに要する経費。</p> <p>・農業者（やるき農家支援型のみ）、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合、土地改良区、第3セクター及び中山間地域担い手団体が、小規模基盤整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	当該事業に要する経費の基盤整備 4.5/10 以内	当該事業に要する経費の1/3以上を市町村が補助する場合、当該事業に要する経費の基盤整備 1/6 以内	次に掲げる変更以外の変更 事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く	次に掲げる変更以外の変更 1 事業主体の変更 2 機械・施設等の新設又は廃止 3 施行箇所の変更 4 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更
	(2) 地域農林業生産体制整備支援	<p>・市町村が、地域農林業生産体制整備のための機械整備及び施設整備を行うのに要する経費。</p> <p>・農業者（やるき農家支援型のみ）、農地所有適格法人、農林業者等の組織する団体、農業協同組合、森林組合、第3セクター、及び中山間地域担い手団体が、地域農林業生産体制整備のための機械整備及び施設整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の機械整備 1/3 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内</p> <p>うち機械 1/3 以内</p>	<p>当該事業に要する経費の1/3以上を市町村が補助する場合、当該事業に要する経費の機械整備 1/6 以内</p> <p>施設整備 1/6 以内</p>	次に掲げる変更以外の変更 事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く	次に掲げる変更以外の変更 1 事業主体の変更 2 機械・施設等の新設又は廃止 3 施行箇所の変更 4 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更	
			地区支援型	やるき農家支援型	経費の配分の変更	事業の内容の変更
2	(1)	<p>・市町村が、多面的機能増進活動のための施設整備及び基盤整備を行うのに要する経費。</p> <p>・農業者（やるき農家支援型のみ）、農地所有適格法人、農林業者等の組織する団体、農業協同組合、森林組合、第3セクター、NPO法人及び中山間地域担い手団体が、多面的機能増進活動のための施設整備及び基盤整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	当該事業に要する経費の	当該事業に要する経費の	次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
			施設整備 5/10 以内 うち機械 1/3 以内 基盤整備 4.5/10 以内	を市町村が補助する場合、当該事業に要する経費の 施設整備 1/6 以内 基盤整備 1/6 以内		
	(2)	<p>・市町村が、地域資源活用のための推進活動、機械整備、施設整備及び基盤整備を行うのに要する経費。</p> <p>・農業者（やるき農家支援型のみ）、農地所有適格法人、農林漁業者等の組織する団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、第3セクター、中山間地域担い手団体、市町村・農協等の広域的協議会、上記が主たる構成員となっている団体及びNPO法人が、地域資源活用のための推進活動、機械整備、施設整備及び基盤整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	当該事業に要する経費の 推進費等 5/10 以内 機械整備 1/3 以内 施設整備 5/10 ※ 以内 うち機械 1/3 以内 ※直売及び地域食 材活用飲食施設整備の場合 は 1/3 以内 基盤整備 4.5/10 以内	当該事業に要する経費の 1/3 以上を市町村が補助する場合、当該事業に要する経費の 推進費等 1/6 以内 機械整備 1/6 以内 施設整備 1/6 以内 基盤整備 1/6 以内	次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
					事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く	1 事業主体の変更 2 機械・施設等の新設又は廃止 3 施行箇所の変更 4 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率	軽微な変更	
			地区支援型	経費の配分の変更	事業の内容の変更
3	定住促進	<p>・市町村が、定住のための施設整備及び基盤整備を行うのに要する経費。</p> <p>・農地所有適格法人、農林漁業者等の組織する団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び第3セクターが、定住のための施設整備及び基盤整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>施設整備 5/10 以内 うち機械 1/3 以内</p> <p>基盤整備 4.5/10 以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更</p> <p>2 機械・施設等の新設又は廃止</p> <p>3 施行箇所の変更</p> <p>4 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更</p>

#### IV 農山漁村活性化対策

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更	
			一般地域	中山間地域	経費の配分の変更	事業の内容の変更
1	ふれあい・グリーン・ツーリズム促進	<p>・市町村が、グリーン・ツーリズムのための推進活動、機械整備、施設整備及び基盤整備を行うのに要する経費。</p> <p>・農地所有適格法人、農林漁業者等の組織する団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、第3セクター、NPO 法人及び上記が主たる構成員となっている団体が、グリーン・ツーリズムのための推進活動、機械整備、施設整備及び基盤整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の推進費等 5/10 以内</p> <p>機械整備 3/10 以内</p> <p>施設整備 4.5/10 以内 ※うち機械 3/10 以内</p> <p>※直売及び地域食料活用飲食施設整備の場合は 3/10 以内</p> <p>基盤整備 4/10 以内</p>	<p>当該事業に要する経費の推進費等 5/10 以内</p> <p>機械整備 1/3 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内 ※うち機械 1/3 以内</p> <p>※直売及び地域食料活用飲食施設整備の場合は 1/3 以内</p> <p>基盤整備 4.5/10 以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の 30% を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更</p> <p>2 機械・施設等の新設又は廃止</p> <p>3 施行箇所の変更</p> <p>4 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の 30% を超える変更</p>

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更	
			一般地域	中山間地域	経費の配分の変更	事業の内容の変更
2	森林総合利用促進	<p>・市町村及び新潟県森林組合連合会が、森林総合利用のための機械整備、施設整備及び基盤整備を行うのに要する経費。</p> <p>・林業者等の組織する団体、森林組合及び生産森林組合が、森林総合利用のための機械整備、施設整備及び基盤整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 3/10 以内</p> <p>施設整備 4.5/10 以内</p> <p>うち機械 3/10 以内</p> <p>基盤整備 4/10 以内</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 1/3 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内</p> <p>うち機械 1/3 以内</p> <p>基盤整備 4.5/10 以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更</p> <p>2 機械・施設等の新設又は廃止</p> <p>3 施行箇所の変更</p> <p>4 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更</p>
3	漁村環境整備促進	<p>・市町村及び漁業協同組合連合会が、漁村環境整備のための機械整備及び施設整備を行うのに要する経費。</p> <p>・漁業者等の組織する団体、漁業協同組合及び第3セクターが、漁村環境整備のための機械整備及び施設整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 3/10 以内</p> <p>施設整備 4.5/10 以内 ※</p> <p>うち機械 3/10 以内</p> <p>※直売及び地域食材活用飲食施設整備の場合は3/10以内</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 1/3 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内 ※</p> <p>うち機械 1/3 以内</p> <p>※直売及び地域食材活用飲食施設整備の場合は1/3以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更</p> <p>2 機械・施設等の新設又は廃止</p> <p>3 施行箇所の変更</p> <p>4 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更</p>

## V 特 認

種目	細目	補助の対象となる経費	補 助 率		軽 微 な 変 更	
			一 般 地 域	中 山 間 地 域	経費の配分の変更	事業の内容の変更
1	多角化・複合化経営発展支援	<p>・農地所有適格法人等が、経営の多角化・複合化を図るための機械・施設整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 5/10 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内</p> <p>※直売及び地域食材活用飲食施設整備の場合は3/10以内</p> <p>なお、国庫補助事業と併せて事業を実施する場合は、国庫補助金と合わせて5/10以内となる率を上限とする。</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 5.5/10 以内</p> <p>施設整備 5.5/10 以内</p> <p>※直売及び地域食材活用飲食施設整備の場合は1/3以内</p> <p>なお、国庫補助事業と併せて事業を実施する場合は、国庫補助金と合わせて5.5/10以内となる率を上限とする。</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更</p> <p>2 機械・施設等の新設又は廃止</p> <p>3 施行箇所の変更</p> <p>4 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更</p>

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更	
			一般地域	中山間地域	経費の配分の変更	事業の内容の変更
2 多様な米づくり推進総合支援	(1) 非主食用米多収穫・コスト低減推進支援	<p>・農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合、第3セクターが、非主食用米のうち、加工・輸出・米粉用米の多収穫・コスト低減の取組に必要な機械、多収性品種の導入に伴う乾燥調製施設の増改築、フレコン対応など流通合理化に必要な機械・施設の整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・農業協同組合及び民間リース会社が、認定農業者等に非主食用米のうち、加工・輸出・米粉用米の多収穫・コスト低減の取組に必要な機械、フレコン対応など流通合理化に必要な機械のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	当該事業に要する経費の		次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
	(2) 非主食用米等作業受託体制整備支援	<p>・農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合、第3セクターが、非主食用米の生産に係る作業受託のために必要な機械・施設、多収性品種の導入に伴う乾燥調製施設の増改築、フレコン対応など流通合理化に必要な機械・施設の整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・農業協同組合及び民間リース会社が、認定農業者等に非主食用米の生産に係る作業受託のために必要な機械・施設、フレコン対応など流通合理化に必要な機械のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	当該事業に要する経費の		次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更	
			一般地域	中山間地域	経費の配分の変更	事業の内容の変更
3	鳥獣被害対策・利活用促進	<p>・市町村が、鳥獣被害防止及び捕獲鳥獣の利活用のための機械整備、施設整備を行うのに要する経費。</p> <p>・農地所有適格法人、農林漁業者等の組織する団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び被害防止対策協議会が、鳥獣被害防止及び野生鳥獣肉の利活用のための機械整備、施設整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	当該事業に要する経費の		次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
			機械整備 5/10 以内		事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く	1 事業主体の変更
			施設整備 5/10 以内			2 機械・施設等の新設又は廃止
						3 施行箇所の変更
						4 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更
4	みどりの飼料作物水田活用支援	<p>・農地所有適格法人、農業法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合、第3セクターが、稲WCS及び飼料作物の生産拡大と利用拡大のための機械・施設整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・農業協同組合が、稲WCS及び飼料作物の生産拡大と利用拡大を行う認定農業者、農業者等の組織する団体に機械等のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・民間リース会社が、稲WCS及び飼料作物の生産拡大と利用拡大を行う認定農業者、農業者等の組織する団体、農業協同組合に機械等のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	当該事業に要する経費の		次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
			機械整備 5/10 以内		事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く	1 事業主体の変更
			施設整備 5/10 以内			2 リースにおける借受者の変更
						3 機械・施設等の新設又は廃止
						4 施行箇所の変更
						5 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更	
			一般地域	中山間地域	経費の配分の変更	事業の内容の変更
5 スマート技術導入加速化支援	(1) みどり園芸スマート産地形成支援	・農業協同組合、農業者等の組織する団体及び農地所有適格法人が環境負荷低減の推進に向けて、資材投入の最適化や生産性向上を図るためのスマート農業機械の整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。	当該事業に要する経費の  機械整備 5/10 以内		次に掲げる変更以外の変更  事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く	次に掲げる変更以外の変更  1 事業主体の変更 2 機械の新設または廃止 3 施行箇所の変更 4 機械の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更
	(2) 中山間地域スマート技術導入支援	・農林業者等の組織する団体、農地所有適格法人及び農業協同組合が、地域一体で省力的、効率的な営農体制モデルを構築するためのデジタル機器等の整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費	当該事業に要する経費の  機械整備 5/10 以内		次に掲げる変更以外の変更  事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く	次に掲げる変更以外の変更  1 事業主体の変更 2 事業内容の新設又は廃止 3 施行箇所の変更 4 機械等の区分ごとの事業量の30%を超える変更

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更	
			一般地域	中山間地域	経費の配分の変更	事業の内容の変更
6 省エネルギー対応条件整備支援	(1) 省エネルギー対応農業生産条件整備支援	<p>・農地所有適格法人、農業者等の組織する団体が、農業経営における生産コストを低減し農業経営の継続を図るため、燃油使用量、電気使用量又は肥料費を低減するために必要な機械・施設の整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・農業協同組合、民間リース会社が、認定農業者等に燃油使用量、電気使用量又は肥料費を低減するために必要な機械のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 5/10 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 5.5/10 以内</p> <p>施設整備 5.5/10 以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更</p> <p>2 リースにおける借受者の変更</p> <p>3 機械・施設等の新設又は廃止</p> <p>4 施行箇所の変更</p> <p>5 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更</p>
	(2) 水産施設等省エネルギー対策整備支援	<p>・漁業法人、漁業協同組合、漁業者等の組織する団体が、漁業経営における生産コスト削減のために必要な省エネルギー機械・施設の整備に要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 5/10 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更</p> <p>2 機械・施設等の新設又は廃止</p> <p>3 施行箇所の変更</p> <p>4 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更</p>	

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更	
			一般地域	中山間地域	経費の配分の変更	事業の内容の変更
7	環境保全型農業支援	<p>・農地所有適格法人、農業者等の組織する団体及び農業協同組合が、みどりの畦畔づくり定着・拡大のための推進活動を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・市町村が、環境保全型農業のための施設整備を行うのに要する経費。</p> <p>・農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合及び農業共済組合が、環境保全型農業のための施設整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・農業協同組合が、環境保全型農業を行う認定農業者かつエコファーマー、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体及び農業共済組合に機械のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・民間リース会社及び第3セクターが、環境保全型農業を行う認定農業者かつエコファーマー、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合及び農業共済組合に機械のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の 推進費等 5/10 以内</p> <p>機械整備 5/10 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内 うち機械 5/10 以内</p>	<p>当該事業に要する経費の 推進費等 5/10 以内</p> <p>機械整備 5.5/10 以内</p> <p>施設整備 5.5/10 以内 うち機械 5.5/10 以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更</p> <p>2 リースにおける借受者の変更</p> <p>3 機械・施設等の新設又は廃止</p> <p>4 施行箇所の変更</p> <p>5 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更</p>

<p>8 酪農省力化機械の導入支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地所有適格法人、農業法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合、第3セクターが、酪農の飼養管理の省力化による生乳生産量の増加を図るための機械・施設整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</li> <li>・農業協同組合が、酪農の飼養管理の省力化による生乳生産量の増加を図る認定農業者、農業者等の組織する団体、農業協同組合に機械等のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</li> <li>・民間リース会社が、酪農の飼養管理の省力化による生乳生産量の増加を図る認定農業者、農業者等の組織する団体に機械等のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</li> </ul>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 5/10 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業主体の変更</li> <li>2 リースにおける借受者の変更</li> <li>3 機械・施設等の新設又は廃止</li> <li>4 施行箇所の変更</li> <li>5 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更</li> </ol>
---------------------------	--	--	--	---

注1) 補助率欄に記載の中山間地域については、別記に定める地域及び区域をいい、一般地域とは中山間地域以外の地域をいう。

注2) 「Ⅲ 中山間地域活性化対策」の補助率欄に記載の「地区支援型」及び「やるき農家支援型」は、新潟県農林水産業総合振興事業実施要領別記2に定めるとおりとする。

## 別 記（中山間地域の取り扱い）

- 1 補助率欄に記載の中山間地域とは、以下いずれかに該当する地域及び区域をいう。（付表1）
  - （1）特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき、特定農山村地域として公示された地域（付表1及び2）
  - （2）山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき、振興山村として指定された区域（付表1及び3）
  - （3）離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき、離島振興対策実施地域として指定された地域（付表1）
  - （4）過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項の規定に基づき、過疎地域として公示された市町村の区域（付表1）
  - （5）その他知事が必要と認める地域
- 2 その他知事が必要と認める地域
  - 1の（1）から（4）に該当しない地域及び区域であって、「中山間地域等直接支払制度」に基づく協定集落を主な受益とする地域
- 3 受益地が中山間地域と一般地域に跨っている場合の取り扱い

中山間地域の受益地は、原則として中山間地域内に設定することとする。ただし、広範囲な受益をもつ機械・施設等の導入や地域条件、営農条件により受益地が両地区に跨って設定される場合については、受益の過半を占める地域の補助率を適用する（農林水産部所管事業における中山間地域区分の「その他知事が必要と認める地域」の取り扱いについて（通知）農業第628号 平成14年3月8日）。
- 4 受益地が「中山間地域等直接支払制度」に基づく集落協定締結地区と不締結地区に跨った場合の取り扱い

機械・施設等の受益地のうち協定集落内農地の占める割合が過半を占める場合には中山間地域とみなし、中山間地域補助率を適用する（農林水産部所管事業における中山間地域区分の「その他知事が必要と認める地域」の取り扱いについて（通知）農業第628号 平成14年3月8日）。

付表1 (地域振興関係法等に基づく地域指定の状況)

振興局	市町村		区 分						
			特定農山村地域 (付表2参照)		振興山村区域 (付表3参照)		離島地域	過疎地域	
	旧市町村	全部	一部	全部	一部	全部		一部	
村上	村上市	村上市		○		△		◎	
		荒川町							
		神林村							
		朝日村		○		△			
		山北町		○		△			
	関川村		◎		◎			◎	
	粟島浦村		◎				◎	◎	
新発田	新発田市	新発田市		△					
		豊浦町							
		加治川村							○
		紫雲寺町							
	阿賀野市	安田町							
		京ヶ瀬村							
		水原町							
		笹神村							○
	胎内市	中条町							
		黒川村		○		○			○
	聖籠町								
新潟	新潟市	新潟市							
		新津市							
		白根市							
		豊栄市							
		小須戸町							
		横越町							
		亀田町							
		岩室村			△				
		西川町							
		味方村							
		潟東村							
		月潟村							
		中之口村							
		巻町			△		△		
	五泉市	五泉市			△				
		村松町			△		△		○
	阿賀町	津川町		◎			△	◎	
		鹿瀬町				△			
		上川村				△			
		三川村				○			

振興局	市 町 村		区 分						
			特定農山村地域		振興山村区域		離 島 地 域	過疎地域	
	旧市町村	全 部	一 部	全 部	一 部	全 部		一 部	
三 条	三 条 市	三 条 市							
		下 田 村		○		△			○
		栄 町							
	加 茂 市			△		△		◎	
	燕 市	燕 市							
		分 水 町							
		吉 田 町							
田 上 町									
弥 彦 村									
長 岡	長 岡 市	長 岡 市		△					
		中 之 島 町							
		越 路 町							
		三 島 町		△					
		山 古 志 村		○					○
		小 国 町		○					○
		与 板 町							
		和 島 村		△					○
		栃 尾 市		○					○
		寺 泊 町							○
		川 口 町		○		△			○
	見 附 市			△					
	出 雲 崎 町			△				◎	
	小 千 谷 市			◎					
魚 沼	魚 沼 市	堀之内町							
		小 出 町							
		湯之谷村		○		○		◎	
		広 神 村		○		△			
		守 門 村		○		○			
		入 広 瀬 村		○		○			
南 魚 沼	南 魚 沼 市	六 日 町							
		大 和 町		△		△			
		塩 沢 町		△		△			
	湯 沢 町			◎		△			
十 日 町	十 日 町 市	十 日 町 市		○					
		川 西 町		△					
		中 里 村		○		△		◎	
		松 代 町		○					
		松 之 山 町		○					
	津 南 町			△				◎	
柏 崎	柏 崎 市	柏 崎 市		○		△			
		高 柳 町		○					
		西 山 町		△					
	刈 羽 村								

振興局	市町村	区 分							
		特定農山村地域		振興山村区域		離島地域	過疎地域		
		全 部	一 部	全 部	一 部		全 部	一 部	
上越	上越市	旧市町村							
		上越市		△					
		柿崎町		△					○
		大潟町							
		安塚町		○					○
		浦川原村							○
		大島村		○					○
		牧 村		○					○
		頸城村							
		吉川町		△					○
		中郷村		△					○
		板倉町							○
		清里村		○					○
		三和村							○
	名立町		○		△			○	
妙高市	新井市		△		△		◎		
	妙高高原町		○		△				
	妙高村		△						
糸魚川	糸魚川市	糸魚川市				△			
		能生町	◎			△		◎	
		青海町				△			
佐渡	佐渡市	両津市		○					
		相川町		○					
		佐和田町		○					
		金井町							
		新穂村					◎	◎	
		畑野町		○					
		真野町							
		小木町							
		羽茂町		△					
		赤泊村		○					
県 計		24		17		2	19		
		6	18	1	16	2	12	7	

注1) 特定農山村地域：「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」に基づく特定農山村地域

振興山村区域：「山村振興法」に基づく振興山村

離島地域：「離島振興法」に基づく離島振興対策実施地域

過疎地域：「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく過疎地域

注2) ◎…市町村の全地域が指定されている地域

○…合併前の市町村の全地域が指定されている地域

△…一部地域が指定されている地域

注3) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法附則第5条における特別市町村については令和8年度末、特別特定市町村については令和9年度末までに間、経過措置として本事業における「中山間地域」とみなす。

付表 2 (特定農山村地域一覧)

市町村名	対象区域の範囲	市町村名	対象区域の範囲
村上市	旧村上市・朝日村・山北町 の全域	魚沼市	旧湯之谷村・広神村・守門村・入広瀬村の全域
関川村	全 域	南魚沼市	旧大和町の一部(東村)、旧塩沢町の一部(上田村)
粟島浦村	全 域		
新発田市	旧新発田市の一部(米倉村、赤谷村、中浦村)	湯沢町	全 域
		十日町市	旧十日町市・中里村・松代町・松之山町の全域、旧川西町の一部(仙田村)
胎内市	旧黒川村の全域	津南町	一部(外丸村、上郷村、秋成村)
新潟市	旧岩室村の一部(間瀬村)、旧巻町の一部(浦浜村)	上越市	旧安塚町・大島村・牧村・清里村・名立町の全域、旧柿崎町の一部(米山村)、旧吉川町の一部(源村)、旧中郷村の一部(矢代村)、旧上越市の一部(金谷村、桑取村)
五泉市	旧五泉市の一部(下条村)、旧村松町の一部(十全村)		
阿賀町	旧津川町・鹿瀬町・上川村・三川村の全域		
三条市	旧下田村の全域		
加茂市	一部(七谷村)		
長岡市	旧川口町・栃尾市・小国町・山古志村の全域、旧長岡市の一部(太田村、大積村)、旧三島町の一部(大津村)、旧和島村の一部(西越村)	妙高市	旧妙高高原町の全域、旧新井市の一部(平丸村、矢代村)、旧妙高村の一部(関山村、大鹿村、豊葦村)
		糸魚川市	旧糸魚川市・能生町・青海町の全域
見附市	一部(見附町、上北谷村)	佐渡市	旧両津市・相川町・佐和田町・畑野町・赤泊村の全域、旧羽茂町の一部(羽茂村)
出雲崎町	一部(出雲崎町)		
小千谷市	全 域		
柏崎市	旧柏崎市・高柳町の全域、旧西山町の一部(内郷村、石地町)	※ 令和2年4月1日現在 全域指定 6市町村 一部指定 18市町村 ※ 旧市町村は平成15年4月1日現在の市町村名 ( ) 内は昭和25年2月1日現在の町村名	

付表3 (振興山村区域一覽)

指定番号	指定年月日	区 域	
		市町村名 ※ H23.4.1 現在	旧 町 村 名
27	昭41.3.31	魚沼市(守門村)	須原村、上条村
28	〃	阿賀町(三川村)	三川村、下条村、揚川村
107	昭41.12.20	胎内市(黒川村)	黒川村
108	〃	魚沼市(湯之谷村)	湯之谷村
109	〃	村上市(朝日村)	舘腰村、三面村、高根村、塩野町村
217	昭42.12.15	三条市(下田村)	森町村、鹿峠村
218	〃	長岡市(川口町)	田麦山村
219	〃	魚沼市(入広瀬村)	入広瀬村
220	〃	上越市(名立町)	名立村
362	昭43.12.28	加茂市	七谷村
363	〃	魚沼市(広神村)	藪神村
364	〃	糸魚川市(能生町)	能生谷村、木浦村
365	〃	村上市(山北町)	中俣村、黒川俣村、下海府村
540	昭44.12.27	妙高市(新井市)	矢代村
541	〃	阿賀町(上川村)	東川村、上条村
542	〃	湯沢町	三国村、三俣村、神立村、土樽村
543	〃	十日町市(中里村)	倉俣村
544	〃	○ 関川村	関谷村、女川村
754	昭45.12.24	柏崎市	上米山村、鶴川村
755	〃	糸魚川市	上早川村、根知村、小滝村
756	〃	五泉市(村松町)	十全村、川内村
757	〃	阿賀町(鹿瀬町)	日出谷村、豊実村
758	〃	南魚沼市(塩沢町)	上田村
759	〃	南魚沼市(大和町)	東村
1009	昭47.2.3	新潟市(巻町)	浦浜村
1010	〃	阿賀町(津川町)	小川村、揚川村
1011	〃	妙高市(妙高高原町)	杉野沢村
1182	昭48.3.5	村上市	山辺里村、上海府村
1183	〃	糸魚川市(青海町)	歌外波村、市振村、上路村

注1) ○は全部山村

注2) 市町村名の( )内は合併前の対象市町村名

## Ⅱ 交 付 要 綱 様 式 集

# 令和 年度新潟県農林水産業総合振興事業費 補助金交付申請書

番 号  
令和 年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名  
代表者職氏名

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第 3 条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

## 記

別記第 1 号様式別紙による。

- 注 1) 「やるき農家支援型」の場合は、細目の欄に【 】書きで支援型を記入すること。
- 注 2) 地区名の欄に（ ）書きで一般地域、中山間地域の別を記入すること。
- 注 3) 施行箇所又は設置場所及び事業主体の欄には、具体的な正式名称を記入すること。
- 注 4) 事業内容及び事業量の欄には、整備する機械・施設等について、設計（見積）単位を基本に「○」で区分し、名称・構造（又は能力）・数量・規模（施設等の場合）の順に「・」で区切り記載すること。また、50万円以下の付属機、対象作物等は、必要に応じて適宜記載することとし、この場合は（ ）書きで記入すること。
- 注 5) 工期の欄には、着工及びしゅん工予定年月日を記載すること。
- 注 6) 「国補助金」には農地利用効率化等支援交付金等による国費活用額を記入すること
- 注 7) 備考欄には、事業主体ごとに消費税等仕入控除税額について、これを減額した場合は「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当無し」と、同税額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入すること。また、補助対象外事業費を含めた契約等を行っている場合は、補助対象及び対象外の事業費合計を「全体事業費」として記入すること。  
また、国補併用の場合は、「国補併用」と記入すること
- 注 8) 事業認定後、競争入札等による事業費の減額により、事業認定額以内で交付申請（以内申請）を行う場合は、備考欄に「以内申請理由別紙参照」と記入し、減額の理由と減額前後の事業費等を記載した以内申請理由書（任意様式）を添付すること。

## 2 収支予算

### (1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
県 補 助 金	円	円	円	円	
市 町 村 費	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

### (2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
県農林水産業 総合振興事業費	円	円	円	円	
県農林水産業 総合振興事業費 補 助 金	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

注1) 県農林水産業総合振興事業費欄は、市町村が事業主体である場合の事業費を記入すること。

注2) 県農林水産業総合振興事業費補助金欄は、市町村以外の団体が事業主体である場合に交付する補助金額を記入すること。

## 3 事業完了予定年月日

4 事業主体における消費税の納税対応状況確認表

事業主体名	予定の納税対応			確認	消費税等仕入控除税額		
	1	課税売上なし				該当なし	
	2	市町村の一般会計					
	3	免税事業者					
	4 納税義務者	(1) 簡易課税制度採用者					
		(2) 公共法人等で特定収入割合が5%超					
		(3) 一般の事業者 又は公共法人 等で特定収入 割合が5%以下	ア 課税売上割合が95%未満	(ア) 一括比例配分方式			含む
				(イ) 個別対応方式	a 共通用		
b 非課税売上用						該当なし	
c 課税売上用					あり		
イ 課税売上割合が95%以上							

注1) 資本金又は出資金が1千万円以上の新設法人は、設立当初の2年間は納税義務が免除されない。

注2) 「公共法人等」とは、市町村の特別会計、消費税法別表第3(※1)に掲げる法人又はみなし法人(※2)をいう。

※1 消費税法別表第3に掲げる法人(抜粋)  
財団法人、社団法人、土地改良区、農業共済組合

※2 みなし法人  
人格のない社団等のことで、法人でない社団(※3)又は財団で、代表者または管理人の定めがあるものをいう。

※3 法人でない社団とは、多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち、法人格を有していないもので、単なる個人の集合体ではなく、団体としての組織を有して統一された意思の下に、その構成員の個性を超越して活動するものをいう。

注3) 任意団体の場合は、みなし法人の適用を受けて団体名で法人税・消費税等の申告をしている場合を除き、損益を構成員に分配して個人が所得税・消費税等の申告をすることになる。従って、みなし法人でない場合は、構成員全員の確認が必要になる。

別記第1号様式別紙

1 事業の計画

事業の内容						工期			経費の配分					備考	
種目	細目	地区名	施行箇所 又は 設置場所	事業 主体	借受者	事業内容 及び 事業量	着手 予定 年月日	着工 予定 年月日	しゅん工 予定 年月日	総事業費 (A+B+C+D)	負担区分				
											国補助金 (A)	県補助金 (B)	市町村費 (C)		その他 (D)
										( )	( )	( )	( )	( )	
										( )	( )	( )	( )	( )	
										( )	( )	( )	( )	( )	
										( )	( )	( )	( )	( )	
										( )	( )	( )	( )	( )	
										( )	( )	( )	( )	( )	
										( )	( )	( )	( )	( )	
										( )	( )	( )	( )	( )	
合計										( )	( )	( )	( )	( )	

# 令和 年度新潟県農林水産業総合振興事業費 補助金変更交付申請書

番 号  
令和 年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名  
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった標記事業について、  
下記のとおり変更して実施したいので補助金 円を金 円に変更交付されたく、  
新潟県補助金等交付規則第 3 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

## 1 変更の理由

## 2 計画変更の内容

(以下別記第 1 号様式に準じて作成すること。)

注 1) 変更に係る事業実施地区を朱枠で囲むこと。

注 2) 変更事項ごとに変更後の計画を記載し、その上段に変更部分に係る当初計画を ( ) 書きで記載すること。

注 3) 変更設計概要書(設計図面含む。)は、新たに作成するものとし、設計説明書、経費内訳書及び工事雑費明細書に変更がある場合は、当該変更に係る部分について、その上段に ( ) 書きで当初計画を記載すること。

注 4) 事業毎に、変更の理由と変更前後の事業費・県補助金額等の内訳を記載した変更申請理由書(任意様式)を添付すること。

# 令和 年度新潟県農林水産業総合振興事業費 補助金計画変更承認申請書

番 号  
令和 年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名  
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった標記事業について、下記の理由により事業計画を変更したいので承認を受けたく、新潟県農林水産業総合振興事業費補助金交付要綱第5の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、これに伴う補助金 円の追加（減額）交付を併せて申請します。

## 記

### 1 変更の理由

### 2 計画変更の内容

別記第2号様式別紙による。

注1) 別記第1号様式に準じて作成すること。

注2) 変更に係る事業実施地区を朱枠で囲むこと。

注3) 変更事項ごとに変更後の計画を記載し（当初計画どおりの場合を含む）、その上段に変更部分に係る当初計画を（ ）書きで記載すること。

注4) 変更設計概要書（設計図面含む。）は、新たに作成するものとし、設計説明書、経費内訳書及び工事雑費明細書に変更がある場合は、当該変更に係る部分について、その上段に（ ）書きで当初計画を記載すること。

注5) 補助金の追加（減額）交付を必要としない場合は「なお書き」を削除すること。

注6) 事業毎に、変更の理由と変更前後の事業費・県補助金額等の内訳を記載した変更申請理由書（任意様式）を添付すること。

## 2 収支予算

### (1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
県 補 助 金	円	円	円	円	
市 町 村 費	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

### (2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
県農林水産業 総合振興事業費	円	円	円	円	
県農林水産業 総合振興事業費 補 助 金	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

注1) 県農林水産業総合振興事業費欄は、市町村が事業主体である場合の事業費を記入すること。

注2) 県農林水産業総合振興事業費補助金欄は、市町村以外の団体が事業主体である場合に交付する補助金額を記入すること。

## 3 事業完了予定年月日

4 事業主体における消費税の納税対応状況確認表

事業主体名	予定の納税対応			確認	消費税等仕入控除税額		
	1	課税売上なし				該当なし	
	2	市町村の一般会計					
	3	免税事業者					
	4 納税義務者	(1) 簡易課税制度採用者					
		(2) 公共法人等で特定収入割合が5%超					
		(3) 一般の事業者 又は公共法人 等で特定収入 割合が5%以下	ア 課税売上割合が95%未満	(ア) 一括比例配分方式			含む
				(イ) 個別対応方式	a 共通用		
			b 非課税売上用			該当なし	
			c 課税売上用			あり	
		イ 課税売上割合が95%以上					

注1) 資本金又は出資金が1千万円以上の新設法人は、設立当初の2年間は納税義務が免除されない。

注2) 「公共法人等」とは、市町村の特別会計、消費税法別表第3(※1)に掲げる法人又はみなし法人(※2)をいう。

※1 消費税法別表第3に掲げる法人(抜粋)  
財団法人、社団法人、土地改良区、農業共済組合

※2 みなし法人  
人格のない社団等のことで、法人でない社団(※3)又は財団で、代表者または管理人の定めがあるものをいう。

※3 法人でない社団とは、多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち、法人格を有していないもので、単なる個人の集合体ではなく、団体としての組織を有して統一された意思の下に、その構成員の個性を超越して活動するものをいう。

注3) 任意団体の場合は、みなし法人の適用を受けて団体名で法人税・消費税等の申告をしている場合を除き、損益を構成員に分配して個人が所得税・消費税等の申告をすることになる。従って、みなし法人でない場合は、構成員全員の確認が必要になる。

別記第2号様式別紙

1 事業の計画

事業の内容							工期			経費の配分				備考	
種目	細目	地区名	施行箇所 又は 設置場所	事業 主体	借受者	事業内容 及び 事業量	着手 予定 年月日	着工 予定 年月日	しゅん 工 予定 年月日	総事業費 (A+B+C+D)	負担区分				
											国補助金 (A)	県補助金 (B)	市町村費 (C)		その他 (D)
										( )	( )		( )	( )	
										( )	( )		( )	( )	
										( )	( )		( )	( )	
										( )	( )		( )	( )	
										( )	( )		( )	( )	
										( )	( )		( )	( )	
										( )	( )		( )	( )	
										( )	( )		( )	( )	
合 計										( )	( )		( )	( )	

# 令和 年度新潟県農林水産業総合振興事業 中止（廃止）承認申請書

番 号  
令和 年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名  
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった標記事業について、下記の理由により中止（廃止）したいので承認を受けたく、新潟県農林水産業総合振興事業費補助金交付要綱第7の規定により申請します。

### 記

- 1 補助事業の中止（廃止）の理由
  
- 2 中止（廃止）しようとする以前の遂行状況
  - (1) 事業
  - (2) 経費

#### ア 経費の支出状況

交 付 決定額	月 日 現在支出済額		残 額		支出予定額		中止（廃止）に 伴う不要額		備考
	補助事業に 要した経費	補助金の額	補助事業に 要した経費	補助金の額	補助事業に 要する経費	補助金の額	補助事業に 要する経費	補助金の額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	

#### イ 支出額及び支出予定額の明細

経費の配分	左の内訳費用	補助事業に 要する経費	補助金 の 額	補助事業に要する経費の支出基礎 (名称・数量・単価等)
		円	円	(支出済額と支出予定額に区分して記載すること)

# 令和 年度新潟県農林水産業総合振興事業 遂行状況報告書

番 号  
令和 年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名  
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった標記事業について、  
月 日現在の遂行状況を新潟県農林水産業総合振興事業費補助金交付要綱第10の規定によ  
り、下記のとおり報告します。

記

別記第4号様式別表による。

- 注1) 備考欄にCの内容を記入すること。  
注2) 地区名の欄に（ ）書きで一般地域、中山間地域の別を記入すること。  
注3) 「やるき農家支援型」の場合は、細目の欄に【 】書きで支援型を記入すること。

別記第4号様式別表

令和 年度新潟県農林水産業総合振興事業遂行状況調書（令和 年 月 現在）

種目	細目	地区名	施行箇所 又は 設置場所	事業 主体	借受者	事業内容 及び 事業量	実施計画 (交付決定) A		実施額 (契約額) B		今後の所要見込額 (未契約分) C		差 引 A-(B+C)		備考
							事業費	県補助 金	事業費	県補助 金	事業費	県補助 金	事業費	県補助 金	
							千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
合 計															

# 令和 年度新潟県農林水産業総合振興事業 実績報告書

番 号  
令和 年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名  
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった標記事業について、  
下記のとおり事業を実施したので、新潟県補助金等交付規則第12の規定により、その実績  
を報告します。

なお、併せて精算金 円の交付を請求します。

## 記

別記第5号様式別紙による。

- 注1) 補助金の精算交付が不要の場合は、「なお書き」を削除すること。
- 注2) 変更前の内容・金額を上段に（ ）書きで記載すること。
- 注3) 「やるき農家支援型」の場合は、細目の欄に【 】書きで支援型を記入すること。
- 注4) 地区名の欄に（ ）書きで一般地域、中山間地域の別を記入すること。
- 注5) 施行箇所又は設置場所及び事業主体の欄には、具体的な正式名称を記入すること。
- 注6) 事業内容及び事業量の欄には、整備する機械・施設等について、設計（見積）単位を  
基本に「○」で区分し、名称・構造（又は能力）・数量・規模（施設等の場合）の順に  
「・」で区切り記載すること。また、50万円以下の付属機、対象作物等は、必要に応じて  
適宜記載することとし、この場合は（ ）書きで記入すること。
- 注7) 工期の欄には、実際の着工及びしゅん工年月日を記載すること。
- 注8) 「国補助金」には農地利用効率化等支援交付金等による国費活用額を記入すること
- 注9) 備考欄には、事業主体ごとに消費税等仕入控除税額について、これを減額した場合は  
「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当無し」と、同税額が明らかでない場  
合には、「含税額」とそれぞれ記入すること。また、補助対象外事業費を含めた契約等  
を行っている場合は、補助対象及び対象外の事業費合計を「全体事業費」として記入す  
ること。  
また、国補併用の場合は、「国補併用」と記入すること

## 2 収支精算

### (1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
県 補 助 金	円	円	円	円	
市 町 村 費	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

### (2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
県農林水産業 総合振興事業費	円	円	円	円	
県農林水産業 総合振興事業費 補 助 金	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

注1) 県農林水産業総合振興事業費欄は、市町村が事業主体である場合の事業費を記入すること。

注2) 県農林水産業総合振興事業費補助金欄は、市町村以外の団体が事業主体である場合に交付する補助金額を記入すること。

## 3 事業完了年月日

4 事業主体における消費税の納税対応状況確認表

事業主体名	予定の納税対応			確認	消費税等仕入控除税額		
	1	課税売上なし				該当なし	
	2	市町村の一般会計					
	3	免税事業者					
	納税義務者	(1) 簡易課税制度採用者					
		(2) 公共法人等で特定収入割合が5%超					
		(3) 一般の事業者又は公共法人等で特定収入割合が5%以下	ア 課税売上割合が95%未満	(ア) 一括比例配分方式			含む
				(イ) 個別対応方式	a 共通用		
b 非課税売上用					該当なし		
c 課税売上用			あり				
	イ 課税売上割合が95%以上						
備考							

注1) 資本金又は出資金が1千万円以上の新設法人は、設立当初の2年間は納税義務が免除されない。

注2) 「公共法人等」とは、市町村の特別会計、消費税法別表第3(※1)に掲げる法人又はみなし法人(※2)をいう。

※1 消費税法別表第3に掲げる法人(抜粋)  
財団法人、社団法人、土地改良区、農業共済組合

※2 みなし法人  
人格のない社団等のことで、法人でない社団(※3)又は財団で、代表者または管理人の定めがあるものをいう。

※3 法人でない社団とは、多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち、法人格を有していないもので、単なる個人の集合体ではなく、団体としての組織を有して統一された意思の下に、その構成員の個性を超越して活動するものをいう。

注3) 任意団体の場合は、みなし法人の適用を受けて団体名で法人税・消費税等の申告をしている場合を除き、損益を構成員に分配して個人が所得税・消費税等の申告をすることになる。従って、みなし法人でない場合は、構成員全員の確認が必要になる。

注4) 実績報告を提出するにあたっては、消費税等納税対応状況を確認した資料等の名称を備考欄に記載すること。(仕入に係る消費税相当額について、これを減額した場合を除く。)

なお、実績報告の提出時に資料等で確認できなかった場合は、確認予定年月及び資料等の名称を記載し、消費税等仕入控除税額が確定したときには、速やかに要綱第11の4の手続きを行うこと。

別記第5号様式別紙

1 事業の実績

事業の内容							工期			経費の配分				備考	
種目	細目	地区名	施行箇所 又は 設置場所	事業 主体	借受者	事業内容 及び 事業量	着手 年月日	着工 年月日	しゅん工 年月日	総事業費 (A+B+C+D)	負担区分				
											国補助金 (A)	県補助金 (B)	市町村費 (C)		その他 (D)
										( )	( )	( )	( )	( )	
										( )	( )	( )	( )	( )	
										( )	( )	( )	( )	( )	
										( )	( )	( )	( )	( )	
										( )	( )	( )	( )	( )	
										( )	( )	( )	( )	( )	
										( )	( )	( )	( )	( )	
合計										( )	( )	( )	( )	( )	

# 令和 年度新潟県農林水産業総合振興事業 消費税等仕入控除税額報告書

番 号  
令和 年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名  
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった標記事業について、新潟県農林水産業総合振興事業費補助金交付要綱第11第4項の規定に基づき下記のとおり報告します。

## 記

1	新潟県補助金等交付規則第13条に基づく確定額 (令和 年 月 日付け地農第 号による額の確定通知額)	金	円
2	補助金の額の確定時における消費税等仕入控除税額	金	円
3	消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額（3－2）	金	円

注1) 記載内容の確認のため、以下の資料を事業主体別に添付すること。

なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・ 事業主体の消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・ 事業主体の付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額の計算表」の写し
- ・ 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・ 事業主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載  
[ ]

注2) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載  
[ ]

注3) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。  
なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・ 事業主体が免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 事業主体が簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・ 事業主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

# 令和 年度新潟県農林水産業総合振興事業費 補助金概算払請求書

番 号  
令和 年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名  
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった標記事業について、  
下記により金 円を概算払いによって交付されるよう請求します。

記

別記第7号様式別表による。

- 注1) この請求書により概算払いを請求するときは、知事が定めるところによること。  
注2) 概算払いの有無にかかわらず、交付決定を受けたすべての事業について記載すること。  
注3) 「やるき農家支援型」の支援型の場合は、細目の欄に【 】書きで支援型を記入すること。

別記第7号様式別表

令和 年度新潟県農林水産業総合振興事業費補助金概算払請求明細 (令和 年 月 現在)

種 目	細 目	事業 主体	借受者	事業費 A 円	交 付 決定額 B 円	既受領額		今回請求額		出来高		残 高 B-(C+D) 円	しゅん工 予定年月 日 円	備考
						金額C 円	C/B %	金額D 円	D/B %	事業費E 円	E/A %			
合 計														

# Ⅲ 新潟県農林水産業総合振興 事業実施要領



# 新潟県農林水産業総合振興事業実施要領

## 第1 趣 旨

新潟県農林水産業総合振興事業（以下「事業」という。）の実施については、新潟県補助金等交付規則（以下「規則」という。）及び新潟県農林水産業総合振興事業費補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領の定めるところによる。

## 第2 実施方針

- (1) 事業は、「新潟県総合計画」の実現に向けて実施するものとする。
- (2) 地域農業の持続的発展を図り、地域として最大の農業所得を確保する地域農業システムを確立するため、農業関係事業を実施する市町村は、「経営所得安定対策」の導入を契機とした地域営農体制づくりに積極的に取り組むものとし、原則として、「経営所得安定対策等実施要綱」に基づく「水田収益力強化ビジョン」及び「農業経営基盤強化促進法」に基づく「地域農業経営基盤強化促進計画」（以下「地域計画」という。）との整合を図るものとする。  
また、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定により認定を受けた者をいう。）及び農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者（以下「認定新規就農者」という。）の確保・育成と、経営体への経営発展支援に努めるものとする。
- (3) 補助金交付要綱別表「Ⅱ 農林水産業の体質強化対策」種目「1 「新潟米」体質強化促進」、「2 大豆・そば・麦生産促進」、「3 園芸生産促進」及び「5 環境保全促進」の作物生産に係る事業の受益農業者は、環境と調和のとれた農業生産を推進するため、「農業環境規範」に取り組むものとする。

## 第3 事業実施基準

### 1 実施基準

事業は、以下の対策を実施するものとし、対策別の実施基準は別表1に定めるところによる。

- (1) 経営体育成対策
- (2) 農林水産業の体質強化対策
- (3) 中山間地域活性化対策
- (4) 農山漁村活性化対策
- (5) 特認

### 2 事業区分

事業は、事業主体が自ら使用（管理委託等含む。）する機械・施設等の導入に対する助成（以下「補助」という。）と、リース契約に基づき認定農業者等（以下「借受者」という。）に貸し付けるために事業主体が導入する機械・施設等に対する助成（以下「リース」という。）とに区分して実施する。

### 3 地域区分

中山間地域とは、補助金交付要綱の別記（中山間地域の取り扱い）の1、2に該当する地域及び区域をいい、一般地域とは中山間地域以外の地域をいう。

#### 4 事業主体

事業主体は、別表1のとおりとし、この場合における「農地所有適格法人」、「農業法人」、「漁業法人」、「農林漁業者等の組織する団体」、「中山間地域担い手団体」、「第3セクター」及び「民間リース会社」については、以下のとおりとする。

なお、補助金交付要綱別表「Ⅲ 中山間地域活性化対策」における「農業者」については、別記2のとおりとする。

##### (1) 農地所有適格法人

農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人であって、農家3戸以上で組織するものとする。

ただし、農業に常時従事する者（農地法施行規則第9条の判定基準に該当するものに限る。）を1人以上含む非農家は、農家とみなすものとする。

なお、直売及び地域食材活用飲食施設整備においては、3戸未満の農地所有適格法人（常時従事者が3名以上おり、かつ、常時従事者のうち2名以上が構成員であること）を含む。

##### (2) 農業法人

以下の要件をすべて満たす法人とする。

ア 認定農業者であること。

イ 農業の売上高が法人の事業全体の売上高の過半を占めること。

ウ 農業に常時従事する者が、構成員数の過半を占める、あるいは全体の議決権の過半を占める等、当該法人の事業活動を実質的に支配すると認められること。

ただし、1戸1法人においては、農業に常時従事する者を1名以上雇用している法人に限るものとする。

なお、「農業の売上高」とは、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人に準ずるものとする。

##### (3) 漁業法人

以下の要件をすべて満たす法人とする。

ア 認定漁業者であること。

イ 漁業の売上高が法人の事業全体の売上高の過半を占めること。

ウ 漁業に常時従事する者が、構成員数の過半を占める、あるいは全体の議決権の過半を占める等、当該法人の事業活動を実質的に支配すると認められること。

ただし、1戸1法人においては、漁業に常時従事する者を1名以上雇用している法人に限るものとする。

なお、「漁業の売上高」とは、自ら漁獲又は養殖した水産物の売上高とする。

##### (4) 農林漁業者等の組織する団体

経営改善に意欲的な3戸以上の農林漁家が構成員に含まれている団体であって、当該農林漁家が構成員数の過半を占める、あるいは全体の議決権の過半を占める等、当該団体の事業活動を実質的に支配すると認められる以下に掲げる団体

ただし、ウについては、農業に常時従事する者（農地法施行規則第9条の判定基準に該当するものに限る。）を1人以上含む非農家は、農家とみなすものとする。

- ア 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項に規定する特定農業団体
- イ 当該事業内容について機械・施設等の共同利用、共同販売を行う有限責任事業組合（LLP）
- ウ 以下の要件をすべて満たす団体
  - （ア）代表者の定めがあること。
  - （イ）組織及び運営に関する規約が定められていること。
  - （ウ）農業生産振興に係る事業（補助金交付要綱別表「Ⅰ 経営体育成対策」、「Ⅱ 農林水産業の体質強化対策」種目「1 「新潟米」体質強化促進」、「2 大豆・そば・麦生産促進」、「3 園芸生産促進」及び「Ⅲ 中山間地域活性化対策」種目「1 継続的農林業生産体制整備促進」）については、当該団体の中心となる農業者は認定農業者（年度内に認定農業者となることが確実な者を含む。）、認定新規就農者、「人・農地プラン」に担い手として位置付けられている者又は「地域計画」に地域内の農業を担う者として位置づけられている者（年度内に位置付けられることが確実な者を含む。）であること。
- （5）中山間地域担い手団体
  - 業務執行役員のうち耕作又は養畜の事業に常時従事する者が 3 名以上おり、以下のア、イのいずれかに該当する法人とする。
  - ア 農地法等の一部を改正する法律付則第 14 条により経過措置を受ける特定法人
  - イ 中山間地域の農地を賃借している農地所有適格法人以外の法人のうち、認定農業者となっている者（年度内に認定農業者となることが確実な者を含む。）
- （6）第 3 セクター
  - 地方公共団体、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、農業協同組合 連合会、漁業協同組合連合会、森林組合連合会等が主たる構成員または出資者となっており、かつ、これらの者が当該事業活動を実質的に支配すると認められる法人に限るものとする。
- （7）民間リース会社
  - 以下のア、イに掲げる要件を満たすものとする。
  - なお、事業実施申請以前にリース会社の概要（様式 10 号）を知事に届け出ることとする。
  - ア 以下の要件にすべて該当すること。
    - （ア）リースを行ううえで必要な資力及び信用を有していること。
    - （イ）県内に本店、支店又は営業所のリース事業窓口があり、かつ、常駐の担当者が配置されていること。
    - （ウ）法人であること。
    - （エ）この事業に関する事務処理を円滑かつ適正に行うために必要な知識及び能力を有していること。
  - イ 以下の要件のうち、いずれかの要件に該当すること。
    - （ア）県の指定金融機関等として指定している金融機関が出資をし、連結決算対象であるリース会社であること。
    - （イ）農協系の金融機関、農業団体等が出資をしている系列リース会社であること。

- (ウ) 県農業機械商業協同組合が出資をしている系列リース会社であること。
- (エ) 農業機械メーカーが出資をしている系列リース会社であること。
- (オ) 他の農林水産業関係交付金又は補助事業（国又は県）において事業実績を持つリース会社であること。

## 5 借受者

借受者は、認定新規就農者、認定農業者（年度内に認定農業者となることが確実な者を含む。）、農地所有適格法人、農林漁業者等の組織する団体、農業協同組合、森林組合、生産森林組合、認定事業主（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年5月24日法律第45号）第5条第1項の規定により認定を受けた者をいう。）、育成経営体（「林業経営体の育成について」の一部改正等について（平成30年12月27日付け30林政経第408号林野庁長官通知）第3の規定により選定された者をいう。）、農業共済組合、全国農業協同組合連合会新潟県本部、農業協同組合連合会、新潟県森林組合連合会、新潟県農業共済組合連合会、新潟県漁業協同組合連合会、市町村又は第3セクターのうち補助金交付要綱別表で定める者とし、この場合における「農林漁業者等の組織する団体」及び「第3セクター」については4のとおりとする。

## 6 事業実施期間

事業の実施期間は、1年とする。

## 7 目的、内容及び採択基準

別表1及び以下の採択基準のとおりとする。

- (1) 機械・施設等の能力及び規模が、その目的、受益範囲、利用計画等から見て適正であり、かつ、過大なものでないこと。
- (2) 機械・施設等の管理及び運営に当たり、収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。
- (3) 施設等の設置に当たっては、令和4年1月7日策定の「建築物等における県産材利用推進に関する基本方針」を適用すること。
- (4) 木造施設等の設置に当たっては、原則として県産材（県内で生産された原木及びこれを原材料として加工された木材をいう。）を、延べ床面積1㎡当たり0.07㎡以上使用すること。

なお、畜舎、格納庫等開口部の大きい施設の設置及び古材を使用する場合、又は当該材の使用により施設の耐久性等に影響を及ぼす可能性があることと建築士等が認めた場合は、可能な限り県産材の利用に努めることとし、上記基準を適用しない。

- (5) 農林水産物加工・農林水産物等直売・地域食材を活用した飲食の各用途の施設・機械・器具等を整備する場合にあつては、取り扱う農林水産物等の仕入れ・販売等に関する計画が明らかとなっており、農地所有適格法人、農林漁業者等の組織する団体及び中山間地域担い手団体が事業主体の場合は、自ら栽培等する農林水産物等に地域内の農林漁業者が栽培等した農林水産物等を加えた原材料使用割合が過半となる計画であること。

また、市町村、農業協同組合等が事業主体の場合は、受益地区内の農林漁業者が栽培等した農林水産物等の原材料使用割合が過半となる計画であること。

(注) (5)において、地域とは、最大でも組織が所在する市町村及び耕作する農地が存在する市町村とする。

$$\text{農地所有適格法人等における原材料使用割合} = \frac{\text{自ら栽培等する農林水産物等} + \text{地域内の農林漁業者が栽培等した農林水産物}}{\text{農林水産物等総取扱量}}$$

## 8 事業費の範囲等

### (1) 補助金算定上限事業費及び下限事業費

別表3のとおりとする。

### (2) 補助対象事業費

補助対象とする事業費は、当該事業のため直接必要な工事費、実施設計費、工事雑費、機械器具購入費、その他別表2に定める範囲とする。

ただし、補助金交付要綱別表「Ⅲ 中山間地域活性化対策」のうち「やる気農家支援型」は、工事雑費を補助対象に含めないものとする。

### (3) 補助対象事業費の取り扱い

ア 工事雑費及び実施設計費（設計費及び監理料）の合計は工事費の6.5%以内とする。

また、工事雑費に係る補助の対象は現場監督補助員の賃金及び工事写真代とする。

イ 現場管理費及び一般管理費は「強い農業づくり交付金」の基準に準ずるものとする。

ウ パイプハウスの施工費については、原則として補助対象外とする。

ただし、パイプ径が31.8mm以上及び換気装置等を含むものについては、この限りでない。

## 9 補助対象機械・施設等

補助対象とする機械・施設等の範囲は、別表2及び以下のとおりとする。

### (1) 補助対象とする機械の範囲は、次の各号に該当するもの以外とする。

なお、補助金交付要綱別表「Ⅴ 特認」種目「5 スマート技術導入加速化支援」及び「6 省エネルギー対応条件整備支援」については、本項目の適用外とする。

ア 1台（機）当たり、500,000円未満の機械。

ただし、特産品加工用機械等、複数の機械の組み合わせにより機能を発揮する機械は、導入金額の合計額で500,000円未満の機械。

イ 林業用機械では以下に掲げる機械。

(ア) チェーンソー

(イ)刈払機

### (2) 共同利用機械は、効率かつ有効活用されるよう利用簿の整備、保管場所の特定などに留意し、実質的な個人利用機械とならないものであること。

### (3) 農業協同組合が事業主体で導入する機械（貸付を前提とした機械銀行方式又はリース用の機械を除く。）は、利用簿の設備、保管場所の特定などに留意し、特定の農業者に貸付ける機械とならないものであること。

- (4) 補助対象とする機械・施設等は、新品のもの又は新設、新築によるもののほか、既存施設及び資材の有効利用等の観点から見て、当該事業実施地区の実情に照らし適当と認められる場合には古品の使用や、増築、併設等もしくは合体又は古材の利用によるものを含むことができるものとする。特に施設の整備等に係る事業について、地域の実情に応じ、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、古材の利用又は直営施行を推進するものとする。この場合、古材については、新資材と一体的な施行及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。
- また、農業機械等の古品は原則的に以下のように扱うものとする。
- ア リースは対象外とする。
- イ 補助対象とする古品は、安全性及び使用管理を行う上に不都合がなく、耐用年数の残存年数が概ね5年以上のものとする。
- ウ 古品の購入価格は、経過年数、老朽及び損傷の度合い等を考慮して算出した額（償却額を差し引いた額。）を基礎とし、近傍類似における古品の通常の取引価格等を勘案して定める。
- (5) 農業機械用格納庫は、補助対象機械を収容し、かつ、当該機械と併せて設置する場合に限り補助対象とする。この場合、補助対象に係る床面積規模は、補助対象機械の全長・全幅を基礎に機械の間隔を考慮して算出し、機械の2倍以内の広さを基準とする。
- (6) 補助対象とする機械・施設は、原則として、耐用年数が概ね5年以上のものとする。
- (7) 既存機械・施設等の更新（当該機械・施設等の代替として、同種、同規模、同効用のものを再度整備するものをいう。）は事業の対象としないものとする。
- (8) 国庫補助事業で同一目的の支援を受けるもの及び自力もしくは他の助成によって実施中又は既に完了したものは、事業の対象にしないものとする。
- (9) 土地基盤整備は小規模な整備に限るものとし、原則として県単農業農村整備事業の基準に満たないものを対象とする。

## 10 その他の留意事項

- (1) 補助金交付要綱別表「Ⅰ 経営体育成対策」種目「2 新規就農者育成促進」については別記1により、「Ⅲ 中山間地域活性化対策」については別記2により実施するものとする。
- また、リースについては別記3により実施するものとする。
- (2) 事業は原則として直営施行又は請負施行によって実施するものとする。
- (3) 補助対象機械・施設等の契約
- 事業費決定に係る契約は、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合は、その理由を明確にし、3者以上による指名競争入札に付するものとする。
- ただし、事業主体又はリース借受者（以下「事業実施主体」という。）が農林漁業者等の組織する団体等であって、競争入札に付し難い事情がある場合は、その理由を明確にし、3者以上の関係業者から見積を徴収することにより、最低価格を提示した業者との契約ができるものとする。

(4) 農業機械の補助金額算定

農業機械の補助金額は、「導入価格×補助率」もしくは「メーカー希望小売価格×一定率×補助率」のいずれか低い額とし、「一定率」は以下のとおりとする。

支援対象者	対象機械	一定率
事業主体、リース借受者のいずれかが農業協同組合の場合	田植機（直播関連含む） トラクター（アタッチ含む）	80%
	コンバイン（汎用型含む）	82%
	その他農業機械	82%
上記以外 事業主体、リース借受者のいずれも農業協同組合でない場合	田植機（直播関連含む） トラクター（アタッチ含む） コンバイン（汎用型含む）	88%
	その他農業機械	92%

(注) 特殊機械（汎用型飼料収穫機等）は対象から除外する。

(5) 施設の区分等

ア 施設（ハウス含む）においては、建設工事（本体）と製造請負工事（機械）及び附帯設備に区分することとし、建設工事（本体）に関しては施設整備の補助率を適用し、製造請負工事等（機械）及び附帯設備については機械整備の補助率を適用する。

イ 既存施設にプラントを増設する等の製造請負工事については、機械整備の補助率を適用する。

(6) 事業の実施にあたり、関係法規等に係る許認可等が必要な場合は、事業主体等は、関係法規等の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

## 第4 事業実施の手続き

### 1 事業計画の作成

(1) 計画作成主体等

事業計画を作成する者は市町村とし、関係農林漁業者及び事業実施主体の自主的意見を尊重し、地域振興局の助言及び農林漁業団体等の協力を得て、別表3で示す事業計画書等を作成するものとする。

ただし、複数市町村に跨る広域的な取組みを行う場合等は、事業実施主体が作成することができるものとする（この場合、以下「市町村」を「事業実施主体」、「地域振興局」を「農林水産部関係課」と読み替えることとする。）。

(2) 目標年度

事業実施申請年度から3年（補助金交付要綱別表「Ⅰ 経営体育成対策」種目「1 農地所有適格法人育成促進」、「Ⅱ 農林水産業の体質強化対策」種目「1 「新潟米」体質強化促進」、「Ⅲ 中山間地域活性化対策」種目「1 継続

的農林業生産体制整備促進」細目「地域農林業生産体制整備支援」は5年、「I 経営体育成対策」種目「2 新規就農者育成促進」は経営開始後5年、補助金交付要綱別表「V 特認」種目「3 多様な米づくり推進総合支援」は申請年度から2年)を目標年度とする。

ただし、補助金交付要綱別表「I 経営体育成対策」種目「2 新規就農者育成促進」及び補助金交付要綱別表「V 特認」種目「6 省エネルギー対応条件整備支援」を除き、次年度春作業用水稲作業機等(5月末時点で利用が終了する機械等)の導入については、事業実施申請年度の翌年度から3年を目標年度とする。

## 2 事業計画の変更

認定された事業計画の変更のうち、次に掲げる重要な変更については、1に準じて事業計画書(変更)を作成し、3に準じて認定を受けるものとする。

- (1) 事業主体の変更、リースにおける借受者の変更
- (2) 機械・施設等の新設または廃止
- (3) 施行箇所の変更
- (4) 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更

## 3 事業実施の申請

市町村長は、事業実施申請書(様式1号)を所管の地域振興局を經由して知事に提出し、事業の認定を受けるものとする。

## 4 事業の着手

事業の着手は原則として当該事業計画の認定後とする。ただし、事業の性質、内容等により、早期着手を必要とする場合は、認定前着手届(様式3号)を所管の地域振興局(佐渡地域以外の水産関係にあつては水産課)に提出した上で着手するものとする。

この場合において、対象事業として認定されないときは自力事業とする。

なお、重要な変更についても同様な取り扱いとする。

## 5 実施設計概要書の提出

事業の認定を受けた市町村長は、実施設計概要書(様式2号)を事業の着工前に所管の地域振興局(佐渡地域以外の水産関係にあつては水産課)に提出した上で着工するものとする。

## 6 事業計画に基づく実施

事業は認定された事業計画に基づき、事業実施主体等がそれぞれ所定の手続きを経て実施するものとする。

## 7 管理・運営の適正化

市町村長は、事業計画に係る受益者の事業執行経費負担等について、同意書、議事録等を確認し、事業の実施並びに事業実施後の機械・施設等の管理及び運営の適正化を図るものとする。

## 第5 完了に伴う手続き

### 1 しゅん工報告

事業主体の長は、工事が完了したときは、速やかにしゅん工報告書（様式4号）を作成し、市町村長に提出するものとする。ただし、市町村が事業主体の場合は、所管の地域振興局（佐渡地域以外の水産関係にあつては水産課）に提出するものとする。

### 2 出来高確認

市町村長は事業主体からしゅん工報告書が提出されたときは、速やかに出来高確認を行い所管の地域振興局（佐渡地域以外の水産関係にあつては水産課）にしゅん工報告書を提出するものとする。

なお、しゅん工検査等において、必要と判断される場合は、手直し等の措置を指示し、事業の適正を期するものとする。

## 第6 関係書類等の整備

事業主体は、事業種目ごと及び事業箇所ごとに以下に掲げる関係書類等を整理保存しておくものとする。

### 1 直営事業の場合

- (1) 予算関係書類
- (2) 会計主要簿、現金出納簿
- (3) 会計補助簿
  - ア 分（負）担金徴収簿
  - イ 労務者出面簿
  - ウ 工事材料品受払簿
  - エ 事業日誌及び現場写真等
- (4) 受払証ひょう書類
  - 資材費、工事雑費、機械器具購入費等の証ひょう書には、正当債主の見積書、売買契約書、納品書、請求書、領収書等を添付し整備しておくこと。
- (5) 金銭出納は、原則として金融機関の口座を利用すること。
- (6) 一括整理された帳簿及び書類には、必ず原始記録を添付しておくこと。
- (7) 借入金のため金融機関に提出した書類（申込書、同添付書、借用証書、念証等）はすべて写しを作成して一括保存しておくこと。
- (8) 実施申請から実績報告に至るまでの往復文書
- (9) 実施設計書、出来高設計書
- (10) 管理規定又は利用規程
- (11) 財産管理台帳
- (12) 入札顛末書等

### 2 請負事業の場合

工事材料品受払簿等、直営事業の施工にのみ関係ある諸帳簿を除き、直営事業の場合に準じて整理保存するとともに、以下の書類及び簿冊等を備え付けておくものとする。

- (1) 請負契約締結の根拠となった議決書又は条例
- (2) 請負契約書
- (3) 工事材料検査簿

- (4) 工事完了通知書
- (5) 工事手直完了通知書
- (6) 工事取引書
- (7) 請負金の支払い及び領収関係を明らかにした証ひょう書類

## 第7 事業により整備した機械・施設等の管理運営等

事業で取得した機械・施設等は導入年度、事業名及び種目名等を明示し、常に良好な状態で管理し、その設置目的に即して最も効率的な運用を図るものとする。

また、被災等に備え、損害保険や園芸施設共済等の加入等に努めるものとする。

### 1 管理主体

- (1) 機械・施設等の管理主体は、原則として事業主体とする。
- (2) 事業主体が機械・施設等の適切な管理を図るため、その管理を委託する場合の相手方は、原則として当該市町村内の、別表1に記載された当該種目又は細目等の事業主体の範囲内とする。  
なお、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67条）第244条の2第3項に規定する指定管理者が、同法第244条の2第1項に規定する条例の定めるところにより施設を管理する場合には、当該指定管理者に管理させることができるものとする。
- (3) 事業主体は、処分制限期間内に機械・施設等の管理主体を変更しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

### 2 管理方法

- (1) 管理主体は、その管理する機械・施設等について、管理規程を定めるものとする。
- (2) 管理規程には以下の事項のうち機械・施設等の種類に応じ、必要な項目を定めるものとする。
  - ア 目的
  - イ 施設の種類、構造、規模及び型式
  - ウ 施設の所在地
  - エ 管理責任者
  - オ 利用者の範囲
  - カ 利用方法に関すること
  - キ 使用料に関すること
  - ク 施設の保全に関すること
  - ケ 施設の償却に関すること
- (3) 機械・施設等の減価償却については、機械・施設等の耐用年数内において減価償却額を定め、将来、当該機械・施設等を更新し永続的活用が行われるように留意するものとする。
- (4) 事業主体は、機械・施設等の管理の現状を明確にし、その効率的運用を図るため、管理運営日誌又は利用簿等を適宜作成し、整備するものとする。  
また、機械・施設等管理台帳（様式5号）を備え付けておくものとする。

### 3 財産処分等の手続き

事業主体の長は、機械・施設等について、その処分制限期間内に財産処分（事業の目的に反した使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保に供すること。）を行う場合は、市町村長の承認を受けなければならない。

市町村長は、当該申請の内容を承認するときは、あらかじめ、知事の承認等を受けなければならない。

### 4 増築等に伴う手続き

事業主体の長は、機械・施設等の移転、更新、増築、模様替え等を当該機械・施設等の処分制限期間内に行うときは、市町村長に届け出て、必要に応じその指示を受けるものとする。

市町村長は、当該機械・施設等の移転、更新、増築、模様替え等の必要性を検討するとともに、あらかじめ、知事に届け出て、必要に応じその指示を受けるものとする。

### 5 災害等の報告

(1) 事業主体の長は、機械・施設等が天災その他の災害等を受け、滅失又はき損したときは、直ちに市町村長に届け出るものとする。

(2) 市町村長は(1)の届け出があったときは、以下に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

ア 事業実施年度

イ 被災機械・施設等の概要

ウ 被害の概要

エ 損害見積価格及び復旧可能なものについては復旧見込額

オ その他

(3) 報告の後、当該機械・施設等の復旧が不可能と判断した場合には、3の手続きを検討するものとする。

## 第8 助 成

(1) 県は、毎年度予算の範囲内において、事業の実施に要する経費に対して助成を行うものとする。

(2) 補助率等は、補助金交付要綱によるものとする。

## 第9 報 告

(1) 市町村長は、事業実施計画に基づき目標年度までの毎年度、当該事業計画の達成状況（又は実績）を調査し、達成状況報告書（別記様式第35号）を調査年次の翌年度の5月末日までに所管の地域振興局を經由して農林水産部関係課に提出するものとする。

(2) 最終報告書において、達成状況（達成率）が70%未満の機械・施設等の事業主体の長（リースの場合は借受者）は改善計画を作成し、調査年次の翌年度の6月末日までに所管の地域振興局を經由して農林水産部関係課に提出するとともに、当該市町村における達成状況報告書の提出を5年間（補助金交付要綱別表「Ⅰ 経営体育成対策」種目「1 農地所有適格法人育成促進」、「Ⅱ 農林水産業の体質強化対策」種目「1 「新潟米」体質強化促進」、「Ⅲ 中山間地域活性化対策」種目「1 継続的農林業生産体制整備促進」細目「地域農林業生産

体制整備支援」、「I 経営体育成対策」種目「2 新規就農者育成促進」は7年間)まで延長するものとする。

なお、5年後の報告において、達成状況が改善されない場合は、再度改善計画を作成し提出するとともに、当該市町村における事業達成状況報告書の提出を延長するものとする。

ただし、農林水産部関係課との協議により、目標年度又は延長後の報告における達成状況(達成率)の70%未満となった理由が、天災地変その他事業実施主体の責に帰すべきものでないと認められた場合は、これらの規定に基づく措置をとることを要しない。

## 第10 指導推進体制

### 1 県の体制

県は、総合的指導体制を整備し、事業計画の樹立、事業の実施並びに事業実施後の機械・施設等の管理及び運営について、市町村への指導助言に当たるものとする。

### 2 市町村の体制

市町村長は、関係農林漁業団体を含む総合指導体制を整備し、事業計画の樹立、事業の実施並びに事業実施後の機械・施設等の管理及び運営について、事業実施主体への指導援助に当たるものとする。

なお、農業関係事業において市町村等が事業主体の場合は、機械・施設等の最終受益となる認定農業者の経営改善計画及び認定新規就農者の青年等就農計画が達成するよう特に留意する。

## 第11 その他事務取扱

### 1 事務取扱い及び事務処理方法

- (1) 事業に係る事務取扱いは、所管の地域振興局及び別表3に定める農林水産部関係課が行うものとする。
- (2) 事業実施にあたり市町村が提出する書類の種類、提出先及び提出部数並びに事務処理系統は、別表4によるものとする。

### 2 審査等

- (1) 市町村長から事業実施申請を受理した地域振興局(佐渡地域以外の水産関係にあつては水産課。)は、申請に係る各事業計画を審査し、申請に係る事業の推薦書(様式6号)を地域農政推進課に提出するものとする。  
審査にあたっては、効率的な執行の観点から、事業の必要性、計画の妥当性、事業規模、費用等からみた事業効果などに留意するものとする。
- (2) 地域振興局は実施設計概要書を審査し、事業実施申請等との整合を確認するものとする。
- (3) 地域振興局は、市町村長から提出されたしゅん工報告書を審査し、事業の履行を確認するものとする。  
なお、未精算額のある場合は、後日精算の確認を実施することとする。
- (4) 地域振興局は、市町村長から提出された達成状況報告書の内容を審査し、その評価を付して農林水産部関係課へ提出するものとする。

## 第12 雑 則

この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は別に定める。

### 付 則

改正後の要領は、令和8年4月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。



## 別記 1（新規就農者育成促進）

### 第 1 事業計画書の作成及び認定

この事業は青年等就農計画（農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 第 1 項により認定を受けた計画）の目標年次までに実施する 3 か年度以内の事業とし、年度ごとに、全体事業計画とそれに基づいた事業計画を作成し、認定するものとする。なお、その内容は青年等就農計画と整合性を図るものとする。

### 第 2 事業計画の申請

市町村長は、申請に当たっては、農業委員会長、農業協同組合長の意見書（様式 7 号、様式 8 号）を添付するものとする。

### 第 3 市町村助成

市町村長は、この事業の実施に際して、支援対象者の負担軽減を図るため、助成に努めるものとする。

### 第 4 補助対象及び事業費の範囲

- （1）国庫補助事業を優先的に活用し、国庫補助事業で支援対象とならない場合に限り、本事業の対象とする。
- （2）補助金算定上限事業費拡大の対象となるのは、園芸・畜産の導入・拡大及び経営の多角化の取組とする。

## 別記2（中山間地域活性化対策）

### 第1 一般事項

#### 1 対策の支援型と対象地域

- (1) 補助金交付要綱別表「Ⅲ 中山間地域活性化対策」は、その目的に応じて、「地区支援型」、「やるき農家支援型」の支援型で実施する。
- (2) 「地区支援型」の対象となる地域は、事業実施要領第3の3に掲げる中山間地域とする。
- (3) 「やるき農家支援型」の対象となる地域は、前項のほか、「農林統計に用いる農業地域類型区分のうち中間農業地域及び山間農業地域」のいずれかに該当する地域とする（別表（中山間地域活性化対策事業対象地域一覧）参照）。

支援型 \ 対象となる地域	4法指定地域（特農、振興山村、過疎、離島）	直接支払制度協定締結地域を主な受益とする地域	農林統計上の中間・山間農業地域（旧町村単位）
地区支援型	○	○	—
やるき農家支援型	○	○	○

※ 各支援型は「○」が付いたいずれかの地域に該当すること。

※ 4法指定地域とは、以下の地域のいずれかに該当する地域とする。

- ① 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72条）第2条第4項の規定に基づき、特定農山村地域として公示された地域
- ② 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき、振興山村として指定された区域
- ③ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項の規定に基づき、過疎地域として公示された市町村の区域
- ④ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき、離島振興対策実施地域として指定された地域

※ 農林統計上の中間・山間農業地域は、平成15年4月1日現在の旧市町村単位とする。

#### 2 各種振興計画との整合

補助金交付要綱別表「Ⅲ 中山間地域活性化対策」の実施に際しては、地域において策定される計画等「中山間地域等直接支払制度」に基づく「集落協定」、「経営所得安定対策等実施要綱」に基づく「水田収益力強化ビジョン」又は「農業経営基盤強化促進法」に基づく「地域計画」との整合を図るものとする。

### 第2 支援型別事項

#### 1 地区支援型

##### (1) 目的

中山間地域が抱える課題に柔軟に対応するとともに、継続的営農体制の構築や地域の特性を活かした農林水産業の振興、定住環境の整備など集落協定の実践等を総合的に支援し、個性と魅力ある農山村の形成を図る。

##### (2) 優先採択

事業採択に当たっては、集落協定に基づき、継続的営農体制の早期実現を図るための機械・施設等整備を優先的に採択するものとする。

(3) 事業主体

事業主体は別表1に記載のとおりとする。（「中山間地域担い手団体」については、要領第3の4参照。）

2 やるき農家支援型

(1) 目的

担い手育成と併せ、限られた農用地で最大限の所得確保が可能な高付加価値・高収益型農作物等を導入して高収益性の経営体を育成し、中山間地域農業の活性化を図るほか、遊休農地や効率的な利用を図る必要のある農地の耕作を促進し、区域内農業生産の維持増進を図る。

(2) 事業主体

事業主体は、以下のア、イのいずれかとする。

ア 次の(ア)～(オ)の要件をすべて満たしている農業者（1戸1法人を含む。）。

(ア) 中山間地域に居住していること。

(イ) 次のいずれかに該当するか、又は該当することが確実と見込まれること。

a 農業経営基盤強化促進法第12条に基づく農業経営改善計画認定農業者

b 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（以下「特定農山村法」）第5条に基づき、「農業経営の改善及び安定のための計画」を認定された農業者の組織する団体の構成農業者

(ウ) (イ)の計画に基づき、「新潟県特別栽培農産物等認証制度」もしくは「日本農林規格等に関する法律（JAS法）」に基づく認証を受けた農産物の生産、新規作物の導入又は生産方式の改善によって収益性の高い農業経営を行うと認められる農業者であること。

(エ) 農業主業の地域リーダーであること。

(オ) 遊休農地や遊休農地となるおそれのある農用地を賃借等によって解消（耕作）しているか、又は解消（耕作）する見込みのある農業者であること。

イ 要領第3の4に規定された中山間地域担い手団体のうち、耕作又は養畜の事業に常時従事する業務執行役員が1名又は2名の法人。

(3) 補助対象

補助対象は以下のとおりとし、市町村が事業費の一定率以上を補助する場合にその補助額の一部を助成するものとする。

ア 農業者については、次の目的を達成するのに必要な事業実施要領第3の8、9に定める機械、施設、基盤等の整備とする。

(ア) 「新潟県特別栽培農産物認証制度」若しくは「日本農林規格等に関する法律（JAS法）」に基づく認証を受けた農産物の生産・加工・販売

(イ) 新規作物の導入（生産方式の改善含む。）・加工・販売

イ 中山間地域担い手団体については、中山間地域の農地等において継続的な耕作等を実施するために必要な事業実施要領第3の8、9に定める機械、施設、基盤等の整備とする。

(4) 事業計画書の作成

事業を実施しようとする農業者及び中山間地域担い手団体は、市町村や農業団体の協力を得て事業計画書を作成し、申請書（様式9号）とともに市町村長に提出するものとする。

別表（中山間地域活性化対策事業対象地域一覧）

振興局	市 町 村		区 分		
			地区支援型	やるき農家支援型	備 考 (一部対象地域)
村上	村上市	旧市町村			
		村上市	◎	◎	
		荒川町			
		神林村			
		朝日村			
	山北町				
	関川村	◎	◎		
粟島浦村	◎	◎			
新発田	新発田市	新発田市	△	○	米倉村、赤谷村、中浦村
		豊浦町			
		加治川村	○	○	
		紫雲寺町			
	阿賀野市	安田町			
		京ヶ瀬村			
		水原町			
	胎内市	笹神村	○	○	
		中条町			
	聖籠町	黒川村	○	○	
新潟	新潟市	新潟市			
		新津市			
		白根市			
		豊栄市			
		小須戸町			
		横越町			
		亀田町			
		岩室村	△	△	間瀬村
		西川町			
		味方村			
		潟東村			
		月潟村			
		中之口村			
	巻町	△	△	浦浜村	
	五泉市	五泉市	△	△	下条村
		村松町	△	○	十全村、川内村
	阿賀町	津川町			
		鹿瀬町	◎	◎	
		上川村			
		三川村			

振興局	市 町 村		区 分		
			地区支援型	やるき農家支援型	備 考 (一部対象地域)
		旧市町村			
三 条	三 条 市	三 条 市			
		下 田 村	○	○	
		栄 町			
	加 茂 市		○	○	
	燕 市	燕 市			
		分 水 町			
		吉 田 町			
田 上 町					
弥 彦 村					
長 岡	長 岡 市	長 岡 市	△	△	太田村、大積村
		中之島町			
		越 路 町			
		三 島 町	△	△	大津村
		山古志村	○	○	
		小 国 町	○	○	
		与 板 町			
		和 島 村	○	○	
		栃 尾 市	○	○	
		寺 泊 町	○	○	
	川 口 町	○	○		
	見 附 市	△	△	見附町、上北谷村	
	出雲崎町	◎	◎		
小千谷市	◎	◎			
魚 沼	魚 沼 市	堀之内町			
		小 出 町			
		湯之谷村	◎	◎	
		広 神 村			
		守 門 村			
		入広瀬村			
南 魚 沼	南 魚 沼 市	六 日 町			
		大 和 町	△	◎	東村
		塩 沢 町	△		上田村
	湯 沢 町	◎	△		
十 日 町	十 日 町 市	十日町市			
		川 西 町			
		中 里 村	◎	◎	
		松 代 町			
	松之山町				
津 南 町		◎	◎		
柏 崎	柏 崎 市	柏 崎 市	○	○	
		高 柳 町	○	○	
		西 山 町	△	△	内郷村、石地町
	刈 羽 村				

振興局	市 町 村		区 分		
			地区支援型	やるき農家支援型	備 考 (一部対象地域)
	旧市町村				
上越	上越市	上越市	△	△	金谷村、桑取村
		柿崎町	○	○	
		大潟町			
		安塚町	○	○	
		浦川原村	○	○	
		大島村	○	○	
		牧村	○	○	
		頸城村			
		吉川町	○	○	
		中郷村	○	○	
		板倉町	○	○	
		清里村	○	○	
		三和村	○	○	
		名立町	○	○	
	妙高市	新井市			
		妙高高原町	◎	◎	
妙高村					
糸魚川	糸魚川市	糸魚川市			
		能生町	◎	◎	
		青海町			
佐渡	佐渡市	両津市			
		相川町			
		佐和田町			
		金井町			
		新穂村	◎	◎	
		畑野町			
		真野町			
		小木町			
		羽茂町			
		赤泊村			

注1) 市町村：令和2年4月1日現在の市町村名

旧市町村：平成15年4月1日現在の市町村名

注2) ◎・・・市町村の全地域が事業対象地域

○・・・合併前の市町村の全地域が事業対象地域

△・・・一部地域（備考欄：昭和25年2月1日現在の市町村名）が事業対象地域

注3) 本表以外の地域においても、知事が必要と認める地域は事業対象（要綱別記（中山間地域の取扱い）の2参照）

## 別記3（リースの取扱について）

### 第1 取扱基準

リースは民間リース会社や農業協同組合、第3セクター（以下「リース会社等」という。）からなる事業主体と、当該機械等（以下「機械等」という。）を利用する農林漁業者等（以下「借受者」という。）との間でいわゆるリース契約を締結する事業であって、以下の要件を満たすものとする。

#### 1 リース期間

機械等の耐用年数以上とする。

#### 2 年間リース料

次の算定式で算出した額以下であること。

(1) 「農業協同組合」が事業主体となって実施する場合

$$\frac{\text{事業主体負担}\{(事業費-補助金)+初期投資\}}{\text{機械等の耐用年数(リース期間)}} + \text{年間管理費}$$

(2) 「農業協同組合以外の者」が事業主体となって実施する場合

$$\frac{\text{(購入金額-補助金)+動産総合保険料+固定資産税+事務手数料}}{\text{機械等の耐用年数(リース期間)}}$$

#### 3 リース契約

事業主体と借受者との間において、リースの目的、期間、年間リース料、リース料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記されたリース契約を締結するものであること。

#### 4 災害の報告

借受者は、機械等の利用を責任をもって行い、災害等により機械等に異常がおきた場合は、事業主体に速やかに報告するとともに、事業主体は、事業実施要領第7の5に基づき届け出を行うこと。

#### 5 借受者への指導

事業主体は、認定農業者及び認定新規就農者等が機械等の借受者となる場合については、経営改善計画及び就農計画等が達成するよう特に留意すること。なお、民間リース会社が事業主体にあっては、市町村が借受者の経営改善計画等が達成するよう特に留意すること。

#### 6 事業主体が実施する審査等

事業主体は、借受者に対してあらかじめリース実施に必要な調査・審査及び必要書類、連帯保証人の徴収等ができるものとする。

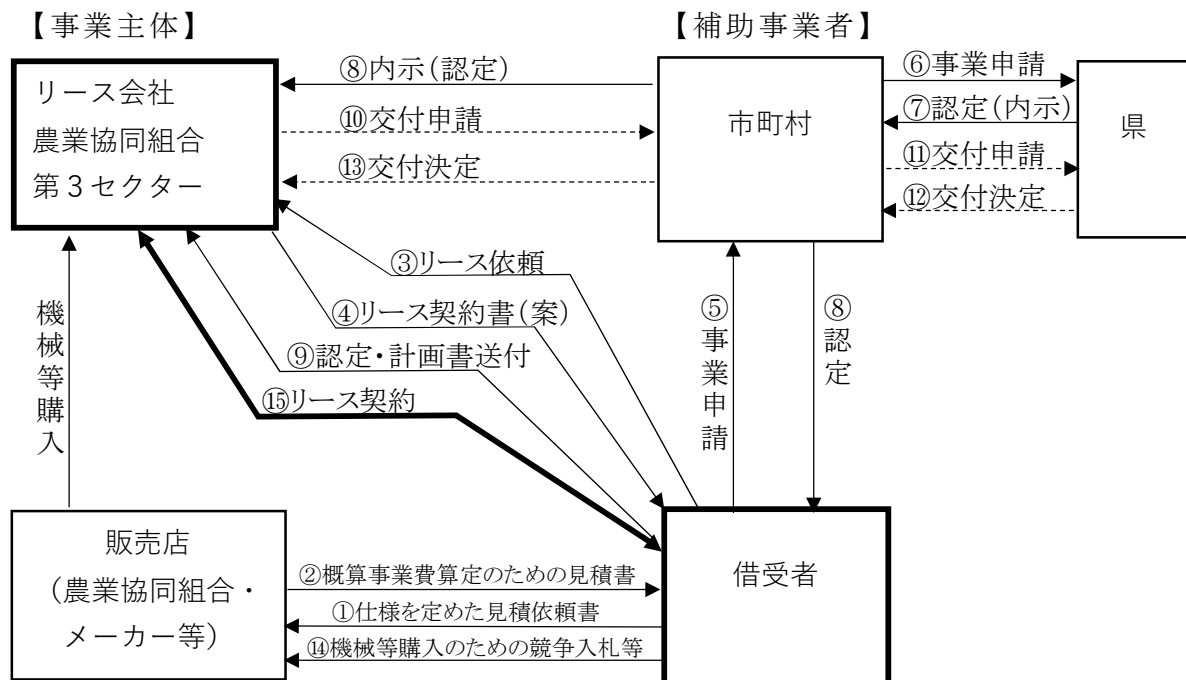
#### 7 助成

県は、毎年度予算の範囲内において、リースするために必要となる機械等の導入に要する経費に対して助成を行うものとする。

なお、事業主体が民間リース会社の場合は、毎年リース料の助成に要する経費として取り扱うことができるものとする。

## 第2 リースの実施方法（補助事業者が市町村の場合）

### 1 実施のフロー及び内容



- ① 借受者が導入したい機械等の仕様を定め、販売店等に、概算事業費算定のための見積依頼書を送付する。  
なお、特定の機種導入が必要な場合はその理由を明確にし、機種を指定した見積依頼書を送付する。
- ② 借受者が販売店等から見積書を徴収し、概算事業費を算定する。
- ③ ②で算定した概算事業費を前提として、借受者が複数（3者以上）のリース会社等にリース契約見積依頼書を送付する。
- ④ リース会社等からリース契約書（案）（リース料金含む。）を借受者に提示し、借受者は最低価格のリース料金を提示したリース会社等を事業主体に決定する。  
なお、借受者は決定した事業主体のほか、選考に漏れたリース会社等にも連絡すること。
- ⑤ 借受者は、上記までに決定した事項を基に補助事業を市町村に実施申請する。  
なお、実施申請は借受者と事業主体の共同でも構わないこととする。
- ⑥ 市町村は、県へ補助事業を申請する。  
なお、申請に当たっては、事前に県へ事業概要を説明のこと。
- ⑦ 県から市町村へ補助事業の認定を通知（併せて補助金額を内示）する。
- ⑧ 市町村から借受者へ県と同様に補助事業の認定を通知する。  
また、市町村は、④で決定した事業主体へ補助金額を内示する。
- ⑨ 借受者は、市町村からの認定通知と事業計画書の写しを事業主体に送付する。
- ⑩ 事業主体は、借受者から送付された補助事業申請時に使った事業計画書と認定通知の写しを添付し、補助金の交付申請書（定型様式）を市町村に提出する。
- ⑪ 市町村は、同様に県へ補助金の交付申請書を提出する。
- ⑫ 県から市町村へ補助金の交付決定を通知する。

- ⑬ 市町村は、同様に事業主体へ補助金の交付決定を通知する。
- ⑭ 借受者は、認定通知受理後、導入機械等の仕様書等により競争入札等を実施し、最低価格を提示した販売店と機種を事業主体に連絡する。  
 なお、①で導入機種を決定済みの場合は、機種を指定した競争入札等を実施する。
- ⑮ ⑭で事業費が決定した段階で、借受者と事業主体とで新たにリース料を設定し、リース契約を締結する。
- ⑯ 上記①及び②に関し、概算事業費算定のための見積を徴収する者はリース会社等でもできるものとする。  
 この場合、  
 ア 借受者は、希望する機械等を仕様書等により提示し、複数（3者以上）のリース会社等へ、概算事業費及びリース料の見積徴収を併せて依頼する。  
 イ リース会社等は機械等を選定の上、概算事業費とリース料を借受者へ通知する。  
 ウ 借受者は、最低価格のリース料を提示したリース会社等を事業主体に決定し、市町村へ事業申請する。
- ⑰ ⑭の競争入札等の実施は、事業主体でも構わないこととする。

## 2 その他必要な事項

- (1) 事業主体のしゅん工報告について  
 事業主体は、リース契約を締結し、借受者に機械等が導入されたときは、導入機械等の確認を行った上で、しゅん工報告書に出来高設計概要書、補助事業収支明細書を添付し、市町村に報告するものとする。  
 また、事業主体はあらかじめ、以下に示す補助事業簿冊を整備しておくものとする。
- |                           |               |
|---------------------------|---------------|
| ① 事業計画書及び仕様書等             | (借受者→事業主体へ提出) |
| ② 見積書、又は入札関連書類            | (借受者→事業主体へ提出) |
| ③ リース機械等の売買契約書            | (事業主体)        |
| ④ リース機械等借受書（納品書と同様）、又は納品書 | (事業主体)        |
| ⑤ 機械等の確認写真                | (事業主体)        |
| ⑥ リース契約書                  | (事業主体)        |
| ⑦ 売買代金の支払額、年月日がわかる帳簿      | (事業主体)        |
| ⑧ 補助金の受入額、年月日がわかる帳簿       | (事業主体)        |
| ⑨ 補助金の往復文書                | (事業主体)        |
- (内示・補助金交付申請書・交付決定・実績報告書・請求書・額の確定通知等)
- (2) 市町村の完成検査の実施について  
 ア 書類検査は原則、事業主体に検査に入ることとする。ただし、あらかじめ指定した補助事業簿冊を徴収し、確認することとしても良い。  
 なお、この場合の書類は写しでもかまわないものとする。  
 イ 現場検査は、原則、借受者に検査に入ることとする。なお、事業主体の立ち会いは必要に応じ求めることができるものとする。

## 3 リース実施の手続きに必要な参考様式

- (1) 実施フロー①及び②について  
 : 様式 11 (概算事業費算定用見積依頼書)
- (2) 実施フロー③について  
 : 様式 12 (リース見積依頼書)
- (3) 実施フロー⑤について  
 : 取り組もうとする各事業細目の様式を準用。  
 また、事業主体から提出のあったリース契約書(案)を添付すること。

別表 1 (実施基準)

I 経営体育成対策

種目	細目 (目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
1 農地 所有 適格 法人 育成 促進	(1) 農地所有適格法人 経営発展支援  地域農業の中心 的な役割を担う農 地所有適格法人の 経営発展を図る。	補助	<p>【推進費】 1,000～5,000千円 (5/10以内)</p> <p>【機械整備】 ・一般地域 3,000～50,000千円 (3/10以内)</p> <p>・中山間地域 1,000～50,000千円 (1/3以内)</p> <p>【施設整備】 ・一般地域 3,000～50,000千円 ※1 (4.5/10以内 ※2 うち機械 3/10以内)</p> <p>・中山間地域 1,000～50,000千円 ※1 (5/10以内 ※2 うち機械 1/3以内)</p> <p>※1 就業環境整備を単 独で実施する場合の事業 費範囲は、1,000～5,000 千円</p> <p>※2 直売及び地域食材活 用飲食施設整備は、一般 地域 3/10以内、中山間 地域 1/3以内</p>	<p>農地所有適格法人が、経営の規模拡大、6次産業化及び園芸等複合化による経営改善計画等の達成や、地域営農体制の再編・強化を図るために必要な機械・施設の整備等</p> <p>ア 規模拡大 地域の出し手農家との連携等により、規模拡大を図るために必要な機械・施設</p> <p>イ 6次産業化 農産物加工や直売等の経営の6次産業化を図るために必要な施設及び調査・販売促進活動等</p> <p>ウ 園芸等複合化 園芸等の品目導入など、経営の複合化を加速的に進めるために必要な機械・施設</p> <p>エ 地域営農再編・強化 担い手間の連携内容を定めた地域営農再編・強化計画の実践に必要な施設</p> <p>オ 就業環境整備 法人就業者の確保・定着のために必要な就業環境施設</p>	<p>・農地所有適格法人 ※2</p> <p>※2 農業に常時従事する者を1名以上雇用している3戸未満の農地所有適格法人を含む。 また、直売及び地域食材活用飲食施設整備においては、3戸未満の農地所有適格法人(常時従事者が3名以上おり、かつ、常時従事者のうち2名以上が構成員であること)を含む。</p>

## 採 択 基 準

- 1 事業主体の農地所有適格法人は、実施要領第3の4に定めることのほか、以下の要件を満たすこと。
  - (1) 農業経営改善計画の認定を受けていること。
  - (2) 原則として3戸以上で構成する農地所有適格法人とし、3戸未満の農地所有適格法人においては、以下のいずれかの要件を満たすこと。
    - ア 常時従事者が3名以上おり、かつ、常時従事者のうち2名以上が構成員であること。
    - イ 農業に常時従事する者を1名以上雇用していること。
  - (3) 設立5年以内の農地所有適格法人であって、農業経営改善計画との整合を図り、事業実施5年後を目処として、農業経営改善計画の目標又はそれを上回る計画による経営改善が達成される見込みであること。  
なお、当該計画の達成が早まった場合は、再認定を受けること。
  - (4) 再編・合併等により経営発展を図る場合又は以下の要件を満たす地域営農再編・強化計画を作成し、取り組む場合は、設立6年以上の農地所有適格法人を対象とする。
    - ア 実質化された人・農地プラン又は地域計画の実践に必要な取組であると市町村が認めた計画であること。
    - イ 地域の営農体制構築に向けて計画地域内の担い手と連携して取り組む、先進技術を活用した以下のうちいずれかの実現に資する内容であること。
      - (ア) 生産コストの低減
      - (イ) 販売額の向上
      - (ウ) 自動化・省力化
    - ウ 事業主体は、農業経営・就農支援センターの専門家等から経営診断又は経営計画の確認・助言等を受け、それらを踏まえた地域営農再編・強化計画になっていること。
    - エ 導入する機械・施設は、上記の計画に位置付けられた取組の実践に繋がるものであること。
- 2 乾燥調製施設は、カントリーエレベーター及びライスセンターの受益地との調整が図られていること。
- 3 就業環境施設を整備する場合は、以下の要件を満たすこと。
  - (1) 法人が行う農業に常時従事する者を新たに雇用すること又は過去2年以内に雇用していること。
  - (2) 経営体の売上の増加が見込まれること。

種目	細目 (目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
1	(1) 農地所有適格法人 経営発展支援  地域農業の中心 的な役割を担う農 地所有適格法人の 経営発展を図る。	リース	<p>【機械整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般地域 1,000～30,000 千円 (3/10 以内)</li> <li>・中山間地域 1,000～30,000 千円 (1/3 以内)</li> </ul> <p>【施設整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般地域 1,000～30,000 千円 (4.5/10 以内 うち機械 3/10 以内)</li> <li>・中山間地域 1,000～30,000 千円 (5/10 以内 うち機械 1/3 以内)</li> </ul>	<p>農地所有適格法人が、経営の規模拡大、6次産業化及び園芸等複合化による経営改善計画等の達成や、地域営農体制の再編・強化を図るために必要なリース用機械・施設の整備</p> <p>ア 規模拡大 地域の出し手農家との連携等により、規模拡大を図るために必要な機械等</p> <p>イ 6次産業化 農産物加工や直売等の経営の6次産業化を図るために必要な機械等</p> <p>ウ 園芸等複合化 園芸等の品目導入など、経営の複合化を加速的に進めるために必要な機械等</p> <p>エ 地域営農再編・強化 担い手間の連携内容を定めた地域営農再編・強化計画の実践に必要な機械等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業協同組合</li> <li>・民間リース会社</li> <li>・第3セクター</li> </ul> <p>(農地所有適格法人)</p>

## 採 択 基 準

- 1 借受者の農地所有適格法人は、実施要領第3の4に定めることのほか、以下の要件を満たすこと。
  - (1) 農業経営改善計画の認定を受けていること。
  - (2) 原則として3戸以上で構成する農地所有適格法人とし、3戸未満の農地所有適格法人においては、以下のいずれかの要件を満たすこと。
    - ア 常時従事者が3名以上おり、かつ、常時従事者のうち2名以上が構成員であること。
    - イ 農業に常時従事する者を1名以上雇用していること。
  - (3) 設立5年以内の農地所有適格法人であって、農業経営改善計画との整合を図り、事業実施5年後を目処として、農業経営改善計画の目標又はそれを上回る計画による経営改善が達成される見込みであること。

なお、当該計画の達成が早まった場合は、再認定を受けること。
  - (4) 再編・合併等により経営発展を図る場合又は以下の要件を満たす地域営農再編・強化計画を作成し、取り組む場合は、設立6年以上の農地所有適格法人を対象とする。
    - ア 実質化された人・農地プラン又は地域計画の実践に必要な取組であると市町村が認めた計画であること。
    - イ 地域の営農体制構築に向けて計画地域内の担い手と連携して取り組む、先進技術を活用した以下のうちいずれかの実現に資する内容であること。
      - (ア) 生産コストの低減
      - (イ) 販売額の向上
      - (ウ) 自動化・省力化
    - ウ 事業主体は、農業経営・就農支援センターの専門家等から経営診断又は経営計画の確認・助言等を受け、それらを踏まえた地域営農再編・強化計画になっていること。
    - エ 導入する機械等は、上記の計画に位置付けられた取組の実践に繋がるものであること。

種目	細目的 (目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
1 農地所有適格法人育成促進	(2) 農地所有適格法人設立支援  法人化を行う農業生産組織等の、法人設立後の経営基盤の安定化を図る。	補助	<p>【機械整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般地域 3,000～50,000千円 (1/3以内)</li> <li>・中山間地域 1,000～50,000千円 (1/3以内)</li> </ul> <p>【施設整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般地域 3,000～50,000千円 ※1 (5/10以内 ※2 うち機械 1/3以内 ※2)</li> <li>・中山間地域 1,000～50,000千円 ※1 (5/10以内 ※2 うち機械 1/3以内)</li> </ul> <p>※1 就業環境整備を単独で実施する場合の事業費範囲は、1,000～5,000千円</p> <p>※2 直売及び地域食材活用飲食施設整備は、一般地域 3/10以内、中山間地域 1/3以内</p>	農業生産組織等が法人化し、経営発展を目指すために必要な機械・施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地所有適格法人 ※2</li> <li>・農業者等の組織する団体</li> </ul> <p>※2 農業に常時従事する者を1名以上雇用している3戸未満の農地所有適格法人を含む。 また、直売及び地域食材活用飲食施設整備においては、3戸未満の農地所有適格法人(常時従事者が3名以上おり、かつ、常時従事者のうち2名以上が構成員であること)を含む。</p>

## 採 択 基 準

- 1 事業主体の「農地所有適格法人」及び「農業者等の組織する団体」は、実施要領第3の4に定めることのほか、以下の要件を満たすこと。
  - (1) 農地所有適格法人以外の団体の場合（当該団体の中心となる農業者が認定農業者又は認定就農者となっていない3戸以上で組織された団体を含む。）  
年度内に法人化し、認定農業者になることが確実なこと（設立総会の実施や登記申請中等）。
  - (2) 農地所有適格法人の場合
    - ア 設立1年以内の法人で、認定農業者（年度内に認定農業者になることが確実な者を含む。）であること。
    - イ 原則として3戸以上で構成する農地所有適格法人とし、3戸未満の農地所有適格法人においては、以下のいずれかの要件を満たすこと。
      - (ア) 常時従事者が3名以上おり、かつ、常時従事者のうち2名以上が構成員であること。
      - (イ) 農業に常時従事する者を1名以上雇用していること。
- 2 園芸等複合化を実施する場合は、新たに導入される部門（作目）の目標時における売上が、全体の2割以上となること。
- 3 6次産業化を実施する場合は、新たに導入される部門の目標時における売上が、全体の2割以上となること。
- 4 乾燥調製施設は、カントリーエレベーター及びライスセンターの受益地との調整が図られていること。
- 5 就業環境施設を整備する場合は、以下の要件を満たすこと。
  - (1) 法人が行う農業に常時従事する者を新たに雇用すること又は過去2年以内に雇用していること。
  - (2) 経営体の売上の増加が見込まれること。

種目	細目 (目的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
2 新規 就農 者 育 成 促 進	就農時の条件整備を支援することにより、就農の円滑化を図り、多様な就農ルートを通じて意欲ある若者を確保育成する。	補助	<p>【機械整備】 1 支援対象者につき 1,000～20,000 千円以内</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規参入者 (5/10 以内)</li> <li>・農家子弟 (1/3 以内)</li> </ul> <p>【施設整備】 1 支援対象者につき 1,000～20,000 千円以内</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規参入者 (5/10 以内)</li> <li>・農家子弟 (5/10 以内 うち機械 1/3 以内)</li> </ul>	採択基準を満たす認定新規就農者が、事業主体及び支援対象者以外の者（以下、「第三者」という。）から継承する農業用機械・施設の取得、修繕、移設等（以下、「修繕等」という。）	・市町村

## 採 択 基 準

### 1 支援対象者要件

以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 50歳未満の認定新規就農者（ただし、45歳未満で認定を受けたものに限る）。
- (2) 経営継承、規模拡大及び新規部門の開始のため、第三者が所有する機械・施設を活用する者。
- (3) 経営開始3年目までの者。
- (4) 地域計画に位置付けられ、又は位置付けられることが見込まれる者。
- (5) 新規就農者育成総合対策事業等で市町村が作成する新規就農者に対する地域サポート計画（以下、「地域サポート計画」という。）に基づく者

### 2 補助金算定事業費の範囲は、1支援対象者につき国庫補助事業を含め3カ年累計補助金算定事業費 10,000千円（園芸・畜産の導入・拡大及び経営の多角化の取組については20,000千円）以内とする。

### 3 継承する施設が園芸用栽培施設の場合は、本採択基準に加え、実施要領別表1「Ⅱ農林水産業の体質強化対策」種目「4 園芸生産促進」の採択基準における「補助対象及び上限事業費」を満たすものとする。

種目	細目的 (目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
2 新規就農者育成促進		リース	<p>【機械整備】 1 支援対象者につき 1,000～20,000 千円以内</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規参入者 (5/10 以内)</li> <li>・農家子弟 (1/3 以内)</li> </ul> <p>【施設整備】 1 支援対象者につき 1,000～20,000 千円以内</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規参入者 (5/10 以内)</li> <li>・農家子弟 (5/10 以内 うち機械 1/3 以内)</li> </ul>	採択基準を満たす認定新規就農者が、経営規模の拡大及び新規部門の開始のために必要なリース用機械・施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業協同組合</li> <li>・民間リース会社</li> <li>・第3セクター</li> </ul> <p>(認定新規就農者)</p>

## 採 択 基 準

### 1 リース借受者要件

以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 50歳未満の認定新規就農者（ただし、45歳未満で認定を受けたものに限る）。
- (2) 規模拡大により経営体を目指す者。
- (3) 経営開始3年目までの者。
- (4) 地域計画に位置付けられ、又は位置付けられることが見込まれる者。
- (5) 地域サポート計画に基づく者

### 2 補助金算定事業費の範囲は、1支援対象者につき国庫補助事業を含め3カ年累計補助金算定事業費 10,000千円（園芸・畜産の導入・拡大及び経営の多角化の取組については20,000千円）以内とする。

## Ⅱ 農林水産業の体質強化対策

種目	細目 (目的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
1 「新潟米」 体質強化促進	「新潟米」のコ スト低減や食味・ 品質確保の取組 を支援	補助	<p><b>【機械整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般地域 3,000～50,000 千円 (3/10 以内)</li> <li>・中山間地域 1,000～50,000 千円 (1/3 以内)</li> </ul> <p><b>【施設整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般地域 3,000～50,000 千円 (4.5/10 以内 うち機械 3/10 以内)</li> <li>・中山間地域 1,000～50,000 千円 (5/10 以内 うち機械 1/3 以内)</li> </ul> <p><b>【基盤整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般地域 3,000～50,000 千円 (4/10 以内)</li> <li>・中山間地域 1,000～50,000 千円 (4.5/10 以内)</li> </ul>	<p>ア 「新潟米」のコスト低減に必要な 機械、共同利用施設及び小規模な土 地基盤の整備</p> <p>イ 消費者や実需者の求める食味・品 質等を確保するために必要な機械・ 施設の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村</li> <li>・農地所有適格法 人</li> <li>・農業者等の組織 する団体</li> <li>・農業協同組合</li> <li>・土地改良区</li> <li>・第3セクター</li> </ul>

## 採 択 基 準

- 1 「ア 『新潟米』のコスト低減に必要な機械、共同利用施設及び小規模な土地基盤の整備」は、地域計画に位置づけられた担い手（見込まれることが確実な者を含む。）により、生産方式の改善等を組み合わせ総合的にコスト低減を図るものとし、以下の要件を満たすこと。
  - (1) 施設等の整備により、目標年度において10a当たり米生産費または60kg当たりの米生産費のいずれかが地域の目標値以下、又は現状の生産費より1割低減されることが見込まれること。
  - (2) 「担い手農家の経営革新に資する稲作技術カタログ」（農林水産省）に掲載の技術等（※）について、新たに1つ以上取り組む計画を策定すること。
    - ※ ただし、カタログ中「12. 品種関係」は除き、カタログ外の技術であってもICT・先端技術と特に認められるものを含む。
  - (3) 目標年度において適正な品種構成となること見込まれること。
  - (4) 小規模な土地基盤整備は、受益の範囲は3戸以上かつ50a以上、「県単農業農村整備事業」の採択基準を満たさないこと、補助の対象は原材料費・借損料等とし、原則として事業主体が直営で共同施行すること。
  - (5) 乾燥調製施設は、ントリーエレベーター及びライスセンターの受益地との調整が図られていること。
- 2 「イ 消費者や実需者の求める食味・品質等を確保するために必要な機械・施設の整備」は、以下の要件を満たすこと。
  - (1) 実施地区において、「新潟米食味・品質基準ガイドライン」に基づく地区産米の品質向上及び区分集荷・販売実施計画を作成し、産米の品質向上に向けた具体的な活動が実践されることが見込まれること。
  - (2) 以下のいずれかを満たすこと。
    - ア 整備施設等の活用及び食味・品質を確保するための栽培技術対策に取り組み、目標年度において地区の産米全体の1等級比率が地域の目標値以上となること見込まれること。
      - なお、「新潟米食味・品質基準ガイドライン」に基づく区分集荷・保管のために必要な施設の増築と一体的に整備する場合に限り、フォークリフトを対象とする。
    - イ 「新潟県特別栽培農産物認証制度」等の特色ある米づくりに必要な施設等を整備する場合には、「特色ある米生産販売拡大計画」を策定し、消費者や実需者との結びつきにより、特色ある米等の生産・販売を行うとともに、その1等級比率が地域の目標値以上となること見込まれること。
      - 特色ある米の例
        - (ア) 「新潟県特別栽培農産物認証制度」に基づく米
        - (イ) 「JAS法」に基づく有機栽培米
        - (ウ) 農地所有適格法人、農業者等の組織する団体又は農業協同組合等が、独自に生産・販売を行っている、化学合成農薬や化学肥料を慣行よりも減らして生産された米
        - (エ) その他有利販売につながる米等

種目	細目 (目的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支 援 内 容	事業主体 (借 受 者)
1 「新潟米」 体質強化促進		リース	<b>【 機 械 整 備 】</b> ・一般地域 1,000～30,000 千円 (3/10 以内)  ・中山間地域 1,000～30,000 千円 (1/3 以内))	ア 「新潟米」のコスト低減に必要なリース用機械の整備  イ 消費者や実需者の求める食味・品質等を確保するために必要なリース用機械の整備	・農業協同組合 ・民間リース会社 ・第3セクター  (認定農業者、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合、第3セクター)

## 採 択 基 準

- 1 「ア 『新潟米』のコスト低減に必要なリース用機械の整備」は、地域計画に位置づけられた担い手（見込まれることが確実な者を含む。）により、生産方式の改善等を組み合わせ総合的にコスト低減を図るものとし、以下の要件を満たすこと。
  - (1) 施設等の整備により、目標年度において10a 当たり米生産費または60kg 当たりの米生産費のいずれかが地域の目標値以下、又は現状の生産費より1割低減されることが見込まれること。
  - (2) 「担い手農家の経営革新に資する稲作技術カタログ」（農林水産省）に掲載の技術等（※）について、新たに1つ以上取り組む計画を策定すること。
    - ※ ただし、カタログ中「12. 品種関係」は除き、カタログ外の技術であってもICT・先端技術と特に認められるものを含む。
  - (3) 目標年度において適正な品種構成となることが見込まれること。
  - (4) 無人航空機導入地区においては、オペレーターが養成されているか、事業実施年度において養成されることが確実な地区であること。
  
- 2 「イ 消費者や実需者の求める食味・品質等を確保するために必要なリース用機械の整備」は、以下の要件を満たすこと。
  - (1) 実施地区において、「新潟米食味・品質基準ガイドライン」に基づく地区産米の品質向上及び区分集荷・販売実施計画を作成し、産米の品質向上に向けた具体的な活動が実践されることが見込まれること。
  - (2) 以下のいずれかを満たすこと。
    - ア 整備機械の活用及び食味・品質を確保するための栽培技術対策に取り組み、目標年度において地区の産米全体の1等級比率が地域の目標値以上となることが見込まれること。
    - イ 「新潟県特別栽培農産物認証制度」等の特色ある米づくりに必要なリース用機械を整備する場合には、「特色ある米生産販売拡大計画」を策定し、消費者や実需者との結びつきにより、特色ある米等の生産・販売を行うとともに、その1等級比率が地域の目標値以上となることが見込まれること。
      - 特色ある米の例
      - (ア) 「新潟県特別栽培農産物認証制度」に基づく米
      - (イ) 「JAS 法」に基づく有機栽培米
      - (ウ) 農地所有適格法人、農業者等の組織する団体又は農業協同組合等が、独自に生産・販売を行っている、化学合成農薬や化学肥料を慣行よりも減らして生産された米
      - (エ) その他有利販売につながる米等

種目	細目 (目的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
2 優良種子生産体制整備支援	稲等の優良種子の安定生産・供給を推進する。	補助	<b>【施設整備】</b> ・一般地域 3,000～50,000千円 (4.5/10以内 うち機械3/10以内)  ・中山間地域 1,000～50,000千円 (5/10以内 うち機械1/3以内)	稲等の優良種子の安定生産・供給を推進するため、種子場農業協同組合等が、種子生産体制の効率化等を行うために必要な施設の整備	・採種組合 ・種子場農業協同組合 ・全国農業協同組合連合会新潟県本部
		リース	<b>【機械整備】</b> ・一般地域 1,000～30,000千円 (3/10以内)  ・中山間地域 1,000～30,000千円 (1/3以内)	稲等の優良種子の安定生産・供給を推進するため、種子場農業協同組合等が、種子生産体制の効率化等を行うために必要なリース用機械の整備	・農業協同組合 ・民間リース会社 ・第3セクター  (採種組合、種子場農業協同組合、全国農業協同組合連合会新潟県本部)
3 大豆・そば・麦生産促進	実需の求める品種、収量、品質の売れる大豆・そば・麦を生産し、米を中心とした安定的な複合経営の確立を図る。	補助	<b>【施設整備】</b> ・一般地域 3,000～50,000千円 (4.5/10以内 うち機械3/10以内)  ・中山間地域 1,000～50,000千円 (5/10以内 うち機械1/3以内)	大豆・そば・麦の生産のために必要な施設の整備	・農地所有適格法人 ・農業者等の組織する団体 ・農業協同組合 ・第3セクター
		リース	<b>【機械整備】</b> ・一般地域 1,000～30,000千円 (3/10以内)  ・中山間地域 1,000～30,000千円 (1/3以内)	大豆・そば・麦の生産のために必要なリース用機械の整備	・農業協同組合 ・民間リース会社 ・第3セクター  (認定農業者、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合、第3セクター)

採 択 基 準

実施地区において、県採種計画に基づき、種子生産団地が確保され、かつ、種子生産体制が効率化されることが見込まれること。

実施地区において、県採種計画に基づき、種子生産団地が確保され、かつ、種子生産体制が効率化されることが見込まれること。

- 1 対象作物については、水田収益力強化ビジョン等に位置付けられた作物であること。
- 2 目標年度において、対象作物の10a 当たり収量及び品質が、いずれも水田収益力強化ビジョン等に定める地域の目標値以上となることが見込まれること。
- 3 目標年度において、事業実施年度と同面積以上の作付けが見込まれること。

- 1 対象作物については、水田収益力強化ビジョン等に位置付けられた作物であること。
- 2 目標年度において、対象作物の10a 当たり収量及び品質が、いずれも水田収益力強化ビジョン等に定める地域の目標値以上となることが見込まれること。
- 3 目標年度において、事業実施年度と同面積以上の作付けが見込まれること。

種目	細目 (目的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
4 園芸 生産 促進	園芸生産拡大、高付加価値化、低コスト化に必要な施設等の整備により、園芸産地の体質強化を図る。	補助	<p>【推進費】 1,000～5,000千円 (5/10以内)</p> <p>【機械整備】 ・一般地域 3,000～50,000千円 (3/10以内)</p> <p>・中山間地域 1,000～50,000千円 (1/3以内)</p> <p>【施設整備】 ・一般地域 3,000～50,000千円 (4.5/10以内 うち機械 3/10以内)</p> <p>・中山間地域 1,000～50,000千円 (5/10以内 うち機械 1/3以内)</p> <p>【基盤整備】 ・一般地域 3,000～50,000千円 (4/10以内)</p> <p>・中山間地域 1,000～50,000千円 (4.5/10以内)</p>	<p>ア 園芸生産による農業所得の拡大に向け、「園芸生産促進」で整備する機械、施設に係る効率的生産体制づくり、流通・販売体制強化を図るために必要な推進活動 (ア) 効率的生産体制づくり ・共同化、組織化、機械化に向けた活動 ・新技術、新品目、新品種導入に係る活動 (イ) 流通・販売体制強化 ・実需者、消費者等の交流、市町調査、流通システム改善に係る活動 ・商品企画、消費者への情報発信に係る活動 ・加工、業務用取引に係る活動 ・観光連携推進に係る活動</p> <p>イ 園芸の生産拡大、高付加価値化、低コスト化のために必要な機械・施設や基盤等の整備 (ア) 施設整備 (イ) 機械整備 (ウ) 小規模基盤整備</p> <p>ウ 高収益・周年型園芸生産の拡大を図るために必要な園芸用鉄骨ハウス及びその附帯設備の整備</p> <p>エ 第三者から継承する園芸用栽培施設の修繕等</p>	<p>・市町村 ・農地所有適格法人 ※ ・農業者等の組織する団体 ・全国農業協同組合連合会新潟県本部 ・農業協同組合 ・農業共済組合 ・土地改良区 ・第3セクター ※ 農業に常時従事する者を1名以上雇用している3戸未満の農地所有適格法人を含む。</p>

## 採 択 基 準

- 1 「地域園芸振興プラン」等が策定されており、事業の対象とする品目が当該プランで位置づけられていること。  
ただし、以下の要件を満たす場合は、この限りではない。
  - (1) 県内での生産例がきわめて少ないものの、高付加価値化が期待できる新規品目を導入すること
  - (2) 県内での生産見込みについて客観的な可能性があること
  - (3) 栽培技術等について他の農業者に開示すること
- 2 「ア 推進活動」は以下の要件を満たすこと。
  - (1) 事業主体は以下のいずれかに該当するものとする。
    - ア 「園芸生産促進」で機械、施設を整備する市町村、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合及び農業共済組合
    - イ 「園芸生産促進」で機械、施設をリースする農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合及び農業共済組合
  - (2) 「園芸生産促進」で整備する機械、施設と一体的に実施するものとし、当該機械、施設整備の目標達成に係る取組を対象とする。
  - (3) 受益地区は「園芸生産促進」で機械、施設を整備又はリースした受益地区と同一とする。
- 3 「イ 園芸の生産拡大、高付加価値化、低コスト化のために必要な施設や基盤等の整備」の「(イ) 機械整備」の事業主体は農業協同組合とし、補助対象は農業者に貸し出す機械に限る。
- 4 「ウ 園芸用鉄骨ハウス及びその附帯施設の整備」は以下の要件を満たすこと。
  - (1) 事業主体は、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体とする。
  - (2) 支援対象は「地域園芸振興プラン」等に位置づけられた品目の産地の担い手であって、品目・作型の協定や共同選別・共同販売等、より高度な産地を目指すものであること。
  - (3) 補助対象施設は、全ての利用者の共有に属しており、原則として園芸施設共済に加入すること。また、その被覆資材は原則として耐久性を付与した資材を導入すること。
  - (4) 補助対象施設
    - ア 園芸用鉄骨ハウス  
施設園芸用施設のうち、その内部で野菜、果樹、花き、茶の園芸作物を栽培するための「鉄骨ハウス」、「鉄骨補強パイプハウス」等、基礎を有するもの並びに知事が特別に認めるもの。  
なお、園芸用鉄骨ハウスには、換気装置及び施工費を含む。
    - イ 附帯設備
      - (ア) 水耕栽培用ベット等、施設内園芸作物の栽培に供される設備
      - (イ) 園芸用ハウスの保全に必要な防風網、消雪装置
      - (ウ) 園芸生産に必要と認められる暖房、かん水装置
      - (エ) 施設内園芸作物の出荷のための予冷設備
- 5 「エ 第三者から継承する園芸用栽培施設の修繕等」は以下の要件を満たすこと。
  - (1) 事業主体は、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合とする。
  - (2) 支援対象となる取組は、「地域園芸振興プラン」等に位置づけられた園芸品目であって、事業主体並びに修繕後に利用する認定農業者等以外の者（以下、「第三者」という。）が所有する園芸用栽培施設を活用するもの。
  - (3) 第三者が修繕後に利用する者の親である場合、その親子がそれぞれ独立した経営を行っている場合に限り、対象とする。
  - (4) 事業主体は、修繕した園芸用栽培施設を7年以上使用すること。
  - (5) 事業主体が農業協同組合の場合、認定農業者、認定新規就農者に貸し付けるものとする。

種 目	細 目 (目 的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補 助 率)	支 援 内 容	事業主体 (借 受 者)

採 択 基 準

(6) 補助対象及び上限事業費

補助対象は第三者の園芸用栽培施設（被覆資材含む）の取得、移設及び修繕に係る経費とし、取得費は、残存簿価又は関係業者による査定額を勘案して定める。

下限事業費は1,000千円、上限事業費は施設面積1㎡あたり6,000円とし、取得、移設及び修繕に係る経費の合計は同型の園芸用栽培施設の新設の取得費用と比較し下回ることとする。

(7) その他

修繕後に利用する者が経営する既存施設は継続利用すること。

種目	細目 (目的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
4	園芸生産促進	リース	<p>【機械整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般地域 1,000～30,000千円 (3/10以内)</li> <li>・中山間地域 1,000～30,000千円 (1/3以内)</li> </ul> <p>【施設整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般地域 1,000～30,000千円 (4.5/10以内 うち機械 3/10以内)</li> <li>・中山間地域 1,000～30,000千円 (5/10以内 うち機械 1/3以内)</li> </ul>	<p>ア 園芸の生産拡大、高付加価値化、低コスト化による産地の体質強化を図るために必要なリース用機械・施設の整備</p> <p>イ 高収益・周年型園芸生産の拡大を図るために必要なリース用園芸用施設及び鉄骨ハウスを含む園芸用施設の附帯設備の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業協同組合</li> <li>・民間リース会社</li> <li>・第3セクター</li> </ul> <p>(認定農業者、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合、農業共済組合、第3セクター)</p>

## 採 択 基 準

- 1 「地域園芸振興プラン」等が策定されており、事業の対象とする品目が当該プランで位置づけられていること。  
ただし、以下の要件を満たす場合は、この限りではない。
  - (1) 県内での生産例がきわめて少ないものの、高付加価値化が期待できる新規品目を導入
  - (2) 県内での生産見込みについて客観的に可能性があること。
  - (3) 栽培技術等について他の農業者に開示すること
- 2 借受者は「地域園芸振興プラン」等に位置づけられた品目の産地の担い手であること。
- 3 鳥獣害防止機械を整備する場合は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」を遵守し、必要に応じ保健所等の指導を受け、また、効率化を図るため他集落等と連携して実施すること。
- 4 リース対象施設は、被覆物を移動し又は除去しなければその内部で通常の栽培作業を行うことができない施設園芸用施設（トンネル等）を除くこととし、原則として園芸施設共済に加入すること。  
また、その被覆資材は原則として耐久性を付与した資材を導入すること。
- 5 リース対象施設
  - (1) 園芸用施設  
施設園芸用施設のうち、その内部で野菜、果樹、花き、茶の園芸作物を栽培するための「パイプハウス」並びに知事が特別に認めるもの。  
なお、園芸用パイプハウスには換気装置を含む。
  - (2) 雨よけ施設  
保温を目的とするものではなく、雨による作物の濡れ等を防止することを目的として、露地栽培において簡易なパイプハウスあるいは支柱兼用の簡易な傘型フレームで作物の上部のみを被覆する施設。
  - (3) 附帯設備
    - ア 水耕栽培用ベット等施設内園芸作物の栽培に供される設備
    - イ 園芸用ハウスの保全に必要な防風網、消雪装置、除雪機（中山間地域）
    - ウ 園芸生産に必要と認められる暖房、かん水装置
    - エ 施設内園芸作物の出荷のための予冷設備

種目	細目 (目的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
5 畜産 振興 促進	畜産経営体の育成及び高品質畜産物生産の推進を図る。	補助	<p>【推進費】 1,000～5,000千円 (5/10以内)</p> <p>【施設整備】 ・一般地域 3,000～50,000千円 (4.5/10以内 うち機械3/10以内) ※ ・中山間地域 1,000～50,000千円 (5/10以内 うち機械1/3以内) ※ ※ 家畜衛生・防疫施設 整備は、500～50,000 千円</p> <p>【基盤整備】 ・一般地域 3,000～50,000千円 (4/10以内)</p> <p>・中山間地域 1,000～50,000千円 (4.5/10以内)</p>	<p>国際化及び産地間競争に対応した活力ある畜産経営体の育成、産地の基盤強化のために必要な施設の整備等</p> <p>ア 自給飼料生産基盤等整備</p> <p>イ 未利用資源等の飼料化に必要な施設整備</p> <p>ウ 家畜管理施設整備</p> <p>エ 家畜衛生・防疫施設整備</p> <p>オ 集出荷処理施設整備</p> <p>カ 公共牧場機能向上のための整備</p> <p>キ 公共牧場等において、家畜ふれあいの場の提供に必要な施設整備等</p> <p>ク 受精卵移植等に必要な施設整備</p> <p>ケ 供卵牛の導入</p> <p>コ 受精卵移植等技術実証委託</p> <p>サ その他必要と認められる施設整備</p>	<p>・市町村</p> <p>・農業法人</p> <p>・農業者等の組織する団体</p> <p>・農業協同組合</p> <p>・農業協同組合連合会</p> <p>・土地改良区</p> <p>・第3セクター</p> <p>・畜産に係る事業協同組合</p>

## 採 択 基 準

- 1 畜産の生産振興を図ることが適当と認められる地域であり、中核となる畜産経営体の育成が見込まれること。
- 2 水田飼料作物利用を主目的とする自給飼料生産施設導入については、水田収益力強化ビジョン等に位置づけられていること。
- 3 公共牧場機能向上のための整備に係る「まき牛」は基本登録牛で審査得点 83 点以上のもの又は、将来基本登録がとれる見込みがあり、父牛 83 点以上、母牛 81 点以上のものであること。
- 4 大家畜に係る事業を実施する場合には、飼料自給率向上計画を策定すること。  
なお、以下の取組から事業主体の実情に応じて達成可能なものの計画を策定すること。
  - (1) 飼料作物生産を通じた取組
    - ア 飼料作付面積の拡大
    - イ 飼料作物の生産性向上
    - ウ コントラクター機能の強化
    - エ その他
  - (2) その他の取組
    - ア 公共牧場及び放牧場の利用促進
    - イ 県産稲わらの利用促進
    - ウ 食品残さ等の未利用資源の飼料化及び給与
    - エ その他
- 5 供卵牛導入の要件
  - (1) 乳用牛：本牛または母牛の泌乳能力が 10,000kg 以上あって、生後月齢が 36 か月齢以内であること。
  - (2) 肉用牛：母牛の登録審査得点が 81 点以上又は脂肪交雑の育種評価が A ランク以上であり、父牛の登録審査得点が 83 点以上又は脂肪交雑の育種評価が A ランク以上である 36 か月齢以内の雌牛であること。
- 6 受精卵移植技術実証
  - (1) 採卵技術実証：実証委託経費 1 頭当たり 80 千円以内
  - (2) 移植技術実証：実証委託経費 1 頭当たり 30 千円以内

種目	細目 (目的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
5	畜産 振興 促進	リース	<p>【機械整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般地域 1,000～30,000千円 (3/10以内)※</li> <li>・中山間地域 1,000～30,000千円 (1/3以内)※</li> </ul> <p>※ 家畜衛生・防疫機械 整備は、500～30,000 千円</p> <p>【施設整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般地域 1,000～30,000千円 (4.5/10以内 うち機械3/10以内)</li> <li>・中山間地域 1,000～30,000千円 (5/10以内 うち機械1/3以内)</li> </ul>	<p>国際化及び産地間競争に対応した活 力ある畜産経営体の育成、産地の基盤 強化のために必要なリース用機械・施 設の整備</p> <p>ア 自給飼料生産機械等整備</p> <p>イ 未利用資源等の飼料化に必要な機 械整備</p> <p>ウ 家畜管理機械整備</p> <p>エ 家畜衛生・防疫機械整備</p> <p>オ 集出荷処理機械整備</p> <p>カ パイプハウス等畜舎及びその附帯 設備</p> <p>キ パイプハウス等自給飼料保管施 設</p> <p>ク 受精卵移植等に必要な機械整備</p> <p>ケ その他必要と認められる機械整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業協同組合</li> <li>・民間リース会社</li> <li>・第3セクター</li> </ul> <p>(認定農業者、農 業者等の組織す る団体、農業協同 組合、農業協同組 合連合会、農業共 済組合、第3セク ター)</p>

## 採 択 基 準

- 1 畜産の生産振興を図ることが適当と認められる地域であり、中核となる畜産経営体の育成が見込まれること。
- 2 水田飼料作物利用を主目的とする自給飼料生産機械・施設導入については、水田収益力強化ビジョン等に位置付けられていること。
- 3 大家畜に係る事業を実施する場合には、飼料自給率向上計画を策定すること。  
なお、以下の取組から事業主体の実情に応じて達成可能なものの計画を策定すること。
  - (1) 飼料作物生産を通じた取組
    - ア 飼料作付面積の拡大
    - イ 飼料作物の生産性向上
    - ウ コントラクター機能の強化
    - エ その他
  - (2) その他の取組
    - ア 公共牧場及び放牧場の利用促進
    - イ 県産稲わらの利用促進
    - ウ 食品残さ等の未利用資源の飼料化及び給与
    - エ その他
- 4 パイプハウス等畜舎の定義等
  - (1) 導入に当たっては、その内部で家畜飼育を目的とする場合のみとし、移動可能なもので簡易な組立式又は据置式とする。  
なお、鉄骨ハウスは含まない。
  - (2) 附帯設備の範囲  
飼育柵、飼槽、飲水機、換気扇、その他必要と認められるもの。
  - (3) 被覆資材には、原則として耐久性のあるものを使用すること。
- 5 パイプハウス等自給飼料保管施設の定義等
  - (1) 導入に当たっては、その内部で稲わら等の自給飼料の保管を目的とする場合のみとし、移動可能な簡易な組立式又は据置式とする。  
なお、鉄骨ハウスは含まない。
  - (2) 被覆資材には、原則として耐久性のあるものを使用すること。

種目	細目(目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲(補助率)	支援内容	事業主体(借受者)
6 環境保全促進	(1) 水田土壌保全対策支援  カドミウム吸収抑制対策に必要な機械の整備を行うことにより、水稲におけるカドミウムによるリスクの低減を図る。	リース	【機械整備】 ・一般地域 1,000～30,000千円(3/10以内)  ・中山間地域 1,000～30,000千円(1/3以内)	カドミウム吸収抑制対策による収穫時の作業性改善のため必要なリース用湿田用コンバインの整備	・農業協同組合 ・民間リース会社 ・第3セクター  (認定農業者、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合)
	(2) 畜産環境美化支援  家畜排せつ物法に基づく適正管理と有機質資源の活用を促進するとともに、生産環境の美化整備により、地域生活環境と調和した畜産振興を図る。	補助	【推進費】 1,000～5,000千円(5/10以内)  【施設整備】 ・一般地域 3,000～50,000千円(4.5/10以内) うち機械3/10以内)  ・中山間地域 1,000～50,000千円(5/10以内) うち機械1/3以内)	ア 家畜排せつ物処理利用施設の整備及び堆肥の流通のために必要な施設の整備  イ 耕畜連携による堆肥の活用のために必要な施設の整備  ウ 地域における畜産環境美化のために必要な施設の整備  エ 地域生活環境と調和した畜産振興に係る推進  オ その他必要と認められる施設の整備	・市町村 ・農業法人 ・農業者等の組織する団体 ・農業協同組合 ・第3セクター・畜産に係る事業協同組合
		リース	【機械整備】 ・一般地域 1,000～30,000千円(3/10以内)  ・中山間地域 1,000～30,000千円(1/3以内)	ア 家畜排せつ物処理利用機械の整備及び堆肥の流通のために必要なリース用機械の整備  イ 耕畜連携による堆肥の活用のために必要な機械の整備  ウ 地域における畜産環境美化のために必要な機械の整備  エ その他必要と認められる機械の整備	・農業協同組合 ・民間リース会社 ・第3セクター  (認定農業者、農業者等の組織する団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、第3セクター)

## 採 択 基 準

- 1 食品衛生法における食品中のカドミウムの規格基準に照らして、従来の営農技術では当該基準値を達成できないおそれのある地域であること。
- 2 リース借受者が個人の場合は、認定農業者であり、かつエコファーマーに認定されているまたは「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づく環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている（にいがたエコファーマーである）こと。

- 1 今後とも畜産振興が見込まれる地域であること。
- 2 対象となる家畜排せつ物等の確保が確実に見込まれること。
- 3 家畜排せつ物利用施設の整備については、「家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」と整合を図ること。
- 4 推進事業の事業主体は、市町村、農業協同組合とする。

- 1 今後とも畜産振興が見込まれる地域であること。
- 2 対象となる家畜排せつ物等の確保が確実に見込まれること。

種目	細目 (目的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
7 加工・直売促進	地場産農林水産物の販売強化や付加価値向上のために必要な施設整備や機械導入等を支援することにより、地場産農林水産物の販売の促進を図る。	補助	<p>【推進費】 1,000～5,000千円 (5/10以内)</p> <p>【機械整備】 ・一般地域 3,000～50,000千円 (3/10以内)</p> <p>・中山間地域 1,000～50,000千円 (1/3以内)</p> <p>【施設整備】 ・一般地域 3,000～50,000千円 (4.5/10以内 ※1 うち機械 3/10以内)</p> <p>・中山間地域 1,000～50,000千円 (5/10以内 ※1 うち機械 1/3以内)</p> <p>※1 直売及び地域食材活用飲食施設整備は、一般地域 3/10以内、中山間地域 1/3以内</p>	<p>ア 販売拠点整備 (ア) 直売施設整備 直売所、商店街の空店舗や住宅地域の多様な施設の活用による販売施設整備 (イ) 販売コーナー設置 スーパー等における販売コーナーの設置 (ウ) アンテナショップ、インショップ等の開設</p> <p>イ 販売促進機器等整備 生産流通拠点整備とリンクした地場産農林水産物の流通販売機器、生産情報提供機器、道路案内標識・看板等の整備</p> <p>ウ 加工施設等整備 処理、加工、冷蔵、貯蔵、包装用機械、施設整備</p> <p>エ 地域食材活用飲食施設、機械整備</p> <p>オ 地場産農林水産物販売促進 ア、イ、ウ、エの実施に伴う販売促進に必要なPR</p>	<p>・市町村 ・農地所有適格法人 ※2 ・農林漁業者等の組織する団体 ・農業協同組合 ・森林組合 ・漁業協同組合 ・全国農業協同組合連合会新潟県本部 ・新潟県森林組合連合会 ・新潟県漁業協同組合連合会 ・第3セクター ・上記が主たる構成員となっている団体</p> <p>※2 直売及び地域食材活用飲食施設整備においては、3戸未満の農地所有適格法人（常時従事者が3名以上おり、かつ、常時従事者のうち2名以上が構成員であることを含む）を含む。</p>

## 採 択 基 準

- 1 アンテナショップ、インショップ等は、開設に要する費用（借店、看板、施設改造、情報機器）を対象とする。  
ただし、借店料への支援は最長6か月とする。
- 2 販売促進機器等整備は、①新たにこだわり米や特色ある多様な地場産野菜等の生産を実施する場合、②地場産の販売拠点整備と一体的に実施する場合、③既存の販売拠点の機能を高度化する場合、を対象とする。  
また、「道路案内標識」を設置する場合、事業主体は市町村に限るものとし、市町村が重点支援対象として位置付け、以下の要件を全て満たす直売所を案内するものを対象とする。  
なお、事業の実施に当たっては対象直売施設と十分な協議をすること。
  - (1) 常設店舗
  - (2) 有人運営
  - (3) 通年営業
  - (4) 週5日以上で土・日営業
  - (5) 店舗面積100㎡以上
  - (6) 駐車場20台以上
  - (7) 「(5) (6)」に合致しないが、年間販売額が5千万円を超えていること。
- 3 「ウ 加工施設等整備」及び「エ 地域食材活用飲食施設、機械整備」については、食品衛生法、医薬品医療機器等法等関連する法手続きが十分検討され、許認可の見込みがあること。
- 4 「オ 地場産農林水産物販売促進」は「ア 販売拠点整備」又は「イ 販売促進機器等整備」又は「ウ 加工施設等整備」又は「エ 地域食材活用飲食施設、機械整備」と一体的に実施するものとする。
- 5 実施地区において、こだわり米や地場産野菜等の供給拡大が確実に見込めること。

種目	細目 (目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
8 林業振興促進	林業生産の拡大及び林業経営の安定、並びに労働環境向上を促進し、林業の振興を図る。	補助	<p>【施設整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般地域 1,000～20,000千円 (4.5/10以内 ※ うち機械 3/10以内)</li> <li>・中山間地域 1,000～20,000千円 (5/10以内 ※ うち機械 1/3以内)</li> </ul> <p>※ 直売施設整備は、一般地域 3/10以内、中山間地域 1/3以内</p> <p>【基盤整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般地域 1,000～20,000千円 (4/10以内)</li> <li>・中山間地域 1,000～20,000千円 (4.5/10以内)</li> </ul>	<p>ア 林業生産振興施設等整備 林業生産の拡大及び近代化等を図るために必要な施設・基盤の整備</p> <p>イ 林業労働環境等整備 林業従事者の労働・安全衛生環境の向上を図るために必要な施設・基盤の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村</li> <li>・林業者等の組織する団体</li> <li>・森林組合</li> <li>・新潟県森林組合連合会</li> <li>・生産森林組合</li> <li>・新潟県山林種苗協会</li> <li>・認定事業主</li> <li>・育成経営体 (ただし、特用林産物に係る事業は農業協同組合を含む)</li> </ul>
		リース	<p>【機械整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般地域 1,000～20,000千円 (3/10以内)</li> <li>・中山間地域 1,000～20,000千円 (1/3以内)</li> </ul>	<p>ア 林業生産振興機械整備 林業生産の拡大及び近代化等を図るために必要なリース用機械の整備</p> <p>イ 林業労働環境等整備 林業従事者の労働・安全衛生環境の向上を図るために必要な機械の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業協同組合</li> <li>・民間リース会社</li> <li>・第3セクター</li> </ul> <p>(市町村、林業者等の組織する団体、森林組合、新潟県森林組合連合会、生産森林組合、認定事業主、育成経営体)</p>

## 採 択 基 準

- 1 林業の持続的かつ健全な発展が図られるものであること。
- 2 事業計画の目標値が素材生産量・きのこ生産量の場合は、その伸び率が「新潟県総合計画」の伸び率を概ね上回るものであること。  
その他の場合は、費用対効果や地域林業の活性化に資する効果が見込まれるものであること。
- 3 林業生産振興施設等整備  
協業活動及び組織的施業等を促進し、林業生産活動の活性化が図られるものであること。
- 4 林業労働力環境等整備
  - (1) 施設等の規模は、林業従業員規模に適合するものであること。
  - (2) 研修施設等は、林業労働安全教育、林業研修等を実施するものであること。
- 5 事業主体の「認定事業主」及び「育成経営体」の1箇所又は1施設の受益戸数は5戸以上とする。

- 1 林業の持続的かつ健全な発展が図られるものであること。
- 2 事業計画の目標値が素材生産量・きのこ生産量の場合は、その伸び率が「新潟県総合計画」の伸び率を概ね上回るものであること。  
その他の場合は、費用対効果や地域林業の活性化に資する効果が見込まれるものであること。
- 3 林業生産振興機械整備
  - (1) 協業活動及び組織的施業等を促進し、林業生産活動の活性化が図られるものであること。
  - (2) リース借受者が、新潟県森林組合連合会、森林組合、生産森林組合、林業者等の組織する団体以外の認定事業主にあつては、造林、保育、伐採に供され、県内の森林整備及び林業振興に資する機械であること。
- 4 林業労働力環境等整備
  - (1) 機械の規模は、林業従業員規模に適合するものであること。
  - (2) 研修機械は、林業労働安全教育、林業研修等を実施するものであること。

種目	細目(目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲(補助率)	支援内容	事業主体(借受者)
9 水産振興促進	<p>漁業経営の安定と担い手の確保を図るため、つくり・育て・管理する漁業の推進、漁場環境の保全、流通機能の強化、効率的な漁業活動の推進を図る。</p> <p>また、内水面増養殖、環境保全、遊漁等、内水面漁業の振興を図る。</p>	補助	<p>【機械整備】</p> <p>・一般地域 1,000～50,000千円 ※1 (3/10以内)</p> <p>・中山間地域 1,000～50,000千円 ※1 (1/3以内)</p> <p>【施設整備】</p> <p>・一般地域 1,000～50,000千円 ※1 (4.5/10以内 ※2 うち機械 3/10以内)</p> <p>・中山間地域 1,000～50,000千円 ※1 (5/10以内 ※2 うち機械 1/3以内)</p> <p>※1 内水面漁業近代化施設等整備の錦鯉生産施設等整備以外に取り組む場合の補助金算定事業費は、一般地域、中山間地域 1,000～20,000千円 ※2 直売及び地域食材活用飲食施設整備は、一般地域 3/10以内、中山間地域 1/3以内</p>	<p>ア 漁業近代化施設等整備 効率的な漁業活動を行うために必要な機械・施設等の整備</p> <p>イ 漁業経営・担い手対策施設等整備 意欲と能力のある経営体の育成や合併による漁協の経営基盤強化のために必要な機械・施設等の整備</p> <p>ウ 水産物流通機能改善施設等整備 産地機能の強化と付加価値の高い水産物及び安心・安全な水産物の供給のために必要な機械・施設等の整備</p> <p>エ 持続的漁業生産環境施設等整備 漁業資源の維持増大と漁場環境の保全を推進するために必要な機械・施設等の整備</p> <p>オ 内水面漁業近代化施設等整備 内水面漁業の近代化や漁場環境保全のために必要な機械・施設等の整備</p>	<p>・市町村</p> <p>・漁業者等の組織する団体(内水面増養殖業を営む者の組織する団体を含む)</p> <p>・農業協同組合</p> <p>・漁業協同組合</p> <p>・新潟県漁業協同組連合会</p> <p>・新潟県内水面漁業協同組合連合会</p> <p>・第3セクター</p> <p>・公益社団法人新潟県水産振興協会</p> <p>・一般社団法人新潟県さけます増殖協会</p> <p>・漁業法人</p>

## 採 択 基 準

- 1 補助の対象施設等は、生産活動の維持・向上により安定的に水産振興が図られるものとする。
- 2 「新潟県水産振興戦略」又は「新潟県内水面水産振興計画」に則しているものであること。
- 3 安心・安全な水産物の供給に必要な機械・施設等の整備については、受益者の衛生管理に対する取組意識が高く、一貫した衛生管理体制が確保されるものに限る。

種目	細目 (目的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
10 再生可能エネルギー   活用促進	地域に散在する再生可能エネルギーを活用する農林水産業関連施設等の導入を支援することで、地域資源の循環利用を推進し、農山漁村の付加価値創出を目指す。	補助	<b>【施設整備】</b> ・一般地域 3,000～50,000千円 (4.5/10以内 うち機械3/10以内)  ・中山間地域 1,000～50,000千円 (5/10以内 うち機械1/3以内)	太陽光、雪、バイオマス資源等、再生可能エネルギーを活用した農林水産物生産等のために必要な施設の整備	・市町村 ・農地所有適格法人 ・農林漁業者等の組織する団体 ・農業協同組合 ・森林組合 ・漁業協同組合 ・全国農業協同組合連合会新潟県本部 ・新潟県森林組合連合会 ・新潟県漁業協同組合連合会 ・第3セクター ・中山間地域担い手団体 ・上記が主たる構成員となっている団体
		リース	<b>【機械整備】</b> ・一般地域 1,000～30,000千円 (3/10以内)  ・中山間地域 1,000～30,000千円 (1/3以内)	太陽光、雪、バイオマス資源等、再生可能エネルギーを活用した農林水産物生産等のために必要なリース用機械の整備	・農業協同組合 ・民間リース会社 ・第3セクター  (認定農業者、農地所有適格法人、農林漁業者等の組織する団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、全国農業協同組合連合会新潟県本部、新潟県森林組合連合会、新潟県漁業協同組合連合会、第3セクター)

## 採 択 基 準

- 1 導入施設は、太陽光、雪、バイオマス資源、温泉熱等の再生可能エネルギーを活用した農林水産業生産、加工、貯蔵及び付加価値向上のための施設であること。
- 2 地区内の農林水産業及び農山漁村に由来する再生可能エネルギーを主に有効活用するものであること。
- 3 バイオマス製品及びエネルギーを外部供給する場合は、安定供給先の確保が確実に見込まれること。

- 
- 1 導入機械は、太陽光、雪、バイオマス資源、温泉熱等の再生可能エネルギーを活用した農林水産業生産、加工、貯蔵及び付加価値向上のための機械であること。
  - 2 地区内の農林水産業及び農山漁村に由来する再生可能エネルギーを主に有効活用するものであること。
  - 3 バイオマス製品及びエネルギーを外部供給する場合は、安定供給先の確保が確実に見込まれること。

### Ⅲ 中山間地域活性化対策

種目	細目 (目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
1 継続的 農林業 生産体 体制整 備促進	(1) 小規模基盤整備支援  中山間地域の狭小な未整備農地を対象とした小規模な基盤整備を促進し、地域の生産体制の整備を図る。 また、遊休農地等を再生し、農地としての活用整備を図る。	補助	【基盤整備】 ＜地区支援型＞ 1,000～50,000千円 (4.5/10以内)  ＜やるき農家支援型＞ 1,000～10,000千円 (1/6以内)	ア 土地基盤等整備  イ 遊休農地等活用整備	・市町村 ・農業者（やるき農家支援型のみ） ・農地所有適格法人 ※ ・農業者等の組織する団体 ・農業協同組合 ・土地改良区 ・第3セクター ・中山間地域担い手団体  ※ 農業に常時従事する者を1名以上雇用している3戸未満の農地所有適格法人を含む。

## 採 択 基 準

- 1 「県単農業農村整備事業」の採択基準に満たないものを対象とする。
- 2 他の土地基盤整備等の計画を有する地区は除く。
- 3 遊休農地等活用整備は、遊休農地を中心とした農地の整備を図るものとする。
- 4 やるき農家支援型は、当該事業に要する経費の1/3以上を市町村が補助する場合に限る。

種目	細目 (目的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
1	(2) 地域農林業生産体制整備支援  地域における生産体制の整備や直接支払制度実施地区の継続的営農体制の構築に向けた取組を推進し、農林業の振興を図る。	補助	<p>【機械整備】            &lt;地区支援型&gt;            1,000～50,000千円            (1/3以内)</p> <p>&lt;やるき農家支援型&gt;            1,000～10,000千円            (1/6以内)</p> <p>【施設整備】            &lt;地区支援型&gt;            1,000～50,000千円            (5/10以内)            うち機械 1/3以内)</p> <p>&lt;やるき農家支援型&gt;            1,000～10,000千円            (1/6以内)</p>	地域生産体制整備及び直接支払制度実施地区の継続的営農体制の構築のために必要な機械・施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村</li> <li>・農業者(やるき農家支援型のみ)</li> <li>・農地所有適格法人</li> </ul> <p>※</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林業者等の組織する団体</li> <li>・農業協同組合</li> <li>・森林組合</li> <li>・第3セクター</li> <li>・中山間地域担い手団体</li> </ul> <p>※</p> <p>農業に常時従事する者を1名以上雇用している3戸未満の農地所有適格法人を含む。</p>

## 採 択 基 準

- 1 機械・施設の整備によって地域の農林業の体質強化につながるものを対象とする。
- 2 やるき農家支援型は、当該事業に要する経費の1/3以上を市町村が補助する場合に限る。

種 目	細 目 (目 的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補 助 率)	支 援 内 容	事業主体 (借 受 者)
2 地 域 資 源 型 ビ ジ ネ ス 促 進	(1) 多面的機能増 進活動支援  直接支払制 度等の円滑な 実施と定着に 向け、集落協定 に基づく遊休 農地の林地化 やビオトープ 整備などを通 じ、多面的機能 の確保と集落 の活性化を図 る。	補助	<p>【 施 設 整 備 】</p> <p>&lt; 地区支援型 &gt; 1,000～50,000 千円 (5/10 以内 うち機械 1/3 以内)</p> <p>&lt; やるき農家支援型 &gt; 1,000～10,000 千円 (1/6 以内)</p> <p>【 基 盤 整 備 】</p> <p>&lt; 地区支援型 &gt; 1,000～50,000 千円 (4.5/10 以内)</p> <p>&lt; やるき農家支援型 &gt; 1,000～10,000 千円 (1/6 以内)</p>	<p>ア 多面的機能の増進活動（ビオトープ等）を図るために必要な施設の整備</p> <p>イ 林地等再生活用整備</p> <p>ウ 広場等施設の整備</p>	<p>・市町村</p> <p>・農業者（やるき農家支援型のみ）</p> <p>・農地所有適格法人</p> <p>※</p> <p>・農林業者等の組織する団体</p> <p>・農業協同組合</p> <p>・森林組合</p> <p>・第3セクター</p> <p>・NPO 法人</p> <p>・中山間地域担い手団体</p> <p>※</p> <p>農業に常時従事する者を1名以上雇用している3戸未満の農地所有適格法人を含む。</p>

## 採 択 基 準

- 1 協定集落等で実施される多面的機能の増進活動を支援する施設等の整備を対象とする。
- 2 林地等再生活用整備については、里山への植栽等による修景整備を対象とする（基盤整備を含む。）。
- 3 NPO 法人については、関係直接支払集落協定に位置づけられているものに限る。
- 4 NPO 法人については、施設整備又は基盤整備のいずれかを行う場合、原則として 300 万円を補助金額の上限とする。
- 5 やるき農家支援型は、当該事業に要する経費の 1/3 以上を市町村が補助する場合に限る。

種目	細目 (目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
2 地域資源活用 地域資源型 ビジネス促進	(2) 地域資源活用 支援  地域特性を活かした特色ある重点作物の導入、特産品の開発、地域産物の加工、販売促進を支援し、中山間地域農林水産業の活性化を図る。	補助	<p>【推進費】</p> <p>&lt;地区支援型&gt; 1,000～5,000千円 (5/10以内)</p> <p>&lt;やるき農家支援型&gt; 1,000～5,000千円 (1/6以内)</p> <p>【機械整備】</p> <p>&lt;地区支援型&gt; 1,000～50,000千円 (1/3以内)</p> <p>&lt;やるき農家支援型&gt; 1,000～10,000千円 (1/6以内)</p> <p>【施設整備】</p> <p>&lt;地区支援型&gt; 1,000～50,000千円 (5/10以内 ※1 うち機械 1/3以内) ※1 直売及び地域食材活用飲食施設整備は 1/3以内</p> <p>&lt;やるき農家支援型&gt; 1,000～10,000千円 (1/6以内)</p> <p>【基盤整備】</p> <p>&lt;地区支援型&gt; 1,000～50,000千円 (4.5/10以内)</p> <p>&lt;やるき農家支援型&gt; 1,000～10,000千円 (1/6以内)</p>	<p>高付加価値型、高収益型の農林水産業を振興するために必要な作物等の導入や商品開発等のための推進活動、及び地域資源を商品化・高付加価値化するための生産、加工、貯蔵、販売のために必要な機械・施設等の整備</p> <p>ア 高付加価値作物等導入 母本種子種苗・永年性作物種苗や家畜等の導入支援と、導入に係る施設の整備、土壌・土層改良整備</p> <p>イ 地域特産品の生産・加工・貯蔵・販売に係る機械・施設等の整備</p> <p>ウ 地域特産品流通・販売促進 (ア) 販売宣伝支援 (イ) 販売促進のための研究開発 (ウ) 地域食材活用飲食施設、直売所等流通販売促進施設整備</p> <p>エ インショップ等の開設</p> <p>オ 作物導入実験・特産品開発 (ア) 新規作物導入実験 (イ) 特産品開発研究調査等 (ウ) 特産品のリニューアル</p>	<p>・市町村 ・農業者（やるき農家支援型のみ） ・農地所有適格法人 ※2 ・農林漁業者等の組織する団体 ・農業協同組合 ・森林組合 ・漁業協同組合 ・第3セクター ・中山間地域担い手団体 ・市町村・農協等の広域的協議会 ・上記が主たる構成員となっている団体 ・NPO法人</p> <p>※2 農業に常時従事する者を1名以上雇用している3戸未満の農地所有適格法人を含む。 また、直売及び地域食材活用飲食施設整備においては、3戸未満の農地所有適格法人（常時従事者が3名以上おり、かつ、常時従事者のうち2名以上が構成員であること）を含む。</p>

## 採 択 基 準

- 1 母本種子種苗・永年性作物種苗は、自然条件や安全志向を重視した特色ある作物等で、地域の特産として定着が見込まれるものを対象とする。
- 2 永年性作物種苗は遊休農地等への新規導入に限る。
- 3 導入する家畜は、草資源や高齢者の労働力等の地域資源を活用するにふさわしいもののほか、体験型都市交流のための中小家畜を含む。
- 4 土壌・土層改良は、地域の重点作物又はこれに準じた作物の栽培地を対象とする。
- 5 地域資源は地域の特色を活かして栽培、採取又は加工されるものであること。
- 6 地域特産品は、地域内の農林水産物及び農林水産資源を活用した加工品をいう。
- 7 施設整備は、地域内での原材料確保のめどが立ち施設整備により相当程度の販売が見込まれるものを対象とする（ただし、特産品開発のための施設はこの限りではない。）。
- 8 「ウ 地域特産品流通・販売促進」の「(ア) 販売宣伝支援」は、グリーン・ツーリズムのPRとの一体的整備も対象とする。
- 9 「ウ 地域特産品流通・販売促進」の「(ウ) 地域食材活用飲食施設、直売所等流通販売促進施設」は、交流体験施設との一体的整備も対象とする。
- 10 「ウ 地域特産品流通・販売促進」のうち、ふるさとプラザ等への出店については、地域特産品のほか、地域の伝統文化や観光誘客宣伝、イベント等の多目的情報の発信を含む。
- 11 「漁業者等の組織する団体」、「漁業協同組合」、「市町村・農協等の広域的協議会」及び「上記が主たる構成員となっている団体」は、「イ 地域特産品の生産・加工・貯蔵・販売に係る機械、施設等の整備」、「ウ 地域特産品流通・販売促進」、「エ インショップ等の開設」、「オ 作物導入実験・特産品開発」のみ対象とする。
- 12 インショップ等は、都市部に設置するものとし、その開設に要する費用（借店、看板、施設改造、情報機器）を対象とする。  
ただし、借店料への支援が最長6か月とする。
- 13 NPO法人は「ウ 地域特産品流通・販売促進」、「エ インショップ等の開設」、「オ 作物導入実験・特産品開発」のみ対象とする。
- 14 NPO法人については、機械整備、施設整備又は基盤整備のいずれかを行う場合、原則として300万円を補助金額の上限とする。
- 15 やるき農家支援型は、当該事業に要する経費の1/3以上を市町村が補助する場合に限る。

種目	細目 (目的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
3 定住 促進	地域における新たな就労の場や高齢者・女性が生産活動を行う場等の整備、及び農林漁業に従事する若者を対象とした賃貸住宅を整備し、若者の都市への流出を抑えるとともに、UIJ ターンを促し、定住促進を図る。	補助	<p>【施設整備】            &lt; 地区支援型 &gt;            1,000～50,000千円            (5/10以内            うち機械1/3以内)</p> <p>【基盤整備】            &lt; 地区支援型 &gt;            1,000～50,000千円            (4.5/10以内)</p>	<p>ア 就業促進施設整備            新規就労のために必要な施設等の整備</p> <p>イ 定住環境整備            高齢者・女性が生産活動を行うために必要な施設（連絡道路を含む）や定住環境等の整備</p> <p>ウ 若者定住住宅整備            農林漁業に従事する若者を対象とした賃貸住宅の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村</li> <li>・農地所有適格法人</li> <li>・農林漁業者等の組織する団体</li> <li>・農業協同組合</li> <li>・森林組合</li> <li>・漁業協同組合</li> <li>・第3セクター</li> </ul>

## 採 択 基 準

- 1 工業団地造成は、他の事業で採択されない小規模のものに限って対象とする。
- 2 集落道は、県単農業農村整備事業の採択基準に満たないものを対象とする。
- 3 集落内排水路は、他の環境基盤整備等の事業実施計画を有する地区は対象としない。
- 4 集落道及び集落内排水路の整備に係る補償費は対象としない。
- 5 多目的集落施設は受益戸数 20 戸未満を対象とし 6,000 千円を補助金額の上限とする。
- 6 集団移転用地整備は、3 戸以上の移転用地を市町村が整備するものに限り、補助の対象は造成工事費に限る。
- 7 施設のバリアフリー化は、既存公共施設等における利用者の高齢化等に対応したバリアフリー化であって、「福祉のまちづくり条例」の整備基準を満たす改修・整備を対象とする。
- 8 高齢者・女性活動施設は、特産品、民芸品づくりや、伝統文化・芸能、郷土料理等の保存・継承など、高齢者や女性の能力を発揮するための施設とする。
- 9 「ウ 若者定住住宅整備」の事業主体は市町村のみとし、補助率は 1/6 以内とする。
- 10 「ウ 若者定住住宅整備」の対象は、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 5 年 5 月 21 日付法律第 52 号）」の第 18 条による住宅（特定公共賃貸住宅）のうち、農林漁業に従事する若者の優先入居が確保されるものに限る。

#### IV 農山漁村活性化対策

種目	細目 (目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
1 ふれあい・グリーン・ツーリズム促進	美しい農山漁村の景観を保全・整備し、体験農林水産業や新しい余暇活動の場の提供など、地域コミュニティ等の活性化、地域の特性に応じたグリーン・ツーリズムや都市との交流活動を推進し、農山漁村地域の活性化を図る。	補助	<p>【推進費】 1,000～5,000千円 (5/10以内)</p> <p>【機械整備】 ・一般地域 3,000～50,000千円 (3/10以内)</p> <p>・中山間地域 1,000～50,000千円 (1/3以内)</p> <p>【施設整備】 ・一般地域 3,000～50,000千円 (4.5/10以内 ※1 うち機械 3/10以内)</p> <p>・中山間地域 1,000～50,000千円 (5/10以内 ※1 うち機械 1/3以内)</p> <p>※1 直売及び地域食材活用飲食施設整備は、一般地域 3/10以内、中山間地域 1/3以内</p> <p>【基盤整備】 ・一般地域 3,000～50,000千円 (4/10以内)</p> <p>・中山間地域 1,000～50,000千円 (4.5/10以内)</p>	<p>ア グリーン・ツーリズム推進対策</p> <p>イ 景観の整備</p> <p>ウ ふれあい空間の整備</p> <p>エ 農林漁業体験宿泊施設等の整備</p> <p>オ 伝統文化等保存活用施設等の整備</p>	<p>・市町村</p> <p>・農地所有適格法人</p> <p>※2</p> <p>・農林漁業者等の組織する団体 (多目的施設を整備する場合は、農林漁家3戸以上に加え、農林漁家の構成員過半要件について、地域に在住し、集落活動に参画し、かつ担い手に農地集積している土地持ち非農家を農家とみなすものとする)</p> <p>・農業協同組合</p> <p>・森林組合</p> <p>・漁業協同組合</p> <p>・第3セクター</p> <p>・NPO法人</p> <p>・上記のものが主たる構成員となっている団体</p> <p>※2 直売及び地域食材活用飲食施設整備においては、3戸未満の農地所有適格法人(常時従事者が3名以上おり、かつ、常時従事者のうち2名以上が構成員であること)を含む。</p>

## 採 択 基 準

### 1 事業実施地区

#### (1) 景観整備

ア 景観整備をしようとする地区は、農林漁家率が 60%以上であり、集落等で土地利用や景観づくりに係る協定があること。

イ 伝統的農山漁村民家の保存・修景は、事業主体を市町村のみとする。

#### (2) ふれあい空間整備

ア 山村等留学施設は、市町村教育委員会が適当と認めたものに限る。

イ 多目的施設を整備しようとする地区は、原則として受益戸数が 20 戸以上で、かつ農林漁家率が 60%以上であること。

ただし、農林漁家率の算定において、地域に在住し、集落活動に参画し、かつ担い手に農地集積している土地持ち非農家を農家とみなすものとする。

ウ 多目的施設は、地域住民のコミュニティー活動などを促進するための施設であって、以下のうち 3 つ以上の活動を有すること。

(ア) 生活コミュニティー活動

(イ) 農林漁業生産コミュニティー活動

(ウ) 伝統文化継承活動

(エ) 地域景観保全活動

(オ) 地域活性化活動

(カ) 消費者との交流活動

(キ) その他農山漁村の活性化に資する活動

エ 多目的施設は、一般地域で 5,400 千円、中山間地域で 6,000 千円を補助金額の上限とする。

#### (3) 農林漁業体験宿泊施設等整備

ア 農林漁業体験宿泊施設等を整備しようとする地区は、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成 6 年法律第 46 号）」第 5 条第 1 項に規定する農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する計画が作成されているか、又は作成されることが見込まれること。

イ 施設等は、年間を通じての利用が図られること。

### 2 事業主体の NPO 法人は、以下の要件を満たすこと。

(1) グリーン・ツーリズムの推進に関する活動項目が定款で定められていること。

(2) 市町村が作成する地域グリーン・ツーリズム構想に位置づけられていること。

(3) 機械整備、施設整備又は基盤整備のいずれかを行う場合、原則として 300 万円を補助金額の上限とする。

種目	細目 (目的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
2 森林 総合 利用 促進	森林の多面的利用を促進し、農山村地域の活性化と地域林業の振興を図る。	補助	<p>【機械整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般地域 1,000～20,000千円 (3/10以内)</li> <li>・中山間地域 1,000～20,000千円 (1/3以内)</li> </ul> <p>【施設整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般地域 1,000～20,000千円 (4.5/10以内 うち機械3/10以内)</li> <li>・中山間地域 1,000～20,000千円 (5/10以内 うち機械1/3以内)</li> </ul> <p>【基盤整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般地域 1,000～20,000千円 (4/10以内)</li> <li>・中山間地域 1,000～20,000千円 (4.5/10以内)</li> </ul>	<p>ア 森林活用促進 森林公園及び山村や都市の住民が憩う森林の多様な活用を促進するために必要な施設等の整備</p> <p>イ 森林学習施設等整備 森林の教育・文化機能の向上を図るために必要な森林学習施設等の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村</li> <li>・林業者等の組織する団体</li> <li>・森林組合</li> <li>・新潟県森林組合連合会</li> <li>・生産森林組合</li> </ul>

## 採 択 基 準

- 1 森林の有する多面的機能の発揮が図られるものであること。
- 2 事業計画の目標値が素材生産量・きのこ生産量の場合は、その伸び率が「新潟県総合計画」の伸び率を概ね上回るものであること。  
その他の場合は、費用対効果や地域林業の活性化に資する効果が見込まれるものであること。
- 3 公共の用に供されるものであること。

種目	細目 (目的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
3 漁村環境整備促進	漁村生活環境の整備及び海洋レクリエーション施設・消費拡大施設の整備により、都市と漁村の共生・交流を促進し、沿岸漁業と漁村地域の活性化を図る。	補助	<p>【機械整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般地域 1,000～20,000千円 (3/10以内)</li> <li>・中山間地域 1,000～20,000千円 (1/3以内)</li> </ul> <p>【施設整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般地域 1,000～20,000千円 (4.5/10以内 ※ うち機械 3/10以内)</li> <li>・中山間地域 1,000～20,000千円 (5/10以内 ※ うち機械 1/3以内)</li> </ul> <p>※ 直売及び地域食材活用飲食施設整備は、一般地域 3/10以内、中山間地域 1/3以内</p>	<p>ア 漁村環境活用施設整備 エコロジーに配慮した漁村環境の整備</p> <p>イ 海洋レクリエーション推進施設等の整備 地域沿岸漁業と調和のとれた海洋レジャーの推進と、消費者誘致により地域の活性化を図るために必要な施設等の整備</p> <p>ウ 健康管理増進施設等の整備 漁村住民の健康管理・増進を図るために必要な施設等の整備</p> <p>エ 天災被害防止施設等の整備 地震による津波、荒天による高潮等の災害から漁民、漁村を守るために必要な施設等の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村</li> <li>・漁業者等の組織する団体</li> <li>・漁業協同組合</li> <li>・漁業協同組合連合会</li> <li>・第3セクター</li> </ul>

採 択 基 準

- 1 「新潟県水産振興戦略」又は「新潟県内水面水産振興計画」に則しているものであること。
- 2 消費者誘致のための施設等については、誘致計画が明確であり、地元地区の合意が得られているものに限る。

## V 特 認

種 目	細 目 (目 的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補 助 率)	支 援 内 容	事業主体 (借 受 者)
1 多 角 化 ・ 複 合 化 経 営 発 展 支 援	他産業と遜色ない所得が得られる経営体を確保・育成するため、経営の多角化・複合化を推進する。	補助	<p>【 機 械 整 備 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般地域 1,000 千円～ 県費上限 25,000 千円 (5/10 以内 ※1)</li> <li>・中山間地域 1,000 千円～ 県費上限 25,000 千円 (5.5/10 以内 ※1)</li> </ul> <p>【 施 設 整 備 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般地域 1,000 千円～ 県費上限 25,000 千円 ※2 (5/10 以内 ※1)</li> <li>・中山間地域 1,000 千円～ 県費上限 25,000 千円 ※2 (5.5/10 以内 ※1)</li> </ul> <p>※1 直売及び地域食材活用飲食施設整備は、一般地域 3/10 以内、中山間地域 1/3 以内</p> <p>※2 就業環境整備を単独で実施する場合の事業費範囲は、1,000～5,000 千円</p> <p>なお、国庫補助事業と併せて事業を実施する場合は、国庫補助金と合わせて 5/10 以内（中山間地域 5.5/10 以内）となる率を上限とする。</p>	農地所有適格法人等が、経営の多角化・複合化を図るために必要な機械・施設の整備	・農地所有適格法人 ・複数の農地所有適格法人が構成員に含まれている団体

## 採 択 基 準

- 1 事業主体の農地所有適格法人は、実施要領第3の4に定めることのほか、以下の要件を満たすこと。
  - (1) 農業経営改善計画の認定を受けていること。
  - (2) 原則として3戸以上で構成する農地所有適格法人であること。

なお、3戸未満の農地所有適格法人においては、常時従事者が3名以上おり、かつ、常時従事者のうち2名以上が構成員であること（1戸1法人は対象外（直売及び地域食材活用飲食施設整備の場合を除く）とする。）。
- 2 複数の農地所有適格法人が構成員に含まれている団体の要件は、農林漁業者等の組織する団体に準じる。ただし農地所有適格法人2法人で構成される団体も含む。
- 3 法人が行う農業に常時従事する者を新たに雇用すること又は過去2年以内に雇用していること。ただし複数の農地所有適格法人が合併して新たに設立された農地所有適格法人または複数の農地所有適格法人が構成員に含まれている団体はこの限りではない。
- 4 多角化・複合化に取り組むことにより、経営体の売上額が、現状の2割以上増加することが見込まれること。

種目	細目(目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲(補助率)	支援内容	事業主体(借受者)
2 多様な米づくり推進総合支援	(1) 非主食用米多収穫・コスト低減推進支援  非主食用米のうち、加工・輸出・米粉用米の多収穫・コスト低減の取組を推進する。	補助	<p>【機械整備】 1,000～50,000千円(5/10以内)</p> <p>【施設整備】 1,000～50,000千円(5/10以内)</p>	<p>加工・輸出・米粉用米の多収穫・コスト低減の取組に必要な機械、多収性品種の導入に伴う乾燥調製施設の増改築、フレコン対応など流通合理化に必要な機械・施設の整備</p> <p>※ 多収穫・コスト低減の取組に必要な機械については、国の「担い手農家の経営革新に資する稲作技術カタログ」に掲載の資材費や労働費の低減効果のある営農用機械等及び同等の機能を有するものとする。</p>	<p>・農地所有適格法人 ・農業者等の組織する団体 ・農業協同組合 ・第3セクター</p> <p>※ 「農業者等の組織する団体」については、実施要領第3の4の(4)のウの(ウ)で定める認定農業者等の確保や担い手の位置付けを不要とする。以下、同様。</p>
		リース	<p>【機械整備】 1,000～30,000千円(5/10以内)</p>	<p>加工・輸出・米粉用米の多収穫・コスト低減の取組に必要なリース用機械、フレコン対応など流通合理化に必要なリース用機械の整備</p> <p>※ 多収穫・コスト低減の取組に必要なリース用機械については、国の「担い手農家の経営革新に資する稲作技術カタログ」に掲載の資材費や労働費の低減効果のある営農用機械等及び同等の機能を有するものとする。</p>	<p>・農業協同組合 ・民間リース会社</p> <p>(認定農業者、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合、第3セクター)</p>

## 採 択 基 準

- 1 非主食用米多収コスト低減実現計画と整合が図れた取組により、現状よりコストが低減されること。
- 2 目標年度（事業実施申請年度から2年）において、延べ作業面積及び加工・輸出・米粉用米の作業面積が、それぞれおおむね6ha以上（事業実施申請年度においてはおおむね4ha以上）増加すること。
- 3 目標年度までの各年度において、非主食用米全体の合計作付面積及び水稲以外の水田活用の直接支払交付金の戦略作物の作付面積が減少しないことが見込まれること。
- 4 目標年度までの各年度において、主食用コシヒカリの作付割合（作業受託は含まない）が現状年度に比べて減少することが見込まれること。

- 
- 1 非主食用米多収コスト低減実現計画と整合が図れた取組により、現状よりコストが低減されること。
  - 2 目標年度（事業実施申請年度から2年）において、延べ作業面積及び加工・輸出・米粉用米の作業面積が、それぞれおおむね6ha以上（事業実施申請年度においてはおおむね4ha以上）増加すること。
  - 3 目標年度までの各年度において、非主食用米全体の合計作付面積及び水稲以外の水田活用の直接支払交付金の戦略作物の作付面積が減少しないことが見込まれること。
  - 4 目標年度までの各年度において、主食用コシヒカリの作付割合（作業受託は含まない）が現状年度に比べて減少することが見込まれること。

種目	細目(目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲(補助率)	支援内容	事業主体(借受者)
2 多様な米づくり推進総合支援	(2) 非主食用米作業受託体制整備支援  非主食用米のうち、加工・輸出・米粉用米の生産に係る作業受託体制の整備を推進する。	補助	<b>【機械整備】</b> 1,000～50,000千円 (5/10以内)  <b>【施設整備】</b> 1,000～50,000千円 (5/10以内)	加工・輸出・米粉用米の生産に係る作業を受託するのに必要な共同利用の機械・施設、多収性品種の導入に伴う乾燥調製施設の増改築、フレコン対応など流通合理化に必要な機械・施設の整備  ※ 対象機械・施設については、加工・輸出・米粉用米の生産に係る作業受託に直接関係のあるものに限る(育苗ハウスを含む)。 ※ 共同利用施設の整備等については、加工・輸出・米粉用米の生産に必要な多収穫が期待できる品種専用の共同利用施設の増築等に限る。	・農地所有適格法人 ・農業者等の組織する団体 ・農業協同組合 ・第3セクター
		リース	<b>【機械整備】</b> 1,000～30,000千円 (5/10以内)  <b>【施設整備】</b> 1,000～30,000千円 (5/10以内)	加工・輸出・米粉用米の生産に係る作業を受託するのに必要なリース用機械・施設、フレコン対応など流通合理化に必要なリース用機械の整備  ※ リース用機械については、加工・輸出・米粉用米の生産に係る作業受託に直接関係のあるものに限る。また、施設については育苗ハウスに限る。	・農業協同組合 ・民間リース会社  (認定農業者、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合、第3セクター)

## 採 択 基 準

- 1 非主食用米多収コスト低減実現計画と整合が図れた取組により、現状よりコストが低減されること。
- 2 目標年度（事業実施申請年度から2年）において、延べ作業面積及び加工・輸出・米粉用米の作業面積が、それぞれおおむね6ha以上（事業実施申請年度においてはおおむね4ha以上）増加すること。
- 3 目標年度までの各年度において、非主食用米全体の合計作付面積及び水稲以外の水田活用の直接支払交付金の戦略作物の作付面積が減少しないことが見込まれること。
- 4 目標年度までの各年度において、主食用コシヒカリの作付割合（作業受託は含まない）が現状年度に比べて減少することが見込まれること。
- 5 事業実施申請年度において、加工・輸出・米粉用米の作業受託面積の拡大が図られること。
- 6 育苗ハウスを整備する場合にあっては、後利用として園芸作物の導入が見込まれること。

- 
- 1 非主食用米多収コスト低減実現計画と整合が図れた取組により、現状よりコストが低減されること。
  - 2 目標年度（事業実施申請年度から2年）において、延べ作業面積及び加工・輸出・米粉用米の作業面積が、それぞれおおむね6ha以上（事業実施申請年度においてはおおむね4ha以上）増加すること。  
（削除）
  - 3 （削除）目標年度までの各年度において、非主食用米全体の合計作付面積及び水稲以外の水田活用の直接支払交付金の戦略作物の作付面積が減少しないことが見込まれること。
  - 4 （削除）目標年度までの各年度において、主食用コシヒカリの作付割合（作業受託は含まない）が現状年度に比べて減少することが見込まれること。
  - 5 事業実施申請年度において、加工・輸出・米粉用米の作業受託面積の拡大が図られること。
  - 6 育苗ハウスを整備する場合にあっては、後利用として園芸作物の導入が見込まれること。

種目	細目 (目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
3 鳥獣被害対策・利活用促進	鳥獣被害を防止するために必要な対策を行うことにより、鳥獣被害の低減を図る。 また、捕獲した鳥獣について、食品、肥料等としての処理加工を通じ利活用を促進する。	補助	<p>【機械整備】 1,000～50,000千円 (5/10以内)</p> <p>【施設整備】 1,000～50,000千円 (5/10以内)</p>	鳥獣被害防止及び捕獲鳥獣の利活用に係る機械・施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村</li> <li>・農地所有適格法人</li> <li>・農林漁業者等の組織する団体</li> <li>・農業協同組合</li> <li>・森林組合</li> <li>・漁業協同組合</li> <li>・被害防止対策協議会</li> </ul>

## 採 択 基 準

- 1 本事業の受益範囲において、同内容の国庫補助事業を実施していないこと。
- 2 実施地区において、鳥獣被害防止対策に係る取組が継続的に実施されると見込まれること。
- 3 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」を遵守し、必要に応じ、県環境センター、保健所の指導を受けること。
- 4 実施地区のある市町村が、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」第4条第1項に規定する被害防止計画を定めている又は事業着手までに公表される見込みであること。
- 5 被害防止対策協議会が事業主体の場合は、4の被害防止計画において、被害防止施策の実施体制に関する事項として記入されていること。
- 6 処理加工機械・施設を整備する場合は、県内で捕獲等された鳥獣が、処理加工計画の過半となること。
- 7 捕獲鳥獣を食品へ利活用するための処理加工機械・施設については、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）（平成26年11月、厚生労働省作成）」等を参考とするともに、「食品衛生法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等関連する法手続きが十分検討され、許認可の見込みがあること。
- 8 捕獲鳥獣を肥料へ利用するための処理加工機械・施設については、「肥料の品質の確保等に関する法律」やその関連告示及び通知等に則り、手続きが十分に検討されていること。

種目	細目(目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲(補助率)	支援内容	事業主体(借受者)
4 みどりの飼料作物水田活用支援	主食用米の作付転換による飼料生産を通じて、持続可能な食料システムの構築に寄与するため、コントラクター(飼料作物生産・供給請負組織)が行う、稲WCS及び飼料作物の生産・利用拡大による高収益化の取組を推進する。	補助	<b>【機械整備】</b> 500～50,000千円 (5/10以内)  <b>【施設整備】</b> 500～50,000千円 (5/10以内)	飼料作物の栽培、収穫及び調製に必要な機械・施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地所有適格法人</li> <li>・農業法人</li> <li>・農業者等の組織する団体</li> <li>・農業協同組合</li> <li>・第3セクター</li> </ul>
		リース	<b>【機械整備】</b> 500～30,000千円 (5/10以内)	飼料作物の栽培、収穫及び調製に必要なリース用機械の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業協同組合</li> <li>・民間リース会社</li> </ul> <p>(認定農業者、農業者等の組織する団体、農業協同組合)</p>

## 採 択 基 準

- 1 以下の基準を満たす「飼料作物水田活用計画」を策定しており、取組の実践が見込まれること。
  - (1) 県内で生産・収穫された飼料作物、又はそれを原料とした混合飼料を県内の畜産農家に供給する計画であること。
  - (2) 水田における飼料作物（稲WCS、飼料用とうもろこし、飼料用ソルガム、牧草、飼料用米）の生産拡大が見込まれること。
  - (3) 飼料作物の作付前又は収穫後に、家畜ふん堆肥を活用する計画であること。
- 2 対象となる機械・施設は下記（１）～（３）とする。
  - (1) 栽培に必要な機械とは、水田飼料作物栽培のための播種機、防除機、堆肥散布及び排水対策に必要な機械・器具とする。

なお、堆肥散布以外の稲WCS及び飼料用米の栽培に必要な機械を除く。
  - (2) 収穫に必要な機械とは、自走式細断型飼料収穫機及び汎用型飼料収穫機とする。
  - (3) 調製に必要な機械・施設とは、梱包及び密封に必要な機械、運搬に必要な器具、飼料作物を原料とした混合飼料を製造するために必要な機械・器具及び施設とする。

- 
- 1 以下の基準を満たす「飼料作物水田活用計画」を策定しており、取組の実践が見込まれること。
    - (1) 県内で生産・収穫された飼料作物、又はそれを原料とした混合飼料を県内の畜産農家に供給する計画であること。
    - (2) 水田における飼料作物（稲WCS、飼料用とうもろこし、飼料用ソルガム、牧草、飼料用米）の生産拡大が見込まれること。
    - (3) 飼料作物の作付前又は収穫後に、家畜ふん堆肥を活用する計画であること。
  - 2 対象となる機械は下記（１）～（３）とする。
    - (1) 栽培に必要なリース用機械とは、水田飼料作物栽培のための播種機、防除機、堆肥散布及び排水対策に必要な機械・器具とする。

なお、堆肥散布以外の稲WCS及び飼料用米の栽培に必要な機械を除く。
    - (2) 収穫に必要なリース用機械とは、自走式細断型飼料収穫機及び汎用型飼料収穫機とする。
    - (3) 調製に必要なリース用機械とは、梱包及び密封に必要な機械、運搬に必要な器具、飼料作物を原料とした混合飼料を製造するために必要な機械・器具とする。

種目	細目(目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲(補助率)	支援内容	事業主体(借受者)
5 スマート技術導入加速化支援	(1) みどり園芸スマート産地形成支援  環境負荷低減の推進に向けて、資材投入の最適化や生産性向上を図るため、スマート農業技術の導入を推進する。	補助	【機械整備】 500～50,000千円 (5/10以内)	園芸産地で取り組む環境負荷低減の推進に資するスマート農業技術の実装に必要な機械の整備	・農業協同組合 ・農業者等の組織する団体 ・農地所有適格法人
	(2) 中山間地域スマート技術導入支援  中山間地域で負担の大きい見回りや中間管理等の省力化及び軽労化を図るため、農作業や生育管理で実用性・必要性が高いスマート農業技術の導入を推進する。	補助	【機械整備】 500～20,000千円 (5/10以内)	中山間地域における効率的な営農体制の構築に向けて、地域一体で取り組むスマート農業技術の実装に必要な機械の整備	・農林業者等の組織する団体 ・農地所有適格法人 ・農業協同組合

## 採 択 基 準

- 1 事業主体は以下の要件を満たすこと。
  - (1) 事業主体が、農業協同組合または農業者等の組織する団体の場合は、「地域園芸振興プラン」が策定されている産地で、事業の対象とする品目が当該プランで位置付けられていること。
  - (2) 事業主体が、農地所有適格法人の場合は、自ら「地域園芸振興プラン」を策定していること。
- 2 対象となる機械は、農林水産省の「農業新技術\_製品・サービス集」等に掲載されている機械のうち、環境負荷低減に資する以下の(1)～(5)とする。
  - (1) 農業用機械の自動操舵システム
  - (2) 農業用ドローン
  - (3) ほ場・施設環境モニタリング（環境制御システム含む）
  - (4) 自動草刈機
  - (5) その他、園芸生産の省力化や生産性向上に必要なスマート農業機械
- 3 導入する機械は、次のいずれかの要件を満たすこと。
  - (1) 機械の共同利用を行う。
  - (2) 機械により作業受託を行う。
  - (3) 機械を複数台導入し、複数の農業者が利用またはデータを共有する。
- 4 スマート農業技術を定着させる取組について  
事業の実施に当たっては、当該技術を産地に定着させるための取組（研修会の開催、マニュアルの作成、データ解析等）を一体的に行うこと。

- 1 実施地区は交付要綱別記第1項に定める中山間地域とする。
- 2 対象となる機械は、以下の(1)から(6)とする。
  - (1) 水管理システム
  - (2) ほ場・施設環境モニタリング（環境制御システム含む）
  - (3) 鳥獣害対策関連ICT技術
  - (4) リモコン草刈機
  - (5) 農業用ドローン
  - (6) その他、中山間地域の営農体制の構築に必要なスマート農業機械
- 3 導入する機械は、以下のいずれかの使用方法をとること。
  - (1) 機械の共同利用を行う。
  - (2) 機械により作業受託を行う。
  - (3) 機械を複数台導入し、複数の農業者が利用またはデータを共有する。
- 4 受益の対象となる農地は、以下の要件を満たすものとする。
  - ・概ね10ha以上であること。
  - ・急傾斜農用地（田：1/20以上、畑・草地等：15°以上）の面積が全体の1/2、又は10haのいずれか小さい方の値より大きいこと。
- 5 スマート農業技術を定着させる取組について事業の実施に当たっては、当該技術を地区に定着させるための取組（研修会の開催、マニュアルの作成、データ解析等）を一体的に行うこと。

種目	細目(目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲(補助率)	支援内容	事業主体(借受者)
6 省エネルギー対応条件整備支援	(1) 省エネルギー対応農業生産条件整備支援  農業経営における生産コストを低減し、農業経営の継続を図るため、燃油使用量、電気使用量又は肥料費低減の取組を推進する。	補助	<b>【機械整備】</b> ・一般地域 250～50,000千円 (5/10以内)  ・中山間地域 250～50,000千円 (5.5/10以内)  <b>【施設整備】</b> ・一般地域 250～50,000千円 (5/10以内)  ・中山間地域 250～50,000千円 (5.5/10以内)	燃油使用量、電気使用量又は肥料費の低減の取組に必要な機械・施設の整備	・農地所有適格法人 ※ ・農業者等の組織する団体 ・土地改良区  ※農業に常時従事する者を1名以上雇用している3戸未満の農地所有適格法人を含む。
		リース	<b>【機械整備】</b> ・一般地域 250～50,000千円 (5/10以内)  ・中山間地域 250～50,000千円 (5.5/10以内)	燃油使用量、電気使用量又は肥料費の低減の取組に必要なリース用機械の整備	・農業協同組合 ・民間リース会社  (認定農業者、認定新規就農者、農地所有適格法人※、農業者等の組織する団体、土地改良区) ※農業に常時従事する者を1名以上雇用している3戸未満の農地所有適格法人を含む。
	(2) 水産施設等省エネルギー対策整備支援  漁業生産コスト削減による漁協等の経営改善に資するため、省エネルギー化の取組を推進する。	補助	<b>【機械整備】</b> 1,000～20,000千円 (5/10以内)  <b>【施設整備】</b> 1,000～20,000千円 (5/10以内)	漁業生産コスト削減のために必要な省エネルギー施設・機器類の整備	・漁業法人 ・漁業協同組合 ・漁業者等の組織する団体(内水面養殖業を営む者の組織する団体を含む)

採 択 基 準

- 1 当該品目生産に係る燃油使用量、電気使用量又は肥料費を10%以上低減する計画を策定すること。
- 2 燃油使用量、電気使用量又は肥料費の低減を目標とした国の補助事業の対象となっていないこと。
- 3 土地利用型農業の取組の場合のみ、目標年までに一般地域2.5ha以上、中山間地域2ha以上（受益面積の過半が直払対象農用地の場合1ha以上）の規模拡大に取り組むこと。

- 
- 1 当該品目生産に係る燃油使用量、電気使用量又は肥料費を10%以上低減する計画を策定すること。
  - 2 燃油使用量、電気使用量又は肥料費の低減を目標とした国の補助事業の対象となっていないこと。
  - 3 土地利用型農業の取組の場合のみ、目標年までに一般地域2.5ha以上、中山間地域2ha以上（受益面積の過半が直払対象農用地の場合1ha以上）の規模拡大に取り組むこと。

- 1 過去3か年の実績平均又は従来品と比較して10%以上の省エネルギー効果が見込まれること。
- 2 省エネルギー施設・機器整備は、漁業及び養殖業の生産現場における機器整備に限る。
- 3 照明機器については、漁船における集魚灯及び共同利用施設における照明機器に限る。

種目	細目 (目的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
7 環境 保全 型 農業 支援	化学合成農薬や、化学肥料等を低減する新技術等の導入に必要な施設等の諸条件の整備を行うことにより、環境への負荷を軽減した農業生産の一層の推進を図る。	補助	<p>【推進費】 1,000～5,000千円 (5/10以内)</p> <p>【施設整備】 ・一般地域 3,000～50,000千円 (5/10以内 うち機械 5/10以内)</p> <p>・中山間地域 1,000～50,000千円 (5.5/10以内 うち機械 5.5/10以内)</p>	<p>ア 水田畦畔において、法面保護植物等による除草剤を使用しない省力的な雑草管理を地域ぐるみで実現するために必要な推進活動 (ア) 法面保護植物の増殖ほの設置 (イ) 法面保護植物の展示ほの設置 (ウ) 法面保護植物の導入拡大のための理解促進活動等 (エ) 除草剤を使用しない省力的な雑草管理機の導入 (オ) その他必要な事項</p> <p>イ 土づくりの実践等による環境負荷軽減を図るために必要な施設の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村</li> <li>・農地所有適格法人</li> <li>・農業者等の組織する団体</li> <li>・農業協同組合</li> <li>・農業共済組合</li> </ul>
		リース	<p>【機械整備】 ・一般地域 1,000～30,000千円 (5/10以内)</p> <p>・中山間地域 1,000～30,000千円 (5.5/10以内)</p>	<p>土づくりの実践等による環境負荷軽減を図るために必要なリース用機械及び分析機器の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業協同組合</li> <li>・民間リース会社</li> <li>・第3セクター</li> </ul> <p>(認定農業者、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合、農業共済組合)</p>

採 択 基 準

- 1 「ア 推進活動」は以下の要件を満たすこと。
  - (1) 事業主体は、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合とする。
  - (2) 事業主体が、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体の場合
    - ア 集落単位等の水田畦畔の雑草管理をモデル的に取り組む地区であること。
    - イ 実施地区において、農業環境規範の取組のほか、畦畔の雑草管理に除草剤を使用しないことに関する農業者の同意が得られることが確実と見込まれること。
    - ウ 実施地区の概ね全部の水田畦畔において、法面保護植物等による除草剤を使用しない省力的な雑草管理が行われること。
  - (3) 事業主体が農業協同組合の場合
    - ア 集落単位等の水田畦畔の雑草管理をモデル的に取り組む地区であること。
    - イ 実施地区において、農業環境規範の取組のほか、畦畔の雑草管理に除草剤を使用しないことに関する農業者の同意が得られることが確実と見込まれること。
    - ウ 実施地区の概ね全部の水田畦畔において、法面保護植物等による除草剤を使用しない省力的な雑草管理が行われること。
  - (4) 「(ア) 法面保護植物の増殖ほの設置」については実施を必須とする。
  - (5) 「(エ) 除草剤を利用しない省力的な雑草管理機の導入」についての経費は、推進費に係る総事業費の50%未満とする。
  - (6) 多面的機能支払交付金の農地維持支払実施地区以外を対象とする。
- 2 「イ 土づくりの実践等による環境負荷軽減を図るために必要な施設の整備」は以下の要件を満たすこと。
  - (1) 受益地区において、化学合成農薬及び化学肥料の使用量を地域慣行に比べ5割以上低減した栽培により、環境と調和した農業生産を推進していること。
  - (2) 農地所有適格法人、農業者等の組織する団体においては、化学合成農薬及び化学肥料の使用量を地域慣行に比べ5割以上低減した栽培の拡大計画が作成されていること。
  - (3) 上記(1)及び(2)の「化学合成農薬及び化学肥料の使用量を地域慣行に比べ5割以上低減した栽培」とは、①JAS法に基づく有機農産物、②県が認証する特別栽培農産物、③国の特別栽培農産物ガイドラインに基づき栽培された農産物、の栽培とする。
  - (4) 事業主体が農地所有適格法人、農業者等の組織する団体の場合は、エコファーマーに認定されているまたは「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づく環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている(にいがたエコファーマーである)こと。

- 1 受益地区において、化学合成農薬及び化学肥料の使用量を地域慣行に比べ5割以上低減した栽培により、環境と調和した農業生産を推進していること。
- 2 リース借受者が認定農業者、農地所有適格法人及び農業者等の組織する団体においては、化学合成農薬及び化学肥料の使用量を地域慣行に比べ5割以上低減した栽培の拡大計画が作成されていること。
- 3 上記1及び2の「化学合成農薬及び化学肥料の使用量を地域慣行に比べ5割以上低減した栽培」とは、①JAS法に基づく有機農産物、②県が認証する特別栽培農産物、③国の特別栽培農産物ガイドラインに基づき栽培された農産物、の栽培とする。
- 4 防除機導入地区は、市町村防除実施計画が策定されており、共同防除実施地区であること。
- 5 無人航空機を導入する場合、無人航空機導入地区は、オペレーターが養成されているか、年度内に養成されることが確実な地区であること。
- 6 リース借受者が認定農業者、農地所有適格法人及び農業者等の組織する団体である場合は、エコファーマーに認定されているまたは「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づく環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている(にいがたエコファーマーである)こと。

種目	細目 (目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
8 酪農省力化機械の導入支援	酪農経営体が飼育管理の省力化による生乳生産量の増加を図るための取組を推進する。	補助	<b>【機械整備】</b> 500～50,000千円 (5/10以内)  <b>【施設整備】</b> 500～50,000千円 (5/10以内)	酪農経営体が飼育管理の省力化により生乳生産量の増加を図るために必要な機械・施設の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地所有適格法人</li> <li>・農業法人</li> <li>・農業者等の組織する団体</li> <li>・農業協同組合</li> <li>・第3セクター</li> </ul>
		リース	<b>【機械整備】</b> 500～30,000千円 (5/10以内)	酪農経営体が飼育管理の省力化により生乳生産量の増加を図るために必要な機械の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業協同組合</li> <li>・民間リース会社</li> </ul> (認定農業者、農業者等の組織する団体、農業協同組合)

## 採 択 基 準

- 1 酪農の生産振興を図ることが適当と認められる地域であり、中核となる畜産経営体の育成が見込まれること。
- 2 本事業を実施する場合には省力化機械の導入計画を策定し、労働時間の短縮、生乳生産量が増加する目標の達成が可能な計画であること。併せて、飼料自給率向上計画を策定すること。
- 3 酪農の省力化機械及び施設とは、労働時間の短縮（搾乳機自動搬送システム、自動給餌機等）や飼育管理改善（発情発見装置等）等を図るために必要な機械とし、酪農の省力化機械を整備するために必要な施設整備とする。

- 
- 1 酪農の生産振興を図ることが適当と認められる地域であり、中核となる畜産経営体の育成が見込まれること。
  - 2 本事業を実施する場合には省力化機械の導入計画を策定し、労働時間の短縮、生乳生産量が増加する目標の達成が可能な計画であること。併せて、飼料自給率向上計画を策定すること。
  - 3 酪農の省力化機械及び施設とは、労働時間の短縮（搾乳機自動搬送システム、自動給餌機等）や飼育管理改善（発情発見装置等）等を図るために必要な機械とし、酪農の省力化機械を整備するために必要な施設整備とする。

別表2 (対象機械・施設等一覧)

対策	種目	細目	補助対象機械・施設	
			推進事業等	機械整備
I 経営 体育 成 対 策	1 農地所有適格法人 育成促進	(1) 農地所有適格法人 経営発展支援	①商品PR ②販売促進活動 ③販路拡大に必要な調査活動 ④イベント開催 ⑤その他必要な事項	①営農用機械 ②農産加工用機械・器具 ③販売流通用機械・器具 ④情報管理高度化機器 ⑤個人所有機械の処分に必要経費 ⑥その他必要と認められる機械・器具
		(2) 農地所有適格法人 設立支援		①営農用機械 ②農産加工用機械・器具 ③販売流通促進用機械・器具 ④情報管理高度化機器 ⑤個人所有機械の処分に必要経費 ⑥その他必要と認められる機械・器具
	2 新規就農者育成促進			①営農用機械 ②その他必要と認められる機械・器具

施設等一覧		リース対象機械・施設等一覧	
施設整備	小規模基盤整備	機械整備	施設整備
①育苗施設 ②乾燥調製貯蔵施設 ③集出荷貯蔵施設 ④処理加工施設 ⑤堆肥製造施設 ⑥施設園芸用温室 ⑦農作物被害防止施設 ⑧農業廃棄物処理施設 ⑨情報化施設 ⑩畜産施設 ⑪農業体験施設 ⑫農産物等直売施設 ⑬交流施設 ⑭地域食材活用飲食施設 ⑮未利用資源活用施設 ⑯就業環境施設 ⑰その他必要と認められる施設 ⑱①～⑰までの付帯施設		①営農用機械 ②農産加工用機械・器具 ③販売流通用機械・器具 ④情報管理高度化機器 ⑤個人所有機械の処分に必要な経費 ⑥その他必要と認められる機械・器具	①パイプハウス（園芸用） ②①の付帯施設
①育苗施設 ②乾燥調製貯蔵施設 ③集出荷貯蔵施設 ④処理加工施設 ⑤堆肥製造施設 ⑥施設園芸用温室 ⑦農作物被害防止施設 ⑧農業廃棄物処理施設 ⑨情報化施設 ⑩畜産施設 ⑪農業体験施設 ⑫農産物等直売施設 ⑬交流施設 ⑭地域食材活用飲食施設 ⑮未利用資源活用施設 ⑯就業環境施設 ⑰その他必要と認められる施設 ⑱①～⑰までの付帯施設			
①パイプハウス、果樹棚、雨よけ施設、集出荷貯蔵施設 ②①の付帯施設 ③その他必要と認められる施設		①営農用機械 ②その他必要と認められる機械・器具	①パイプハウス、果樹棚、雨よけ施設、集出荷貯蔵施設 ②①の付帯施設 ③その他必要と認められる施設

対策	種目	細目	補助対象機械	
			推進事業等	機械整備
II 農 林 水 産 業 の 体 質 強 化 対 策	1	新潟米体質強化促進		①直播栽培用機械 ②営農用機械 ③品質評価に必要な分析機器 ④調整加工用機械 ⑤区分集荷・保管機械 ⑥その他必要と認められる機械・器具
	2	優良種子生産体制整備支援		
	3	大豆・そば・麦生産促進		
	4	園芸生産促進	①先進地調査、市場調査 ②啓発活動、パンフレット作成 ③新技術、新品目、新品種導入に係る活動 ④商品企画、情報発信、イベント開催 ⑤その他必要な事項	①農業協同組合が農業者に貸し出す機械
	5	畜産振興促進	①家畜の導入 ②技術実証委託 ③その他必要な事項	

施設等一覧		リース対象機械・施設等一覧	
施設整備	小規模基盤整備	機械整備	施設整備
①育苗施設 ②乾燥調製貯蔵施設 ③調整加工用施設 ④堆肥製造施設 ⑤区分集荷・保管に必要な増築 ⑥その他必要と認められる施設 ⑦①～⑥までの附帯施設	①区画整理 ②農道・連絡道整備 ③畦畔整備 ④用排水施設整備 ⑤その他必要と認められる整備	①直播栽培用機械 ②営農用機械 ③品質評価に必要な分析機器 ④調整加工用機械 ⑤その他必要と認められる機械・器具	/
①種子生産に必要な施設 ②その他必要と認められる施設 ③①～②までの附帯施設	/	①種子生産に必要な機械 ②その他必要と認められる機械・器具	/
①需要に応じた大豆・そば・麦の生産に必要な施設 ②①の附帯施設	/	①大豆・そば・麦用機械	/
①育苗施設 ②集出荷貯蔵施設 ③施設園芸用温室 ④その他必要と認められる施設 ⑤第三者から継承する園芸用栽培施設の修繕等 ⑥①～⑤までの附帯施設	①区画整理・造成 ②農道・連絡道整備 ③用排水施設整備 ④その他必要と認められる整備	①営農用機械 ②流通用機械 ③その他必要と認められる機械・器具	①パイプハウス、果樹棚、雨よけ施設 ②①の附帯施設 ③その他必要と認められる施設
①自給飼料生産施設 ②家畜管理施設 ③家畜衛生・防疫施設 ④未利用資源等飼料化施設 ⑤受精卵移植等関連施設 ⑥集出荷処理施設 ⑦その他必要と認められる施設 ⑧①～⑦までの附帯施設	①区画整理・造成 ②農道・連絡道整備 ③用排水路整備 ④自給飼料基盤整備 ⑤その他必要と認められる整備	①自給飼料生産機械 ②未利用資源等飼料化機械 ③家畜管理機械 ④家畜衛生・防疫機械 ⑤集出荷処理機械 ⑥技術実証関連機械・器具 ⑦その他必要と認められる機械・器具	①パイプハウス等畜舎 ②①の附帯設備 ③パイプハウス等自給飼料保管施設 ④その他必要と認められる施設

対策	種目	細目	補助対象機械	
			推進事業等	機械整備
Ⅱ 農 林 水 産 業 の 体 質 強 化 対 策	6 環境保全促進	(1) 水田土壌保全対策支援		
		(2) 畜産環境美化支援	①会議等の開催 ②調査等の実施 ③試験・実証、委託等の実施 ④技術の普及 ⑤啓発活動 ⑥地域における環境美化 ⑦その他必要な事項	
	7 加工・直売促進		①施設・商品PR、イベント開催 ②その他必要な事項	①流通販売機器 ※1 ②生産情報提供機器 ※2 ③食材加工機械 ④飲食品製造機械 ⑤道路案内標識・看板 ⑥その他必要と認められる機械・器具
	8 林業振興促進			
	9 水産振興促進			①漁業用機械・器具 ②水産加工用機械・器具 ③販売流通促進用機械・器具 ④情報管理高度化機器 ⑤その他必要と認められる機械・器具
	10 再生可能エネルギー利活用促進			

※1) ①流通販売機器：精米機、製品梱包機、鮮度保持機器、商品販売台、陳列棚等

施設等一覧		リース対象機械・施設等一覧	
施設整備	小規模基盤整備	機械整備	施設整備
		①湿田ほ場対応機械	
①家畜排せつ物処理・利用施設 ②堆肥活用施設 ③畜産環境美化に必要な施設 ④その他必要と認められる施設 ⑤①～④までの付帯施設		①家畜排せつ物処理・利用機械 ②堆肥活用機械 ③畜産環境美化に必要な機械 ④その他必要と認められる機械・器具	
①農産物等直売施設 ②食材加工施設 ③地域食材活用飲食施設 ④有機性廃棄物処理施設 ⑤アンテナショップ・インショップ開設 ⑥その他必要と認められる施設 ⑦①～⑥までの付帯施設			
①林業・木材加工用施設 ②特用林産物生産・加工施設 ③集出荷・販売施設 ④研修施設 ⑤就労環境改善施設 ⑥その他必要と認められる施設 ⑦①～⑥までの付帯施設	①特用林産物ほ場、樹林造成 ②土場・貯木場整備 ③その他必要と認められる整備	①林業・木材加工用機械 ②特用林産物生産・加工機械 ③集出荷・販売機械 ④森林資源情報処理機械 ⑤研修用機械 ⑥就労環境改善機械 ⑦その他必要と認められる機械・器具	
①漁業近代化施設 ②漁港機能関連施設 ③水産流通機能改善施設 ④水産加工処理施設 ⑤沿岸漁業増養殖施設 ⑥増養殖場造成施設 ⑦沿岸漁場環境保全施設 ⑧資源培養推進施設 ⑨内水面漁業近代化施設 ⑩内水面遊魚等関連施設 ⑪内水面漁場環境保全施設 ⑫施設の高度衛生管理化 ⑬その他必要と認められる施設 ⑭①～⑬までの付帯施設			
①再生可能エネルギー利活用施設 ②①の付帯施設		①再生可能エネルギー利活用機械 ②その他必要と認められる機械・器具	

※ 2) ②生産情報提供機器：情報管理機器、成分分析機器等

対策	種目	細目	補助対象機械	
			推進事業等	機械整備
Ⅲ 中山間地域活性化対策	1 継続的農林業生産体制整備促進	(1) 小規模基盤整備支援		
		(2) 地域農林業生産体制整備支援		①営農用機械 ②農産加工用機械・器具 ③販売流通促進用機械・器具 ④林業用機械 ⑤林産加工機械
	2 地域資源型ビジネス促進	(1) 多面的機能増進活動支援		
		(2) 地域資源活用支援	①特産化作物母本種子種苗、永年性作物種苗、特産資材 ②繁殖用家畜の導入 ③調査等の実施 ④試験・実証、委託等の実施 ⑤実証ほの設置 ⑥販売宣伝 ⑦アンテナショップ・インショップ開設 ⑧ふるさとプラザ等出店 ⑨その他必要な事項	①営農用機械 ②農産加工用機械・器具 ③販売流通促進用機械・器具 ④情報管理高度化機器 ⑤林業・林産加工用機械 ⑥その他必要と認められる機械・器具
	3 定住促進			

施設等一覧		リース対象機械・施設等一覧	
施設整備	小規模基盤整備	機械整備	施設整備
	①区画整理・農地造成改良 ②農道・連絡道整備 ③草地造成 ④用排水施設整備 ⑤農地再生整備 ⑥崩壊防止簡易施設整備 ・畦畔等崩壊防止土留工 ・木製柵工、法面保護工 ⑦その他必要と認められる整備		
①育苗施設 ②乾燥調製貯蔵施設 ③集出荷貯蔵施設 ④処理加工施設 ⑤堆肥製造施設 ⑥施設園芸用温室 ⑦農林業等廃棄物処理施設 ⑧未利用資源活用施設 ⑨その他必要と認められる施設 ⑩①～⑨までの附帯施設			
①広場等施設 ②修景施設等 ③その他必要と認められる施設 ④①～③までの附帯施設	①ビオトープ等整備 ②植林等修景整備 ③作業道整備 ④林地等再生活用整備 ⑤その他必要と認められる整備		
①育苗施設 ②栽培飼養簡易施設 ③乾燥調製貯蔵施設 ④集出荷貯蔵施設 ⑤処理加工施設 ⑥堆肥製造施設 ⑦施設園芸用温室 ⑧農林業等廃棄物処理施設 ⑨情報化施設 ⑩畜産施設 ⑪農産物等直売及び地域食材活用飲食施設 ⑫交流施設（直売及び地域食材活用飲食を主体とする場合に限る） ⑬未利用資源活用施設 ⑭その他必要と認められる施設 ⑮①～⑭までの附帯施設	①土壌・土層改良 ②その他必要と認められる整備		
①リース工場 ②共同作業場 ③高齢者・女性活動施設 ④簡易給水施設 ⑤環境保全施設 ⑥多目的集会施設 ⑦施設のバリアフリー化 ⑧若者定住住宅整備 ⑨その他必要と認められる施設 ⑩①～⑨までの附帯施設	①工業団地造成 ②集落道整備 ③集落内排水路整備 ④集団移転用地整備 ⑤その他必要と認められる整備		

対策	種目	細目	補助対象機械	
			推進事業等	機械整備
IV 農 山 漁 村 活 性 化 対 策	1	ふれあい・グリーン・ツーリズム促進	①会議等の開催 ②調査等の実施 ③販売宣伝促進 ④意識啓発活動 ⑤研修推進活動 ⑥施設修景美化 ⑦伝統農山漁村民家の保存・修景 ⑧景観作物等の栽培 ⑨集落の修景・美化 ⑩その他必要な事項	①グリーン・ツーリズム推進に必要な機械
	2	森林総合利用促進		①森林学習用機械 ②森林体験用機械 ③その他森林総合利用促進に必要な機械
	3	漁村環境整備促進		①漁村環境整備推進に必要な機械

施設等一覧		リース対象機械・施設等一覧	
施設整備	小規模基盤整備	機械整備	施設整備
①体験施設 ②交流施設 ③休憩施設 ④多目的施設 ⑤野外ステージ ⑥農産物等直売及び地域食 材活用飲食施設 ⑦シンボル施設 ⑧誘客案内施設 ⑨山村等留学施設 ⑩滞在型宿泊施設 ⑪廃屋等の保存・活用 ⑫共同食材供給施設 ⑬伝統文化等保存活用施設 ⑭その他必要と認められる 施設 ⑮①～⑭までの付帯施設	①ビオトープの整備 ②観光・市民・体験農園整 備 ③多目的広場整備 ④遊歩道整備 ⑤体験民宿共同駐車場整備 ⑥その他必要と認められる 整備		
①森林学習施設 ②森林体験施設 ③休憩施設 ④管理施設 ⑤木製施設 ⑥その他必要と認められる 施設 ⑦①～⑥までの付帯施設	①基盤整備 ②遊歩道等整備 ③植栽・除伐等修景施業 ④その他必要と認められる 整備		
①漁村環境保全活用施設 ②海洋レクリエーション推進施設 ③健康管理増進施設 ④天災被害防止施設 ⑤その他必要と認められる 施設 ⑥①～⑤までの付帯施設			

対策	種目	細目	補助対象機械	
			推進事業等	機械整備
V 特 認	1	多角化・複合化経営発展支援		①営農用機械 ②調整加工用機械 ③食材加工用機械・器具 ④販売流通促進用機械・器具 ⑤その他必要と認められる機械・器具
	2	多様な米づくり推進総合支援	(1) 非主食用米多収穫・コスト低減推進支援	①営農用機械 ②調整加工用機械 ③流通合理化用機械 ④その他必要と認められる機械・器具
			(2) 非主食用米作業受託体制整備支援	①営農用機械 ②調整加工用機械 ③流通合理化用機械 ④その他必要と認められる機械・器具
	3	鳥獣被害対策・利活用促進		①ICT等新技術を活用した鳥獣被害防止機械 ②処理加工機械
	4	みどりの飼料作物水田活用支援		①飼料作物の栽培、収穫、調製に必要な機械 ②その他必要と認められる機械・器具
	5	スマート技術導入加速化支援	(1) みどり園芸スマート産地形成支援	①園芸生産に必要なスマート農業機械
(2) 中山間地域スマート技術導入支援			①中山間地域における効率的な営農体制構築に必要な機器	

施設等一覧		リース対象機械・施設等一覧	
施設整備	小規模基盤整備	機械整備	施設整備
①育苗施設 ②集出荷貯蔵施設 ③施設園芸用温室 ④農産物等直売施設 ⑤地域食材活用飲食施設 ⑥食材加工施設 ⑦就業環境施設 ⑧その他必要と認められる施設 ⑨①～⑧までの付帯施設			
①乾燥調製施設の増改築 ②調整加工用施設 ③流通合理化に必要な施設 ④その他必要と認められる施設 ⑤①～④までの付帯施設		①営農用機械 ②調整加工用機械 ③その他必要と認められる機械・器具	
①育苗施設 ②乾燥調製貯蔵施設 ③調整加工用施設 ④流通合理化に必要な施設 ⑤その他必要と認められる施設 ⑥①～⑤までの付帯施設		①営農用機械 ②調整加工用機械 ③その他必要と認められる機械・器具	①パイプハウス（育苗用）
①鳥獣害被害防止施設 ②処理加工施設			
①飼料作物の調製に必要な施設 ②その他必要と認められる施設 ③①、②の付帯施設		①飼料作物の栽培、収穫、調製に必要な機械 ②その他必要と認められる機械・器具	

対策	種目	細目	補助対象機械・器具	
			推進事業等	機械整備
V 特 認	6 省エネルギー対応 条件整備支援	(1) 省エネルギー 対応農業生産条件 整備支援	/	①営農用機械 (燃油使用量等の低減に 資する機能を有するもの) ②たい肥散布機 ③ヒートポンプ ④バイオマス暖房機 ⑤循環扇 ⑥局所加温設備 ⑦予冷設備 ⑧その他必要と認められる 機械・器具
		(2) 水産施設等 省エネルギー対策 整備支援		①漁業用機械・器具 ②水産加工用機械・器具 ③販売流通促進用機械・器 具 ④情報管理高度化機器 ⑤養殖用機械・器具 ⑥水産種苗生産用機械・器具 ⑦その他必要と認められる 機械・器具
	7 環境保全型農業支援	①法面保護植物の増殖ほの 設置 ②法面保護植物の展示ほの 設置 ③法面保護植物の導入拡大 のための理解促進活動等 ④除草剤を使用しない省力 的な雑草管理機の導入 ⑤その他必要な事項	/	
8 酪農省力化機械の導入支援	酪農経営の省力化に必要な ①搾乳関係機械装置 ②飼料関係機械装置 ③家畜飼養管理機械装置 ④その他必要と認められる 機械・器具			

施設等一覧		リース対象機械・施設等一覧	
施設整備	小規模基盤整備	機械整備	施設整備
①ハウス被覆の多層化等 燃油使用量低減に資するもの ②その他必要と認められるもの		①営農用機械 (燃油使用量等の低減に資する機能を有するもの) ②たい肥散布機 ③ヒートポンプ ④バイオマス暖房機 ⑤循環扇 ⑥局所加温設備 ⑦予冷設備 ⑧その他必要と認められる機械・器具	
①荷さばき施設 ②鮮度保持施設 ③加工処理施設 ④海水処理施設 ⑤畜養施設 ⑥漁船保全修理施設 ⑦養殖施設 ⑧資源増殖施設 ⑨その他必要と認められる施設 ⑩①～⑨までの附帯施設			
①堆肥製造施設 ②その他必要と認められる施設 ③①～②までの附帯施設		①土作り用機械 ②環境負荷軽減用機械 ③分析機器	
①酪農経営の省力化に必要な機械を導入するために必要な施設 ②その他必要と認められる施設 ③①、②の附帯施設		酪農経営の省力化に必要な ①搾乳関係機械装置 ②飼料関係機械装置 ③家畜飼養管理機械装置 ④その他必要と認められる機械・器具	

別表3（事業費の範囲、該当様式、担当課）

対策	種目	細目	補助金算定事業費の範囲（下限・上限）（千円）				該 当 様 式				関係課 (担当)		
			推 進 費	機 械 ・ 施 設 補 助 ・ 基 盤 整 備		リ ー ス	計 画 書			達成状況報告			
				一般地域	中山間地域		共通	個別表	参考様式			添付	
I 経営 体育 成	1	農地所有適格法人育成促進											
		(1) 農地所有適格法人経営発展支援	1,000～5,000	3,000～50,000 ※1	1,000～50,000 ※1	1,000～30,000	別記様式 2 号	参考様式 1			地域農政推進課		
		(2) 農地所有適格法人設立支援		3,000～50,000 ※1	1,000～50,000 ※1		別記様式 3 号		新規法人の定款等の写し		地域農政推進課		
	2	新規就農者育成促進		1,000～20,000				別記様式 4 号			経営普及課		
II 農林水産業の 体質強化 対策	1	「新潟米」体質強化促進		3,000～50,000	1,000～50,000	1,000～30,000	別記様式 5 号	参考様式 2～4		コスト低減計画	農産園芸課		
		2	優良種子生産体制整備支援		3,000～50,000	1,000～50,000	1,000～30,000	別記様式 6 号	参考様式 5			農産園芸課	
		3	大豆・そば・麦生産促進		3,000～50,000	1,000～50,000	1,000～30,000	別記様式 7 号				農産園芸課	
		4	園芸生産促進	1,000～5,000	3,000～50,000	1,000～50,000	1,000～30,000	別記様式 8 号	参考様式 6			農産園芸課	
		5	畜産振興促進	※家畜衛生・防疫施設(機械)整備のみ事業費範囲の下限500千円				別記様式 9 号	参考様式 7		導入牛利用状況報告	畜産課	
				1,000～5,000	3,000～50,000	1,000～50,000	1,000～30,000						
		6	環境保全促進										
				(1) 水田土壌保全対策支援				1,000～30,000	別記様式 10 号				農産園芸課
				(2) 畜産環境美化支援	1,000～5,000	3,000～50,000	1,000～50,000	1,000～30,000	別記様式 11 号				畜産課
		7	加工・直売促進	1,000～5,000	3,000～50,000	1,000～50,000		別記様式 12 号				食品・流通課	
8	林業振興促進		1,000～20,000				別記様式 13 号				林政課		
9	水産振興促進		1,000～50,000※2				別記様式 14 号				水産課		
10	再生可能エネルギー利活用促進		3,000～50,000	1,000～50,000	1,000～30,000	別記様式 15 号					地域農政推進課		

※1 就業環境整備を単独で実施する場合、1,000千円～5,000千円

※2 錦鯉生産施設等整備以外に取り組む場合の事業費範囲は1,000千円～20,000千円

III 中山間地域活性化対策	1 継続的農林業生産体制整備促進 ※「やるき農家支援型」のみ機械・施設・基盤整備の事業費範囲1,000～10,000千円					別記様式 16 号 参考様式 8	別記様式 17 号 参考様式 8～9		地域農政推進課												
	(1) 小規模基盤整備支援				1,000～50,000																
	(2) 地域農林業生産体制整備支援				1,000～50,000																
	2 地域資源型ビジネス促進 ※「やるき農家支援型」のみ機械・施設・基盤整備の事業費範囲1,000～10,000千円									別記様式 18 号 参考様式 8	別記様式 19 号 参考様式 8		地域農政推進課								
	(1) 多面的機能増進活動支援				1,000～50,000																
	(2) 地域資源活用支援		1,000～5,000		1,000～50,000																
	3 定住促進													別記様式 20 号 参考様式 8			地域農政推進課				
					1,000～50,000																
	IV 活性化対策 農山漁村																	別記様式 22 号 参考様式 10			地域農政推進課
	1 ふれあい・グリーン・ツーリズム促進		1,000～5,000	3,000～50,000	1,000～50,000																
2 森林総合利用促進				1,000～20,000			林政課														
3 漁村環境整備促進				1,000～20,000			水産課														
V 特認					別記様式 24 号			地域農政推進課													
1 多角化・複合化経営発展支援				1,000～※1、3					1,000～※1、3												
2 多様な米づくり推進総合支援									別記様式 25 号 参考様式 11	別記様式 25 号 参考様式 11		農産園芸課									
(1) 非主食用米多収穫・コスト低減推進支援			1,000～50,000	1,000～50,000									1,000～30,000								
(2) 非主食用米作業受託体制整備支援			1,000～50,000	1,000～50,000									1,000～30,000								
3 鳥獣被害対策・利活用促進				1,000～50,000									1,000～50,000		農産園芸課						
4 みどりの飼料作物水田活用支援				500～50,000									500～50,000	500～30,000	畜産課						
5 スマート技術導入加速化支援													別記様式 26 号 27 号 参考様式 12	別記様式 28 号 参考様式 13							
(1) みどり園芸スマート産地形成支援				500～50,000													500～50,000		農産園芸課		
(2) 中山間地域スマート技術導入支援																	500～20,000				
6 省エネルギー対応条件整備支援					別記様式 29 号	別記様式 30 号 参考様式 8		事業実施区域内の耕作面積がわかる資料 地域農政推進課													
(1) 省エネルギー対応農業生産条件整備支援				250～50,000													250～50,000	250～50,000	地域農政推進課		
(2) 水産施設等省エネルギー対策整備支援				1,000～20,000					1,000～20,000		水産課										
7 環境保全型農業支援		1,000～5,000	3,000～50,000	1,000～50,000					1,000～30,000		農産園芸課										
8 酪農省力化機械の導入支援				500～50,000					500～50,000		畜産課										

※3 県費上限25,000千円

別表 4 (書類の提出先・提出部数及び事務処理系統)

区 分	提出する書類	提出先の関係 地 域 機 関	提出 部 数	事務処理系統 (必要部数)
補助金交付 要綱関係書 類	補助金交付申請書 (変更を含む)	地域振興局	2	→地域振興局(1) →地域農政推進課(1)
	補助金概算払請求書		2	
	補助金実績報告書		2	
	遂行状況報告書		2	
事業実施要 領関係書類	事業実施申請書 (事業計画書添付)	地域振興局	2	→地域振興局(1) →地域農政推進課(1) → (事業計画書) →農林水産部関係課
	実施設計概要書	地域振興局	1	→地域振興局(1)
	しゅん工報告書 (出来高設計概要書添付)		1	→地域振興局(1)
	達成状況報告書		2	→地域振興局(1) →農林水産部関係課(1)
<p><b>【注意】</b></p> <p>&lt;林政課所管事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施申請書及び交付申請関係書類については、地域振興局の農業企画課及び企画振興課に提出し、その他の書類については地域振興局の林業振興課に提出する(農業企画課と林業振興課の所管市町村が異なるため提出先地域機関が異なる地域があることに注意)。</li> </ul> <p>&lt;水産課所管事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>佐渡地域以外の地域については実施設計概要書、しゅん工報告書、事業達成状況報告書を水産課に提出することとする。</li> </ul>				

# IV 実 施 要 領 様 式 集

新潟県知事 様

補助事業者名  
代表者職氏名

## 令和 年度新潟県農林水産業総合振興事業 の実施申請について

令和 年度新潟県農林水産業総合振興事業として、下記のとおり事業を実施したいので、関係書類を添えて申請します。

### 記

様式1号別記による。

- 注1) 本事業に係る申請事業の全部を記入すること。
- 注2) 添付される事業計画書に係る事業を朱枠で囲むこと。（変更の場合も同様）
- 注3) 「やるき農家支援型」の場合は、細目の欄に【 】書きで支援型を記入すること。
- 注4) 地区名の欄に（ ）書きで一般地域、中山間地域の別を記入すること。
- 注5) 施行箇所又は設置場所及び事業主体の欄には、具体的な正式名称を記入すること。
- 注6) 事業内容及び事業量の欄には、整備する機械・施設等について、設計（見積もり）単位を基本に「○」で区分し、名称・構造（又は能力）・数量・規模（施設等の場合）の順に「・」で区切り記入すること。また、50万円以下の付属機、対象作物等は、必要に応じて適宜記載することとし、この場合は（ ）書きで記入すること。
- 注7) 「国補助金」には農地利用効率化等支援交付金等による国費活用額を記入すること
- 注8) 備考欄には、事業主体ごとに消費税等仕入控除税額等について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。また、補助対象外事業費を含めた契約を行っている場合は、補助対象及び対象外の事業費合計を「全体事業費」として記入すること。  
また、国補併用の場合は、「国補併用」と記入すること
- 注9) 重要な変更の場合は、表題を「新潟県農林水産業総合振興事業の実施申請について（変更）」とし、本文中の「事業を実施したい」を「事業を変更して実施したい」とする。  
「事業の計画」については、変更事項ごとに変更後の計画を記載し、その上段に変更部分に係る当初計画を（ ）書きで記載すること。

### 添付書類

- (1) 事業計画書（別記様式）
- (2) 申請事業一覧図（全ての申請事業について、市町村管内図（50,000分の1）を用い、事業実施位置を赤丸で図示し、事業種目、事業細目、事業費を記入すること。また、中山間地域直接支払制度に基づき協定集落、振興山村及び特定農山村がある場合は、その区域を図示すること。）
- (3) 事業主体における消費税の納税対応状況が確認できる資料

様式1号別記

1 事業の計画

事業の内容						工期			経費の配分				備考	
種目	細目	地区名	施行箇所 又は 設置場所	事業 主体	事業内容 及び 事業量	着手 予定 年月日	着工 予定 年月日	しゅん 工予定 年月日	総事業費 (A+B+C+D)	負担区分				
										国補助金 (A)	県補助金 (B)	市町村費 (C)		その他 (D)
合 計														

番 号  
令和 年 月 日

関係地域機関の長 様

補助事業者名  
代表者職氏名

## 令和 年度新潟県農林水産業総合振興事業 実施設計概要書の提出について

令和 年 月 日付け 第 号で認定された別記事業について、実施設計概要書を提出  
します。

（以下様式 1 号に準じて作成すること。）

添付書類：実施設計概要書

【表紙】

地区名		事業種目		事業細目	
<p style="font-size: 24px; margin: 0;">令和 年度</p> <p style="font-size: 20px; margin: 0;">新潟県農林水産業総合振興事業実施設計概要書</p>					
所属	審査者氏名	令和 年 月 日  市町村名 事業主体名 (借受者名)			

1 設計説明書

項 目	(記載上の注意)				
受益戸数及び受益面積					
施 行 箇 所	大字または小字まで記入				
事業量及び経費					
工 事 の 概 要	① 施設の構造、規模、数量等 ② 中古、古材等利用の有無、ある場合はその理由 ③ 事業費調達の計画				
施行方法及び期間					
同 意 状 況	同意者数／受益者数	同意率		年月日	
摘 要	設置予定地の権利調整の状況等				

## 2 経費内訳書

工種または種目	数量	単位	単価	金額	備考

## 3 工事雑費明細書

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考

## 4 設計図（位置図、立面図、平面図）

別紙のとおり

## 5 添付資料

- (1) 共通添付資料 1-2 「農業機械における補助対象事業費積算内訳書」（出来高設計概要書）
- (2) 共通添付資料 4 「導入機械能力算出基礎表」（実施設計概要書、出来高設計概要書）
- (3) 共通添付資料 5 「機械等の導入経緯」（出来高設計概要書）

【表紙】

地区名		事業種目		事業細目	
<p>令和 年度</p> <p>新潟県農林水産業総合振興事業実施設計概要書</p>					
所属	審査者氏名	令和 年 月 日			
		市町村名			
		事業主体名			
		(借受者名)			

1 事業概要

施行箇所・設置箇所			
事業内容及び規模・能力			
事業費及び負担区分(円)	事業費		国費
	県費	市町村費	その他
工 期	着手(予定)日		
	着工(予定)日		
	しゅん工(予定)日		
備 考			

2 添付資料

- (1) 共通添付資料1-2「農業機械における補助対象事業費積算内訳書」  
(実施設計概要書、出来高設計概要書)
- (2) 共通添付資料4「導入機械能力算出基礎表」  
(実施設計概要書、出来高設計概要書)
- (3) 共通添付資料5「機械等の導入経緯」  
(出来高設計概要書)

関係地域機関の長 様

補助事業者名  
代表者職氏名令和 年度新潟県農林水産業総合振興事業  
認定前着手届

令和 年度新潟県農林水産業総合振興事業として下記事業を認定前に着手したいので、対象事業として認定されない場合は自力事業とすることを了承の上、実施設計概要書を添えて届出します。

## 記

## 1 認定前着手をしようとする事業

種 目	
細 目	
施行箇所・設置場所	
地 区 名	
事 業 主 体	
借 受 者	
着手予定年月日	
着工予定年月日	
しゅん工予定年月日	
施 行 方 法	
事 業 量	
事 業 費	

## 2 認定前着手の理由

新潟県知事 様  
市町村長 様

事業主体名  
補助事業者名  
代表者職氏名

## 令和 年度新潟県農林水産業総合振興事業 しゅん工報告書

令和 年度新潟県農林水産業総合振興事業のうち、令和 年 月 日 第 号で交付決定のあった（事業主体が報告する場合は市町村からの交付決定通知を基に記載し、市町村長が報告する場合は県からの交付決定通知を基に記載すること。）下記事業がしゅん工したので報告します。

### 記

#### 1 しゅん工した事業

種 目	
細 目	
施行箇所・設置場所	
地 区 名	
事 業 主 体	
借 受 者	
着 手 年 月 日	
着 工 年 月 日	
しゅん工年月日	
施 行 方 法	
事 業 量	
事 業 費	

#### 2 添付書類

- 出来高設計概要書  
（補助事業調書）
- 機械・施設等管理台帳の写し

新潟県農林水産業総合振興事業機械・施設等管理台帳

市町村名		地区名		事業実施年度		令和 年度		事業主体名 (借受者名)									
事業の概要				工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		備考			
種目	細目	構造・規模・能力	施行箇所又は設置場所	数量	着工年月日	しゅん工年月日	総事業費	国費	県費	市町村費	その他	耐用年数	処分期限年月日		承認年月日	処分の内容	
小計																	
小計																	
合計																	

- 注1) 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 注2) 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供等別に記入すること。
- 注3) 備考欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 注4) この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に替えることができる。

新潟県農林水産部長 様

関係地域機関の長

## 令和 年度新潟県農林水産業総合振興事業 の推薦について

令和 年度新潟県農林水産業総合振興事業として、下記事業が適当と認められますので、関係書類を添えて推薦します。

### 記

- 1 推薦する事業  
様式6号別記による。
- 2 関連事業に対する希望意見等
- 3 添付書類  
補助事業者の申請書

注1) 本推薦書は種目・細目ごとに記述すること。

注2) 受益範囲は施設別に記入すること。

様式6号別記（推薦事業）

推薦順位	種 目	細 目	市町村名	地区名	施行箇所 設置場所	事業主体	借受者	事 業 量	受益範囲		事業費	負 担 区 分				推薦理由
									戸数	面積		国補助金	県補助金	市町村費	その他	
合 計																

番 号  
令和 年 月 日

市町村長 様

農業委員会長

## 令和 年度新潟県農林水産業総合振興事業 （新規就農者育成促進）に対する意見書

令和 年 月 日付け 第 号で協議のあった標記事業の計画について、下記のとおり回答します。

### 記

- 1 支援対象者名
- 2 支援対象者の選定の妥当性について
- 3 経営規模拡大計画について
- 4 農業委員会の支援体制について

番 号  
令和 年 月 日

市町村長 様

農業協同組合長

## 令和 年度新潟県農林水産業総合振興事業 （新規就農者育成促進）に対する意見書

令和 年 月 日付け 第 号で協議のあった標記事業の計画について、下記のとおり回答します。

### 記

- 1 支援対象者名
- 2 支援対象者の選定の妥当性について
- 3 農業施設の導入計画について
- 4 農業協同組合の支援体制について

令和 年 月 日

市町村長 様

農業者名

令和 年度新潟県農林水産業総合振興事業  
中山間地域活性化対策（やるき農家支援型）  
実施計画の認定について（申請）

このことについて、令和 年度事業として別紙事業計画書のとおり実施したいので、新潟県農林水産業総合振興事業実施要領別記 2 の第 2 の 2 の（4）に基づき申請します。

令和 年 月 日

新潟県知事 様

組織名及び代表者名

## 令和 年度新潟県農林水産業総合振興事業 リース事業主体の届出について

このことについて、令和 年度新潟県農林水産業総合振興事業のリースによる事業実施を予定したため、下記により会社概要を届け出ます。

### 記

- 1 本事業の実績の有無 : 有 無（下記資料を添付のこと）
- 2 リース事業担当部署 : 組織名 支店名  
郵便番号  
住 所  
電話番号  
FAX 番号
- 3 リース事業担当者 : 役職名 氏名
- 4 会社設立年次 : 昭和・平成・令和 年
- 5 従業員数 : 令和 年 月 日現在 名
- 6 資本金 : 令和 年 月 日現在 円
- 7 前年度のリース取扱高 : 百万円  
（うち農業関係物件取扱高 : 百万円）

#### 【参考】近年の交付金又は補助事業（国、新潟県）実績

年度	事業名	取扱件数	取扱高（千円）

- 8 添付資料（本事業の実績がない場合）
- 会社紹介
  - 営業実績を明らかにした書類
  - その他必要な資料（要領第3の4の（7）のイに該当することの説明資料など）

## 概算事業費算定のための見積依頼書

令和 年 月 日

様

組織名及び代表者名又は  
氏 名  
電話番号

下記により見積書を作成の上、提出くださるようお願いいたします。

### 記

1 依頼者	(記載例) ○○生産組合 代表△△
2 見積条件(仕様)	(1) 機械の名称：自脱型コンバイン (2) 機械の能力：6条 (3) 付属機：補助デバイダー、延長オーガ (4) 数量：1台 (5) 導入時期：8月中旬 (6) 納入場所：□□町××番地(○○生産組合格納庫)
3 見積書提出時期	令和 年 月 日
4 見積書提出場所	〒××× □□町・番地(○○生産組合代表者自宅)
5 見積書様式	別紙見積書様式を参考をお願いします。
6 見積書提出方法	郵送による。
7 その他	条件を満たす機械を3機種選定の上、見積書を提出してください。 なお、見積機械のカタログを同封願います。

(別紙見積書様式)

## 御見積書 (参考様式)

令和 年 月 日

〇〇生産組合 代表者△△ 様

住 所

名 称

電話番号 (FAX)

(参考) 新潟県農業機械整備施設認定番号

下記により見積申し上げます。

受渡期日 年 月 日

受渡場所

取引条件

有効期限 年 月 日まで

合計金額 ￥ 11,165,000円 (消費税込み)

品名・規格	型 式	数 量	単 価	金 額	備 考 (メーカー希望小売価格)
〇〇社6条 コンバイン	ABC1234DEFGH	1	10,000,000	10,000,000	11,000,000
デバイダー	IJK567LMN	1	100,000	100,000	120,000
延長オーガ	OPQ890RST	1	50,000	50,000	80,000
小 計				10,150,000	
消費税 (10%)				1,015,000	
総 合 計				11,165,000	

### 【記載上の注意点】

- 注1) 機械付属機は機械本体とは別行に単独で記入してください。なお、付属機を含めた「コンバイン一式」との表現はしないようお願いいたします。また、付属機についても型式の記入をお願いいたします。
- 注2) 型式は正確に記載するようお願いいたします。
- 注3) 備考欄には、1台当たりのメーカー希望小売価格を必ず記入してください。
- 注4) 「日付」、「受渡期日」、「受渡場所」、「取引条件」、「有効期限」は必ず記入してください。

# リース見積依頼書

令和 年 月 日

様

組織名及び代表者名又は  
氏 名  
電話番号

令和 年度新潟県農林水産業総合振興事業を活用し、下記によりリース契約の締結を予定したため、リース契約書（案）を提出くださるようお願いいたします。

## 記

### 1 借受者の概要 (1) 集団の場合

フリガナ 会社名又は組織名					電話番号	
住所	(〒 - )					
フリガナ 代表者名					生年月日 昭・平・令 年 月 日	
代表者自宅住所	(〒 - )				自宅電話番号	
経営概要 (経営規模)	組織形態	協業（法人・任意）・受託・共同利用			営農類型	
	資本金 万円	営業年数 年	会社の設立 年 月		構成員数 戸 人	
	水田部門		作業受託			
	所有地 (ha)	借入地 (ha)	作業名 面積 (ha)			
	園芸部門		家畜飼養頭羽数		その他部門	
	普通畑 (ha)	樹園地 (ha)	家畜名 頭羽数		部門名	

### (2) 個人の場合

フリガナ 氏 名					生年月日 昭・平・令 年 月 日
住所	(〒 - )				自宅電話番号
経営概要 (経営規模)	水田部門		作業受託		
	所有地 (ha)	借入地 (ha)	作業名 面積 (ha)		
	園芸部門		家畜飼養頭羽数		その他部門
	普通畑 (ha)	樹園地 (ha)	家畜名 頭羽数		部門名

### 2 リースの内容

リース申込物件	数量	物件価格	設置場所住所	納入予定日 年 月 日
リース料の支払方法	年払い・月払い	リース期間	年（機械施設の耐用年数）	
事業細目名			予定補助率	

### 3 その他

- リース料の算定に当たっては、県の補助事業を活用した場合として県の補助分を勘案したリース料金としてください。
- 本年度、新潟県に「リース会社の概要」を届け出していない場合は、届出を実施していただくとともに、その旨ご連絡ください。

# 令和 年度新潟県農林水産業総合振興事業共通計画書

種目	細目			内容				
市町村名	地区名			事業実施	年度	目標	年度	
地域区分	<input type="checkbox"/> 一般	<input type="checkbox"/> 中山間	導入区分	<input type="checkbox"/> 推進費等	<input type="checkbox"/> 機械整備	<input type="checkbox"/> 施設整備	<input type="checkbox"/> 基盤整備	<input type="checkbox"/> リース
事業主体 (借受者) の概要	事業主体	名称			所在地			
	借受者 (リース の場合の み記載)	名称			所在地			
	区分	<input type="checkbox"/> 認定新規就農者 <input type="checkbox"/> 認定新規就農者が家族構成員として就農する1戸1法人 <input type="checkbox"/> 認定農業者 <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人 <input type="checkbox"/> 農業法人 <input type="checkbox"/> 漁業法人 <input type="checkbox"/> 農林漁業者等の組織する団体 <input type="checkbox"/> 全国農業協同組合連合会新潟県本部 <input type="checkbox"/> 農業協同組合 <input type="checkbox"/> 農業共済組合 <input type="checkbox"/> 漁業協同組合連合会 <input type="checkbox"/> 漁業協同組合 <input type="checkbox"/> 第3セクター <input type="checkbox"/> 森林組合 <input type="checkbox"/> 生産森林組合 <input type="checkbox"/> 認定事業主 <input type="checkbox"/> 育成経営体 <input type="checkbox"/> その他						
	農林漁家戸数	戸	受益(経営)面積	ha	代表者			
	認定年月日	(注1)	担い手の位置づけ	(注2)	中心的認定農業者	(注3)		
目的・必要性								
事業効果								
地区の概要	農家数 (戸)				耕地等面積 (ha)			
	主業	準主業	副業的	合計	水田	普通畑	樹園地	その他
事業の概要	事業内容		構造・規模・能力		数量	事業費 (円)	補助率	県補助金 (円)
			(木造施設の場合) 木材使用量 m <sup>3</sup> うち県産材 m <sup>3</sup>					
施行箇所・設置箇所					計			【 】
負担区分	事業費	国費	県費	市町村費	その他	融資計画	借入金額	資金の名称
	円	円	円	円	円		円	
機械施設等の整備状況	機械・施設名		構造・規模・能力		数量	導入年度・事業名		備考
関連事業								

注1) 事業主体(借受者)の認定日を記入する。農業者等の組織する団体の場合は中心となる認定農業者等の認定日を記入する。

注2) 農業者等の組織する団体の場合は、中心となる農業者の「地域計画」における担い手としての位置づけを確認し、有無を記載する。

注3) 事業主体が農業者の組織する団体の場合は、中心となる認定農業者等の氏名を記載する。(法人等の場合は記入不要)

注4) 国補併用の場合は、【 】内に国費活用額を記入する。

別記様式1号の2

令和 年度新潟県農林水産業総合振興事業共通計画書の添付資料

項目	添付書類
全メニュー 共通	<input type="checkbox"/> 個別表（別記様式2号～34号：該当メニューのもの） <input type="checkbox"/> 計画位置図 <input type="checkbox"/> 事業費積算内訳書（共通添付1） <input type="checkbox"/> 利用計画表（共通添付2） <input type="checkbox"/> 収支計画書（共通添付3） <input type="checkbox"/> 納税対応が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 機械等整備計画 <b>【組織等の場合】</b> <input type="checkbox"/> 管理運営規程 <input type="checkbox"/> 規約（定款）（農協等は除く） <input type="checkbox"/> 構成員名簿（農協等は除く） <input type="checkbox"/> 事業実施の合意が確認できる書類（議事録等）
推進費	<input type="checkbox"/> 事業費の積算内訳が分かる資料 <input type="checkbox"/> 見積書
施設整備	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 施設規模決定根拠 <input type="checkbox"/> 建設予定地所有者との同意が確認できる書類（賃貸借契約書等） <input type="checkbox"/> 設計書、見積書 <input type="checkbox"/> 機械・施設等の導入経緯（共通添付5）
機械整備	<input type="checkbox"/> 農業機械における補助対象事業費積算内訳書（共通添付1～2） <input type="checkbox"/> 導入機械能力算出基礎表（共通添付4） <input type="checkbox"/> 機械・施設等の導入経緯（共通添付5） <input type="checkbox"/> 格納場所の土地所有者との同意が確認できる書類（賃貸借契約書等） <input type="checkbox"/> カタログ <input type="checkbox"/> 概算事業費算定用見積依頼書（様式11号） <input type="checkbox"/> 概算事業費決定見積書
リース	<input type="checkbox"/> リース契約見積依頼書 <input type="checkbox"/> リース契約書（案）
基盤整備	<input type="checkbox"/> ほ場所有者、地番、面積等一覧 <input type="checkbox"/> 土地所有者等の同意書 <input type="checkbox"/> 受益図 <input type="checkbox"/> 現況写真 <input type="checkbox"/> 設計書、見積書 <input type="checkbox"/> 工事平面図、立面図（構造図）、配置図、標準断面図等

以下、該当する種目・細目で必要とする項目を添付すること

農地所有適格法人 育成促進／農地 所有適格法人 経営発展支援 (別記様式2号)	<input type="checkbox"/> 法人収支計画書（共通添付3～2） <input type="checkbox"/> 経営改善計画書の写し <b>【規模拡大の場合】</b> <input type="checkbox"/> 規模拡大の内訳（委託者別面積等）が確認できる資料 <b>【6次産業化の場合】</b> <input type="checkbox"/> 6次産業化計画 <input type="checkbox"/> <b>【3戸未満の法人の場合】</b> <input type="checkbox"/> 農業に常時従事する者を1名以上雇用していることが確認できる書類（雇用契約書等） <b>【地域営農再編・強化の場合】</b> <input type="checkbox"/> 地域営農再編・強化計画（参考様式1） <b>【就業環境整備の場合】</b> <input type="checkbox"/> 雇用契約書等 <input type="checkbox"/> 売上の増加に向けた取組が分かる書類（任意）
---	---

<p>農地所有適格法人育成促進／農地所有適格法人設立支援 (別記様式3号)</p>	<p><input type="checkbox"/> 法人設立（もしくは年度内に法人化すること）が確認できる資料  <input type="checkbox"/> 法人収支計画書（共通添付3-2）  <input type="checkbox"/> 経営改善計画書の写し  【農業者等の組織する団体の場合】  <input type="checkbox"/> 地域計画等(地区名・担い手の位置づけが確認できる頁等)  【規模拡大の場合】  <input type="checkbox"/> 規模拡大の内訳（委託者別面積等）が確認できる資料  【6次産業化の場合】  <input type="checkbox"/> 6次産業化計画  【3戸未満の法人の場合】  <input type="checkbox"/> 農業に常時従事する者を1名以上雇用していることが確認できる書類（雇用契約書等）  【就業環境整備の場合】  <input type="checkbox"/> 雇用契約書等  <input type="checkbox"/> 売上の増加に向けた取組が分かる書類（任意）</p>
<p>新規就農者育成促進 (別記様式4号)</p>	<p><input type="checkbox"/> 青年等就農計画写  <input type="checkbox"/> 意見書  <input type="checkbox"/> 経営の収支が確認できる書類（決算書の写等）  <input type="checkbox"/> 地域計画等(地区名・担い手の位置づけが確認できる頁等)  <input type="checkbox"/> 地域サポート計画  【多角化の場合】  <input type="checkbox"/> 多角化にかかる計画書（生産計画、販売計画等）</p>
<p>「新潟米」体質強化促進 (別記様式5号)</p>	<p><input type="checkbox"/> 経営改善計画書の写  <input type="checkbox"/> 地域計画等(地区名・担い手の位置づけが確認できる頁等)  <input type="checkbox"/> 地区の品種構成適正化行動計画（任意様式）  【コスト低減】  <input type="checkbox"/> コスト低減計画（参考様式2）  <input type="checkbox"/> コスト計算の根拠資料（任意様式）  【食味・品質等確保】  <input type="checkbox"/> 新潟米食味・品質基準ガイドラインに基づく地区産米の品質向上及び区分集荷・販売実施計画（参考様式3）  <input type="checkbox"/> 特色ある米生産販売拡大計画（参考様式4）  <input type="checkbox"/> 特色ある米等の生産者（構成員）別内訳表（任意様式）</p>
<p>優良種子生産体制整備支援 (別記様式6号)</p>	<p><input type="checkbox"/> 種子場生産体制効率化等計画（参考様式5）  <input type="checkbox"/> 経営改善計画書の写し  【農業者等の組織する団体の場合】  <input type="checkbox"/> 地域計画等(地区名・担い手の位置づけが確認できる頁等)</p>
<p>大豆・そば・麦生産促進 (別記様式7号)</p>	<p><input type="checkbox"/> 経営改善計画書の写  <input type="checkbox"/> 水田収益力強化ビジョン等の対象作物の位置づけが確認できる頁  【農業者等の組織する団体の場合】  <input type="checkbox"/> 地域計画等(地区名・担い手の位置づけが確認できる頁等)</p>
<p>園芸生産促進 (別記様式8号)</p>	<p><input type="checkbox"/> 経営改善計画書の写し  <input type="checkbox"/> 地域園芸振興プラン（対象品目、産地化計画、生産販売計画が確認できる頁）  <input type="checkbox"/> 受益者名簿（団体の場合）  【農業者等の組織する団体の場合】  <input type="checkbox"/> 地域計画等(地区名・担い手の位置づけが確認できる頁等)  【推進事業の場合】  <input type="checkbox"/> 園芸生産促進（推進事業）〔技術導入、新品目・新品種導入〕（参考様式6）</p>
<p>畜産振興促進 (別記様式9号)</p>	<p><input type="checkbox"/> 経営改善計画書の写し  <input type="checkbox"/> 水田収益力強化ビジョン等（表紙、事業の位置づけが確認できる頁等）  <input type="checkbox"/> 組織図  【1戸1法人の場合】  <input type="checkbox"/> 農業に常時従事する者を1名以上雇用していることが確認できる書類（雇用契約書等）  【農業者等の組織する団体の場合】  <input type="checkbox"/> 認定農業者認定年月日一覧  【大家畜に係る事業の場合】  <input type="checkbox"/> 飼料自給率向上計画（参考様式7）  【事業の一部を委託する場合】  <input type="checkbox"/> 委託契約書案</p>

<p>環境保全促進／ 水田土壌保全対 策支援 (別記様式10号)</p>	<p><input type="checkbox"/> 経営改善計画書の写  <input type="checkbox"/> 採択基準に規定する地域であることを確認できる資料（受益区域の図面を添付）  <b>【借受者が個人の認定農業者の場合】</b>  <input type="checkbox"/> エコファーマー認定証又は「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づく環境負荷低減事業活動実施計画に係る認定（にいがたエコファーマー認定）通知書の写し</p>
<p>環境保全促進／ 畜産環境美化支 援 (別記様式11号)</p>	<p><input type="checkbox"/> 経営改善計画書の写し  <input type="checkbox"/> 組織図  <b>【1戸1法人の場合】</b>  <input type="checkbox"/> 農業に常時従事する者を1名以上雇用していることが確認できる書類（雇用契約書等）  <b>【農業者等の組織する団体の場合】</b>  <input type="checkbox"/> 認定農業者認定年月日一覧  <b>【推進事業の場合】</b>  <input type="checkbox"/> 美化整備方針（様式任意）</p>
<p>加工・直売促進 (別記様式12号)</p>	<p><input type="checkbox"/> 食品製造業営業許可書の写し  （「加工施設等整備」及び「地域食材活用飲食施設、機械整備」）  <input type="checkbox"/> その他必要な許可書の写し（ ）</p>
<p>林業振興促進 (別記様式13号)</p>	<p><input type="checkbox"/> 利用計画（目標）の根拠資料</p>
<p>水産振興促進 漁村環境整備促 進</p>	<p><input type="checkbox"/></p>
<p>再生可能エネル ギー利活用促進 (別記様式15号)</p>	<p><input type="checkbox"/></p>
<p>継続的農林業生 産体制整備促進 ／小規模基盤整 備支援 (別記様式16号)</p>	<p><input type="checkbox"/> 事業効果イメージ図（参考様式8）  <input type="checkbox"/> 受益図  <input type="checkbox"/> 受益者名簿（受益者名簿＝構成員名簿の場合は不要）  <input type="checkbox"/> 経営改善計画書の写し  <input type="checkbox"/> 集落協定書（実施地区が要綱別記1(5)に該当する場合）  <input type="checkbox"/> やるき農家附表（やるき農家支援のみ）（別記様式21号）  <b>【3戸未満の法人の場合】</b>  <input type="checkbox"/> 農業に常時従事する者を1名以上雇用していることが確認できる書類（雇用契約書等）  <b>【農業者等の組織する団体の場合】</b>  <input type="checkbox"/> 地域計画等（地区名・担い手の位置づけが確認できる頁等）</p>
<p>継続的農林業生 産体制整備促進 ／地域農林業生 産体制整備支援 (別記様式17号)</p>	<p><input type="checkbox"/> 事業効果イメージ図（参考様式8）  <input type="checkbox"/> 受益図  <input type="checkbox"/> 受益者名簿  <input type="checkbox"/> 経営改善計画書の写し  <input type="checkbox"/> 法人収支計画書（共通添付3-2）  <input type="checkbox"/> 集落協定書（実施地区が要綱別記1(5)に該当する場合）  <input type="checkbox"/> やるき農家附表（やるき農家支援のみ）（別記様式21号）  <input type="checkbox"/> 事業導入による生産組織の機械等の利用及び農作業の変化（参考様式9）  <b>【3戸未満の法人の場合】</b>  <input type="checkbox"/> 農業に常時従事する者を1名以上雇用していることが確認できる書類（雇用契約書等）  <b>【農業者等の組織する団体の場合】</b>  <input type="checkbox"/> 地域計画等（地区名・担い手の位置づけが確認できる頁等）</p>
<p>地域資源型ビジ ネス促進／多面 的機能増進活動 支援 (別記様式18号)</p>	<p><input type="checkbox"/> 事業効果イメージ図（参考様式8）  <input type="checkbox"/> 受益者名簿（受益者名簿＝構成員名簿の場合は不要）  <input type="checkbox"/> 法人収支計画書（共通添付3-2）  <input type="checkbox"/> 集落協定書（実施地区が要綱別記1(5)に該当する場合）  <input type="checkbox"/> やるき農家附表（やるき農家支援のみ）（別記様式21号）  <b>【3戸未満の法人の場合】</b>  <input type="checkbox"/> 農業に常時従事する者を1名以上雇用していることが確認できる書類（雇用契約書等）  <b>【NPO法人の場合】</b>  <input type="checkbox"/> 地域における活動実績  <input type="checkbox"/> 財産目録  <input type="checkbox"/> 前期事業実績・収支決算  <input type="checkbox"/> 当期事業計画・収支予算</p>

地域資源型ビジネス促進／地域資源活用支援 (別記様式19号)	<input type="checkbox"/> 事業効果イメージ図 (参考様式8) <input type="checkbox"/> 受益者名簿 (受益者名簿＝構成員名簿の場合は不要) <input type="checkbox"/> 法人収支計画書 (共通添付3-2) <input type="checkbox"/> 集落協定書 (実施地区が要綱別記1(5)に該当する場合) <input type="checkbox"/> やるき農家附表 (やるき農家支援のみ) (別記様式22号) <input type="checkbox"/> 【3戸未満の法人の場合】 <input type="checkbox"/> 農業に常時従事する者を1名以上雇用していることが確認できる書類 (雇用契約書等) <input type="checkbox"/> 【NPO法人の場合】 <input type="checkbox"/> 地域における活動実績 <input type="checkbox"/> 財産目録 <input type="checkbox"/> 前期事業実績、収支決算 <input type="checkbox"/> 当期事業計画・収支予算
定住促進 (別記様式20号)	<input type="checkbox"/> 受益者名簿 (受益者名簿＝構成員名簿の場合は不要) <input type="checkbox"/> 事業効果イメージ図 (参考様式8) <input type="checkbox"/> 法人収支計画書 (共通添付3-2)
やるき農家附表 (別記様式21号)	<input type="checkbox"/> 「申請者の位置付け」欄に該当する計画書または協定書の写し <input type="checkbox"/> 新潟県特別栽培農産物認証要綱第9のIの規定に基づく生産登録の写し またはJAS法に基づく有機農産物等の検査認証制度に基づいて発行された認定書の写し (「取組内容」欄で認証農産物栽培に該当する場合のみ)
ふれあい・グリーン・ツーリズム促進 (別記様式22号)	<input type="checkbox"/> 【多目的施設整備の場合】 <input type="checkbox"/> 受益者の同意書 <input type="checkbox"/> 農林漁家率の算定に係る根拠資料 <input type="checkbox"/> 【事業主体がNPO法人の場合】 <input type="checkbox"/> 地域グリーン・ツーリズム構想 (参考様式10) <input type="checkbox"/> 地域における活動実績 <input type="checkbox"/> 財産目録 <input type="checkbox"/> 前期事業実績・収支決算 <input type="checkbox"/> 当期事業計画・収支予算
森林総合利用促進	<input type="checkbox"/> 利用計画 (目標) の根拠資料
多角化・複合化経営発展支援 (別記様式24号)	<input type="checkbox"/> 法人収支計画書 (共通添付3-2) <input type="checkbox"/> 経営改善計画書の写し <input type="checkbox"/> 雇用契約書等 <input type="checkbox"/> 多角化・複合化にかかる計画書 (生産計画、販売計画、原材料調達計画等)
多様な米づくり推進総合支援 (別記様式25号)	<input type="checkbox"/> 経営改善計画書 (認定就農計画) の写し <input type="checkbox"/> 非主食用米多収穫・コスト低減実現計画 (参考様式11) <input type="checkbox"/> コスト計算の根拠資料 (任意様式) <input type="checkbox"/> 規模拡大・作業受託の計画内容が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 園芸作物の導入計画 (育苗ハウスを整備する場合)
鳥獣被害対策・利活用促進 (鳥獣被害対策) (別記様式26号)	<input type="checkbox"/> 鳥獣による被害状況が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 被害防止計画
鳥獣被害対策・利活用促進 (鳥獣肉利活用) (別記様式27号)	<input type="checkbox"/> 主な捕獲エリアにおける被害防止計画 <input type="checkbox"/> 主な捕獲者の捕獲実績が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 鳥獣の捕獲・利活用・販売計画 (参考様式12) <input type="checkbox"/> 食品製造業営業許可書の写し <input type="checkbox"/> その他必要な許可書の写し ( )
みどりの飼料作物水田活用支援 (別記様式28号)	<input type="checkbox"/> 経営改善計画書の写し <input type="checkbox"/> 飼料作物水田活用計画 (参考様式13) <input type="checkbox"/> 水田収益力強化ビジョン等 (表紙、事業の位置づけが確認できる頁等)
みどり園芸スマート産地形成支援 (別記様式29号)	<input type="checkbox"/> 地域園芸振興プラン (策定主体、品目が確認できる頁) <input type="checkbox"/> 受益者名簿
中山間地域スマート技術導入支援 (別記様式30号)	<input type="checkbox"/> 事業効果イメージ図 (参考様式8) <input type="checkbox"/> 受益図 <input type="checkbox"/> 受益者名簿 <input type="checkbox"/> 集落協定書等 (表紙、受益農地を管理する者の位置づけが確認できる頁) <input type="checkbox"/> 事業実施区域内の耕作面積がわかる資料 (農家基本台帳等)

<p>省エネルギー対応農業生産条件整備支援 (別記様式31号)</p>	<input type="checkbox"/>	<p> <input type="checkbox"/>直近の決算書又は青色申告書の写し  <input type="checkbox"/>燃油使用量、電気使用量、肥料費が確認できる書類（伝票、作業日誌等）  <input type="checkbox"/>対象となる面積、規模拡大の内訳（委託者別面積等）等が確認できる書類  <b>【3戸未満の法人の場合】</b>  <input type="checkbox"/>農業に常時従事する者を1名以上雇用していることが確認できる書類（雇用契約書等）  <b>【認定農業者の場合】</b>  <input type="checkbox"/>経営改善計画書の写し  <b>【認定新規就農者の場合】</b>  <input type="checkbox"/>青年等就農計画の写し </p>
<p>水産施設等省エネルギー対策整備支援 (別記様式32号)</p>	<input type="checkbox"/>	
<p>環境保全型農業支援 (別記様式33号)</p>	<input type="checkbox"/>	<p> <b>【省力的な雑草管理】</b>  <input type="checkbox"/>農業者の畦畔管理に関する同意が確認できる書類  <b>【土づくり、環境負荷軽減】</b>  <input type="checkbox"/>経営改善計画書（認定就農計画）の写し  <input type="checkbox"/>エコファーマー認定証又は「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づく環境負荷低減事業活動実施計画に係る認定（にいがたエコファーマー認定）通知書の写し  <b>【防除機導入】</b>  <input type="checkbox"/>市町村防除実施計画の写し  <input type="checkbox"/>共同防除に資する防除機であることが確認できる書類 </p>
<p>酪農省力化機械の導入支援 (別記様式34号)</p>	<input type="checkbox"/>	<p> <input type="checkbox"/>経営改善計画書の写し  <input type="checkbox"/>水田収益力強化ビジョン等（表紙、事業の位置づけが確認できる頁等）  <input type="checkbox"/>省力化機械の導入計画兼飼料自給率向上計画（参考様式14）  <input type="checkbox"/>組織図  <b>【3戸未満の法人の場合】</b>  <input type="checkbox"/>農業に常時従事する者を1名以上雇用していることが確認できる書類（雇用契約書等）  <b>【認定農業者の場合】</b>  <input type="checkbox"/>経営改善計画書の写し  <b>【認定新規就農者の場合】</b>  <input type="checkbox"/>青年等就農計画の写し </p>

別記様式 2号

令和 年度新潟県農林水産業  
総合振興事業個別表

種目		農地所有適格法人育成促進		細目		農地所有適格法人経営発展支援					
内容		□規模拡大 □6次産業化 □園芸等複合化		□地域営農再編・強化 □就業環境整備							
市町村名	事業主体又は借受者名	現状	年度	目標	年度						
経営体等（事業主体及び借受者）の概要	1 地域での役割（地域合意を踏まえて記載）										
	2 経営発展方向（複合化等の場合は販売方法等を含め記載）										
	経営改善計画認定年月	年 月	6次産業化計画作成年月	年 月	営農類型						
	構成員等	戸 人		常時従事者		人					
	雇用の状況	既雇用者			新規雇用者						
うち過去2年以内の雇用			雇用予定人数		雇用予定時期						
人		人	人	人	注1	年 月					
規模拡大	経営面積	自作地	現状 (年度) A	事業実施年 (年度)	2年目 (年度)	3年目 (年度)	4年目 (年度)	目標年 (年度) B	拡大面積 B-A	判断項目	
		借入地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
		合計	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
	作付面積	【作目等】	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	注1
		【作物等】	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	注1
		【作物等】	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	注1
		合計	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
	作業受託	【作業名】	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	注1
		【作業名】	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	注1
	導入施設・機械に関する	【作業名】	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	注1
		【作業名】	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	注1
	6次産業化	6次産業化の取組内容	項目	作目・品目	項目	現状	事業実施年	目標年	判断項目		
生産量			t	t	t	注1					
販売額			千円	千円	千円	注1					
原材料使用割合		自らが栽培等した農産物	%	%	%	注1					
		仕入れた農産物	%	%	%	注1					
主な販売先											
園芸等複合化	項目	作目・品目	項目	現状	事業実施年	目標年	判断項目				
		作付面積	ha	ha	ha	注1					
		生産量	t	t	t	注1					
	売上割合	%	%	%	注1						
	新規導入部門の売上割合										
主な販売先											
地域営農再編・強化（注2）	農業経営相談所等の専門家からの助言等 <input type="checkbox"/> 経営診断又は経営計画の確認・助言等を受けている										
	導入する機械・施設の利用計画	機械等の種類	現状 A	事業実施年	目標年 B	拡大面積 B-A	判断項目				
			単位	単位	単位	単位	注1				
	コスト低減	作物・作業名	現状 A	事業実施年	目標年 B	コスト低減率 (A-B)/A	判断項目				
			単位	単位	単位	%	注1				
	販売額の向上	作物・作業名	現状 A	事業実施年	目標年 B	販売額の増加率 (B-A)/A	判断項目				
			単位	単位	単位	%	注1				
	自動化・省力化	作物・作業名	現状 A	事業実施年	目標年 B	労働時間の削減 (A-B)/A	判断項目				
			単位	単位	単位	%	注1				
	売上額		現状①	事業実施年	目標年②	差②-①	判断項目				
		千円	千円	千円	0 千円	注1					
留意事項	・「うち過去2年以内の雇用」の欄には、前2年度以内の雇用人数を記載 ・「新規雇用者」は、年度内の雇用について記載										

注1) 「実績報告項目・達成率判断項目一覧」に基づき、判断項目に「●」判断項目以外の報告項目に「○」を記入すること。

注2) 「地域営農再編・強化」について

- ・「現状」「事業実施年」「目標年」欄は、事業主体の値又は連携に参画する組織等全員の合計値を記載すること。
- ・「コスト低減」の場合は、農作物の単位面積当たりの費用や単位収穫量当たりの費用など、単位当たりコストを記載すること。
- ・「自動化・省力化」の場合は、導入する機械・施設に関連する作業に係る10a当たりの労働時間を記載すること。

注3) 「6次産業化」、「園芸等複合化」、「地域営農再編・強化」について

- ・「事業実施年」、「目標年」の間の各年分も計画値は別紙を用いて記載すること。（様式任意）

地域営農再編・強化計画

地区名：（ ●●市○○地区・集落）

<b>1 計画に参画する法人、組織等</b>		
法人等名	代表者氏名	所在地
<b>2 地域営農の現状・課題・将来像</b>		
(1) 地区の現状  (2) 課題  (3) 将来像		
※地域計画との関連性について、文中で記述してください。		
<b>3 営農再編・強化に向けた取組内容</b>		
※具体的な法人等の連携概要を記載し、法人連携以外の営農体制再編に向けた取組についても記載願います。 法人連携の概要は、連携に参画する個々の法人等の役割、当該事業で導入する機械等の利用方法等を記載してください。		
<b>4 取組目標</b>	<input type="checkbox"/> 生産コストの低減 <input type="checkbox"/> 販売額の向上 <input type="checkbox"/> 自動化・省力化	

※ 生産コストの低減、販売額の向上、自動化・省力化による労働時間削減等に係る具体的な数値の内訳等を示した説明資料を添付すること。

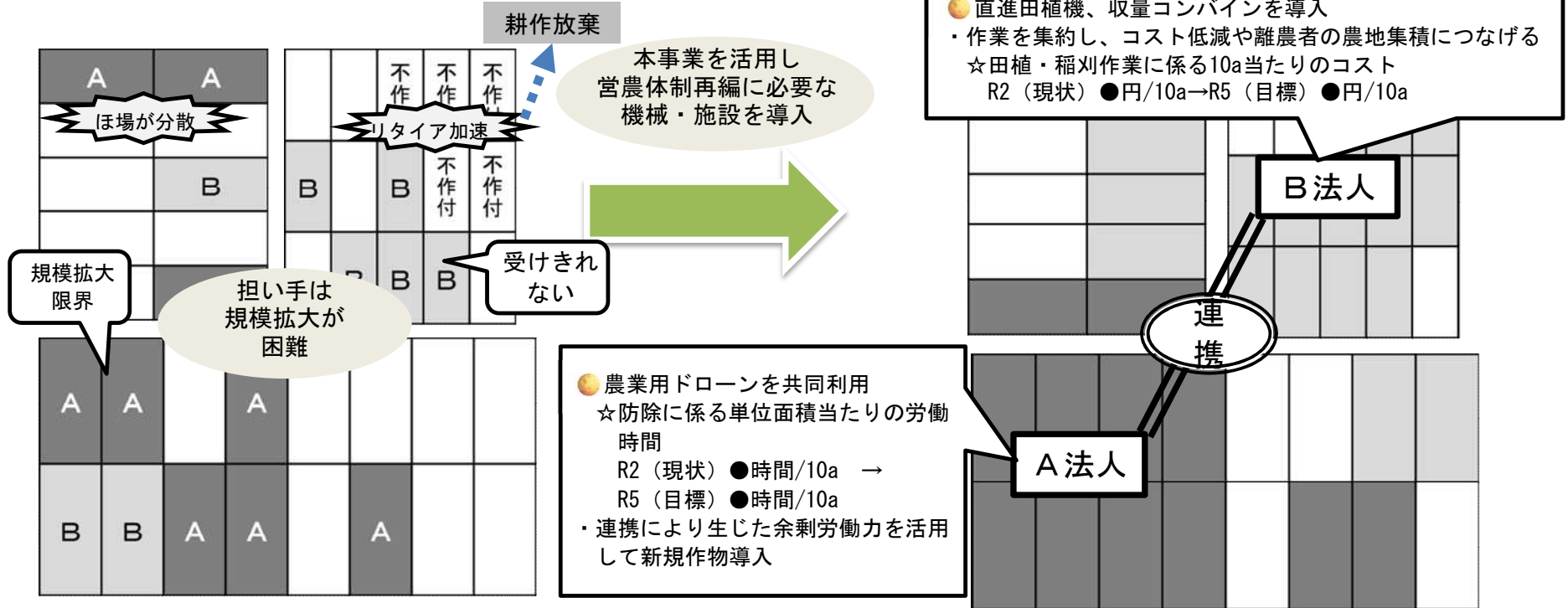
# 例1

## 〈現状〉

- ・コロナ禍による米価低迷等により個人のリタイアが加速  
地域の農家戸数 H28●戸 → R2●戸  
地区内の耕地面積 H28●ha → R2●ha
- ・法人は規模拡大に限界感(施設、労働力不足、農地分散)  
⇒農家のリタイア加速と受け皿がミスマッチ  
⇒地域営農体制の維持が困難

## 〈持続可能な体制モデル〉

- ・農業法人連携推進事業による共同取組の合意形成  
⇒2法人が地域農地の受け皿となる  
⇒持続可能な営農体制を実現  
地区内の耕地面積 R12 ●ha



※この図はあくまで一例です。法人等の連携概要と将来構想がわかる図を記載してください（様式、枚数は自由）

別記様式 3 号

令和 年度新潟県農林水産業  
総合振興事業個別表

種目	農地所有適格法人育成促進	細目	農地所有適格法人設立支援
内容	<input type="checkbox"/> 規模拡大 <input type="checkbox"/> 6次産業化 <input type="checkbox"/> 園芸等複合化 <input type="checkbox"/> 就業環境整備		

市町村名	事業主体名又は借受者		現状	年度	目標	年度			
経営体等（事業主体及び借受者）の概要	1 地域での役割（地域合意を踏まえて）								
	2 経営発展方向（複合化等の場合は販売方法等を含め記載）								
法人	設立総会日	年 月 日	法人設立日	年 月 日	経営改善計画認定年月	年 月 日	常時従事者	人	
法人設立予定	設立総会（予定）日	年 月 日	法人設立予定日	年 月 日	組合員数	戸	人		
	認定農業者数	人	常時従事予定者	人	法人参加予定組合員数	戸	人		
雇用の状況	既雇用者			新規雇用者					
	うち過去2年以内の雇用			雇用予定人数	判断項目	雇用予定時期			
	人	人	人	注1	年 月				
規模拡大	項目	現状 (年度) A	事業実施年 (年度)	2年目 (年度)	3年目 (年度)	4年目 (年度)	目標年 (年度) B	拡大面積 B-A	判断項目
	経営面積	自作地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
		借入地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
		合計	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
	作付面積	【作目等】	ha	ha	ha	ha	ha	ha	注1
		【作物等】	ha	ha	ha	ha	ha	ha	注1
		合計	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
	作業受託	【作業名】	ha	ha	ha	ha	ha	ha	注1
		【作業名】	ha	ha	ha	ha	ha	ha	注1
	導入施設・機械に関する作業拡大	【作業名】	ha	ha	ha	ha	ha	ha	注1
【作業名】		ha	ha	ha	ha	ha	ha	注1	
6次産業化	項目	作目・品目	項目	現状	事業実施年	目標年	判断項目		
	6次産業化の取組内容		生産量	t	t	t	注1		
			販売額	千円	千円	千円	注1		
			売上割合	%	%	%	注1		
			生産量	t	t	t	注1		
			販売額	千円	千円	千円	注1		
			売上割合	%	%	%	注1		
	原材料使用割合		自らが栽培等した農産物	%	%	%	注1		
			仕入れた農産物	%	%	%	注1		
			自らが栽培等した農産物	%	%	%	注1		
仕入れた農産物			%	%	%	注1			
主な販売先									
園芸等複合化	作目・品目	項目	現状	事業実施年	目標年	判断項目			
		作付面積	ha	ha	ha	注1			
		生産量	t	t	t	注1			
		売上割合	%	%	%	注1			
		作付面積	ha	ha	ha	注1			
		生産量	t	t	t	注1			
		売上割合	%	%	%	注1			
	新規導入部門の売上割合		%	%	%	注1			
	主な販売先								
	売上額	現状①	事業実施年	目標年②	差②-①	判断項目			
千円		千円	千円	0 千円	注1				
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「うち過去2年以内の雇用」の欄には、前2年度以内の雇用人数を記載</li> <li>・「新規雇用者」は、年度内の雇用について記載</li> </ul>								

注1) 「実績報告項目・達成率判断項目一覧」に基づき、判断項目に「●」判断項目以外の報告項目に「○」を記入すること。

注2) 「6次産業化」、「園芸等複合化」について

・「事業実施年」、「目標年」の間の各年分も計画値は別紙を用いて整理すること。（様式任意）

別記様式 4号

令和 年度新潟県農林水産業  
総合振興事業個別表

種目	新規就農者育成促進	補助区分	<input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> リース
細目			

市町村名		支援対象者又は借受者名		現状		年度		目標		年度	
就農計画認定番号		就農計画認定年月日		就農計画変更認定年月日			就農形態				
		年 月 日		年 月							
生年月日			農業従事者								
( 歳 )			人								
経営面積	区分	現状	1年目	2年目	3年目	4年目	目標(5年目)	判断項目			
		( 年 )	( 年 )	( 年 )	( 年 )	( 年 )	( 年 )				
	自作地	ha	ha	ha	ha	ha	ha				
	借入地	ha	ha	ha	ha	ha	ha				
合計		ha	ha	ha	ha	ha	ha				
経営規模拡大等計画	区分	現状	1年目	2年目	3年目	4年目	目標(5年目)	判断項目			
	作目名等	( 年 )	( 年 )	( 年 )	( 年 )	( 年 )	( 年 )				
		ha	ha	ha	ha	ha	ha				
	合計	ha	ha	ha	ha	ha	ha				
作業受託		ha	ha	ha	ha	ha	ha				
導入機械等作業面積	(作業機名、作業名、作目名等)	ha	ha	ha	ha	ha	ha				
		ha	ha	ha	ha	ha	ha				
全体事業計画		年度計画(実績)	年度計画(実績)	年度計画(実績)	年度計画(実績)	年度計画	合計				
	内容										
	事業量										
	事業費	円	円	円	円	円					
県補助金	円	円	円	円	円						

※ 支援対象者の概要の経営規模拡大等計画及び導入機械等作業面積欄は、経営開始後1～5年後の計画を記載すること。

令和 年度新潟県農林水産業 総合振興事業個別表		種目	新規就農者育成促進				
		細目					
市町村名		支援対象者又は借受者名		現状	年度	目標	年度
支援対象者選定理由	(市町村作成)						
支援体制	(市町村作成)						

注1) 「実績報告項目・達成率判断項目一覧」に基づき、判断項目に「●」判断項目以外の報告項目に「○」を記入すること。

別記様式5号

令和 年度新潟県農林水産業  
総合振興事業個別表

種目		「新潟米」体質強化促進		細目							
内容											
市町村名	事業主体又は借受者名			現状	年度	目標	年度				
地区の現状及び目標	区分		現状 (年度)	目標年 (年度)	区分	現状 (年度)	目標年 (年度)				
	水田面積	水田面積	ha	ha	水田基盤	整備率(%)	%	%			
		水田①	ha	ha		区画(a)	a	a			
		転作作物②	ha	ha	地区の担い手	個別経営体	戸	戸			
	地区担い手の稲作部門面積③		ha	ha		組織経営体	組織	組織			
	担い手の地区内面積シェア③/①		%	%		延べ構成員数	戸	戸			
	地区担い手の転作作物部門面積④		ha	ha	お米通信簿の取組(※JAのみ記載)	地区農家数	戸	戸			
	主な品目:					測定農家数	戸	戸			
	担い手の地区内面積シェア④/②		%	%		測定農家割合	%	%			
	備考					測定点数	点	点			
組織等の現状及び目標	区分		現状	事業実施年	2年目	3年目	4年目	目標年	判断項目		
	水稲作付面積	自作地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	/		
		借入地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	/		
		作業受託	ha	ha	ha	ha	ha	ha	/		
		合計A	ha	ha	ha	ha	ha	ha	/		
	導入機械・施設利用面積		ha	ha	ha	ha	ha	ha	注1		
	【コスト低減】	直播面積B		ha	/	/	/	/	ha	/	
		直播比率B/A		%	/	/	/	/	%	/	
		直播における主な播種方式			/	/	/	/		/	
	10a又は60kg当たり米生産費		円	円	円	円	円	円	注1		
	【食味・品質等確保】	区分		現状	事業実施年	2年目	3年目	4年目	目標年	判断項目	
		作付面積		ha	ha	ha	ha	ha	ha	注1	
		10a当たり生産量		kg	kg	kg	kg	kg	kg	/	
		生産数量		t	t	t	t	t	t	注1	
		出荷数量		t	t	t	t	t	t	注1	
		販売額		千円	千円	千円	千円	千円	千円	注1	
		1等級比率		%	%	%	%	%	%	注1	
		出荷元、流通元及び販								/	
		産米の1等級比率	産米全体		t (%) (t)	t (%) (t)	t (%) (t)	t (%) (t)	t (%) (t)	t (%) (t)	注1
			コシヒカリ		t (%) (t)	t (%) (t)	t (%) (t)	t (%) (t)	t (%) (t)	t (%) (t)	注1
こしいぶき			t (%) (t)	t (%) (t)	t (%) (t)	t (%) (t)	t (%) (t)	t (%) (t)	注1		
新之助			t (%) (t)	t (%) (t)	t (%) (t)	t (%) (t)	t (%) (t)	t (%) (t)	注1		
その他うるち			t (%) (t)	t (%) (t)	t (%) (t)	t (%) (t)	t (%) (t)	t (%) (t)	注1		
もち米			t (%) (t)	t (%) (t)	t (%) (t)	t (%) (t)	t (%) (t)	t (%) (t)	注1		
酒造好適米			t (%) (t)	t (%) (t)	t (%) (t)	t (%) (t)	t (%) (t)	t (%) (t)	注1		
整粒歩合		%	%	%	%	%	%	/			
タンパク質含有率		%	%	%	%	%	%	/			

コンヒカリの食味・品質基準による区分 集荷・保管等の計画 (※ブランド名等記入のこと)			現状	事業実施年	2年目	3年目	4年目	目標年	判断項目	
食味・品質基準による区分 集荷	集荷数量		t	t	t	t	t	t	/	
	実施数量		t	t	t	t	t	t	/	
	割合		%	%	%	%	%	%	注1	
	※	主なPB米や特別栽培米等	量	t	t	t	t	t	t	/
			割合	%	%	%	%	%	%	注1
		※	その他	量	t	t	t	t	t	/
				割合	%	%	%	%	%	%
	食味・品質基準による区分 販売	集荷数量		t	t	t	t	t	t	/
		実施数量		t	t	t	t	t	t	/
		割合		%	%	%	%	%	%	注1
※		主なPB米や特別栽培米等	量	t	t	t	t	t	t	/
			割合	%	%	%	%	%	%	注1
		※	その他	量	t	t	t	t	t	/
				割合	%	%	%	%	%	%
区分集荷・販売のうち高付加価値販売		集荷数量		t	t	t	t	t	t	/
		実施数量		t	t	t	t	t	t	/
		割合		%	%	%	%	%	%	注1
	※	主なPB米や特別栽培米等	量	t	t	t	t	t	t	/
			割合	%	%	%	%	%	%	注1
	※	その他	量	t	t	t	t	t	t	/
			割合	%	%	%	%	%	%	注1
	区分実施方法									

注1) 「実績報告項目・達成率判断項目一覧」に基づき、判断項目に「●」判断項目以外の報告項目に「○」を記入すること。



<参考様式 3 >

新潟米食味・品質基準ガイドラインに基づく  
地区産米の品質向上及び区分集荷・販売実施計画

市町村・地区名	
1 地区産米の品質の現状 注1)	
2 地区産米の食味・品質向上目標 注2)	
3 目標達成のための取組 注3)	
(1) 食味・品質の分析調査 (お米通信簿等)	
(2) 目標達成のための取組について	
4 区分集荷・保管及び販売の取組 注4)	

注1) ・実施地区における等級比率の状況等、品質の現状を記載すること。

・農地所有適格法人や認定農業者等 (以下「法人等」という。)が取り組む場合は、地区の状況に加え、法人等の状況を記載すること。

注2) ・実施地区において設定されている食味・品質向上目標 (玄米タンパク含有率・1等級比率の目標等)を記載すること。玄米タンパク含有率の目標がない場合は、以下を基準とすること。

目標：6.5%以下 (水分15%換算) (なお、新之助は6.3%以下 (同) とする。)

・事業主体が法人等で、法人等としての目標を設定する場合は、地区の目標を踏まえた目標とすること。(地区の目標と同じとする場合は、地区の目標を記載)

注3) ・(1)については、お米通信簿の様式を添付すること。

・(2)については、2で設定した目標を達成するために取り組む内容 (本事業で導入予定の施設・機械を活用方法や、その他栽培改善 (施肥方法の見直し等) について、具体的に記載すること。  
「高品質米づくりチェックリスト」等を活用する場合は、様式を添付すること。

注4) ・区分集荷・保管及び販売を行う基準の設定内容 (例：玄米タンパク含有率6.5%を超えたものを区分) を含め、取組内容について記載すること。

特色ある米生産販売拡大計画

市町村・地区名			
1 特色ある米づくりの現状	※実績があれば、過去の実績を記入。 ※必要に応じ、表・グラフ等挿入。		
2 生産の拡大、製品化の目標、計画	※必要に応じ、表・グラフを挿入		
3 目標に向けた具体的な活動計画			
4 特色ある米の流通販売計画			

注1) 「(実績) → 現状 → 目標 → 計画 → 計画達成に向けた具体的な活動」を整理し、記載する。

別記様式6号

令和 年度新潟県農林水産業  
総合振興事業個別表

市町村名		事業主体又は借受者名		種目	優良種子生産体制整備支援		細目	年度	目標	年度	
区分		現状		事業実施年		2年目		目標年		判断項目	
		( 年度 )		( 年度 )		( 年度 )		( 年度 )			
種子場の現状及び目標	農家戸数	専業	戸	戸	戸	戸	戸	戸			
		1兼	戸	戸	戸	戸	戸	戸			
		2兼	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸		
		合計	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸		
	耕地面積	田	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha		
		畑	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha		
		( )	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha		
	水田基盤	整備率	%	%	%	%	%	%	%		
		区画面積	a	a	a	a	a	a	a		
	採種面積	稲	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	注1	
		大麦	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	注1	
		大豆	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	注1	
		合計	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	注1	
		うち導入機械・施設利用面積	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	注1	
	種子生産量	稲	t	t	t	t	t	t	t		
		大麦	t	t	t	t	t	t	t		
		大豆	t	t	t	t	t	t	t		
	正種子合格率	稲	%	%	%	%	%	%	%	注1	
		大麦	%	%	%	%	%	%	%	注1	
		大豆	%	%	%	%	%	%	%	注1	
	種子生産10a当たり労働時間	稲	hr	hr	hr	hr	hr	hr	hr		
		大麦	hr	hr	hr	hr	hr	hr	hr		
		大豆	hr	hr	hr	hr	hr	hr	hr		
	10a当たり種子生産費	稲	円	円	円	円	円	円	円		
大麦		円	円	円	円	円	円	円			
大豆		円	円	円	円	円	円	円			
種子場の主要農業機械・施設の装備再編	育苗施設										
	トラクター	ps	台	ps	台	ps	台	ps	台		
	田植機	条	台	条	台	条	台	条	台		
	コンバイン	条	台	条	台	条	台	条	台		
	乾燥調製施設										
	その他										

注1) 「実績報告項目・達成率判断項目一覧」に基づき、判断項目に「●」判断項目以外の報告項目に「○」を記入すること。  
 ※ 稲、大麦、大豆のうち、該当する品目を判断項目とする。

<参考様式5>

種子場生産体制効率化等計画

市町村・地区名	
1 種子場の現状	
2 種子場の生産体制効率化等の目標	
3 生産体制効率化等に向けた具体的な活動計画	

別記様式7号

令和 年度新潟県農林水産業  
総合振興事業個別表

種目	大豆・そば・麦生産促進
内容	

市町村名		事業主体又は借受者名		現状		年度		目標		年度		
特徴的な取組			農家数	専業	1兼	2兼	合計					
				戸	戸	戸	戸					
事業主体又は借受者の概要	作物名	区分	現状	実施年	2年目	目標年						
							注3	経営面積	ha	ha	ha	ha
								利用権設定面積	ha	ha	ha	ha
								作業受託面積	ha	ha	ha	ha
							注3	経営面積	ha	ha	ha	ha
								利用権設定面積	ha	ha	ha	ha
								作業受託面積	ha	ha	ha	ha
							注3	経営面積	ha	ha	ha	ha
								利用権設定面積	ha	ha	ha	ha
								作業受託面積	ha	ha	ha	ha
対象作物の水田収益力強化ビジョン等での位置づけ(位置づけられている場合にチェック) <input type="checkbox"/>												

品目	品種	区分	現状	事業実施年	2年目	目標年	判断項目
			(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	
大豆		作付面積	ha	ha	ha	ha	注1
		うち契約栽培面積	ha	ha	ha	ha	注1
		収量	kg/10a	kg/10a	kg/10a	kg/10a	注1
		品質(注2)	%	%	%	%	注1
		生産量	t	t	t	t	注1
		出荷量	t	t	t	t	注1
		1ha以上団地化率	%	%	%	%	注1
		畝立て播種面積率	%	%	%	%	注1
麦		作付面積	ha	ha	ha	ha	注1
		うち契約栽培面積	ha	ha	ha	ha	注1
		収量	kg/10a	kg/10a	kg/10a	kg/10a	注1
		品質(注2)	%	%	%	%	注1
		生産量	t	t	t	t	注1
		出荷量	t	t	t	t	注1
		1ha以上団地化率	%	%	%	%	注1
		畝立て播種面積率	%	%	%	%	注1
そば		作付面積	ha	ha	ha	ha	注1
		うち契約栽培面積	ha	ha	ha	ha	注1
		収量	kg/10a	kg/10a	kg/10a	kg/10a	注1
		品質(注2)	%	%	%	%	注1
		生産量	t	t	t	t	注1
		出荷量	t	t	t	t	注1
		1ha以上団地化率	%	%	%	%	注1
		畝立て播種面積率	%	%	%	%	注1

注1) 「実績報告項目・達成率判断項目一覧」に基づき、判断項目に「●」判断項目以外の報告項目に「○」を記入すること。

注2) 「品質」は大豆・そばは1・2等、麦は1等を記載すること。

注3) 水稻、大豆、そば等作物名を記載すること。

別記様式 8 号

令和 年度新潟県農林水産業  
総合振興事業個別表

種目	園芸生産促進
内容	<input type="checkbox"/> 推進事業 <input type="checkbox"/> 施設整備 <input type="checkbox"/> 機械整備

市町村名	事業主体又は借受者名	現状	年度	目標	年度
------	------------	----	----	----	----

対象品目		導入機械・施設の利用面積				判断項目
		目標				注1

	品目名	区分	現状	事業実施年	2年目	目標年	判断項目	
			(年度)	(年度)	(年度)	(年度)		
受益者における対象品目の生産計画		栽培農家数					注1	
		面積					注1	
		単収					注1	
		生産量					注1	
		出荷量					注1	
		販売額					注1	
		単位面積当たり費用					注1	
		栽培農家数						注1
		面積						注1
		単収						注1
		生産量						注1
		出荷量						注1
		販売額						注1
		単位面積当たり費用						注1
		栽培農家数						注1
		面積						注1
		単収						注1
		生産量						注1
		出荷量						注1
		販売額						注1
		単位面積当たり費用						注1

被覆資材の処理 *施設の導入のみ	使用被覆資材(被覆資材の種類)	
	使用済みプラスチックの処理体制	
	使用済みプラスチックの処理方法	

以下推進事業の場合に記入	対象品目		受益戸数			
	実施地区の現状と課題					
	課題を解決するための対応方針					
	取組内容	推進活動実施計画				
		活動内容・方法	時期	規模	事業費(千円)	
	効率的生産体制づくり					
	流通・販売体制強化					
	技術導入実証					
	新品目・新品種導入					
	観光連携支援					
	合計					
	事業費(千円)	県補助金	市町村費	団体	受益者	その他
	効果測定項目	現状	事業実施年	2年目	目標年	判断項目
					注1	
					注1	
					注1	

注1) 「実績報告項目・達成率判断項目一覧」に基づき、判断項目に「●」判断項目以外の報告項目に「○」を記入すること。  
注2) 「推進費等」については、別記様式1号の2の「添付資料」によらず、必要な書類を添付すること。

<参考様式6>

園芸生産促進（推進事業）〔技術導入、新品目・新品種導入〕

対象品目		受益戸数	
導入品目または技術等の内容			
品目または技術導入の目的			
技術等導入計画	*実証は設置場所、時期、品種名、面積、数量、対象農家戸数、調査及び実証の内容・方法、技術習得のための推進活動等について記載すること。		

別記様式 9 号

令和 年度新潟県農林水産業  
総合振興事業個別表

種目	畜産振興促進
内容	

市町村名	事業主体又は借受者名		現状	年度	目標	年度				
家畜飼養頭数	乳用牛	肉用牛		養 豚		養 鶏		その他 ( )	その他特記事項	
		経産牛	繁殖牛	肥育牛	繁殖豚	肥育豚	採卵鶏			ブロイラー
	受益範囲									
	地区全体									
事業主体又は借受者の概要 営農計画	品目 (畜種・作物名等)		区分	現状 ( 年度 )	事業実施年 ( 年度 )	2年目 ( 年度 )	目標年 ( 年度 )	判断項目		
	頭数(面積)							注1		
	生産量							注1		
	単収							注1		
	品質							注1		
	生産費							注1		
	牧場利用頭数							注1		
	産子数							注1		
	産卵回数							注1		
	移植頭数							注1		
	E T産子数							注1		
	飼養衛生管理基準の達成							注1		
	頭数(面積)							注1		
	生産量							注1		
	単収							注1		
	品質							注1		
	生産費							注1		
	牧場利用頭数							注1		
	産子数							注1		
	産卵回数							注1		
	移植頭数							注1		
	E T産子数							注1		
	飼養衛生管理基準の達成							注1		
	受精卵移植等技術実証委託	導入技術・作目名の内容								
地域農業の概況と導入作目(畜種)・技術の選定理由										
技術実証ほ等設置計画		場 所	管理者	作目名(畜種)	面積(頭数)					
調査項目及び方法										
技術計画等										

注1) 「実績報告項目・達成率判断項目一覧」に基づき、判断項目に「●」判断項目以外の報告項目に「○」を記入すること。

注2) 「推進費等」については、別記様式1号の2の「添付資料」によらず、必要な書類を添付すること。

<参考様式7>

飼料自給率向上計画

事業主体名 :

取り組み手法： ( ) - 内容 [ ]

1 自給飼料の生産及び利活用の現況	※ 過去の実績があれば記載
2 飼料自給率向上に向けた目標	※ 必要に応じて図、表を記載
3 目標達成のための具体的な行動計画	

別記様式10号

令和 年度新潟県農林水産業  
総合振興事業個別表

種目		環境保全促進		細目		水田土壌保全対策支援	
内容							
市町村名		事業主体又は借受者名		現状	年度	目標	年度
かゞみ含有米生産防止計画について	区分	現状 ( 年度 )	事業実施年 ( 年度 )	2年目 ( 年度 )	目標年 ( 年度 )	判断項目	
	対象地区面積	ha	ha	ha	ha		
	うち導入機械利用面積	ha	ha	ha	ha	注1	
	かゞみ含有米生産防止計画実施面積	ha	ha	ha	ha	ha	
	割合	%	%	%	%	%	注1
備考							
技術等の普及	技術指導計画						
	対象者・機関名	選定理由	実施者(所属、氏名)	啓発普及活動及び指導内容			
技術講習会の開催							
講習会の名称	実施時期	実施期間	場所	参加予定人数・対象	内容		

注1) 「実績報告項目・達成率判断項目一覧」に基づき、判断項目に「●」判断項目以外の報告項目に「○」を記入すること。

別記様式11号

令和 年度新潟県農林水産業  
総合振興事業個別表

種目		環境保全促進		細目		畜産環境美化支援				
内容										
市町村名	事業主体又は借受者名			現状	年度	目標	年度			
家畜飼養頭数	乳用牛	肉用牛		養豚		養鶏		その他 ( )	その他特記事項	
	経産牛	繁殖牛	肥育牛	繁殖豚	肥育豚	採卵鶏	ブロイラー			
	受益範囲									
地区全体										
事業主体又は借受者の概要	営農計画	品目(畜種・作物名等)	区分	現状 ( 年度 )	事業実施年 ( 年度 )	2年目 ( 年度 )	目標年 ( 年度 )	判断項目		
		堆肥生産量						注1		
		搬入量						注1		
		稼働日数						注1		
		処理量						注1		
		散布量						注1		
		散布面積						注1		
		頭数						注1		
		生産量						注1		
		堆肥生産量						注1		
		搬入量						注1		
		稼働日数						注1		
		処理量						注1		
		散布量						注1		
		散布面積						注1		
		頭数						注1		
		生産量						注1		
		堆肥生産量						注1		
		搬入量						注1		
		稼働日数						注1		
		処理量						注1		
		散布量						注1		
		散布面積						注1		
		頭数						注1		
		生産量						注1		
		推進事業	事業計画	地区名 畜種	事業内容 (会議の開催、花木植栽等)	事業量		事業費		備考
合計										

注1) 「実績報告項目・達成率判断項目一覧」に基づき、判断項目に「●」判断項目以外の報告項目に「○」を記入すること。

別記様式12号

令和 年度新潟県農林水産業  
総合振興事業個別表

種目	加工・直売促進	細目	
内容	<input type="checkbox"/> 販売拠点・販売促進機器等整備 <input type="checkbox"/> 加工施設等整備 <input type="checkbox"/> 地域食材活用飲食施設、機械整備		

市町村名	事業主体又は借受者名		現状	年度	目標	年度	
事業主体の概要		※設立年月日	※構成員	戸	人	※常時従事者数	人
販売計画	区分	生產品名	現状 ( 年度 )	事業実施年 ( 年度 )	2年目 ( 年度 )	目標年 ( 年度 )	判断項目
	販売量						注1
							注1
							注1
		合計					注1
	販売額		円	円	円	円	注1
			円	円	円	円	注1
			円	円	円	円	注1
		合計	円	円	円	円	注1
	主な販売先						
生産計画	区分	生產品名	現状	事業実施年	2年目	目標年	判断項目
	生産量						注1
							注1
							注1
		合計					注1
	生産面積		※1	※1	※1	※1	注1
			※1	※1	※1	※1	注1
			※1	※1	※1	※1	注1
		合計					注1
	単収		※1	※1	※1	※1	注1
			※1	※1	※1	※1	注1
			※1	※1	※1	※1	注1
		合計					注1
	生産主体 ※団体名を記入する		※1	※1	※1	※1	
			※1	※1	※1	※1	
			※1	※1	※1	※1	
合計						注1	
生産戸数		※1 戸	※1 戸	※1 戸	※1 戸	注1	
		※1 戸	※1 戸	※1 戸	※1 戸	注1	
		※1 戸	※1 戸	※1 戸	※1 戸	注1	
	合計	戸	戸	戸	戸	注1	
原材料使用計画※2	原材料名	区分	現状	事業実施年	2年目	目標年	判断項目
		原材料使用量(A)					
		事業主体及び地域等の原材料使用量(B)					
		原材料使用割合 (B/A)	%	%	%	%	
	加工技術等の開発状況※3						
技術者の育成状況※3							
地場産農林水産物流通・販売促進計画※4	PR等項目	PR等の内容 (場所、部数、配布先等)					

注1) 「実績報告項目・達成率判断項目一覧」に基づき、判断項目に「●」判断項目以外の報告項目に「○」を記入すること。

※1 「販売拠点・販売促進機器等整備」のみ記載すること。

※2 「加工施設等整備」及び「地域食材活用飲食施設、機械整備」のみ記載すること。

※3 市町村、全国農業協同組合連合会新潟県本部、新潟県森林組合連合会、新潟県漁業協同組合連合会、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、第3セクター以外が記載。

※4 「地場産農林水産物流通・販売促進」のみ記載すること。

別記様式13号

令和 年度新潟県農林水産業  
総合振興事業個別表

種目	林業振興促進	細目	
内容			

市町村名		事業主体又は借受者名		現状	年度	目標	年度
市町村等の概要	森林資源の現況			林産物等の状況			
	区分	面積	蓄積	区分	項目	現状 ( 年度 )	計画 ( 年度 )
	針葉樹	ha	m3		生産量		
					金額	千円	千円
	広葉樹	ha	m3		生産量		
					金額	千円	千円
	ha	m3		生産量			
				金額	千円	千円	

※「市町村等の概要」欄は、市町村又は事業主体（又は借受者）が包括する区域の森林資源、林産物(特用林産物を含む)等の生産を記載する。「計画」欄は、関係する県の基本計画数量と整合すること。

事業主体又は借受者の概要	部門・施設名等	項目	現状 ( 年度 )	事業実施年 ( 年度 )	2年目 ( 年度 )	目標年 ( 年度 )	比率 目標/現状
		作業量又は生産量					%
		金額	千円	千円	千円	千円	
		作業量又は生産量					%
		金額	千円	千円	千円	千円	
		作業量又は生産量					%
		金額	千円	千円	千円	千円	
		作業量又は生産量					%
金額		千円	千円	千円	千円		

事業導入に係る利用(稼働)計画等	作業又は生産種別	項目	現状	事業実施年	2年目	目標年	判断項目
		作業量又は生産量					注1
		使用期間又は日数	日	日	日	日	注1
		就労人員又は日数					注1
		その他					注1
		作業量又は生産量					注1
		使用期間又は日数	日	日	日	日	注1
		就労人員又は日数					注1
		その他					注1
		作業量又は生産量					注1
		使用期間又は日数	日	日	日	日	注1
		就労人員又は日数					注1
		その他					注1

施設等の名称	規格・構造	必要数量	既設数量	計画数量	導入事業名又は利用方法

※「事業の導入(稼働)計画」欄の施設等の名称は、事業の導入に関連する既存施設・機械及び導入事業名(導入年度)等を記載し、新規に導入する施設等については利用方法を記載する。

注1) 「実績報告項目・達成率判断項目一覧」に基づき、判断項目に「●」判断項目以外の報告項目に「○」を記入すること。

別記様式14号

令和 年度新潟県農林水産業  
総合振興事業個別表

市町村名		事業主体		種目		内容		現状		年度	目標	年度				
				<input type="checkbox"/> 水産振興促進	<input type="checkbox"/> 漁村環境整備促進											
地区漁業の経営対数	区分	海面漁業										内水面漁協				
		底曳網	刺網	釣・延縄	小型定置	大型定置	採貝	採藻	養殖	その他	計	サケマス孵化	養殖			
	事業主体内訳											錦鯉	食用鯉	ニジマス類	その他	
	受益内訳															
組織及び管理運営方法																
関係機関との協議内容																
市町村との協議内容																
目標値の設定	項目	現状 ( 年度 )	事業実施年 ( 年度 )	2年目 ( 年度 )	目標年 ( 年度 )	判断項目										
	作業・労働時間の短縮・軽減化 <sup>※1</sup> ( )					注1										
	生産量の増大 ( )					注1										
	生産額の増大 ( )					注1										
	※2 ( )					注1										
	※2 ( )					注1										
※2 ( )					注1											

※1 達成状況報告の数値には削減率を用いる（例．現状60分→目標30分 削減率50%）

※2 その他の項目については個々のケースに対応した数値を設定する

注1) 「実績報告項目・達成率判断項目一覧」に基づき、判断項目に「●」判断項目以外の報告項目に「○」を記入すること。

別記様式15号

令和 年度新潟県農林水産業  
総合振興事業個別表

種目	再生可能エネルギー利活用促進	細目	
内容			

市町村名		事業主体又は借受者名		現状	年度	目標	年度
------	--	------------	--	----	----	----	----

再生可能エネルギー名							
------------	--	--	--	--	--	--	--

再生可能エネルギーの供給元							
---------------	--	--	--	--	--	--	--

再生可能エネルギーの現在の利用状況							
-------------------	--	--	--	--	--	--	--

再生可能エネルギー利活用計画							
----------------	--	--	--	--	--	--	--

再生可能エネルギー利活用効果							
----------------	--	--	--	--	--	--	--

	作目・品目	区分	現状	事業実施年	2年目	目標年	判断項目
			(年度)	(年度)	(年度)	(年度)	
再生可能エネルギーを生産・貯蔵等計画を活用した		生産量	t	t	t	t	注1
		貯蔵量(雪室等の場合)	t	t	t	t	注1
		販売額	千円	千円	千円	千円	注1
		生産量	t	t	t	t	注1
		貯蔵量(雪室等の場合)	t	t	t	t	注1
		販売額	千円	千円	千円	千円	注1
		生産量	t	t	t	t	注1
		貯蔵量(雪室等の場合)	t	t	t	t	注1
		販売額	千円	千円	千円	千円	注1
	原材料使用割合	自らが栽培等した農産物	%	%	%	%	注1
		品目: <input type="text"/>	%	%	%	%	
	主な販売先	仕入れた農産物	%	%	%	%	
品目: <input type="text"/>							

	区分		現状	事業実施年	2年目	目標年	判断項目	
バイオマス資源再生利活用計画の場合	地区内発生バイオマスの場合	原料バイオマス名	発生状況(発生量)	利用	t	t	t	注1
			未利用	t	t	t	注1	
			合計	t	t	t	注1	
	再生バイオマス名	利用状況(利用量)		単位	単位	単位	単位	注1
				単位	単位	単位	単位	注1
			合計	単位	単位	単位	単位	注1
	再生バイオマスの資源供給先							
	地区外発生バイオマスの場合	原料バイオマス名	供給元名(供給量)		t	t	t	注1
					t	t	t	注1
				合計	t	t	t	注1
	再生バイオマス名	利用状況(利用量)		単位	単位	単位	単位	注1
				単位	単位	単位	単位	注1
合計			単位	単位	単位	単位	注1	
再生バイオマスの資源供給先								

注1) 「実績報告項目・達成率判断項目一覧」に基づき、判断項目に「●」判断項目以外の報告項目に「○」を記入すること。

別記様式16号

令和 年度新潟県農林水産業  
総合振興事業個別表

種目	継続的農林業生産体制整備促進	細目	小規模基盤整備支援
内容			

市町村名	事業主体名	現状	年度	目標	年度
地域指定等	<input type="checkbox"/> 振興山村 <input type="checkbox"/> 過疎地域 <input type="checkbox"/> 離島地域 <input type="checkbox"/> 特定農山村地域 <input type="checkbox"/> 直接支払協定農用地を主な受益 <input type="checkbox"/> その他				
事業類型	<input type="checkbox"/> 地区支援 <input type="checkbox"/> やるき農家支援		直接支払制度実施集落名		
受益組織名	(直接支払交付金からの充当額)		(円)		

受益範囲の状況	区分		現状 (年度)	事業実施年 (年度)	2年目 (年度)	目標年 (年度)	判断項目	
	農家数	主業	戸				戸	/
		準主業	戸				戸	
		副業的	戸				戸	
		合計	戸				戸	
		うち認定農業者数						
	経営面積	田	ha	ha	ha	ha	ha	
		普通畑	ha	ha	ha	ha	ha	
		樹園地	ha	ha	ha	ha	ha	
		その他	ha	ha	ha	ha	ha	
合計 A		ha	ha	ha	ha	ha		
	うち不作付地 B	ha	ha	ha	ha	ha		
	耕作放棄地面積 C	ha	ha	ha	ha	ha		
	遊休農地割合 (B+C) ÷ (A+C)	%	%	%	%	%	注1	

土地基盤等整備計画	整備項目	箇所名	区分	現状	事業実施年	2年目	目標年	判断項目
			整備水準等					/
			整備年					
			施設規模 (ほ場数、延長・幅員等)					
			整備又は受益に係る 作付け面積	ha	ha	ha	ha	
			整備水準等					/
			整備年					
			施設規模 (ほ場数、延長・幅員等)					
			整備又は受益に係る 作付け面積	ha	ha	ha	ha	
			整備水準等					/
			整備年					
			施設規模 (ほ場数、延長・幅員等)					
			整備又は受益に係る 作付け面積	ha	ha	ha	ha	
			整備水準等					/
			整備年					
			施設規模 (ほ場数、延長・幅員等)					
		整備又は受益に係る 作付け面積	ha	ha	ha	ha	注1	

耕作放棄地等活用整備計画	整備項目	箇所名	整備面積	耕作放棄割合 と経過年数	現状と整備活用計画		判断項目
			ha	%			/
				年			注1
				%			/
				年			注1
				%			/
			年			注1	
			%			/	
			年			注1	

注1) 「実績報告項目・達成率判断項目一覧」に基づき、判断項目に「●」判断項目以外の報告項目に「○」を記入すること。

注2) 「受益組織名」欄は、事業主体名(事業主体と管理主体が同一の場合)または管理主体名(事業主体と管理主体が異なる場合)を記載する。

注3) 「受益範囲の状況」欄は、「受益組織名」欄で記載した220等の状況について記載する。

<参考様式 8 >

事業効果イメージ図

〈将来像〉

**【〇〇地区の概要】**  
 ・(地理条件、営農形態等を簡潔に記載)

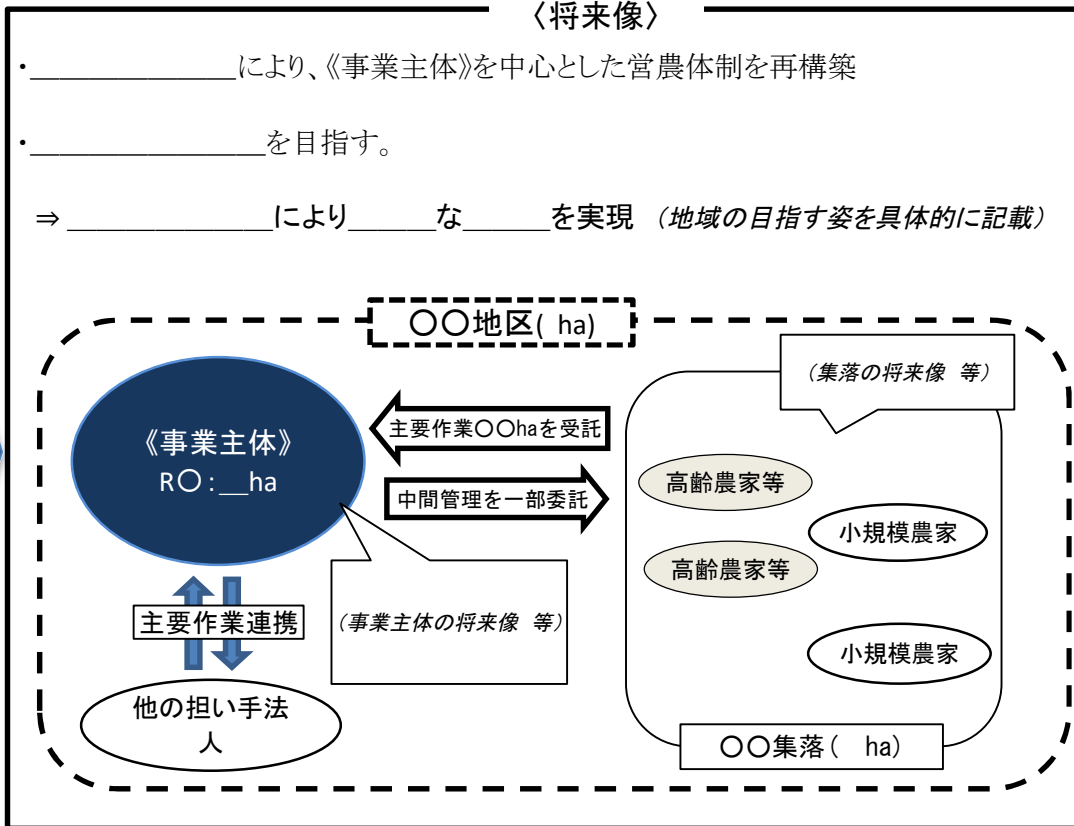
― 〈地域農業の現状と課題〉 ―

**【現状】**  
 ・〇〇地区の耕作面積：\_\_ha  
 ・H\_\_年に設立された《事業主体》が中心となって、  
 \_\_\_\_\_している。

・近年の事業実績等  
 ○年\_\_\_\_導入  
 ○年\_\_\_\_導入

**【課題】**  
 ・近年、\_\_\_\_\_が課題

⇒現在の\_\_では、\_\_\_\_\_が困難



**【直接効果】**  
 ・  
 ・  
 ・

**【間接効果】**  
 ・  
 ・  
 ・

※この図はあくまで一例です。地域における事業・事業主体の位置付け・関係性、事業の必要性・効果が分かる図を記載してください(様式、枚数は自由)

別記様式17号

令和 年度新潟県農林水産業  
総合振興事業個別表

種目		継続的農林業生産体制整備促進		細目		地域農林業生産体制整備支援															
内容																					
市町村名	事業主体名			現状	年度	目標	年度														
地域指定等	<input type="checkbox"/> 振興山村 <input type="checkbox"/> 過疎地域 <input type="checkbox"/> 離島地域 <input type="checkbox"/> 特定農山村地域 <input type="checkbox"/> 直接支払協定農用地を主な受益 <input type="checkbox"/> その他																				
事業類型	<input type="checkbox"/> 地区支援 <input type="checkbox"/> やるき農家支援		直接支払制度実施集落名																		
受益組織名	(直接支払交付金からの充当額)				( ) 円																
受益範囲の状況	区分	農家数(戸)				うち認定農業者数	オペレーター	経営面積(ha)					その他(家畜等)								
		主業	準主業	副業的	計			田	普通畑	樹園地	その他	受託地		計							
	現状																				
目標																					
組織等の活動	区分	営農規模(作物名・面積ha)						生産量													
	現状																				
	目標																				
事業主体の概要 ※3戸未満の農地所有適格法人のみ記入	1 地域での役割																				
	2 経営発展方向(生産体制整備等の取り組みを含め記載)																				
	構成員等				常時従事者																
	戸 人				うち構成員 人				うち雇業者 人												
機械・施設等の整備計画	機械の種類	区分	現状			事業実施年			2年目			3年目			4年目			目標年			判断項目
			既存	購入	リース計	既存	購入	リース計	既存	購入	リース計	既存	購入	リース計	既存	購入	リース計	既存	購入	リース計	
		個人																			
		共有																			
		組織																			
		合計																			
		対象面積	ha			ha			ha			ha			ha			注1			
		個人																			
		共有																			
		組織																			
		合計																			
		対象面積	ha			ha			ha			ha			ha			注1			
施設又は機械の種類	区分	現状			事業実施年			2年目			3年目			4年目			目標年			判断項目	
		既存	購入	リース計	既存	購入	リース計	既存	購入	リース計	既存	購入	リース計	既存	購入	リース計	既存	購入	リース計		
	数量																				
	規模・処理量	t			t			t			t			t			注1				
	数量																				
	規模・処理量	t			t			t			t			t			注1				
近隣同種施設との調整状況(施設のみ)				<input type="checkbox"/> 調整済み <input type="checkbox"/> 調整中 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )																	
事業推進体制図																					

注1) 「実績報告項目・達成率判断項目一覧」に基づき、判断項目に「●」判断項目以外の報告項目に「○」を記入すること。

注2) 「受益組織名」欄は、事業主体名(事業主体と管理主体が同一の場合)または管理主体名(事業主体と管理主体が異なる場合)を記載する。

注3) 「受益範囲の状況」欄は、「受益組織名」欄で記載した組織等の状況について記載する。

<参考様式9>

事業導入による生産組織の機械等の利用及び農作業の変化

市町村名		事業主体名 (生産組織名)										
対象面積		(現状) h a		(目標) h a								
営農形態	現状	<input type="checkbox"/> 個人(未組織) <input type="checkbox"/> 機械協同利用組織【作業名: <input type="checkbox"/> 主要三作業、(            )】 <input type="checkbox"/> 協業組織 <input type="checkbox"/> 法人組織( <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人) <input type="checkbox"/> その他(            )										
	目標	<input type="checkbox"/> 個人(未組織) <input type="checkbox"/> 機械協同利用組織【作業名: <input type="checkbox"/> 主要三作業、(            )】 <input type="checkbox"/> 協業組織 <input type="checkbox"/> 法人組織( <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人) <input type="checkbox"/> その他(            )										
機械の利用及び農作業の変化	区分	面積 (a)	現 状				目 標					
			個別作業		組織作業		委 託 【組織名】	個別作業		組織作業		委 託 【組織名】
	個別導入	組織導入	個別導入	組織導入	個別導入	組織導入		個別導入	組織導入			
	稲作	育苗					【    】					【    】
		耕起					【    】					【    】
		代かき					【    】					【    】
		田植					【    】					【    】
		稲刈り					【    】					【    】
		乾燥調製					【    】					【    】
		防除・中間管理					【    】					【    】
その他	(            )					【    】					【    】	
	(            )					【    】					【    】	
	(            )					【    】					【    】	

※ 区分の上段：農作業実施方法（個人で作業、共同で作業）  
 下段：使用する機械の導入由来（個人で導入、共同で導入）  
 ※ その他：稲作以外で事業主体が行う作業を記入（大豆、そば、園芸作物等）

別記様式18号

令和 年度新潟県農林水産業  
総合振興事業個別表

種目		地域資源型ビジネス促進		細目		多面的機能増進活動支援		
内容								
市町村名	事業主体名			現状	年度	目標	年度	
地域指定等	<input type="checkbox"/> 振興山村 <input type="checkbox"/> 過疎地域 <input type="checkbox"/> 離島地域 <input type="checkbox"/> 特定農山村地域 <input type="checkbox"/> 直接支払協定農用地を主な受益 <input type="checkbox"/> その他							
事業類型	<input type="checkbox"/> 地区支援 <input type="checkbox"/> やるき農家支援		直接支払制度実施集落名					
受益組織名	(直接支払交付金からの充当額)			( 円)				
受益範囲の状況	区分		現状 ( 年度 )	事業実施年 ( 年度 )	2年目 ( 年度 )	目標年 ( 年度 )	判断項目	
	農家数	農家	戸				戸	注1
		林家	戸				戸	
		その他	戸				戸	
		合計	戸				戸	
		認定農業者数						
	経営面積	田	ha	ha	ha	ha	ha	
		普通畑	ha	ha	ha	ha	ha	
		樹園地	ha	ha	ha	ha	ha	
		その他	ha	ha	ha	ha	ha	
		合計 A	ha	ha	ha	ha	ha	
	うち不作付地 B	ha	ha	ha	ha	ha		
	耕作放棄地面積 C	ha	ha	ha	ha	ha		
	遊休農地割合 (B+C) ÷ (A+C)	%	%	%	%	%		
直接支払協定での位置づけ		<input type="checkbox"/> 有 (協定名: ) <input type="checkbox"/> 無						
整備項目	箇所名 (地番・地積)	整備・利用・活動内容		受益戸数	目標	判断項目		
多面的機能増進活動整備計画						注1		
林地等再生活用整備計画						注1		
広場等施設整備計画						注1		

注1) 「実績報告項目・達成率判断項目一覧」に基づき、判断項目に「●」判断項目以外の報告項目に「○」を記入すること。

注2) 「受益組織名」欄は、事業主体名（事業主体と管理主体が同一の場合）または管理主体名（事業主体と管理主体が異なる場合）を記載する。

注3) 「受益範囲の状況」欄は、「受益組織名」欄で記載した組織等の状況について記載する。

別記様式19号

令和 年度新潟県農林水産業  
総合振興事業個別表

種目		地域資源型ビジネス促進		細目		地域資源活用支援				
内容										
市町村名	事業主体名			現状	年度	目標	年度			
地域指定等	<input type="checkbox"/> 振興山村 <input type="checkbox"/> 過疎地域 <input type="checkbox"/> 離島地域 <input type="checkbox"/> 特定農山村地域 <input type="checkbox"/> 直接支払協定農用地を主な受益 <input type="checkbox"/> その他									
事業類型	<input type="checkbox"/> 地区支援 <input type="checkbox"/> やるき農家支援		直接支払制度実施集落名							
受益組織名	(直接支払交付金からの充当額)			( ) 円						
受益範囲の状況	農家数 (戸)			認定農業者数	経営面積 (h a)				地域資源等の生産	
	農家	林家	その他		計	田	普通畑	樹園地	その他	計
	現状									
	目標									
事業主体の概要 ※3戸未満の農地所有 適格法人のみ記入	1 地域での役割									
	2 経営発展方向 (地域資源活用等の取り組みを含め記載)									
	構成員等			常時従事者						
	戸		人		うち構成員			うち雇用人		
導入作物等				現状	事業実施年	2年目	目標年	判断項目		
選定理由		面積・規模						注1		
現在の取組概要		生産額		千円	千円	千円	千円	注1		
導入種子種苗： <input type="checkbox"/> 特産化作物母本 <input type="checkbox"/> 永年性 導入地： <input type="checkbox"/> 遊休農地等 <input type="checkbox"/> その他 ( )										
地域特産品生産・加工・貯蔵・販売施設等整備	地域資源 (原材料名)	区分		現状	事業実施年	2年目	目標年	判断項目		
		原材料確保先仕入先						注1		
		確保量、仕入量		kg	kg	kg	kg			
		うち組織内供給率		%	%	%	%	注1		
		生産量		kg	kg	kg	kg	注1		
	商品化等の内容 (特産品目名)	貯蔵量		kg	kg	kg	kg	注1		
		特産品販売先						注1		
		販売額		千円	千円	千円	千円			
		うち組織内供給率		%	%	%	%	注1		
		施設利用人数		人	人	人	人	注1		
近隣の同種施設との調整				<input type="checkbox"/> 調整済 <input type="checkbox"/> 調整中 (調整先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )						

作物導入実験・特産品開発	品目	選定理由	調査・研究・開発内容方法				
	実施期間	区分	現状	事業実施年	2年目	目標年	判断項目
	開発・研究機関（委託先）	( )					注1
		( )					注1
( )						注1	
地域特産品流通・販売促進	実施項目	品目	実施方法・内容				
	実施期間	区分	現状	事業実施年	2年目	目標年	判断項目
	販売量	うち組織内供給率	%	%	%	%	注1
		販売額	千円	千円	千円	千円	注1
	うち組織内供給率	うち組織内供給率	%	%	%	%	注1
		直売等利用人数	人	人	人	人	注1
	インショップ等開設						
実施項目（情報受発信内容、出展販売産物内容等）							
実施団体（委託先）等							
品目	区分	現状	事業実施年	2年目	目標年	判断項目	
販売量	うち組織内供給率	%	%	%	%	注1	
	販売額	千円	千円	千円	千円	注1	
うち組織内供給率	うち組織内供給率	%	%	%	%	注1	
	直売等利用人数	人	人	人	人	注1	
事業推進体制図							

注1) 「実績報告項目・達成率判断項目一覧」に基づき、判断項目に「●」判断項目以外の報告項目に「○」を記入すること。

注2) 「受益組織名」欄は、事業主体名（事業主体と管理主体が同一の場合）または管理主体名（事業主体と管理主体が異なる場合）を記載する。

注3) 「受益範囲の状況」欄は、「受益組織名」欄で記載した組織等の状況について記載する。

別記様式20号

令和 年度新潟県農林水産業  
総合振興事業個別表

種目		定住促進		細目						
内容		<input type="checkbox"/> 就業促進施設整備 <input type="checkbox"/> 定住環境整備 <input type="checkbox"/> 若者定住住宅整備								
市町村名	事業主体名		現状	年度	目標	年度				
地域指定等	<input type="checkbox"/> 振興山村 <input type="checkbox"/> 過疎地域 <input type="checkbox"/> 離島地域 <input type="checkbox"/> 特定農山村地域 <input type="checkbox"/> 直接支払協定農用地を主な受益 <input type="checkbox"/> その他									
事業類型	<input type="checkbox"/> 地区支援		直接支払制度実施集落名							
受益組織名			(直接支払交付金からの充当額)		( 円)					
受益範囲の状況	区分	農家等数(戸)			受益範囲の年齢別人数					その他
		農家	林家	その他	計	～14	15～39	40～64	65～	
	現状									
目標										
就業促進施設整備	整備項目		区分	現状	事業実施年	2年目	目標年	判断項目		
			生産内容							
			生産量					注1		
			販売額							
			就労者数	人	人	人	人	注1		
			(うち新規)	( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )	注1		
			主な販売先							
			生産内容							
			生産量					注1		
			販売額							
			就労者数	人	人	人	人	注1		
			(うち新規)	( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )	注1		
			主な販売先							
	近隣の類似施設、事業者の状況		所在地	事業者		生産内容				
		調整状況	<input type="checkbox"/> 調整済 <input type="checkbox"/> 調整中( ) <input type="checkbox"/> その他( )							
<input type="checkbox"/> リース工場 ※該当の場合にチェックし、枠内を記載する		借受者名:								
		リース期間:								
施設運営体制図										
定住環境整備	整備項目	箇所	区分	現状と整備活用計画			利用户数・回数・人数等	判断項目		
			現状							
			目標					注1		
			現状							
			目標					注1		

定住環境整備	整備項目	箇所	区分	現状と整備活用計画		利用戸数・回数・人数等	判断項目	
			現状					
			目標				注1	
			現状					
		目標				注1		
若者定住住宅整備	施設区分		現状A	目標年B	不足戸数B-A			
	公営住宅		戸	戸	戸			
	民間住宅		戸	戸	戸			
	特定公共賃貸住宅		戸	戸	戸			
	賃貸住宅計		戸	戸	戸			
	特定公共賃貸住宅整備計画	区分	事業実施年	2年目	目標年	判断項目		
		建築戸数 C	戸	戸	戸	注1		
		若者優先入居戸数 D	戸	戸	戸	注1		
		全体事業費	当該年度事業費 E		補助対象事業費 E × (D/C)			
農林漁家優先入居の具体的方法(募集・運営)等								

注1) 「実績報告項目・達成率判断項目一覧」に基づき、判断項目に「●」判断項目以外の報告項目に「○」を記入すること。

注2) 「受益組織名」欄は、事業主体名（事業主体と管理主体が同一の場合）または管理主体名（事業主体と管理主体が異なる場合）を記載する。

注3) 「受益範囲の状況」欄は、「受益組織名」欄で記載した組織等の状況について記載する。

別記様式21号

令和 年度新潟県農林水産業  
総合振興事業（やるき農家附表）

種目		細目	
内容			

申請者の農業経営等の現況	申請者	住所				氏名		( 歳)
	申請者の位置付け	<input type="checkbox"/> 農業経営基盤強化促進法第12条に基づく農業経営改善計画認定者 <input type="checkbox"/> 特定農山村法第5条に基づき「農業経営の改善及び安定のための計画」を作成し、認定された農業者の組織する団体の構成農業者 (認定計画の団体名： ) <input type="checkbox"/> 中山間地域担い手団体						
	労働力構成(従事日数)	[ ] 日		[ ] 日		計のべ日		
	主要作物等の生産販売状況	作物等名					その他	計
		生産方式						
生産規模								
販売額(千円)								
申請者の主な経歴	農業従事年数 年 研修受講 年 役職・役員等							
経営農地面積等の拡大計画	区分	田	普通畑	樹園地	草地	その他( )	耕作放棄地等の活用 活用状況	主要作業受託
	現状	所有地						
		借入地						
		計						
	目標	所有地						
		借入地						
		計						
取組内容	取組の区分	該当作物				取組の計画		
	<input type="checkbox"/> 認証農産物栽培 <input type="checkbox"/> 新規導入作物 <input type="checkbox"/> 生産方法の改善 <input type="checkbox"/> その他							

注1) 「主要作物等の生産販売状況」欄の生産方式は、例えば、水稻の場合は普通栽培、特別栽培米等、切り花の場合は、露地、施設のように記載する。

注2) 「申請者の主な経歴」欄における役職・役員等については、〇〇年～〇〇年〇〇委員会のように記載する。

注3) 「主要作業受託」欄は、例えば、田植〇ha、刈取〇haのように記入する。

別記様式22号

令和 年度新潟県農林水産業  
総合振興事業個別表

種目	ふれあい・グリーン・ツーリズム促進
内容	<input type="checkbox"/> グリーン・ツーリズム推進対策 <input type="checkbox"/> 景観整備 <input type="checkbox"/> ふれあい空間整備 <input type="checkbox"/> 農林漁業体験宿泊施設等整備 <input type="checkbox"/> 伝統文化等保存活用施設等整備

市町村名		事業主体名		現状	年度	目標	年度	
地区要件	景観整備・ふれあい空間整備				農林漁業体験宿泊施設等整備			
	農林漁家	非農林漁家	合計	受益者の同意数		農山漁村滞在型余暇活動法による 計画策定（見込み）年度		
	戸	戸	戸					
	%	%				年		

本事業を含めての地域のグリーン・ツーリズム将来構想

内容	項目	現状	事業実施年	2年目	目標年	判断項目	実施主体	具体的活動内容	実施時期
		(R年)	(R年)	(R年)	(R年)				
<input type="checkbox"/> 意識啓発活動	回数	回	回	回	回	注1			
	参加人数 (配布部数)	人	人	人	人	注1			
<input type="checkbox"/> 宣伝推進活動	回数	回	回	回	回	注1			
	参加人数 (配布部数)	人	人	人	人	注1			
<input type="checkbox"/> 研修等推進活動	回数	回	回	回	回	注1			
	参加人数 (配布部数)	人	人	人	人	注1			

施設整備・基盤整備等	具体的利用方法 (交流内容)									
	項目		事業実施年		2年目		目標年		判断項目	
	利用計画	回数	回		回		回		注1	
		人数	人		人		人		注1	
	利用計画の内訳概要	春(3~5月)								
		夏(6~8月)								
秋(9~11月)										
冬(12~2月)										
多目的施設利用 計画(3つ以上)	<input type="checkbox"/> 生活コミュニティ活動 <input type="checkbox"/> 農林漁業生産コミュニティ活動 <input type="checkbox"/> 伝統文化継承活動 <input type="checkbox"/> 地域景観保全活動 <input type="checkbox"/> 地域活性化活動 <input type="checkbox"/> 消費者との交流活動 <input type="checkbox"/> その他農山漁村の活性化に資する活動									

注1) 「実績報告項目・達成率判断項目一覧」に基づき、判断項目に「●」判断項目以外の報告項目に「○」を記入すること。

市町村名： \_\_\_\_\_

1. 地域グリーン・ツーリズムのテーマと目標

テーマ	
目標1： 目標〇：	

2. テーマ及び目標設定の考え方

①地域の概要
②地域グリーン・ツーリズムの現状と課題及び今後の展開方向
③本構想における県単事業計画及び事業主体となるNPO法人の位置づけ

3. 本構想及び県単事業計画の地域住民への周知方法

--

4. 地域住民からの意見の配慮状況

--

5. その他特記事項

(農山漁村滞在型余暇活動法による計画策定(見込み)の状況など)
---------------------------------

別記様式23号

令和 年度新潟県農林水産業  
総合振興事業個別表

種目	森林総合利用促進	細目	
内容			

市町村名		事業主体又は借受者名		現状	年度	目標	年度
------	--	------------	--	----	----	----	----

市町村等の施設概要	森林総合利用施設の名称	区分	現状 ( 年度 )	施設等の計画 ( 年度 )	備考
		箇所等			
		面積	ha	ha	
		入込人数	人	人	
		箇所等			
		面積	ha	ha	
		入込人数	人	人	

事業の全体計画	工種・種別等	区分	現状 ( 年度 )	事業実施年 ( 年度 )	2年目 ( 年度 )	目標年 ( 年度 )	比率 目標/現状
		構造・規格等 数量( )					%
		構造・規格等 数量( )					%
		構造・規格等 数量( )					%
		構造・規格等 数量( )					%
		構造・規格等 数量( )					%

※「事業の全体計画」欄は、他の関連する事業および将来構想がある場合、当該事業計画を含め記載する。

事業導入に係る利用(稼働)計画等	施設等利用内容	区分	現状	事業実施年	2年目	目標年	判断項目
		使用期間					注1
		利用人数	人	人	人	人	注1
		その他					注1
		使用期間					注1
		利用人数	人	人	人	人	注1
		その他					注1
		使用期間					注1
		利用人数	人	人	人	人	注1
		その他					注1
		使用期間					注1
		利用人数	人	人	人	人	注1
	その他					注1	

施設等の名称	規格・構造	必要数量	既設数量	計画数量	導入事業名又は利用方法

※「事業の導入(稼働)計画」欄の施設等の名称は、事業の導入に関連する既存施設・機械及び導入事業名(導入年度)等を記載し、新規に導入する施設等については利用方法を記載する。

注1) 「実績報告項目・達成率判断項目一覧」に基づき、判断項目に「●」判断項目以外の報告項目に「○」を記入すること。

別記様式24号

令和 年度新潟県農林水産業  
総合振興事業個別表

種目	多角化・複合化経営発展支援	細目	
内容	□6次化等多角化 □園芸等複合化		

市町村名	事業主体又は借受者名	現状	年度	目標	年度				
経営体等(事業主体)の概要	1 地域での役割								
	2 経営発展方向(多角化・複合化等の取り組みを含め記載)								
	経営改善計画認定年月	年 月	6次産業化計画作成年月	年 月	営農類型				
	構成員等	戸 人	常時従事者		人				
	既雇用者		新規雇用者						
	うち過去2年以内の雇用		雇用予定人数	判断項目	雇用予定時期				
	人	人	人	注1	年 月				
主要部門	作目・品目	項目	現状 ( 年度 )	事業実施年 ( 年度 )	2年目 ( 年度 )	目標年 ( 年度 )			
		作付面積	ha	ha	ha	ha			
		生産量	t	t	t	t			
		販売額	千円	千円	千円	千円			
		作付面積	ha	ha	ha	ha			
		生産量	t	t	t	t			
		販売額	千円	千円	千円	千円			
		作付面積	ha	ha	ha	ha			
		生産量	t	t	t	t			
販売額		千円	千円	千円	千円				
6次化等多角化	作目・品目	項目	現状	事業実施年	2年目	目標年			
		生産量	t	t	t	t			
		販売額	千円	千円	千円	千円			
		生産量	t	t	t	t			
		販売額	千円	千円	千円	千円			
		生産量	t	t	t	t			
		販売額	千円	千円	千円	千円			
	原材料使用割合	品目名:							
		自らが栽培等した農産物及び地域内農業者等が栽培した農産物①	t	t	t	t			
農産物総取扱量②		t	t	t	t				
	地域内原材料使用割合③=①/②	%	%	%	%				
園芸等複合化	作目・品目	項目	現状	事業実施年	2年目	目標年			
		作付面積	ha	ha	ha	ha			
		生産量	t	t	t	t			
		販売額	千円	千円	千円	千円			
		作付面積	ha	ha	ha	ha			
		生産量	t	t	t	t			
		販売額	千円	千円	千円	千円			
		作付面積	ha	ha	ha	ha			
		生産量	t	t	t	t			
販売額		千円	千円	千円	千円				
売上額	項目	現状	事業実施年	2年目	目標年	増減	判断項目	割合	判断項目
	主要部門	0千円 ①	0千円	0千円	0千円 ②	0千円 ②-①	注1	% ②/①	注1
	多角化部門	0千円 ③	0千円	0千円	0千円 ④	④-③	注1	% (④+⑥) / (③+⑤)	注1
	複合化部門	0千円 ⑤	0千円	0千円	0千円 ⑥	⑤	注1	%	注1
	合計	0千円 ⑦	0千円	0千円	0千円 ⑧	0千円 ⑧-⑦	注1	% ⑧/⑦	注1
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>「うち過去2年以内の雇用」の欄には、前2年度以内の雇用人数を記載</li> <li>「新規雇用者」は、年度内の雇用について記載</li> </ul>								

注1)「実績報告項目・達成率判断項目一覧」に基づき、判断項目(●)判断項目以外の報告項目に「○」を記入すること。

別記様式25号

令和 年度新潟県農林水産業  
総合振興事業個別表

市町村名		事業主体又は借受者名		現状	年度	目標	年度			
区分		現状 (年度)		事業実施年 (年度)		目標年 (年度)		備考	判断項目	
事業主体等の現状及び目標	作付面積・生産数量等	主食用コシヒカリ…①		ha	ha	ha				
				t	t	t				
		主食用米(コシヒカリ以外)…②		ha	ha	ha				
				t	t	t				
		加工・輸出・米粉用米…③		ha	ha	ha				
				t	t	t				
		③以外の非主食用米…④		ha	ha	ha				
			t	t	t					
	水稻合計…⑤ (⑤=①+②+③+④)		ha	ha	ha					
			t	t	t					
非主食用米全体の合計…⑥ (⑥=③+④)		ha	ha	ha						
		t	t	t						
米以外の国交付金作物		ha	ha	ha						
作業受託面積	加工・輸出・米粉用米…⑦		ha	ha	ha		注1			
	その他水稻…⑧		ha	ha	ha					
	作業受託面積合計…⑨ (⑨=⑦+⑧)		ha	ha	ha					
作業面積	延べ作業面積…⑩ (⑩=⑤+⑨)		ha	ha	ha		注1			
	加工・輸出・米粉用米での作業面積…⑪ (⑪=③+⑦)		ha	ha	ha		注1			
加工・輸出・米粉用米の60kg当たり生産費		円	円	円		注1				
導入機械・施設利用面積			ha	ha		注1				
既存施設	育苗施設				乾燥調製施設					
	施設数		処理能力計(箱)		施設数		処理能力計(トン)			
区分	用途・品種名	作付面積(ha)			作付比率(%)			作業受託面積(ha)		
		現状	実施年	目標年	現状	実施年	目標年	現状	実施年	目標年
極早生										
早生										
中生										
晩生										
合計										

注1)「実績報告項目・達成率判断項目一覧」に基づき、判断項目に「●」判断項目以外の報告項目に「○」を記入すること。

非主食用米多収コスト低減実現計画

組織又は経営体（リース対象者）名：

事業実施申請年度

※1 加工用米・輸出用米・米粉用米について、複数品種の取組がある場合は品種ごとに作成の上、各品種の作付面積により加重平均し、全体平均を算出する。

※2 目標年において60kgあたり生産費が9,600円以下に低減するか、既に達成している場合は60kgあたり生産費を現状より5%以上低減する目標となっていること。

費目等	計画時の現状 (年度)		目 標 (年度)		実 績 (年度)		本事業により取り組む 内容及びその効果	
	金額 (円)	構成 (%)	金額 (円)	構成 (%)	金額 (円)	構成 (%)	該当 項目	内容
物 財 費								
種 苗 費								
肥 料 費								
農業薬剤費								
光熱動力費								
その他諸材料費								
土地改良及び水利費								
賃借料及び料金								
物件税及び公課諸負担								
建 物 費								
農 機 具 費								
生産管理費								
労 働 費								
費用合計 (物財費+労働費)		100%		100%		100%		
副産物価額								
生 産 費 合 計 (費用合計-副産物価額)								
支払利子								
支払地代								
支払利子・地代算入生産費								
自己資本利子								
自作地地代								
全算入生産費								
収 量	kg	-	kg	-	kg	-		
60kgあたり生産費 (10aあたり全算入生産費と収量から算出)								
削減額								
うち該当項目								
労働時間	hr	-	hr	-	hr	-		

注1) 組織において経理一元化でない場合は、代表的な担い手3名の生産費とその平均について、それぞれ別業に記載すること。

注2) 達成状況報告の際には、「実績」欄も記入する。

注3) 本事業により低減が見られる費目について、「該当項目」欄に●を記載し、「内容」欄には、当該施設等の整備によりどのようにコストが低減されるか、その具体的な内容を記載すること。

注4) 「削減額」の「金額(円)」欄には、現状からの削減額(現状生産費-目標(実績)生産費)を、「うち該当項目」欄には、●を記載した費目の削減額の合計を記載する。また、「金額(円)」の右の「構成(%)」には、それぞれの削減率(現状生産費に対する削減額の割合)を記載すること。

注5) 別紙として計算根拠資料(任意様式)を添付すること。

別記様式26号（鳥獣被害対策）

令和 年度新潟県農林水産業  
総合振興事業個別表

種目		鳥獣被害対策・利活用促進		細目			
内容		□鳥獣被害防止施設整備		□ICT等を活用した鳥獣被害防止機械整備			
市町村名	事業主体名	現状	年度	目標	年度		
鳥獣被害 対策の取 組計画	現状			目標			
受益地区 の農産物 生産及び 被害の現 状	作付品目及び生産量		野生鳥獣類による被害面積、被害金額及び被害品目				
	作付品目	生産量	加害鳥獣	被害面積	被害金額	被害品目	
受益地区 の生産計 画	項目		現状 ( 年度 )	事業実施年 ( 年度 )	2年目 ( 年度 )	目標年 ( 年度 )	
	農家戸数		戸	戸	戸	戸	
	作付面積	田					
		普通畑					
		樹園地					
	その他						
受益地区 の現状及 び目標	項目		現状	事業実施年	2年目	目標年	判断項目
	対策ほ場における生産量						注1
	対策ほ場における鳥獣被害量						注1
	対策ほ場における鳥獣被害金額						注1
導入施設 等の利用 計画	導入施設等名（構造・規模）		選定理由		導入施設等による取組概要		

注1) 「実績報告項目・達成率判断項目一覧」に基づき、判断項目に「●」判断項目以外の報告項目に「○」を記入すること。

別記様式27号（鳥獣肉利活用）

令和 年度新潟県農林水産業  
総合振興事業個別表

種目		鳥獣被害対策・利活用促進		細目			
内容		□処理加工施設整備		□処理加工機械整備			
市町村名	事業主体名	現状	年度	目標	年度		
主な捕獲エリアにおける鳥獣被害対策の取組計画	現状			目標			
主な捕獲エリアにおける農作物被害の現状	加害鳥獣名	被害品目	被害量	被害金額	被害状況		
捕獲計画	捕獲量	加害鳥獣名	現状 ( 年度 )	事業実施年 ( 年度 )	2年目 ( 年度 )	目標年 ( 年度 )	判断項目
							注1
							注1
	主な捕獲者 ※6名程度記載						注1
処理担当責任者氏名							
加工担当責任者氏名							
販売担当責任者氏名							
販売計画	鳥獣・部位名	項目	現状	事業実施年	2年目	目標年	判断項目
		販売量					注1
		販売額	円	円	円	円	注1
		主な販売先					
		販売量					注1
		販売額	円	円	円	円	注1
		主な販売先					
		販売量					注1
		販売額	円	円	円	円	注1
		主な販売先					
		販売量					注1
		販売額	円	円	円	円	注1
		主な販売先					
合計	販売量					注1	
	販売額	円	円	円	円	注1	

注1) 「実績報告項目・達成率判断項目一覧」に基づき、判断項目に「●」判断項目以外の報告項目に「○」を記入すること。

鳥獣の捕獲・利活用・販売計画

◆捕獲～利活用

捕獲獣種	捕獲者名	年齢	主な捕獲 エリア	捕獲の種類 (銃・わな)	捕獲実績(現状)			捕獲目標(令和 年度)		
					捕獲頭数	利活用頭数	利活用率	捕獲頭数	利活用頭数	利活用率
							#DIV/0!			#DIV/0!
							#DIV/0!			#DIV/0!
							#DIV/0!			#DIV/0!
		小計			0	0	#DIV/0!	0	0	#DIV/0!
							#DIV/0!			#DIV/0!
							#DIV/0!			#DIV/0!
		小計			0	0	#DIV/0!	0	0	#DIV/0!
		合計			0	0	#DIV/0!	0	0	#DIV/0!

◆利活用～販売(現状)

利活用獣種	販売に供する 部位名	歩留 (kg/頭)	販売量 (利活用量) (kg)	販売単価 (円/kg)	販売額 (円)	主な販売先
			0		0	
			0		0	
			0		0	
			0		0	
			0		0	
			0		0	
			0		0	
			0		0	
		合計			0	

◆利活用～販売(目標)

利活用獣種	販売に供する 部位名	歩留 (kg/頭)	販売量 (利活用量) (kg)	販売単価 (円/kg)	販売額 (円)	主な販売先
			0		0	
			0		0	
			0		0	
			0		0	
			0		0	
			0		0	
			0		0	
		合計			0	

- ※ セルのみ記載ください。
- ※ 適宜、行を足してください。
- ※ 根拠となる資料や参考となる資料があれば、添付してください。

別記様式28号

令和 年度新潟県農林水産業  
総合振興事業個別表

種目		みどりの飼料作物水田活用支援		細目			
内容							
市町村名	事業主体又は借受者名			現状	年度	目標	年度
事業 経営 主体 又は 借受 者の 概 要	飼料作物 作付面積 (ha)	飼料作物 収穫・調製 作業面積 (ha)	乳用牛	肉用牛		年間飼料作物 供給量 (t)	その他特記事項
			経産牛(頭)	繁殖牛(頭)	肥育牛(頭)		
栽培面積 飼養頭数							
事業 目標	単位：ha、現物トン		判断 項目	現状 (R 年)	1年目 (R 年)	2年目 (R 年)	3年目 (R 年)
	栽培 ・ 収 穫 ・ 機 械 ・ 調 製 に 係 る 機	飼料作物作付面積 (ha)	注1				
		飼料作物栽培・収穫・ 調製作業面積 (ha)	注1				
		うち作業受託	注1				
		家畜ふん堆肥散布面 積	注1				
		飼料作物生産量	注1				
		混合飼料生産量	注1				
	単位：戸、トン		判断 項目	現状 (R 年)	1年目 (R 年)	2年目 (R 年)	3年目 (R 年)
	戸数	畜種		注1			
	合計						
	供給 量	畜種		注1			
合計							

注1) 「実績報告項目・達成率判断項目一覧」に基づき、判断項目に「●」判断項目以外の報告項目に「○」を記入すること。

<参考様式13>

飼料作物水田活用計画

事業主体（または借受者）名：

1 飼料作物生産・利用拡大に向けた体制及び高収益化の取組計画	※事業推進体制図及び取組内容を記載してください。
--------------------------------	--------------------------

2 飼料作物等による水田利用拡大計画	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">作 目</th> <th style="width:15%;">R 年度 (現状)</th> <th style="width:15%;">R 年度 (1年目)</th> <th style="width:15%;">R 年度 (2年目)</th> <th style="width:15%;">R 年度 (3年目)</th> <th style="width:20%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水田利用延べ面積 (ha)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>  うち稲WCS</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>  うち飼料用とうもろこし</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>  うち飼料用ソルガム</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>  うち牧草( )</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>  うち飼料用米</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>  うちその他( )</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>	作 目	R 年度 (現状)	R 年度 (1年目)	R 年度 (2年目)	R 年度 (3年目)	備 考	水田利用延べ面積 (ha)						うち稲WCS						うち飼料用とうもろこし						うち飼料用ソルガム						うち牧草( )						うち飼料用米						うちその他( )					
作 目	R 年度 (現状)	R 年度 (1年目)	R 年度 (2年目)	R 年度 (3年目)	備 考																																												
水田利用延べ面積 (ha)																																																	
うち稲WCS																																																	
うち飼料用とうもろこし																																																	
うち飼料用ソルガム																																																	
うち牧草( )																																																	
うち飼料用米																																																	
うちその他( )																																																	

3 家畜ふん堆肥散布計画	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width:20%;">作目</th> <th colspan="2" style="width:20%;">散布面積(a)</th> <th colspan="2" style="width:20%;">散布量(t)</th> <th rowspan="2" style="width:20%;">備 考</th> </tr> <tr> <th style="width:10%;">現状</th> <th style="width:10%;">目標年</th> <th style="width:10%;">現状</th> <th style="width:10%;">目標年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>	作目	散布面積(a)		散布量(t)		備 考	現状	目標年	現状	目標年																		
作目	散布面積(a)		散布量(t)		備 考																								
	現状	目標年	現状	目標年																									

4 畜産農家への供給計画	※畜産農家が複数の場合は個別に記載願います。																																				
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width:10%;">農家名</th> <th rowspan="2" style="width:10%;">畜 種</th> <th rowspan="2" style="width:10%;">飼育頭数</th> <th colspan="2" style="width:20%;">飼料の種類</th> <th colspan="2" style="width:20%;">年間供給量 (現物トン)</th> <th rowspan="2" style="width:10%;">備考</th> </tr> <tr> <th style="width:10%;">現状</th> <th style="width:10%;">目標年</th> <th style="width:10%;">現状</th> <th style="width:10%;">目標年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </tbody> </table>		農家名	畜 種	飼育頭数	飼料の種類		年間供給量 (現物トン)		備考	現状	目標年	現状	目標年																								
農家名	畜 種				飼育頭数	飼料の種類		年間供給量 (現物トン)		備考																											
		現状	目標年	現状		目標年																															

5 機械導入計画	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">年度</th> <th style="width:20%;">機械名</th> <th style="width:10%;">能力</th> <th style="width:5%;">台数</th> <th style="width:15%;">導入予定者</th> <th style="width:15%;">事業区分</th> <th style="width:15%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>補助 ・ リース</td><td> </td> </tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>補助 ・ リース</td><td> </td> </tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>補助 ・ リース</td><td> </td> </tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>補助 ・ リース</td><td> </td> </tr> </tbody> </table>	年度	機械名	能力	台数	導入予定者	事業区分	備考						補助 ・ リース							補助 ・ リース							補助 ・ リース							補助 ・ リース	
年度	機械名	能力	台数	導入予定者	事業区分	備考																														
					補助 ・ リース																															
					補助 ・ リース																															
					補助 ・ リース																															
					補助 ・ リース																															

別記様式29号

令和 年度新潟県農林水産業  
総合振興事業個別表

種目		スマート技術導入加速化支援		細目		みどり園芸スマート産地形成支援		
内容								
市町村名	事業主体名			現状	年度	目標	年度	
受益者における対象品目の生産計画	品目名	区分	現状 (年度)	事業実施年 (年度)	2年目 (年度)	目標年 (年度)	判断項目	
		栽培農家数						/
		機械利用面積						注1
		うち作業受託面積						注1
		機械利用人数						注1
		データ利用者数						注1
		単収						注1
		出荷量						注1
		販売額						注1
		単位面積当たり労働時間						注1
		栽培農家数						/
		機械利用面積						注1
		うち作業受託面積						注1
		機械利用人数						注1
		データ利用者数						注1
		単収						注1
		出荷量						注1
		販売額						注1
単位面積当たり労働時間							注1	
スマート農業技術による環境負荷低減のための取組	取組内容							
	効果							
スマート農業技術定着のための取組	対象品目				受益戸数			
	取組内容	取組実施計画						
		活動内容・方法				時期	規模・人数	事業費(千円)
	合計							
	関連事業 ※注2							

注1) 「実績報告項目・達成率判断項目一覧」に基づき、導入機械の使用目的に応じて、各項目の要否とともに判断項目に「●」、判断項目以外の報告項目に「○」を記入すること。

注2) 国・県等の事業を活用する場合は事業名を記載すること。

別記様式30号

令和 年度新潟県農林水産業  
総合振興事業個別表

種目	スマート技術導入加速化支援	細目	中山間地域スマート技術導入支援
内容			

市町村名		地区名		現状	年度	目標	年度
地域指定等	<input type="checkbox"/> 振興山村 <input type="checkbox"/> 過疎地域 <input type="checkbox"/> 離島地域 <input type="checkbox"/> 特定農山村地域 <input type="checkbox"/> 直接支払協定農用地を主な受益 <input type="checkbox"/> その他						

事業主体の概要	事業主体名													
	区分	農家数(戸)				うち認定 農業者数	オペレー ター	経営面積(ha)						その他 (家畜等)
		主業	準主業	副業的	計			田	普通畑	樹園地	その他	受託地	計	
	現状													
	目標													
	1 地域での役割													
	2 経営発展方向(スマート農業技術の活用等の取り組みを含め記載)													

導入する 機器の利 用計画	機器等の種類	区分	現状年	計画年	2年目	目標年	判断項目
			(年)	(年)	(年)	(年)	
	機器利用面積(ha) (うち急傾斜)		( )	( )	( )	( )	注1
		身体作業強度					注1
	労働時間(h/10a) (現状比)		( )	( )	( )	( )	注1
		耕作(受益)面積(ha) (うち急傾斜)		( )	( )	( )	( )

事業推進 体制図							
-------------	--	--	--	--	--	--	--

注1) 「実績報告項目・達成率判断項目一覧」に基づき、判断項目に「●」判断項目以外の報告項目に「○」を記入すること。

別記様式31号

令和 年度新潟県農林水産業  
総合振興事業個別表

種目	省エネルギー対応条件整備支援	細目	省エネルギー対応農業生産条件整備支援
----	----------------	----	--------------------

内容	<input type="checkbox"/> 燃油使用量低減	<input type="checkbox"/> 電気使用量低減	<input type="checkbox"/> 肥料費低減
----	----------------------------------	----------------------------------	--------------------------------

市町村名	事業主体又は借受者名		現状	年度	目標	年度
経営の状況	項目	現状 (年度)	事業実施年 (年度)	2年目 (年度)	目標年 (年度)	
	経営面積	自作地	ha	ha	ha	ha
		借入地	ha	ha	ha	ha
		合計	ha	ha	ha	ha
	作付面積	【作目等】	ha	ha	ha	ha
		【作目等】	ha	ha	ha	ha
	作業受託	【作業名】	ha	ha	ha	ha
		【作業名】	ha	ha	ha	ha
導入施設・機械の 利用面積	【作業名】	—	—	ha	ha	
	【作業名】	—	—	ha	ha	
燃油使用 量低減計 画	対象作物等	燃油使用量の低減が図られる具体的な取組			油種	
	項目	現状 ( )	事業実施年 (年度)	2年目 (年度)	目標年 (年度)	判断項目 注1)
	経営面積	単位	単位	単位	単位	注1
	対象面積等	単位	単位	単位	単位	注1
	燃油使用量	単位	単位	単位	単位	注1
	面積等あたり使用量	単位	単位	単位	単位	注1
	低減率		%	%	%	注1
	現状燃油使用量の算出方法(※2)					
	目標燃油使用量の算出方法(※3)					
	※1) 低減率の算出: 低減率=(1-目標燃油使用量÷現状燃油使用量)×100 ※小数第3位切り捨て(小数第2位まで) ※2) 現状燃油使用量: 原則直近3ヶ年平均により算出すること ※3) 目標燃油使用量: 現状からの低減の考え方をカタログ等の資料をもとに算出すること。					
電気使用 量低減計 画	対象作物等	電気使用量の低減が図られる具体的な取組				
	項目	現状 ( )	事業実施年 (年度)	2年目 (年度)	目標年 (年度)	判断項目 注1)
	経営面積	単位	単位	単位	単位	注1
	対象面積等	単位	単位	単位	単位	注1
	電気使用量	単位	単位	単位	単位	注1
	面積等あたり使用量	単位	単位	単位	単位	注1
	低減率		%	%	%	注1
	現状電気使用量の算出方法(※2)					
	目標電気使用量の算出方法(※3)					
	※1) 低減率の算出: 低減率=(1-目標電気使用量÷現状電気使用量)×100 ※小数第3位切り捨て(小数第2位まで) ※2) 現状電気使用量: 原則直近3ヶ年平均により算出すること ※3) 目標電気使用量: 現状からの低減の考え方をカタログ等の資料をもとに算出すること。					
肥料費低 減計画	対象作物等	肥料費の低減が図られる具体的な取組				
	項目	現状 ( )	事業実施年 (年度)	2年目 (年度)	目標年 (年度)	判断項目 注1)
	経営面積	単位	単位	単位	単位	注1
	対象面積	ha	ha	ha	ha	注1
	肥料費	円	円	円	円	注1
	面積あたり肥料費	円/10a	円/10a	円/10a	円/10a	注1
	低減率(※1)		%	%	%	注1
	現状肥料費の算出根拠(※2)					
	目標肥料費の算出方法(※3)					
	※1) 低減率の算出: 肥料費低減率=(1-目標肥料費÷現状肥料費)×100 ※小数第3位切り捨て(小数第2位まで) ※2) 現状肥料費: 原則直近3ヶ年平均の肥料費から算出すること ※3) 目標肥料費: 直近の肥料価格表等から算出すること					
既存機械等の概要						

注1) 「判断項目」欄には、別紙「実績報告項目・達成率判断項目一覧」に基づき、判断項目に「●」判断項目以外の報告項目に「○」を記載すること

別記様式32号

令和 年度新潟県農林水産業  
総合振興事業個別表

種目		省エネルギー対応条件整備支援		細目		水産施設等省エネルギー対策整備支援											
内容																	
市町村名	事業主体			現状	年度	目標	年度										
地区漁業の経営対数	海面漁業										内水面漁協						
	区分	底曳網	刺網	釣・延縄	小型定置	大型定置	採貝	採藻	養殖	その他	計	サケマス孵化	養殖				計
													錦鯉	食用鯉	ニジマス類	その他	
	事業主体内訳																
受益内訳																	
事業による省エネルギー計画	取組内容			現状※1 ( 年度 )	事業実施年 ( 年度 )	2年目 ( 年度 )	目標年 ( 年度 )	判断項目									
				使用量	使用量	使用量	使用量										
				—	削減率※2	削減率	削減率	注1									
				単位	単位	単位	単位										
					%	%	%	注1									
				単位	単位	単位	単位										
現状のエネルギー使用量の算出方法																	
目標年のエネルギー使用量の算出方法																	
管理運営方法																	
市町村との意見協議																	

※1 現状の使用量は原則直近3か年実績の平均とすること

※2 達成状況報告の数値には削減率を用いる(例. 現状60分→目標30分 削減率50%)

注1) 「実績報告項目・達成率判断項目一覧」に基づき、判断項目に「●」判断項目以外の報告項目に「○」を記入すること。

別記様式33号

令和 年度新潟県農林水産業  
総合振興事業個別表

種目	環境保全促進	種目	環境保全型農業支援
内容	□省力的な雑草管理（推進費） □土づくり・環境負荷軽減（施設・機械整備）		

市町村名	事業主体又は借受者名	現状	年度	目標	年度	
共通	環境保全型農業取組計画	現状		計画		
除草剤を使用しない省力的な雑草管理計画	項目	現状 (年度)	事業実施年 (年度)	2年目 (年度)	目標年 (年度)	判断項目
	法面保護植物等による除草剤を使用しない雑草管理による水田面積	ha	ha	ha	ha	注1
	法面保護植物を植栽した農家率	%	%	%	%	注1
	雑草管理機による畦畔管理計画	ha	ha	ha	ha	
法面保護植物導入のための理解促進活動	項目	具体的な内容（場所、方法、時期等）		設置場所	内容（品種、面積等）	
				展示ほの設置		
				増殖ほの設置		
農業者の同意状況	項目	現状	事業実施年	2年目	目標年	判断項目
	同意した農業者数	人	人	人	人	
	事業実施地区における農業者数	人	人	人	人	
	同意率	%	%	%	%	注1
推進体制						

土づくり・環境負荷軽減	作物生産計画	事業対象作物名	項目	現状	事業実施年	2年目	目標年	判断項目		
			面積	ha	ha	ha	ha	注1		
			うち特別栽培農産物等面積(注3)	ha	ha	ha	ha	注1		
			面積	ha	ha	ha	ha	注1		
			うち特別栽培農産物等面積(注3)	ha	ha	ha	ha	注1		
			面積	ha	ha	ha	ha	注1		
		うち特別栽培農産物等面積(注3)	ha	ha	ha	ha	注1			
		合計	面積	ha	ha	ha	ha	注1		
			うち特別栽培農産物等面積(注3)	ha	ha	ha	ha	注1		
	導入技術内容	技術区分			具体的な内容					
		<input type="checkbox"/> 土づくり技術(下記詳細を記載) <input type="checkbox"/> 農薬低減技術(防除機の場合、下記詳細を記載) <input type="checkbox"/> 化学肥料低減技術 <input type="checkbox"/> その他技術(防除機の場合、下記詳細を記載)								
		導入機械・施設の利用面積	機械・施設名		現状	事業実施年	2年目	目標年	判断項目	
					ha	ha	ha	ha	注1	
				ha	ha	ha	ha	注1		
				ha	ha	ha	ha	注1		
土づくり計画	堆肥等施肥計画	作物名	堆肥施用面積				判断項目	堆肥の種類及び入手先等		
			現状	事業実施年	2年目	目標年				
			ha	ha	ha	ha				
			ha	ha	ha	ha				
			ha	ha	ha	ha				
	合計	ha	ha	ha	ha	注1				
稲わら利用状況	項目		現状	事業実施年	2年目	目標年				
	水稻作付面積	市町村	ha	ha	ha	ha				
		地区	ha	ha	ha	ha				
	秋すき込み	市町村	ha	ha	ha	ha				
		地区	ha	ha	ha	ha				
	収集	市町村	ha	ha	ha	ha				
		地区	ha	ha	ha	ha				
	焼却	市町村	ha	ha	ha	ha				
		地区	ha	ha	ha	ha				
	防除等実施計画	防除面積					防除機の整備状況			
項目		現状	事業実施年	2年目	目標年	防除機名	台数			
共同防除		ha	ha	ha	ha		台			
個人防除		ha	ha	ha	ha		台			
合計		ha	ha	ha	ha	合計	台			
備考										
導入防除機による防除計画		作物名	区分	R年	R年	R年	R年	R年	判断項目	
			実施時期							
			実面積	ha	ha	ha	ha	ha		
			延べ面積	ha	ha	ha	ha	ha		注1
		実施時期								
		実面積	ha	ha	ha	ha	ha			
		延べ面積	ha	ha	ha	ha	ha		注1	
		実施時期								
		実面積	ha	ha	ha	ha	ha			
		延べ面積	ha	ha	ha	ha	ha		注1	

注1) 「実績報告項目・達成率判断項目一覧」に基づき、判断項目に「●」判断項目以外の報告項目に「○」を記入すること。  
注2) 特別栽培農産物等面積は、①JAS法に基づく有機農産物栽培面積、②県特別栽培農産物認証面積、③国の特別栽培農産物ガイドラインに基づく栽培面積。

別記様式34号

令和 年度新潟県農林水産業  
総合振興事業個別表

市町村名		事業主体又は借受者名		現状	年度	目標	年度
事業の経営主体又は借受者	飼養頭数	乳用牛	現状の搾乳方法	飼料給与に係る機械装置の保有状況	家畜飼養管理に係る機械装置の保有状況	その他特記事項	
		経産牛(頭)					
事業計画	単位：ト、頭	判断項目	現状 (R 年)	1年目 (R 年)	2年目 (R 年)	3年目 (R 年)	
	生乳生産量	注1					
	経産牛頭数	注1					
労働時間の短縮計画	単位：時間	判断項目	現状 (R 年)	1年目 (R 年)	2年目 (R 年)	3年目 (R 年)	
	機搾乳装置係	導入機械装置	注1				
	機飼料装置係	導入機械装置	注1				
	管装置飼養	導入機械装置	注1				

注1) 「実績報告項目・達成率判断項目一覧」に基づき、判断項目に「●」判断項目以外の報告項目に「○」を記入すること。

<参考様式14>

省力化機械の導入計画兼飼料自給率向上計画

事業主体（または借受者）名：

1 生乳生産量と労働負担の現況及び自給飼料の生産及び利活用の現況

2 省力化及び飼料自給率向上に向けた目標

※ 必要に応じて図、表を記載

3 目標達成のための具体的な行動計画

共通添付資料 1

事業費積算内訳書

	事業区分・内容	算出基礎	事業費 (円)	補助金 (円)
推進費等				/
	計 (①)			
補助率: <input type="checkbox"/> 一般地域5/10 <input type="checkbox"/> 中山間地域5/10 <input type="checkbox"/> 新規就農者5/10				
機械整備				/
	計 (②)			
補助率: <input type="checkbox"/> 一般地域3/10 <input type="checkbox"/> 中山間地域 ( <input type="checkbox"/> 1/3 <input type="checkbox"/> 1/6) <input type="checkbox"/> 多角化・複合化経営発展支援 ( <input type="checkbox"/> 5.5/10 <input type="checkbox"/> 5/10 <input type="checkbox"/> 1/3 <input type="checkbox"/> 3/10) <input type="checkbox"/> 鳥獣被害対策・利活用促進5/10 <input type="checkbox"/> 多様な米づくり推進総合支援5/10 <input type="checkbox"/> みどりの飼料作物水田活用支援5/10 <input type="checkbox"/> スマート技術導入加速化支援5/10 <input type="checkbox"/> 環境保全型農業支援 ( <input type="checkbox"/> 5.5/10 <input type="checkbox"/> 5/10) <input type="checkbox"/> 新規就農者資本装備支援 ( <input type="checkbox"/> 5/10 <input type="checkbox"/> 1/3) <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人設立支援1/3 <input type="checkbox"/> 省エネルギー対応農業生産条件整備支援 ( <input type="checkbox"/> 5.5/10 <input type="checkbox"/> 5/10) <input type="checkbox"/> 水産施設等省エネルギー対策整備支援5/10 <input type="checkbox"/> 酪農省力化機械の導入支援5/10				
施設整備	うち建物			
				/
	小計 (a)			
	補助率: <input type="checkbox"/> 一般地域 ( <input type="checkbox"/> 4.5/10 <input type="checkbox"/> 3/10) <input type="checkbox"/> 中山間地域 ( <input type="checkbox"/> 5/10 <input type="checkbox"/> 1/3 <input type="checkbox"/> 1/6) <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人設立支援 ( <input type="checkbox"/> 5/10 <input type="checkbox"/> 1/3 <input type="checkbox"/> 3/10) <input type="checkbox"/> 多角化・複合化経営発展支援 ( <input type="checkbox"/> 5.5/10 <input type="checkbox"/> 5/10 <input type="checkbox"/> 1/3 <input type="checkbox"/> 3/10) <input type="checkbox"/> 多様な米づくり推進総合支援5/10 <input type="checkbox"/> 鳥獣被害対策・利活用促進5/10 <input type="checkbox"/> みどりの飼料作物水田活用支援5/10 <input type="checkbox"/> 環境保全型農業支援 ( <input type="checkbox"/> 5.5/10 <input type="checkbox"/> 5/10) <input type="checkbox"/> 新規就農者資本装備支援5/10 <input type="checkbox"/> 省エネルギー対応農業生産条件整備支援 ( <input type="checkbox"/> 5.5/10 <input type="checkbox"/> 5/10) <input type="checkbox"/> 水産施設等省エネルギー対策整備支援5/10 <input type="checkbox"/> 酪農省力化機械の導入支援5/10			
施設整備	うち機械			
				/
	小計 (b)			
	補助率: <input type="checkbox"/> 一般地域3/10 <input type="checkbox"/> 中山間地域 ( <input type="checkbox"/> 1/3 <input type="checkbox"/> 1/6) <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人設立支援 ( <input type="checkbox"/> 1/3 <input type="checkbox"/> 3/10) <input type="checkbox"/> 多角化・複合化経営発展支援 ( <input type="checkbox"/> 5.5/10 <input type="checkbox"/> 5/10 <input type="checkbox"/> 1/3 <input type="checkbox"/> 3/10) <input type="checkbox"/> 多様な米づくり推進総合支援5/10 <input type="checkbox"/> 鳥獣被害対策・利活用促進5/10 <input type="checkbox"/> みどりの飼料作物水田活用支援5/10 <input type="checkbox"/> 環境保全型農業支援 ( <input type="checkbox"/> 5.5/10 <input type="checkbox"/> 5/10) <input type="checkbox"/> 新規就農者資本装備支援 ( <input type="checkbox"/> 5/10 <input type="checkbox"/> 1/3) <input type="checkbox"/> 省エネルギー対応農業生産条件整備支援 ( <input type="checkbox"/> 5.5/10 <input type="checkbox"/> 5/10) <input type="checkbox"/> 水産施設等省エネルギー対策整備支援5/10 <input type="checkbox"/> 酪農省力化機械の導入支援5/10			
計 (③ = a + b)				
基盤整備				/
	計 (④)			
補助率: <input type="checkbox"/> 一般地域4/10 <input type="checkbox"/> 中山間地域4.5/10				
合計				
(①+②+③+④)				【                      】

注1) 機械整備に当たっては共通添付資料1-2の添付を要する。  
 なお、事業内容が機械整備のみの場合は、共通添付資料1-2により本表は不要とする。  
 注2) 「事業費」の「小計」及び「合計」欄は、消費税を含む金額を記載する。  
 注3) 国補併用の場合は、【                      】内に国費活用額を記入すること

# 農業機械における補助対象事業費積算内訳書

## 【補助率】

地域区分	一般地域	<input type="checkbox"/>	3/10
		<input type="checkbox"/> 多角化・複合化経営発展支援	5/10
		<input type="checkbox"/> 省エネルギー対応農業生産条件整備支援	5/10
		<input type="checkbox"/> 環境保全型農業支援	5/10
	中山間地域	<input type="checkbox"/>	1/3
		<input type="checkbox"/> やるき農家支援型	1/6
<input type="checkbox"/> 多角化・複合化経営発展支援		5.5/10	
		<input type="checkbox"/> 省エネルギー対応農業生産条件整備支援	5.5/10
		<input type="checkbox"/> 環境保全型農業支援	5.5/10

地域区分 によら ないもの	経営体育成対策	<input type="checkbox"/> 農地所有適格法人設立支援	1/3
		<input type="checkbox"/> 農家子弟	1/3
		<input type="checkbox"/> 新規参入者	5/10
	特 認	<input type="checkbox"/> 多様な米づくり推進総合支援	5/10
		<input type="checkbox"/> 鳥獣被害対策・利活用促進	
		<input type="checkbox"/> みどりの飼料作物水田活用支援	
<input type="checkbox"/> スマート技術導入加速化支援			
		<input type="checkbox"/> 酪農省力化機械の導入支援	

## 【一定率】

事業主体、リース借受者のいずれかが農業協同組合の場合	<input type="checkbox"/> 田植機（直播機関連含む） <input type="checkbox"/> トラクター（アタッチ含む）	80%
	<input type="checkbox"/> コンバイン（汎用型含む） <input type="checkbox"/> その他農業機械	82%

上記以外 事業主体、リース借受者のいずれも農業協同組合でない場合	<input type="checkbox"/> 田植機（直播機関連含む） <input type="checkbox"/> トラクター（アタッチ含む） <input type="checkbox"/> コンバイン（汎用型含む）	88%
	<input type="checkbox"/> その他農業機械	92%

## 【農業機械導入計画】

導入機械	メーカー・型式名	数量 ①	見積価格		上限補助金算定額			補助金算定上の事業費⑧ (③又は⑦の低い金額)	
			単価 ②	金額 ③ (=①×②)	メーカー希望小売価格		一定率 ⑥		算定事業費 ⑦ (=⑤×⑥)
					単価 ④	金額 ⑤ (=①×④)			
	小 計								
	小 計								
	小 計								
	事業費（税抜き）	a (=③の合計)				補助金算定上事業費（税抜き）	A (=⑧の合計)		
	消費税額	b (=a×0.10)				消費税額	B (=A×0.10)		
	事業費合計	a+b				補助金算定上事業費合計	C (=A+B)		

事業主体 区分	<input type="checkbox"/> 消費税等仕入控除税額あり、含む	=A×補助率	[      ]
	<input type="checkbox"/> 消費税等仕入控除税額該当無し	=C×補助率	[      ]

注1) 事業認定後（又は交付決定後）に事業費が変更となる場合には上段に（      ）書きで変更前を記入すること。  
 注2) 交付決定年月日、番号は事業認定後（又は交付決定後）に事業費が変更となる場合にのみ記入すること。  
 注3) 付属品（50万円以下のもの）は、本体機と併せて記入すること（当該算定では、50万円以上の付属品を原則として本体と同様に取り扱うこと。）。  
 注4) 国補併用の場合は、【      】内に国費活用額を記入すること

## 利用計画表

年次	施設・機械名等	対象作物名等	延べ面積・処理量等	月別利用計画												
				1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
計画年次（年）																
	目標年次（年）															

注1) 原則として、導入する機械等に係る作業に応じて作成すること。

注2) 必要に応じて現状の作業を追加すること。



## 収支計画書(法人)

計画年次 (令和 年)				目標年次 (令和 年)			
売上	項目	金額	積算根拠	売上	項目	金額	積算根拠
	合計				合計		
売上原価 (期首棚卸高) (商品仕入高) (製造原価) 材料費 労務費 賃借料 減価償却費 その他 (期末棚卸高)				売上原価 (期首棚卸高) (商品仕入高) (製造原価) 材料費 労務費 賃借料 減価償却費 その他 (期末棚卸高)			
売上総利益				売上総利益			
販売・一般管理費 (役員報酬) (その他人件費) (出荷販売経費) (減価償却費) (その他)				販売・一般管理費 (役員報酬) (その他人件費) (出荷販売経費) (減価償却費) (その他)			
営業利益				営業利益			
営業外利益				営業外利益			
営業外費用 (支払利息)				営業外費用 (支払利息)			
経常利益				経常利益			
償還金 (補助残)				償還金 (補助残)			

注1) 項目(勘定科目)は加除訂正可、また、前年度決算書を添付すること。

# 導 入 機 械 能 力 算 出 基 礎 表

a 機械1台当たりの能力

地帯区分：

ほ場区画：

作業名	作業機名	区分	能力等 PS・条等	時間当たり作業量（作業面積）					1日当たり作業量（作業面積）				期間中の作業可能日数				期間中の作業面積 ha	
				作業幅	作業速度	理論作業量	ほ場作業効率	ほ場作業量	1日の作業時間	作業回数	実作業率	1日の作業面積	作業期間	日数	可能日数率	可能日数		
																		m
		既存の機械																
		導入予定機械																

注1) 上段は既存の機械、下段は導入しようとする機械について記入する。能力の異なる既存機械が複数ある時は、記入欄を適宜増やして記入する。

注2) 作業量（作業面積）の算出方法については、「農業機械の適正導入に係る指針」の第5章第1の計算式を参照のこと。

注3) この様式によることが困難な場合は、様式についてこだわらない。

b 導入必要台数

作業名	作業機名	利用面積 ha	既存機械の能力		不足作業面積 ha	導入機械の能力 ha	導入必要台数 台
			台数	作業可能面積			

注1) 収穫機械等については、作業ピーク時に対応できる能力とする。

注2) この様式によることが困難な場合は、様式についてこだわらない。



新潟県農林水産業総合振興事業達成状況報告書（令和 年度実績）

種目		細目				内容							
市町村名		地区名		事業実施		年度		目標		年度			
地域区分		導入区分		□ 推進費等		□ 機械整備		□ 施設整備		□ 基盤整備		□ リース	
事業主体 (借受者)の概要	事業主体	名称		所在地									
	借受者 (リース の場合のみ記載)	名称		所在地									
		区分		<input type="checkbox"/> 認定新規就農者 <input type="checkbox"/> 認定新規就農者が家族構成員として就農する1戸1法人 <input type="checkbox"/> 認定農業者 <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人 <input type="checkbox"/> 農業法人 <input type="checkbox"/> 漁業法人 <input type="checkbox"/> 農林漁業者等の組織する団体 <input type="checkbox"/> 全国農業協同組合連合会新潟県本部 <input type="checkbox"/> 農業協同組合 <input type="checkbox"/> 農業共済組合 <input type="checkbox"/> 漁業協同組合連合会 <input type="checkbox"/> 漁業協同組合 <input type="checkbox"/> 第3セクター <input type="checkbox"/> 森林組合 <input type="checkbox"/> 生産森林組合 <input type="checkbox"/> 認定事業主 <input type="checkbox"/> 育成経営体 <input type="checkbox"/> その他									
		農林漁家戸数	戸	面積	ha	代表者							
		認定年月日	年 月 日	担い手の位置づけ	有・無	中心的認定農業者							
目的・必要性													
事業効果													
地域の概要		農家数 (戸)				耕地等面積 (ha)							
		主業	準主業	副業的	合計	水田	普通畑	樹園地	その他				
事業の概要	事業内容			構造・規模・能力		数量	事業費 (円)	補助率	県補助金 (円)				
施工箇所・設置箇所						計							
負担区分	事業費		国費	県費	市町村費	その他	融資計画	借入金額		資金の名称			
	円		円	円	円	円		円	円				
事業計画の実績	項目	判断項目	区分	現状 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	4年目 (年)	5年目 (年)				
				現状・計画・目標値	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位
				実績値									
					達成状況	%	%	%	%	%	%		
	項目	判断項目	区分	現状・計画・目標値	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	
				実績値									
				達成状況		%	%	%	%	%	%		
	項目	判断項目	区分	現状・計画・目標値	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	
				実績値									
				達成状況		%	%	%	%	%	%		
	項目	判断項目	区分	現状・計画・目標値	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	
				実績値									
				達成状況		%	%	%	%	%	%		
	項目	判断項目	区分	現状・計画・目標値	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	
実績値													
達成状況					%	%	%	%	%	%			

成果・課題・改善策	成果				
	課題				
	改善策				

事業効果	年度	現状( 年)	1年目( 年)	2年目( 年)	3年目( 年)
	経営体の販売額 (千円)	千円	千円	千円	千円

添付資料	<p>※該当するメニューの場合、下記を添付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地所有適格法人設立支援 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>新規法人の定款（設立年度のみ）</li> </ul> </li> <li>・新規就農者就農円滑化支援（利用権設定） <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>利用権設定の契約書等写し（事業完了翌年度のみ）</li> </ul> </li> <li>・「新潟米」体質強化促進 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>＜参考様式3＞コスト低減計画</li> </ul> </li> <li>・中山間地域スマート技術導入支援 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>事業実施区域内の耕作面積がわかる資料</li> </ul> </li> </ul> <p>※要領第9ただし書きに該当する場合のみ提出。  <input type="checkbox"/>天災地変その他やむを得ない理由書（様式任意）</p>
------	---

- 注1) 「事業計画の実績」欄の「現状（計画書作成当時の現状）」及び「目標」については、各個別表（計画書）に記入した数値等を記入し、報告項目のうち達成状況判断項目については、「●」をその他については「○」を記載すること。
- 注2) 「事業計画の実績」及び「成果・課題・改善策」以外の項目は共通計画書に記載の計画内容に対する実績を記載すること。
- 注3) 新規就農者育成において「リース」以外の場合は、「借受者名」を「支援対象者名」と読み替えて記載すること。
- 注4) 「経営体の販売額」は、事業主体（リースの場合は借受者）が法人（法人税を課税されている任意組織を含む）又は個人の場合に記入すること。  
 なお、新規就農者メニューの場合は、助成対象者について記載すること。



実績報告項目・達成率判断項目一覧（令和8年度実施事業）

策対目種目	内容	実績報告項目	判断項目	備考
全対策共通項目		① 事業主体等の原料使用割合が過半	●	①農林水産物の加工や直売等のための機械・施設を整備する場合のみ（要領第3の7（5）参照）
I 経営体育成対策				
1 農地所有適格法人育成促進				
(1) 農地所有適格法人経営発展支援	① 導入機械・施設の作業拡大面積 ② 生産量 ③ 販売額 ④ 作付面積 ⑤ 導入する機械・施設の利用計画 ⑥ 売上割合 ⑦ 経営面積 ⑧ 作業委託面積 ⑨ コスト低減 ⑩ 販売額の向上 ⑪ 自動化・省力化(10a当たりの労働時間) ⑫ 雇用予定人数 ⑬ 売上額	● ①「規模拡大」の場合 ● ②「6次産業化」及び「園芸等複合化」の場合 ● ③「6次産業化」の場合 ● ④「園芸等複合化」の場合 ● ⑤「地域営農再編・強化」の場合 ● ⑥「6次産業化」及び「園芸等複合化」の場合 ● ⑦「規模拡大」の場合 ● ⑧「規模拡大」の場合 ● ⑨地域営農再編・強化計画で「生産コストの低減」を選択した場合 ● ⑩地域営農再編・強化計画で「販売額の向上」を選択した場合 ● ⑪地域営農再編・強化計画で「自動化・省力化」を選択した場合 ● ⑫「就業環境整備」の場合（年度内に新規雇用を予定している場合） ● ⑬「就業環境整備」の場合	農地所有適格法人育成促進の、「導入機械・施設の作業拡大面積」「作付面積」及び「経営面積」の達成率の算出は、次のとおりとする。 【導入機械・施設の作業拡大面積】 達成率(%) = 調査年度の作業拡大面積 / 目標年度の作業拡大面積 × 100 ※作業拡大面積 = 当該年度の作付面積 - 現状年度の作付面積 【経営面積、作付面積】 達成率(%) = 調査年度の経営面積または作付面積 / 目標年度の経営面積または作付面積 × 100	
(2) 農地所有適格法人設立支援	① 導入機械・施設の作業拡大面積 ② 売上割合 ③ 生産量 ④ 販売額 ⑤ 作付面積 ⑥ 経営面積 ⑦ 作業委託面積 ⑧ 雇用予定人数 ⑨ 売上額	● ①「規模拡大」の場合 ● ②「6次産業化」及び「園芸等複合化」の場合 ● ③「6次産業化」及び「園芸等複合化」の場合 ● ④「6次産業化」の場合 ● ⑤「園芸等複合化」の場合 ● ⑥「規模拡大」の場合 ● ⑦「規模拡大」の場合 ● ⑧「就業環境整備」の場合（年度内に新規雇用を予定している場合） ● ⑨「就業環境整備」の場合		
2 新規就農者育成促進	① 導入機械・施設の実作業面積 ② 作付面積 ③ 飼養頭数 ④ 販売額	● ①「園芸の導入・拡大」の場合 ● ②「畜産の導入・拡大」の場合 ● ③「経営の多角化」の場合		
II 農林水産物の体質強化対策				
1 「新潟米」体質強化促進	① 導入機械・施設の利用面積 ② 10a当たり米生産費または60kg当たり米生産費 ③ 産米の1等級比率 ④ 食味・品質基準による区分集荷割合 ⑤ 食味・品質基準による区分販売割合 ⑥ お米通信簿の測定農家割合 ⑦ 高付加価値販売割合 ⑧ 作付面積 ⑨ 生産数量 ⑩ 出荷数量 ⑪ 販売額 ⑫ 農業環境規範の取組	● ①「コスト低減」の場合 ● ②「食味・品質等確保」で、採択基準2(2)アまたはイの場合（個別品種は必要に応じて報告すること） ● ③「食味・品質等確保」で、採択基準2(2)アまたはイの場合 ● ④「食味・品質等確保」で、採択基準2(2)アまたはイの場合 ● ⑤「食味・品質等確保」で、採択基準2(2)アまたはイの場合 ● ⑥事業主体（リースの借受者）が認定農業者の場合を除く ● ⑦「食味・品質等確保」で、採択基準2(2)アまたはイの場合 ● ⑧「食味・品質等確保」で、採択基準2(2)イの場合 ● ⑨「食味・品質等確保」で、採択基準2(2)イの場合 ● ⑩「食味・品質等確保」で、採択基準2(2)イの場合 ● ⑪「食味・品質等確保」で、採択基準2(2)イの場合 ● ⑫「食味・品質等確保」で、採択基準2(2)イの場合	「新潟米」体質強化促進、優良種子生産体制整備支援、大豆・そば・麦生産促進の、「農業環境規範の取組」を除く全ての項目の達成率の算出は、次のとおりとする。 達成率 = (調査年度実績 - 事業計画作成時の現状) / (目標 - 事業計画作成時の現状) × 100	
2 優良種子生産体制整備支援	① 導入機械・施設の利用面積 ② 正種子合格率 ③ 農業環境規範の取組	●		
3 大豆・そば・麦生産促進	① 10a当たり取量 ② 品質 ③ 作付面積 ④ 農業環境規範の取組	● ②大豆・そばは1・2等、麦は1等を記載		
4 園芸生産促進	① 導入機械・施設の利用面積 ② 出荷量 ③ 販売額 ④ 単位面積当たり費用 ⑤ 効果測定項目 ⑥ 栽培農家数 ⑦ 単収 ⑧ 生産量 ⑨ 農業環境規範の取組	● ※ 小規模基盤整備は個別設定 ● ②事業目的が出荷量拡大の場合（「出荷量 = 目標出荷量 - 現状出荷量」） ● ③事業目的が高付加価値の場合（導入機械施設の内容に応じて個別設定） ● ④事業目的が低コストの場合（導入機械施設の内容に応じて個別設定） 注1 ⑤推進事業の場合	①～④の達成率の算出は、次のとおりとする。 達成率 = (調査年度実績 - 事業計画作成時の現状) / (目標 - 事業計画作成時の現状) × 100	
5 畜産振興促進	① 面積（または頭数） ② 生産量 ③ 品質 ④ 生産費 ⑤ 単収 ⑥ 牧場利用頭数 ⑦ 産子数 ⑧ 採卵回数 ⑨ 移植頭数 ⑩ E.T産子数 ⑪ 飼養衛生管理基準の達成	● ①規模拡大等の場合 ● ②規模拡大等の場合 ● ③品質向上による生産性向上の場合 ● ④コスト低減による生産性向上の場合 ● ⑥公共牧場機能向上のための整備に係る「まき牛導入」の場合 ● ⑦「種雄牛導入」の場合 ● ⑧受精卵移植等に係る場合 ● ⑨受精卵移植等に係る場合 ● ⑩受精卵移植等に係る場合 ● ⑪家畜衛生・防疫施設整備に係る場合	①～⑦の達成率の算出は、次のとおりとする。 達成率 = (調査年度実績 - 事業計画作成時の現状) / (目標 - 事業計画作成時の現状) × 100	
6 環境保全促進	(1) 水田土壌保全対策支援 ① 導入機械の利用面積 ② ガドミウム含有米生産防止計画実施面積率 ③ 農業環境規範の取組 (2) 畜産環境美化支援 ① 搬入量 ② 堆肥生産量 ③ 稼動日数 ④ 散布量 ⑤ 散布面積 ⑥ 頭数 ⑦ 生産量 ⑧ 処理量	● ①「施設整備」（堆肥舎等）の場合 ● ②「施設整備」（堆肥舎等）及び「機械」（ホイールローダー、運搬車等）の場合 ● ③「機械」（ホイールローダー、運搬車等）の場合 ● ④「機械」（散布機械）の場合 ● ⑤「機械」（散布機械）の場合 ● ⑥推進事業及び「地域環境美化に係る機械施設」の場合 ● ⑦推進事業及び「地域環境美化に係る機械施設」の場合 ● ⑧環境負荷の低減を図る機械・施設整備の場合	環境保全促進の、「農業環境規範の取組」を除く全ての項目の達成率の算出は、次のとおりとする。 達成率 = (調査年度実績 - 事業計画作成時の現状) / (目標 - 事業計画作成時の現状) × 100	
7 加工・直売促進	① 販売量 ② 販売額 ③ 生産量 ④ 生産戸数 ⑤ 生産面積 ⑥ 単収	● ①「販売拠点・販売促進機器等整備」の場合 ● ②「加工施設等整備」及び「地域食料活用飲食施設、機械整備」の場合 ● ③「加工施設等整備」及び「地域食料活用飲食施設、機械整備」の場合 ● ④～⑥「販売拠点・販売促進機器等整備」の場合	加工・直売促進の、全ての項目の達成率の算出は、次のとおりとする。 達成率 = (調査年度実績 - 事業計画作成時の現状) / (目標 - 事業計画作成時の現状) × 100	
8 林業振興促進	① 作業量（又は生産量） ② 使用期間（日数） ③ 就労人員（日数） ④ その他	● ①「林業生産振興施設等整備」及び「林業生産振興機械整備」の場合 注1	「作業量（又は生産量）」の達成率の算出は、次のとおりとする。 達成率 = (調査年度実績 - 事業計画作成時の現状) / (目標 - 事業計画作成時の現状) × 100	
9 水産振興促進		注1		
10 再生可能エネルギー活用促進	① 再生可能エネルギーを活用した生産量 ② 再生可能エネルギーを活用した貯蔵量 ③ 販売額 ④ バイオマス利用量	● ①再生可能エネルギーを活用した生産・貯蔵等の場合 ● ②畜舎等貯蔵施設整備の場合 ● ③再生可能エネルギーを活用した生産・貯蔵等の場合 ● ④バイオマス資源再生利活用の場合		

策対目	目録内容	実績報告項目	判断項目	備考
III	中山間地域活性化対策			
1	継続的農林業生産体制整備促進			
	(1) 小規模基盤整備支援	① 遊休農地割合 ② 整備または受益に係る作付面積 ③ 整備活用状況	● ● ●	①達成率=(経営面積のうち不作付地面積+耕作放棄地面積)/(経営面積+耕作放棄地面積) ②箇所毎 ③計画に対応するような書き方で記載
	(2) 地域農林業生産体制整備支援	① 対象面積 ② 規模・処理量 ③ 雇用予定人数	● ● ●	①②: 計画に記載した機械・施設の種類の毎 年度内に新規雇用を予定している場合
2	地域資源型ビジネス促進			
	(1) 多面的機能増進活動支援	① 遊休農地割合 ② 目標到達状況 ③ 受益戸数	● ● ●	①達成率=(経営面積のうち不作付地面積+耕作放棄地面積)/(経営面積+耕作放棄地面積)
	(2) 地域資源活用支援	① 高付加価値作物等導入面積・規模 ② 高付加価値作物等生産額 ③ 生産量 ④ 貯蔵量 ⑤ 販売額 ⑥ 販売額の組織内供給率 ⑦ 利用人数 ⑧ 計画達成状況 ⑨ 雇用予定人数	● ● ● ● ● ● ● ● ●	①「高付加価値作物等導入」の場合 ②「高付加価値作物等導入」の場合 ③～⑦「地域特産品生産・加工・貯蔵・販売施設等整備」、「地域特産品流通・販売促進」及び「インショップ等開設」の場合、計画に適した項目を全て選択 ⑥組織の生産した特産品の販売額/特産品の販売額全体が50%以上 ⑧「作物導入実験・特産品開発」の場合 年度内に新規雇用を予定している場合
3	定住促進	① 生産量 ② 就労者数 ③ 就労者数のうち新規人数 ④ 利用戸数 ⑤ 利用回数 ⑥ 利用人数 ⑦ 現状戸数 ⑧ 若者優先入居戸数	● ● ● ● ● ● ● ●	①「就業促進施設整備」の場合 ②「就業促進施設整備」の場合 ③「就業促進施設整備」の場合 ④「定住環境整備」の場合 ※箇所毎に月別利用実績を添付のこと ⑤「定住環境整備」の場合 ※箇所毎に月別利用実績を添付のこと ⑥「定住環境整備」の場合 ※箇所毎に月別利用実績を添付のこと ⑦「若者定住住宅整備」の場合 ⑧「若者定住住宅整備」の場合
IV	農山漁村活性化対策			
1	ふれあい・グリーン・ツーリズム促進	① 利用回数 ② 利用人数	● ●	
2	森林総合利用促進	① 使用期間 ② 利用人数 ③ その他	● ● ●	注1 「使用人数」の達成率の算出は、次のとおりとする。 達成率=(調査年度実績-事業計画作成時の現状)/(目標-事業計画作成時の現状)×100
3	漁村環境整備促進		●	注1
V	特認			
1	多角化・複合化経営発展支援	① 雇用予定人数 ② 売上金額拡大割合 ③ 売上額	● ● ●	年度内に新規雇用を予定している場合 達成率=(調査年度の売上額-現状年度の売上額)/(目標年度の売上額-現状年度の売上額)×100
2	多様な米づくり推進総合支援			
	(1) 非主食用米多収穫・コスト低減推進支援	① 導入機械・施設利用面積 ② 延べ作業面積 ③ 加工・輸出・米粉用米の作業面積 ④ 60kg当たり米生産量	● ● ● ●	
	(2) 非主食用米作業委託体制整備支援	① 導入機械・施設利用面積 ② 延べ作業面積 ③ 加工・輸出・米粉用米の作業面積 ④ 加工・輸出・米粉用米の作業委託面積 ⑤ 60kg当たり米生産量	● ● ● ● ●	多様な米づくり推進総合支援は、全ての項目の達成率の算出は、次のとおりとする。 達成率=[(調査年度実績-事業計画作成時の現状)/(目標-事業計画作成時の現状)]×100
3	鳥獣被害対策活用促進	① 対策ほ場における鳥獣被害量 ② 対策ほ場における鳥獣被害金額 ③ 対策ほ場における生産量 ④ 販売量 ⑤ 販売額 ⑥ 捕獲量	● ● ● ● ● ●	①「鳥獣被害対策」の場合 ②「鳥獣被害対策」の場合 ③「鳥獣被害対策」の場合 ④「鳥獣肉利活用」の場合 ⑤「鳥獣肉利活用」の場合 ⑥「鳥獣肉利活用」の場合
4	みどりの飼料作物水田活用支援	① 飼料作物作付面積 ② 飼料作物栽培・収穫・調製作業面積 ③ 家畜ふん堆肥散布面積 ④ 飼料作物生産量 ⑤ 混合飼料生産量 ⑥ 県内畜産農家への飼料供給目標	● ● ● ● ● ●	①～⑥の達成率の算出は、次のとおりとする。 達成率=[(調査年度実績-事業計画作成時の現状)/(目標-事業計画作成時の現状)]×100 調製(混合飼料製造)に係る機械・施設の場合
5	スマート技術導入加速化支援			
	(1) みどり園芸スマート産地形成支援	① 導入機械の利用面積 ② 導入機械による作業受託面積 ③ 導入機械の利用人数 ④ 機械により取得したデータの利用人数 ⑤ 単位面積当たり労働時間 ⑥ 単収 ⑦ 出荷量 ⑧ 販売額	● ● ● ● ● ● ● ●	作業受託を行う場合 共同利用する場合 データの共有を行う場合 事業目的が省力化の場合 事業目的が生産性向上の場合
	(2) 中山間地域スマート技術導入支援	① 導入機器等の利用面積 ② 導入機器工程における身体作業強度 ③ 導入機器工程における単位面積当たり労働時間 ④ 事業実施区域における耕作面積	● ● ● ●	計画に記載した機器の種類毎 経労力を目標とする場合 省力化を目標とする場合 「機器利用面積」の達成率の算出は、次のとおりとする。 達成率(%)=調査年度の利用面積/目標年度の利用面積×100 「身体作業強度」は、令和3年4月20日付け基発0420第3号厚生労働省労働基準局長通知の「職場における熱中症予防基本対策要綱」表1-1に掲げる「身体作業強度の例」と
6	省エネルギー対応条件整備支援			
	(1) 省エネルギー対応農業生産条件整備支援	① 燃油使用量、電気使用量又は肥料費の低減率 ② 燃油使用量、電気使用量又は肥料費 ③ 対象面積等 ④ 面積等あたりの燃油使用量、電気使用量又は肥料費 ⑤ 経営面積	● ● ● ● ●	※低減率=(1-調査年度実績/事業計画作成時の現状)×100 ①達成率=調査年度実績/事業計画作成時の目標 ②、③、④達成率=(調査年度実績-事業計画作成時の現状)/(目標-事業計画作成時の現状)×100
	(2) 水産施設等省エネルギー対策整備支援	① エネルギー使用量	●	達成率=(調査年度実績-事業計画作成時の現状)/(目標-事業計画作成時の現状)×100
7	環境保全型農業支援	① 法面保護植物の植栽に取り組んだ農家数 ② 法面保護植物等による除草剤を使用しない雑草管理に実施地区農業者の同意率 ③ 農業環境規範の取組 ④ 特別栽培農産物等の生産面積 ⑤ 導入機械・施設の利用面積	● ● ● ● ●	①「省力的な雑草管理」の場合 ※農家率=法面保護植物の植栽に取り組んだ農家数/受益農家数×100 ②「省力的な雑草管理」の場合 ③「省力的な雑草管理」の場合 ⑤「土づくり・環境負荷軽減」の場合 ⑥「土づくり・環境負荷軽減」の場合
8	酪農省力化機械の導入支援	① 生乳生産量 ② 経産牛頭数 ③ 労働時間短縮計画(搾乳関係機械装置) ④ 労働時間短縮計画(飼料関係機械装置) ⑤ 労働時間短縮計画(家畜飼養管理関係機械装置)	● ● ● ● ●	

注1) 個別事業計画に記載の項目を達成率判断の項目とする。

※ 判断項目欄の「●」記載は達成率判断の項目とする。

※ 達成状況報告の「事業計画の実績」欄の「目標」及び「現状」については、各個別表(計画書)に記入した数値を記入する。